特別名勝 松島

保存活用計画策定事業報告書

令和6年（2024）　宮城県教育委員会

凡　例

・本書は、「特別名勝松島保存活用計画」（令和５年３月策定）にかかる報告書で、策定の経緯や検討内容などをまとめたものである。
・特別名勝松島保存活用計画策定事業は、宮城県教育委員会が令和２年度から令和４年度に直営で実施し、令和４年度には文化庁の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助（交付額 1,300 千円）を受けた。
・本書に記載の構成員、担当課職員等の役職、肩書は事業年度当時のものである。
・第３章の議事録中の発言にあるページ番号は、本事業により策定した「特別名勝松島保存活用計画」のページに対応しており、議事録で記載しているものについては、必要に応じて作業段階のページ番号を (　) に記載した。

目　次

第１章　本報告書の目的 …… 1

第２章　保存管理計画の変遷と保存活用計画策定の考え方 …… 1

1　計画策定の意義…… 1
2　文化財的価値…… 2
3　構成要素…… 4
4　保護地区…… 5
5　現状変更申請件数の推移と取扱い基準…… 9
6　整備と活用…… 10

第３章　将来的な課題 …… 11

1　策定過程で検討し、将来の課題としたもの…… 11
2　今後、検討や見直しが見込まれるもの…… 13

引用・参考文献 …… 14

資料１　特別名勝松島保存活用計画策定会議の経過 …… 15

1　特別名勝松島保存活用計画策定会議開催要綱…… 15
2　策定会議の体制…… 16
3　第１回策定会議議事録…… 17
4　第２回策定会議議事録…… 27
5　第３回策定会議議事録…… 42
6　第４回策定会議議事録…… 50
7　第５回策定会議議事録…… 66
8　第６回策定会議議事録…… 80
9　第７回策定会議議事録…… 95

資料２　地域住民意見交換会・地域住民説明会における意見等（概要）… 110

1　地域住民意見交換会…… 110
2　地域住民説明会…… 119

資料３　松島が描かれた主要な芸術作品 …… 123

1　和歌…… 123
2　文学作品…… 130
3　絵画…… 131
引用・参考文献…… 132

報告書抄録 …… 133

第１章　本報告書の目的

「特別名勝松島保存活用計画策定事業報告書」（以下、本報告書という。）は、宮城県教育委員会が令和５年３月に策定した「特別名勝松島保存活用計画」（以下、令和５年計画という。）の、計画策定までの経緯や考え方をまとめたものである。

宮城県は昭和３年に名勝松島の管理団体に指定され、戦後の経済成長に伴う開発のなかで特別名勝松島の適切な保護を図るために、昭和 51 年に県教育委員会が最初の保存管理計画を策定した。

以後、約 10 年おきに計画の改定を行っており、前回の改定から 13 年が経過し、名勝指定から 100 年の節目となる令和５年に、風致景観保護と地域活性化の両立を図るため、新たに保存活用計画を策定した。

本報告書は、計画の理念を普及・継承するとともに、10 年後の計画改定はもとより、後世の検証の基礎資料としての役割を果たすことで、これから 100 年間、松島の風致景観保護に寄与することを目的としている。

第２章　保存管理計画の変遷と保存活用計画策定の考え方

１　計画策定の意義

松島における保存管理計画･保存活用計画の沿革は、令和５年計画の第１章第２節（計画 p1）のとおりである。

史跡名勝天然記念物（以下、史跡等という）の保護では、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条「現状変更の制限及び原状回復の命令」により、開発行為等の現状変更を行う際に文化庁長官の許可を必要とすることが定められており、この条文が史跡等の文化財的価値[1]の消失を防ぐ上で大きな役割を果たしている。

しかし、実際に指定された史跡等の内容は多種多様で、文化財的価値もそれぞれ異なる。また、土地に根差した文化財であることから、日々その状況は変化し、土地所有者等による開発行為等も日常的に発生する。

こうしたなかで、国は史跡等の現状を踏まえて適切に保存し次世代へと確実に伝達していくために、保存活用計画策定を促しており[2]、所有者や管理団体が定める計画については、平成 30 年の文化財保護法改正で法律上の位置付けを得られることとなった[3]。

保存管理計画・保存活用計画は、これまでの現状変更申請をもとに、史跡等のもつ文化財的価値を保護するため、現状変更に関する取扱い基準をあらかじめ示すことにより、関係者間でルールを共有し、許可判断の透明性を高めるためのものである。加えて、近年は保存管理のみならず活用の方向性も記載することが求められるようになった。

松島については、県教育委員会が昭和 51 年に最初の保存管理計画（以下、昭和 51 年計画という。）を策定した。この策定の背景としては、同計画 1．及び 2．にあるとおり、当時の

1　文化庁の指針及び全国の史跡等保存活用計画では「本質的価値」という言葉が使われている。これまで松島では「価値」と表現してきているが、本報告書では文脈上わかりづらいので文化財的価値としている。

2　文化庁文化財部記念物課 2004「史跡等整備のてびき【計画編】」（p26）参照。

3　文化財保護法第 129 条の二。

塩竈市域一部の指定解除に代表されるように、開発の波が松島の風致景観の核心部まで迫り、計画策定によるルールの明示が必要であった。この昭和 51 年計画策定以後、松島の保存管理計画は、開発行為や地域の変化等に対応して、現状変更取扱い基準や保護地区の見直しを図りつつ、風致景観保護と開発行為等の調整の役割を担っている。

こうしたなかで、近年、特に平成 23 年（2011）３月 11 日の東日本大震災以降は、指定範囲内でも急速な人口減少という新たな社会的課題に直面している。文化財は人の手によって護られており、地域の衰退と文化財の消失は密接に関係することから、計画では従前からの開発行為に対する保存管理方法の明示のみならず、地域活性化につながる活用の方向性を示すことが必要となってきた。このため、県教育委員会は整備と活用の方向性を記載した「保存活用計画」として新たに策定した。

２　文化財的価値

（１）経緯と考え方

特別名勝松島のもつ文化財的価値について、令和５年計画の第２章第１節及び第３章第２・６節で示した考え方に至る経緯は、以下のとおりである。

文化財的価値は基本的に指定にあたっての理由をまとめた説明（以下、指定説明という。）から導き出されるものであるが、名勝指定から 100 年、特別名勝指定から 70 年が経過し、令和５年計画では、これまでの変遷を踏まえた今日的な理解と整理が必要であった[4]。

特に、松島の特別名勝指定時の説明は非常に短く、「第三紀層の凝灰岩から成る大小 200 余の島が各々松を戴いて一湾の中に散在する。古来日本三景の一として謳われて来た多島海風景として特異な景観である」との記載のみである。そして、第５回策定会議における文化庁の見解にもあるとおり、松島の特別名勝指定は「日本三景だから当然」という強い認識から、昭和 51 年から平成 10 年計画まで、指定説明以外に文化財的価値を紹介しているものはみられない状態であった。

この結果、松島では長期にわたり指定当時の説明に基づいて天然記念物的に自然環境を保護することを基本方針としてきた。そして、これは指定説明のみに裏付けられていたものではなく、戦後の経済成長による自然破壊への対策の必要性、社会の環境問題や景観に対する関心と考え方によるところも大きい。

現在、特別名勝指定範囲内では、「枝一本切ることができない」といった地域住民や事業者の誤解も多い。これは、これまで示してきた保護の理念と、それに基づく指導にも一因があるとみられる。特別名勝松島＝文化財≒自然環境→触ってはいけないとの認識が形成され、保護への理解を促す上での弊害として顕在化している。

そうしたことを踏まえて、平成 22 年策定の保存管理計画（以下、平成 22 年計画という。）では初めて松島の文化財的価値について明記し、人々の活動を「人文的景観」として初めて副次的に位置付けることで、従来からの基本方針を一部修正した。

（２）検討経過

令和５年計画では、計画策定事業に先立つ令和２年度の本県と文化庁との事前協議で、文化庁から地域の将来を見据えた保護の在り方を検討するよう提案があった。そこで、県教育委員

4　大正 12 年の名勝指定時の説明は計画第２章第１節５（p7）参照。

会は地域とともに歩む保護の在り方を示すため、文化財的価値の今日的整理を行い、これまでの保護の基本方針から検証することとした。そして、平成22年計画で副次的価値（付帯的要素）としていた人文的景観を、「自然とともにある暮らしと歴史」として「自然」と同列に位置づける方向で検討に入った。

「自然」と「自然とともにある暮らしと歴史」の位置づけの見直しは、これまで形成されてきた認識を変えるべく、名勝としての指定の意味を改めて振り返ったことによる。すなわち、松島は歴史的に伝統的風景観（或いは日本的風景観）に基づいて評価されてきており、その風景観で評価される対象には、自然だけでなく自然と調和した暮らしが含まれる。一方、従前の計画は主に自然に対して価値を見出しており、これは純粋な自然風景を評価する明治時代以降の近代的風景観（或いは西洋的風景観）に立脚した理念と捉えることができる。

今日的理解として、名勝としての松島の風致景観は、自然だけでなく「自然とともにある暮らしと歴史」にも文化財的価値を有するとみなせる。そしてこの価値は、地域住民や関係者による様々な地域活動によって培われてきた面も大きい。だが一方で、令和５年計画策定時の意見交換会等では、これまで文化財的価値の維持を担ってきた島嶼部など各地域から、高齢化や地域の過疎化で、文化財的価値の継承に向けた活動が困難になっているとの意見が多く上がっており、今後、これまで地域住民によって培われてきた風致景観が急速に消失することが懸念された。

従前の計画でも、「地域住民の生業生活との調和」は述べているが、計画が自然環境保護を基本方針としているなかでは配慮事項にすぎず、風致景観保護に対する認識の変更や、急速な人口減少で地域が消失する恐れのある現状においては、人々の活動についても、可能なかぎり評価することで将来的な風致景観保護と地域活性化の両立を目指す必要がある。

この文化財的価値に対する考え方については、住民意見交換会･説明会やアンケート調査で、地域住民のもつ松島の風景に対するイメージや価値観の把握を行った。その結果、地域住民のもつ松島の風景に対するイメージには、一定程度、人の営みが含まれることなどを確認した[5]。こうした事前調査等を踏まえて計画案をまとめ、策定会議で意見を聴取した。

これらの過程を踏まえて、第１回策定会議では松島の文化財的価値として「自然」と「自然とともにある暮らしと歴史」、「観賞の場」の３項目を有識者へ提示した。それについて、会議ではモノが価値ではなく、価値とはモノの状態であるとの意見が出された。この意見に基づき、第２・３回策定会議での議論を経て、松島の文化財的価値を「自然の特異な状態とそこで営まれる人々の暮らしのつくりだす風景が、観賞や芸術活動によって魅力あるものとして共有されていること」と整理し、当初に示した「自然」と「自然とともにある暮らしと歴史」、「観賞の場」を構成要素（風景を構成するもの）と捉えなおした。

なお、「自然とともにある暮らしと歴史」という表現は、自然と人々の活動を同列にすることに対して、自然環境を破壊する開発行為を正当化し、増長するという懸念が関係自治体との作業部会や、策定会議で出されたことに対応したものである。「自然とともにある」という文を加えることにより、松島における人々の活動で文化財的価値を構成する要素として認められるものは、優美な自然と調和的なものであることを前提とした。

5　計画第４章・第４－５図（p55）の住民アンケート調査における「問　松島らしい風景」の回答で、「カキ養殖棚のある風景」や「瑞巌寺などお寺や祠」の回答が一定程度あったことなどが根拠として挙げられる。

３　構成要素

（１）経緯と考え方

構成要素とは、史跡等を構成する様々な事象・事物（要素）の総称で、大きくは文化財的価値を指定範囲内で示すものと、それ以外のものに分けられる。本県で初期に策定された史跡等の保存管理計画では構成要素に関する記載は少なく、平成 16 年に文化庁が示した目次構成[6]などで一般化したと考えられる。

松島では、平成 22 年計画で初めて構成要素という言葉を用いており、文化財的価値を表している地形や植生、展望地点を挙げている。令和５年計画では策定会議の議論を踏まえて、「構成するもの」と表現を変えているが、その意味は同一のものである。

ところで、平成 10 年策定の保存管理計画（以下、平成 10 年計画という。）以前にも、後の構成要素と概ね同じ位置づけの記載がある。例えば昭和 51 年及び、昭和 60 年策定の保存管理計画（以下、昭和 60 年計画という。）では、「５.松島の植生」や「６.「松島」地域の動物相とその保護について」で、今日的にみれば構成要素と整理されるものを記載している。また平成 10 年計画では、第２章の景観特性が概ね該当する。

ここで、昭和 51 年から平成 10 年計画までの記載内容も構成要素に含めると、地質・地形、植生のほか、瑞巌寺や雄島といった歴史文化遺産など、松島の風致景観にとって欠くことのできない要素や展望地点の記載が共通する。こうした従前の計画における共通した記載が、松島にとって今も昔も不変の文化財的価値を構成しており、松島らしさを表現するものといえる。このように捉えると、反対に各計画での構成要素の追加や削除といった変化は、計画策定時の認識や社会情勢を反映していると考えられる。例えば、昭和 51 年から平成 10 年計画までは、天然記念物のように自然環境を保護する考えに基づき、昭和 60 年計画で動物相の保護、平成 10 年計画では古植物や花粉の意義などを示している。また、過去には松島湾の縄文時代などに価値を見出し、風致景観としての評価が難しい埋蔵文化財包蔵地なども記載していた。これら構成要素の捉え方が、これまでの松島の風景の価値認識と保護の考え方を反映してきた。

令和５年計画では、平成 22 年計画で「付帯的」として項目で示した人文的景観の構成要素を整理・充実化したうえで、第１回策定会議の意見を踏まえて、これまで文化財的価値と捉えてきた「自然」と「観賞の場」、そして新たに加えた「自然とともにある暮らしと歴史」を、風景を構成するものと位置づけた。その上で、「自然とともにある暮らしと歴史」は、「松島らしい暮らしを表現しているもの」と、「地域の歴史をものがたるもの」の２つに分け、16 のテーマごとに提示した。

テーマごとの提示は、文化財保護法改正で位置づけられた文化財保存活用地域計画や、世界遺産或いは日本遺産で近年一般化した、歴史文化ストーリーに基づく提示方法を準用したもので、個々の要素を歴史文化ストーリーの中で位置づけ、理解促進を図ることとしている[7]。これにより、松島の文化財的価値における各構成要素の位置づけを分かりやすく紹介した。

そして、記載した構成要素は、地域主体の歴史文化の掘り起こしと、広域・地域・地区といった異なる空間の中で場所の特色を活かした景観形成の目標設定を容易にした。将来的には、まちづくりや地方創生や観光振興、文化財保存活用地域計画策定の際に考慮すべき項目として活用されることを期待している。

6　文化庁文化財部記念物課 2004「史跡等整備のてびき【計画編】」（p27）に記載。

7　平成 10 年計画でも、同様の手法により歴史文化ストーリーで歴史的・人文的景観を掲載している（第２章第２節）。

（２）検討経過

令和５年計画策定の過程では、歴史文化ストーリーのテーマごとに個々の要素をリスト化し、それらを現地調査した上で（第２－１表）、その中から地元観光協会のガイドブックや一般書籍に掲載され、一定程度馴染みのあるものを中心に収載することとした。

また、令和５年計画では、観賞の場を 53 カ所記載した[8]。従前の計画では、「展望地」（昭和 51・60 年計画）、「眺望場所」（平成 10 年計画）、「展望地点」（平成 22 年計画）といった名称で、四大観をはじめとした高台からの眺望、船上からの眺望が紹介されているが、令和５年計画では、そうした場所の掲載に加えて、現況調査や最近の観光動向[9]などを踏まえて、馬の背（利府町）や乙女ヶ浜（東松島市）といった多様な松島の見方を紹介することとした。また、策定会議で議論を重ね、それらを総称するものとして「観賞の場」と表記することとした。

観賞の場の位置は、計画の第３－３図（p40）の地図上に示し、各観賞の場からの眺望は写真で掲載している。これは、第６章第３節の現状変更取扱い基準にある「四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと」といった記載に対応し、事業者等が開発行為に先立って、眺望への影響を確認できるようにしたためである。

第２－１表

令和２年度	令和３年度	令和４年度
6.27　現況調査（松島町）	4. 6　現況調査（七ヶ浜町・松島町・東松島市）	4. 8　現況調査（松島町）
8.14　現況調査（松島町）	4.10　現況調査（東松島市）	9. 2　現況調査（塩竈市）
9.19　現況調査（七ヶ浜町）	4.14　現況調査（七ヶ浜町）	10.11　現況調査（東松島市）
9.22　現況調査（東松島市）	4.23　現況調査（利府町・松島町）	
10.15　現況調査（松島町・東松島市）	4.25　現況調査（松島町・東松島市）	
10.16　現況調査（七ヶ浜町）	5. 4　現況調査（東松島市）	
10.27　現況調査（塩竈市）	5.19　現況調査（利府町）	
11. 9　現況調査（利府町・松島町）	6. 5　現況調査（七ヶ浜町）	
11.17　現況調査（東松島市）	8.29　現況調査（東松島市）	
11.23　現況調査（七ヶ浜町）		

４　保護地区

（１）経緯と考え方

史跡等の保存管理では、保護地区など指定範囲内の地区区分は一般的な手法で、指定範囲の土地利用状況が多岐にわたり、混在している際に設定が必要となる[10]。本県では特別史跡多賀城跡附寺跡をはじめ多くの史跡等でも用いられている[11]。

松島では、昭和 51 年計画で最初に４つの保護地区（特別・第１種・第２種・要指定解除）を設定した。昭和 60 年計画で要指定解除地区の名称を第３種保護地区に変更し、続く平成 10 年計画で新たに海面保護地区を加えて、保護地区を合計５つとした。

8　平成 22 年計画掲載の観賞の場（展望地点）は四大観を含めて 20 箇所。東日本大震災で被災した丸山（東松島市東名）以外は令和５年計画の 53 箇所に含めた。

9　宮城オルレ奥松島コースやみちのく潮風トレイルの設定、馬の背の観光紹介、Instagram での発信など、多様な松島の見方が共有され始めている。

10　文化庁文化財部記念物課 2004「史跡等整備のてびき【計画編】」（p29）参照。

11　その意図するところは、令和５年計画の第２回策定会議で文化庁より見解が述べられている。

第２－２表

保護地区	説　明
特別保護地区	**【昭和 51・60 年計画】**松島固有の自然景観が典型的に保存されている。天然記念物として価値も高い未開地。 **【平成 10 年計画】**松島固有の自然景観・人文的景観が典型的に保存されている。天然記念物として価値も高い未開地。 **【平成 22 年計画】**特別名勝松島の自然的・人文的景観が典型的に残り、眺望の中心となる最も重要な地区。
第１種保護地区	**【昭和 51・60・平成 10 年計画】**特別保護地区に接続する地域で海上からの遠景の構図、陸上展望地からの鳥瞰図として必要な部分。天然記念物としての価値も大きい地域。 **【平成 22 年計画】**特別保護地区に準じ、風致景観を保持する上で近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第２種保護地区	**【昭和 51・60・平成 10 年計画】**第 1 種に準ずる松島固有の景観の近景・遠景として大切な役割の地区。 **【平成 22 年計画】**第 1 種保護地区に準ずる、海上や展望地点からの主に遠景として大切な役割を果たしている地区。
第３種保護地区 **（要指定解除地区）**	**【昭和 51 年計画】**松島固有の景観に直接影響を与えない地区。地区住民の景観保持の努力に応える意味も含めての名称とした。 **【昭和 60 年計画】**松島固有の景観に直接影響を与えない地区。 **【平成 10 年計画】**松島固有の景観に直接的な影響は与えないが、他の地区の植生を保持する上で一定の役割を果たしている。 **【平成 22 年計画】**既に宅地、商業地、農地等人為的な土地利用がされている地区。景観への直接的影響は少ないが、他の地区の植生を保持する上で一定の役割を果たしている。
海面保護地区	**【平成 10・22 年計画】**松島の景観の特質。海上からの近景はもとより、陸上展望地からの遠景としても極めて重要。

第２－３表

小区分	説　明
１Ａ地区	特別保護地区に隣接し、自然地形や植生が良好に残る地区。
１Ｂ地区	宅地・農地等人為的に土地利用され、人文的な景観を構成する地区。
１Ｃ地区	既に市街化している地区。
２Ａ地区	自然地形や植生が良好に分布している地区。
２Ｂ地区	市街地、宅地、農地、工業用地等、人為的な土地利用がされ、人文的な景観を構成する地区。

第２－４表

	昭和51年計画	昭和60年計画	平成10年計画	平成22年計画		令和5年計画	
特別保護地区	松島固有の自然景観が典型的に保存されている。天然記念物として価値も高い未開地。	左に同じ	松島固有の自然景観・人文的景観が典型的に保存されている。天然記念物として価値も高い未開地。	特別名勝松島の自然的・人文的景観が典型的に残り、眺望の中心となる最も重要な地区。	維持	特別	松島の自然が特に良好に残る区域と、観賞の場のうち四大観周辺、瑞巌寺周辺や雄島など、松島を代表する歴史的景観が良好に残り、“松島の風景”の基盤として核心的で最も重要な地区。
第1種保護地区	海上からの遠景の構図、陸上展望地からの鳥瞰図として必要な部分。 天然記念物としての価値も高い。	左に同じ	左に同じ **(人家密集地の導入)**	特別保護地区に準じ、風致景観を保持する上で近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。 1A 特別保護地区に隣接し、自然地形や植生が良好に残る地区。 1B 宅地・農地等人為的に土地利用され、人文的な景観を構成する地区。**(人家密集地の廃止)** 1C 既に市街化している地区。	統合	第1種	特別保護地区に準ずる区域で、丘陵など里山的環境も含めて自然が良好に残り、近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第2種保護地区	第1種に準ずる。松島固有の景観の近景・遠景として大切な役割の地区。	左に同じ	左に同じ	第1種保護地区に準ずる、海上や展望地点からの主に遠景として大切な役割を果たしている地区。 2A 自然地形や植生が良好に分布している地区。 2B 市街地、宅地、農地、工業用地等、人為的な土地利用がされ、人文的な景観を構成する地区。	統合	第2種	「松島湾の畑作景観・島嶼部の稲作景観」や「松島湾沿岸漁業と漁村景観」として宅地、農地等の土地利用がされており、自然とともにある暮らしや歴史のある近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。
第3種保護地区（要指定解除地区）	松島固有の景観に直接影響を与えない地区。地区住民の景観保持の努力に応える意味も含めての名称とした。	松島固有の景観に直接影響を与えない地区。	第3種保護地区に名称変更。松島固有の景観に直接的な影響は与えないが、他の地区の植生を保持する上で一定の役割を果たしている。	既に宅地、商業地、農地等人為的な土地利用がされている地区。景観への直接的影響は少ないが、他の地区の植生を保持する上で一定の役割を果たしている。	維持	第3種	第2種保護地区に準ずる区域で、宅地、商業地、農地等の土地利用がなされ、松島への導入部分として、来訪者の印象や観賞の場からの眺望に影響を与えている地区。
海面保護地区	－	－	**新規設定。**松島の景観の特質。海上からの近景はもとより、陸上展望地からの遠景としても極めて重要。	左に同じ	維持	海面	海上からの近景はもとより、陸上にある観賞の場からの遠景としても重要な役割を果たしている海域

これらの保護地区は指定範囲内を大まかなブロックに区切って設定しており、平成 22 年計画までは、この保護地区の範囲が踏襲されている。各計画における保護地区の説明は第２－２表のとおりである。

松島における保護地区は、昭和 60 年計画まで、地区の特徴と保護の方針を提言的に述べるにとどまり、現状変更等の取扱い基準が保護地区ごとに示されていなかった。

平成 10 年計画では、保護地区ごとに建築物等に適用する現状変更取扱い基準を設けるとともに、新たに第１種保護地区に人家密集地を設定して、建築可能地を大幅に制限するなど、現状変更許可における保護地区の役割が大幅に拡大した。

平成 10 年計画では、指定範囲内を大まかなブロックで設定しているため、山林や田畑、住宅地などが同じ保護地区内に混在していた。それらに現状変更取扱い基準と人家密集地が設定されたことにより、計画による風致景観保護の精度と実効性が向上したが、市街地のみでなく指定範囲全域で地域開発が進んでいた当時の社会状況と取扱い基準との乖離が顕在化することとなった。

このため、平成 22 年計画では、従前からの保護地区を踏襲した上で、土地利用状況や他の法規制に従って第１種保護地区にＡ・Ｂ・Ｃ、第２種保護地区でＡ・Ｂの小区分を設定し[12]、合計８地区として、人家密集地を廃止した。これらの取扱いにより、指定地内の土地利用などの実態と現状変更取扱い基準の整合性を図っている。この小区分の説明は第２－３表のとおりである。

平成 22 年計画の小区分により、各保護地区内で概ね土地利用状況に即した現状変更等の取扱い基準が設定され、実情に沿った対応が可能となった。そして、震災後の平成 25・26 年には県・市への権限委譲が小区分に基づいて行われた。この結果、第１種・第２種保護地区は、運用面で保護地区よりも小区分の役割が拡大することとなった。

12　詳細は、平成 22 年計画第３章第２節「保護地区区分　第１種、第２種保護地区の細分の方法」（p59）参照。

しかし、第２－３表のとおり、小区分は各保護地区を前提として、土地利用状況等に即した細分をしていることから、例えば１Ａと２Ａ地区など、説明の類似する小区分が並立しており、第１種と第２種保護地区の違いを明確に示しきれなかった。

結果的には、地域の実情に即したきめ細かな保護が実現し、地域開発との調和を示したことで平成 10 年計画の抱えていた課題は概ね解消されたが、土地所有者や事業者側からは「なぜ自分の山は第１種で、向こうの山は第２種なのか、景観としては何も違わないではないか」といったの疑問や不満が示され、また、行政側においても、基準自体が細分化されたことに伴う煩雑さと説明の難しさが新たな課題となった。この状況に対して、関係自治体は地域の実情に即した説明で対処することとなり、保護地区の統一的な意味づけを再整理する必要が生じた。

そこで、令和５年計画では、第２－４表のとおり、平成 22 年計画の小区分を含めた８つの保護地区を５つに統合した。その内容は平成 22 年計画小区分の類似する地区を、文化財的価値を示す構成要素のまとまりとして整理したものである。保護地区数と名称は平成 10 年計画と同じであるが、令和５年計画は平成 22 年計画で新たに生じた課題への対処として保護地区を再編したもので、その考え方は平成 22 年計画を踏襲しており、平成 10 年計画の保護地区とは実態が異なるものである。

（２）検討経過

令和５年計画では、東日本大震災と復興事業によって、平成 22 年計画の保護地区の定義と、土地利用状況に乖離がみられる地域の洗い出しをおこなった。

保護地区の変更にかかる検討は、当該地域を所管する教育委員会の意見を事前に集約したうえで、関係自治体教育委員会で構成する計画策定準備会（第２－５表）において現地視察と検討を行った。その後、関係自治体の都市計画や観光など関係部局の課長級で開催した作業部会で調整し、当該地域の変更を行った。

現地視察の様子（東松島市内）

なお、住民説明会により、保護地区の設定に最終的な調整を要した一部地域については、将来の風致景観への影響を考慮したうえで、所管する地元教育委員会と変更後の保護のあり方を共有し、関係自治体、文化庁、策定会議の了承を得て変更することとした。

第２－５表

会議名	内　容
R3.4.27　第２回計画策定準備会	利府町・松島町内の保護地区変更候補地を現地視察し、関係自治体で検討
R3.6.28　第３回計画策定準備会	東松島市内の保護地区変更候補地を現地視察し、関係自治体で検討
R3.10.7　第１回作業部会	保護地区変更案の提示、意見交換
R4.1.20　第２回作業部会	保護地区変更案の提示、関係自治体意見の反映点の説明と意見交換

5　現状変更申請件数の推移と取扱い基準

（1）経緯と考え方

松島の風致景観に影響を及ぼすものとしては、主に自然災害や開発行為が挙げられる。これまで松島で行われてきた開発行為は、文化財保護法第 125 条に基づく現状変更申請によって把握されている。

第２－１図は昭和 46 年度からの松島における現状変更等申請件数の推移を示したグラフである。途中に統計がない期間があるものの、平成 23 年の東日本大震災発災以前までは、最大でも 200 件を超える程度で、年平均 140 件程度であった。それが、震災後の平成 23 年～令和３年の年平均では 407 件に増加している。

現状変更内容や１件あたりの開発面積は異なるため、件数の増加は指定範囲内の風致景観変化の度合に必ずしも比例するものではないが、グラフからは、東日本大震災の復興に伴って松島で開発行為が急激に増加していたことが読み取れる。震災後の申請件数は平成28年度をピークに減少し、現在は震災以前よりやや多い状態で推移している。また、震災以降のおよそ 10 年間の現状変更申請は内容も震災以前と比べて変化しており、津波被災地や耕作放棄地における太陽光発電事業者や農業法人の参入など、復興事業だけでなく一般的な現状変更にも多様な業種、事業者が参入することとなった。

昭和 51 年計画以降、松島における現状変更の取扱いは、１）建設･設置可能地区の限定、２）高さ制限、３）色彩の限定、４）土地改変の制限を風致景観への影響を緩和する基本的手法としてきている。平成 22 年計画ではその前提にたって景観配慮の方法を示したが、「あくまでも参考例で、現状変更等の許可の基準を示すものではない」（p79）とし、許可判断において指導を行うために示したものではなかった。

しかし、震災後の状況は、例えば太陽光発電施設や陸屋根建物など、上記１）～４）の取扱い基準のみでは景観への影響が軽減できない多様な開発行為が増加し、それらについて、周辺

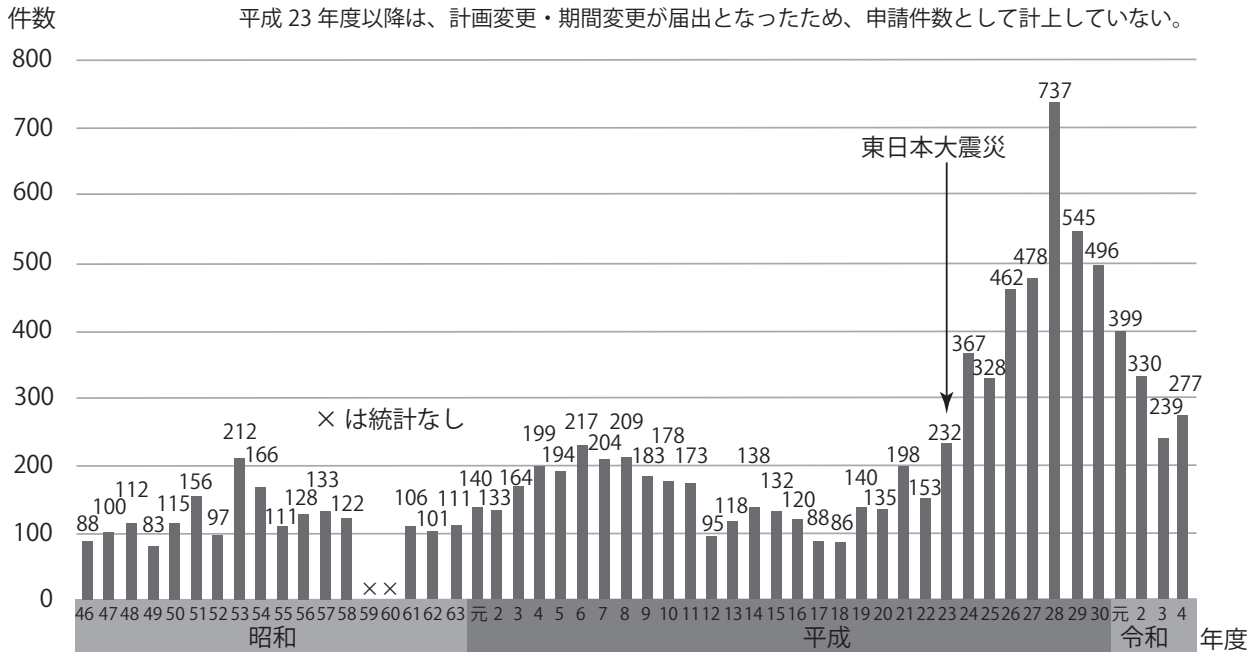

第２－１図

環境との調和を目的とした植栽など、開発行為がなされる土地条件に即した景観配慮を依頼・指導することが多くなった[13]。

（２）検討経過

震災後の多様な開発行為は事例の蓄積にもつながり、事後の検証を通じて、取扱い基準の実効性を見直すことも可能となった。こうしたことから、令和５年計画は、震災後の処理実績をもとに、取扱い基準を見直した。具体的には、平成 22 年計画で都市計画法と足並みをそろえていた１Ｂ地区の建物用途規制や、戸建住宅の建築面積の記載などを削除し、新たに太陽光発電施設の取扱いを示した。また、景観配慮指導の実効性を向上させ、かつ透明化を図るべく、平成 22 年計画で参考例としていた景観配慮例について、現状変更取扱い基準の「周囲の景観との調和」の記載との関係をもたせ、写真の多用により事業者の理解が得られやすいよう工夫した。

そして、新たに各地域での特別名勝の風致景観を活かした主体的な保存活用を期待して、特別保護地区での風景観賞など保存活用のための整備を認めることとした。これらは、松島の文化財的価値として「自然の特異な状態とそこで営まれる人々の暮らしのつくりだす風景」を位置づけたことを踏まえた変更であり、説明会やアンケート調査等により把握した住民からの要望にも、可能な限り対応したことによる。

また、多数の住民や事業者が生活・生業を営む松島では、常に何らかの形で変化が起こっており、法的拘束力をもつ現状変更申請の対象と範囲は曖昧になりがちである。このため「念のため申請すべき」･「何でも申請対象」という認識が行政と住民･事業者双方に生じることがあり、ここから「文化財は手続きが面倒」、「生活の全てに行政の確認が必要」というマイナスイメージを抱かれることや、事務量の増加で行政側も事務処理自体が目的化するケースがみられた。

こうしたことから、令和５年計画では、新たな構成要素として位置付けた「自然とともにある暮らしと歴史」について、これらも風致景観の一部として一定の文化財的価値を有するものと捉え、計画第６章第３節の１（p62）及び４の（２）（p84）で、現状変更と日常の営みに関する考え方を新たに明示し、現状変更対象の整理と明確化を図った。これにより、松島の風致景観保護に対する行政と住民・事業者の理解向上と意識変化を期待している。

この考え方について､策定会議では｢自然とともにある暮らしと歴史｣の評価が拡大解釈され、自然景観の破壊につながる恐れや、審議の際に判断基準が曖昧なることなども指摘された。したがって、計画第６章第３節の３・第６－３表（p63）で、各保護地区の現状変更取扱い方針を新たに設け､構成要素のまとまりである保護地区ごとに適切な判断をするための指針とした。

６　整備と活用

（１）経緯と考え方

整備と活用について最初に言及したのは平成 10 年計画で、第４章第４節で保存管理手法の一つとして、展望地点の整備と松枯れ病被害防除を掲げていた。同計画では、「活用のための整備」として、最小限の展望施設整備、周囲樹木の枝払いを例示するとともに、松枯れ病被害防除と住民連携を風致景観保護の取組みと位置付けていた。

13　この指導については、平成 25 年から一部保護地区の権限が文化庁から委譲され、県・市の地方文化財審議会が申請案件を審議できるようになったことも大きい。

平成 22 年計画は、新たに「活用と整備」として章立てし、例示する活用方法も増やしている。この計画では展望施設からの風景観賞のみならず、自然観察会など教育現場での自然環境の活用、まちづくりでの活用についても言及した。

（２）検討経過

令和５年計画は、「活用」を計画名に含め、名称を保存活用計画とした。平成 30 年の文化財保護法改正、そして令和３年３月策定の「宮城県文化財保存活用大綱」に掲げる理念に基づき、第２章１で示した考え方を踏襲して、整備と活用の方向性を記載している。その方向性と内容は平成 22 年計画までの「文化財保護理解促進のための整備・活用」から、「文化財を活かした地域活性化」のための整備・活用に発展させた。

近年は、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）など、あらゆる資源の持続的な活用の考え方が普及してきている。こうしたことから、令和５年計画においても松島の景観資源を将来世代へ継承するため、地域の景観資源を活かした取組みをサポートする必要性を示している。

「文化財を活かした地域活性化」には、多様なステークホルダーを巻き込んだ地域総がかりの取組が求められる。したがって、令和５年計画の策定会議では、松島で活動する地域コーディネーターや DMO（観光地域づくり法人）からも意見を聴取した。地域総がかりでの適正な活用を着実に進められれば、景観資源の消失が各ステークホルダーにとっても影響のある問題になるため、風致景観保護の理解促進と各地域での参画につながると期待される。

第３章　将来的な課題

令和５年計画では、第９章で今後に向けての課題を示している。計画で示した将来の課題は、多様な関係者を主体とした松島全体の継承について記載したものであり、本報告書では、計画策定の作業過程で将来の課題としたものや、今後見直しや検討が見込まれるものについて述べる。

１　策定過程で検討し、将来の課題としたもの

（１）景観条件図（仮称）の作成

第１回策定会議では、計画策定事業で観賞と構成するものをまとめ、地形と土地利用と見方が一体となった景観条件図（仮称）の作成が提案された。令和５年計画では図としての一体的な明示は難しかったが、まなざしと対象との関係性を可視化し、その上で保護の在り方を検討するために有効と考えられることから、今後、調査研究を進めることも必要である。

（２）観賞の場からの可視領域に基づく保存管理

策定事業では、指定範囲内の基礎調査として、四大観可視領域の現地確認及び写真分析を行っている。その分析に基づき、事業初期段階では理解しやすく実効性のある保存管理の手法として、既存の保護地区に加えて四大観中近景域を設定[14]し、域内での大規模太陽光発電施設等の制限などを検討した。

これについて、第１回作業部会で意見を伺って検討を進めたが、関係自治体や該当地域との

14　四大観の展望台から、樹木が単体で認識できる概ね可視領域の半径 3.3㎞の範囲を想定していた。

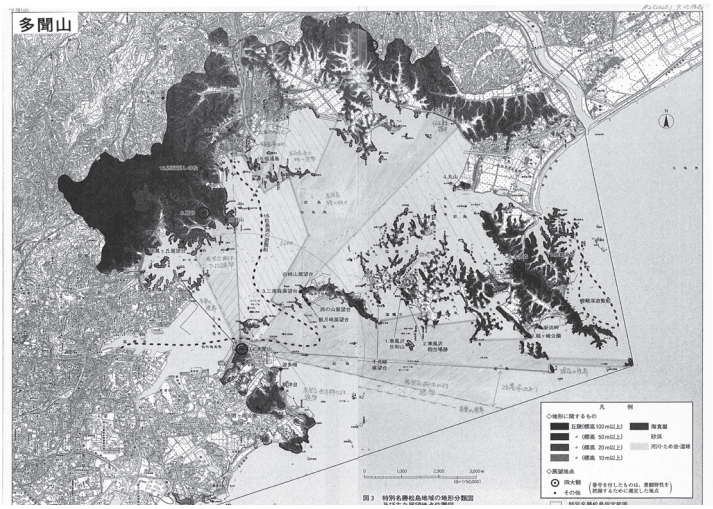

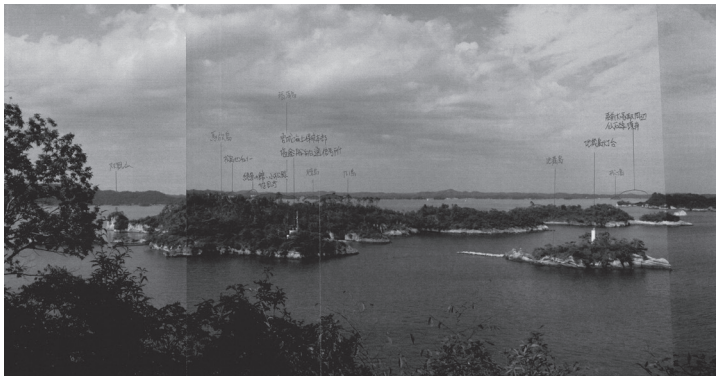

現地での可視領域調査の一例（七ヶ浜町・多聞山）

調整、並びに既存の保護地区との関係性の整理が不十分であり、特に不可視領域とされた場所では逆に風致景観保護の理解が得難くなる可能性なども踏まえ、令和５年計画では、四大観中近景域の設定は今後の検討課題として見送ることとした。

策定事業を通じた各地域の住民説明会では、「自分の土地は海から見えていない」などの理由から、現状変更の制限に対する疑問が一定程度出ている。こうした疑問は保護地区による保存管理の方法と一般的な認識との乖離に起因するとみられ、風致景観保護に対する理解促進には、引き続き可視領域に基づくゾーニングなど、よりよい保存管理手法を模索する必要がある。

（３）植生の最新情報

植生は、松島の風致景観を構成する自然の重要な一部と位置づけており、その基本的な情報の把握と提示が必要である。特に森林に関しては、東日本大震災の復興事業で山林の開発が進行したことから、当初の基本情報収集過程で、平成 22 年計画の植生図の更新を目指していた。しかし、環境省並びに県森林関係部局への照会や資料収集を進めたところ、指定地全域を統一基準で示せる適切な情報が得られず、今回の計画においても平成 22 年計画の植生図を掲載した。

他にも、令和５年計画で基本情報の記載を見送ったものとして、松枯れ病被害の大きい場所の明示、松島でみられる外来植物の種類がある。これらは、既に住民や関係者間で問題が認識され、既に一部地域で調査が行われていることから、計画第４章の第４－２表（p57）で課題として記載しているが、全域を示せる情報が得られなかった。将来的には調査によって指定範囲全域を対象としたこれらの把握が望ましい。

（４）屋根形状の制限

松島における建築物の屋根形状では、原則として陸屋根を認めていない。この方針は平成 24 年「住宅新築等 (陸屋根) の申請に対する方針について」で示されている。

もともと、建築物の屋根は地域の気候的特性で発展し、形状がつくられていくものであるが、陸屋根は近代以降に一般化した屋根形状で、そうした地域性を排除したデザインである

(国際的デザインともいわれる)。つまり、地域固有の歴史的な風致景観を保護・継承するという文化財保護の趣旨とは、本質的に馴染み難いことから、松島における現状変更申請では、相応の理由がある場合を除いて認めていない。

しかし、昨今の不動産市場や住宅建築の状況を鑑みると、建売住宅や店舗においてはユニット工法など、既製品による建築が一般化し始めており、現状変更申請者が工事契約をした状態で申請を挙げてくるケースが増加している。そして、陸屋根の住宅等商品は、流行等でこれからも確実に種類を増やしつつ増加していくものと見込まれる。

こうしたことから、令和５年計画は、従来の対応について取扱い基準での記載も検討したが、許可判断の基準とすることによる社会的影響が大きいと見込まれたため、現状変更取扱い基準での記載は見送り、景観配慮の参考例では、「勾配屋根（切妻・寄棟・入母屋）で適当な軒の出を有する」という記載に留めた。そして、通知による従来通りの指導によって景観誘導を図っていくこととした。

宮城県教育庁
文化財保護課

住宅新築等（陸屋根）の申請に対する方針について

特別名勝松島の指定地内の景観配慮としての考え方は，保存管理計画では，個人住宅の屋根等の形状について，勾配屋根（切妻造，寄棟，入母屋。4～5寸程度。）を参考例として記載している。
しかし，近年，環境配慮による自然エネルギーへの関心から，ソーラーパネルを設置するため，陸屋根の個人住宅を申請するケースが増えており，今後も増加すると思われる。
そこで，最近の建築物（陸屋根）に係る事例を基に，方針を整理し，陸屋根の形状による個人住宅の現状変更申請については，下記のとおり対応することとする。

■陸屋根の個人住宅を認める要件
○陸屋根にする相応の理由があること（例：ソーラーパネルの設置）。
○１C地区及び２B地区，第３種保護地区であること。
○主要な展望地点及び海上からの眺望に及ぼす影響が小さいこと。
○外構の他，色彩等の工夫により，特別名勝松島の風致景観に及ぼす影響を軽微にすること。

※１B地区については，集落や農地等の土地利用が進んでいるが，１C，２B，３種のように，市街地化や商業用地等による利用が進んでいる地域ではないので，これらの地区と同様には扱わない。

【参考】申請・許可された近年の事例，陸屋根の建造物　１～３：個人住宅（平成20年度以降）

	年度	副申(通知)	許可	住所	地区区分	件名	建築面積(㎡)	高さ(m)	色 屋根	色 外壁	備考
1	H21	文第123号(21.4.27)	国6169号(21.5.29)	東松島市野蒜字亀岡	2(現2B)	住宅建替	88.84	6.197	ホワイト	グレー	木造，ソーラーパネル設置，住宅地
2	H23	文第2607号(24.3.28)	国2283(24.4.20)	宮城郡七ヶ浜町吉田浜宮前	2B	住宅新築	108.01	6.349	シルバー	ベージュ	鉄骨造り。ソーラーパネル。
3	H24	文第239号(24.4.27)	指令55号	宮城郡松島町磯崎字夕陽が丘	2B	住宅新築	84.63	6.172	グレー	ベージュ	鉄骨造。ソーラーパネル。庇を付ける。色調の工夫。住宅地。
4	H21	文第1492号(21.11.13)	国428号(21.12.11)	宮城郡松島町町内	1(現1C)	店舗兼用住宅建替	179.58	10.2	黒	黒	従前建物は切妻と円錐形の屋根。一部陸屋根。3階建て。
5	H21	文第2022号(22.2.18)	国1046(22.3.19)	宮城郡松島町高城字帰命院	第3種	店舗新築	1152.28	7.8	景観に配慮。		店舗
6	H23	文第2022号(24.1.27)	国1910(24.2.17)	宮城郡松島町高城字反町	第3種	店舗建替	175.98	4.14	シルバー	レトロレンガ	サンクス。H24.3.19計画変更(軽微)。
7	H24	文第169号(24.4.18)	5月審議会	宮城郡利府町赤沼字大貝	2B	老人ホーム新築	2790.25	10	黒，濃灰色	白色ベージュ	庇を付けた。周辺の植栽。意匠の工夫。事前から調整。

H20年度とH22年度は無し。

※申請前の段階で要再検討とされた案件(H24.1.26)
東北大学ヨット部合宿所（陸屋根，三階建て，高さ10m）。七ヶ浜町吉田浜の海岸沿いに面した場所（2B）であり，海上及び周囲の景観に及ぼす影響が大きいため。

住宅新築等（陸屋根）の申請に対する方針について
（平成 24 年 6 月 14 日）

屋根形状の考え方については、今後も事業者やメーカー側への周知を着実に進め、将来的に社会的影響が少なくなる状況の創出を図るとともに、現状変更取扱い基準もしくは景観配慮の参考例での記載の在り方などを引き続き検討する必要がある。

２　今後、検討や見直しが見込まれるもの

（１）保護地区

本報告書の４保護地区の（１）経緯と考え方で示した通り、令和５年計画では構成要素ごとにまとめて再編した。これにより防災集団移転地や大浜田湿地などが今回の改定により変更となっている。将来的には、今回計画と同様にやむを得ない現状変更により地区の定義と異なる状況となった範囲や、逆に緑化が進んだ範囲について適切に見直す必要がある。

（２）文化財的価値と構成要素

近年の急速な情報化とインバウンド需要によって、将来的に松島の文化財的価値にも変化が想定される。特に、令和５年計画は関係する地域による主体的な魅力の掘り起こしを期待していることから、今後は地域によって新たに価値が創出される可能性も高い。それらの新たな価

値が松島のもつ魅力と文化財的価値に適合できるかを慎重に見極めつつも、可能な限り受け止めて包摂することも大事である。その際には、特別名勝であることを常に意識して検討することが求められる。

（3）現状変更取扱い基準

新たな産業への対応が必須である。また、近年は建築物や工作物で既製品による工事が主流となり、事業者側では土地の特徴に調和する開発行為が困難になりつつある。

今後もこうした傾向は続くとみられるが、文化財それぞれが「一点もの」であることを踏まえて、文化財的価値と取扱い基準の考え方に立脚しつつ、社会情勢や事業者側の事情を考慮した実効性のある基準とすることが求められる。

引用・参考文献

宮城県教育委員会 1976『特別名勝「松島」』宮城県文化財調査報告書第 45 集
宮城県教育委員会 1985『特別名勝「松島」保存管理計画』宮城県文化財調査報告書第 110 集
宮城県教育委員会 1998『特別名勝「松島」保存管理計画』
宮城県教育委員会 2010『特別名勝松島保存管理計画』
宮城県教育委員会 2023『特別名勝松島保存活用計画』
文化庁文化財部記念物課 2004『史跡等整備のてびき』
文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 2020『史跡等の保存活用計画－歴史の重層性と多様性－平成 30 年度　遺跡整備・活用研究集会報告書』

資料１　特別名勝松島保存活用計画策定会議の経過

１　特別名勝松島保存活用計画策定会議開催要綱

令和３年５月 14 日　宮城県教育委員会教育長決裁

（目的）

第１　文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の趣旨に基づく特別名勝松島の適正な保存，管理及び活用を目的とした計画（以下「特別名勝松島保存活用計画」という。）の策定に係る検討のため，特別名勝松島保存活用計画策定会議（以下「会議」という。）を開催する。

（所掌事務）

第２　会議は，特別名勝松島保存活用計画の策定のために必要な特別名勝松島の保存，管理及び活用について，意見聴取を行うものとする。

（構成）

第３　会議は，別表に定める分野から宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める者の出席によって開催する。

（座長）

第４　会議には，座長を置く。

２　座長は会議の進行を行う。

（会議）

第５　会議は，教育長が招集する。

第６　教育長は，必要に応じて，構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第７　会議の庶務は，宮城県教育庁文化財課において処理する。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか，会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は，令和３年 10 月１日から施行する。

２　この要綱は，令和５年９月 30 日限り，その効力を失う。

別表

分野	構成員
（１）特別名勝松島の保存及び管理に関して専門的知識を有する者	合わせて 12 名以内
（２）特別名勝松島の保存，管理及び活用に関係する機関又は団体の代表者	
（３）特別名勝松島の指定範囲に所在する地方公共団体の長又は地域住民の代表者	

２　策定会議の体制

（１）策定会議構成員

構成員	分野	現職	備考
小林　敬一	学術（都市計画）	東北芸術工科大学教授	座長
平吹　喜彦	学術（植生学）	東北学院大学教授	副座長
温井　亨	学術（造園学）	東北公益文科大学教授	
松本　秀明	学術（地形学）	東北学院大学教授	
七海　雅人	学術（歴史学）	東北学院大学教授	
西舘　保宗	観光事業者	株式会社インアウトバウンド仙台・松島専務取締役	
津川　登昭	地域コーディネーター	一般社団法人チガノウラカゼコミュニティ代表理事	
佐藤　光樹	行政	塩竈市長	
櫻井　公一	行政	松島町長	
寺澤　薫	行政	七ヶ浜町長	
熊谷　大	行政	利府町長	
渥美　巖	行政	東松島市長	

（２）オブザーバー

文化庁文化財第二課名勝部門　平澤毅　主任文化財調査官

（３）事務局体制

年度	文化財課体制
令和２年度（2020）	技術参事兼文化財課長　天野順陽 技術副参事兼技術補佐（総括担当）　豊村幸宏、 副参事兼課長補佐（総括担当）　佐藤和聡 技術主幹（保存活用班長）　関口重樹 保存活用班技師　齋藤和機（主担当）、芳賀文絵（副担当）
令和３年度（2021）	技術参事兼文化財課長　天野順陽 技術副参事兼総括技術補佐　吉野武、副参事兼総括課長補佐　佐藤和聡 技術補佐（保存活用班長）　関口重樹 保存活用班技師　齋藤和機（主担当）
令和４年度（2022）	技術参事兼文化財課長　天野順陽 技術副参事兼総括技術補佐　吉野武、副参事兼総括課長補佐　金野さよ子 技術補佐（保存活用班長）　関口重樹 保存活用班技師　齋藤和機（主担当）

３　第１回策定会議議事録

開　催：令和３年 10 月 22 日（金）
於　宮城県庁舎４階庁議室
構成員：小林敬一（座長）・平吹喜彦・温井亨（オンライン）・松本秀明・七海雅人

県：県教育委員会では、昨年度より特別名勝松島保存活用計画の策定作業に着手しており、関係する２市３町の協力を得ながら令和４年度末の策定を目指して、管理団体となっている県が中心となって進めていきたいと考えております。これまでも２市３町とは意見交換等を行い、地元の意見や要望等の確認を行ってまいりましたが、いよいよ令和３年度の策定会議を開催する段階になってきました。本計画の策定にあたりましては、専門的な立場から御意見を頂くことは不可欠と考えておりまして、県としましては松島部会の委員の皆様に、本計画の策定にも御協力いただきたいと考えているところでございます。お忙しい中大変恐縮ですが、御協力賜りますようお願い申し上げます。

また、保存活用計画策定のスケジュールと構成につきましては、このあと担当より説明しますが、今回の策定会議は、よりよい保存活用計画を策定するために、重要な会議と認識しておりますので、委員の皆様におかれましてはそれぞれの立場から御意見いただければと思います。本日は長時間の会議となりますがよろしくお願いします。

小林座長：それでは御指名に預かりましたので、僭越ながら進行させていきます。どうぞ宜しくお願いします。それでは、早速進めていきたいと思います。本日の会議の時間は 15 時半頃までと伺っております。出席された構成員の皆様から、活発な御意見が出ることを期待しております。

皆様には、事前に県から計画案が送付されていることと思われますが、これからの進行にあたって、まずは県から計画案の説明と今後のスケジュールについて伺いたいと思います。県の担当の方、よろしくお願いします。

県：今後の流れと計画案の要点について説明します。

計画案については事前に送付しておりますが、その作成あたって県の課題・問題意識と次期計画の方針について紹介させていただきます。

まず、最初に計画策定の流れについて御説明します。今後の流れでございますが、策定会議は、今年度本日を含め３回、次年度は４回開催し、最終的には令和５年３月の策定を予定しています。議題は、本日が計画案１～３章、次回４・５章と、計画案としては全体をお示ししますが、各回で主に意見を頂く章を分けております。また、令和４年度には、有識者の他に、関係団体や関係自治体の長をお招きして最大２回程度会議を開催する予定です。会議を踏まえて令和５年１月にパブリックコメント、３月に印刷製本の流れを現時点で考えています。

それでは、早速内容について御説明します。保存活用計画の構成については第１～９章ですが、本日は第１～３章まで御意見頂ければと思います。本会議ではなるべく多くの時間の中で皆様から御意見頂きたいので、私からの説明は、お配りしている計画案の詳細というよりは、主に計画案作成にあたって県が考えている課題についてとなります。

まず、松島が特別名勝として文化財指定されていることについて説明します。松島は大正十二年に名勝指定されていますが、当時の指定事由は保存要目中、名勝の部、第十　著名なる海岸、島嶼及び景勝の地、第十一　著名なる風景を眺め得る特殊な地点による、ということになっております。計画案にも７･13 ページに記載しております。戦後の名勝指定基準では、名勝は「左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」とされています。人文的なものは、主に庭園のことで、松島は自然的なものとして指定基準はハ　砂丘、砂嘴、海浜、島嶼と、十一　展望地点によるとされております。

文化財として松島のもつ本質的価値は、この指定基準に基づいて説明しており、現行計画では「島嶼、海岸、マツ林などがつくる風致景観に人々の活動で形

成された人文的景観が加味されたもの」としています。これは現行計画の４ページで書いております。この説明では、自然を基本的なもの、人文的景観（日常の営み）は付帯的・付随的なものと捉えています。これにより、松島の景観保護は昭和51年の計画策定以降、一貫して指定地内の開発抑制と自然環境の保全を保護方針としてきており、その背景としては経済成長と人口増加に伴う開発増加への対応があったものと考えております。また、環境問題が社会的に認識され自然環境保護が謳われてきたことも背景としてあったと認識しております。

一方で、現在の松島の現状は３つあります。１つ目は文化財保護法の改正前後で、全国的に「保存管理計画」から「保存活用計画」へ変化し、文化財は全国的に保存管理のみでなく活用の記載も充実化していく流れになっています。また、これまで計画は法律の運用において策定してきていましたが、国の認定で法定計画にできるようになりました。２つ目は震災後の松島の風景及び社会状況の変化があります。防潮堤・鉄道移設・高台移転など震災復興による風景の変化、太陽光発電施設の増加など新たな産業による風景の変化、特に島嶼部における地域住民の減少・地域産業の衰退が挙げられます。この３つの社会状況の変化は個別にあるのではなく、例えば集落過疎化、集落の移転による地域産業の低下で休耕地が増加し、土地の有効利用として太陽光発電施設の増加など、それぞれ関係性を持っていると考えられます。

３つ目として、そうした状況の中で変わらずあり続けるのが観光資源・水産資源としての期待と考えております。地域産業や地域活性化の手段として観光産業への期待があると認識しております。

この現状にあって、松島の風致景観保護に求められる対応をまとめますと、震災後に急激に変化した風景を的確に捉えなおすこと、湾内の地域社会を適切に評価すること、持続可能な風致景観保護の方向性を示すことだと考えております。つまり、これからの保護では新たな価値視点に基づいて地域社会とともに風致景観を守ることが求められています。ですので、県としましては、次の計画は松島の本質的価値を守りつつ、地域の安全・安心、活性化に資する活用・整備の考え方をわかりやすく示していきたいと考えております。

この新たな価値視点になりますが、すなわちどういうことかといいますと、これまで付帯的なものとしてきた人文的景観、いわゆる地域における日常の営みが風致景観保護に果たしてきた役割を適切に評価することだと考えております。例えば、植林・清掃・営農・養殖等ですが、これらの日常の営みが松島の風景の一部になっています。今までの計画では役割や価値を適切に示してきていなかったのですが、植林や養殖など松島の美しい風景を形成しているものが多い事実があります。そうした松島の風景を形成していた人文的景観は高齢化・過疎化により維持困難になりつつあります。ですので、次の計画では、名勝風景の本質に立ち返って、人文的景観の保全も取組まなくてはならないと考えています。

参考として紹介しますが、自然公園法が「我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地」として自然景観を保護対象にしていることに対して、文化財保護法が対象とする名勝「自然的なもの」は、自然景観だけでなくその土地の歴史文化に根差し、文学や芸術で描写される人々の日常生活や生業が含まれています。つまり名勝とされる風景には人々の営みがあります。したがって、松島は指定基準に基づいてこれまで島嶼・海浜などの自然景観と展望地点、つまり観賞を本質的価値として保護に取組んできましたが、これからは、この２つに加えて人文景観も本質的価値として位置づけ守る対象に加える必要があると考えています。

そうした経緯も踏まえて、目次構成も、自然景観、観賞に新たな価値である人文景観を加えた順序としております。

今の説明を計画でどうするかというと、まず記念物の保存活用計画では、本質的価値を明らかにして、指定範囲内でその価値を顕在化させているものを構成要素として特定する操作を行った上で、それぞれに対して適切な取扱い方針を示すこととなります。松島では、現行計画までは、本質的価値の第一が自然景観で、構成要素として地形地質、植生が挙げられています。また、展望地点の四大観もここに含まれています。ここに、人文的景観が付加されて、その構成要素として

生活生業や宗教、遊覧観光のカテゴリごとに分類して示されています。それらを合わせたものが松島の風景だと現行計画では示されています。

では、次の計画での考え方になりますが、自然景観では地形地質、植生を構成要素とし、観賞で自然景観に含まれていた展望地点を抜き出して各地の視点場を構成要素とします。人文景観は、地域の営みや特色を示すもの、地域の歴史をものがたるものに分類して各地の集落やお寺などを位置づけます。松島の風景は、それら自然景観・人文景観、観賞の総体として捉え、どれも無くてはならないものと位置づけています。その上で、次回以降の議論になりますが、保存管理の方法では、指定範囲の中で構成要素のまとまりをゾーニングし、保護地区で示します。この操作をした上で、保護地区ごとに構成要素それぞれに適した現状変更の取扱いを示していくことを考えています。

それでは、人文景観、観賞について簡潔に御説明します。自然景観は現行計画と大きく変わらないので、こちらは説明を省略します。まず観賞についてですが、観賞という行為が行われる場所が構成要素としての展望地点で、来訪者が松島の風景を美しいと感じる場所を選んでおります。来訪者はそれぞれ多様な価値観を持っていて、それぞれ歴史的場所だったり、インスタ映えだったり、オルレなどで歩いた風景だったりと、色んな場所で松島の景色を見て良いと感じます。名勝の価値に立脚しつつ、こうした体験を通じて現代的価値観において普遍的に受け入れられ、美しい“松島の風景”イメージが再生産されることが大切だと考えまして、俯瞰的視点場、空間的視点場、移動視点の３つに分類した上で 53 箇所を示しました。

ここで、ぜひ温井先生に御説明いただきたいところですが、画面の図（註：小野良平　風景の概念図）をご覧ください。観賞という行為について補足で説明しますと、松島は、松島それ自体が美しいとかというものではなく、観賞という行為で人のまなざしというフィルタを通じて得たもので、観る側の捉え方の結果になります。観る側の人は自然や歴史、社会といったものの社会的背景や知識をもっており、人のまなざしには、その人のいる社会の価値観、個人の認識・評価の基準、また「日本三景」や文化財指定などブランド化情報が含まれています。その結果として松島は美しいという感想が起こります。

日本三景松島ということだけで松島は美しい風景と想起できるのは、国民全体に共有されている松島の風景イメージがあって、共通の価値観で松島を観ている結果だと考えています。その観賞という行為自体が松島の価値であって、体験できる場として展望地点、視点場として示しています。

一方、人文景観につきましては計画案の 26（変更前：34）ページからになります。これからの松島の現状を鑑みて、人文景観、すなわち地域社会を守るという方針でいきますと、これまでの果たしてきた役割を評価して松島の価値として位置づけることが第一だと考えます。その上で、画面に示した２つの基準から指定範囲内のものを抽出しています。１つ目は、松島の風景にとって好影響をあたえているもので、すなわちこれは現在ある人々の営みや特色を示すものになります。２つ目は松島の成り立ちを示すものとして過去にあったもので、地域の歴史をものがたるものになります。

その上で、単なる要素のまとめ、すなわち指定範囲内にある特定の物件の羅列ではなく、テーマに沿った地域の歴史文化ストーリーとして、15 テーマで紹介しています。理由としまして、まず風景の構成要素として人文景観の守る対象を明確化する必要があると考えています。人の営みなら全て保護対象になるというものではなく、あくまでも松島の特色を示すものに対象を限定する必要があると考えています。また、複数の空間スケール、広域・地域・地区で景観形成の目標像を設定可能にし、より地域的特色を踏まえた景観形成ができるようにしたいと考えています。そして、まちづくり・地方創生や観光振興における地域の特色の一助になることを期待しています。現行計画の策定から 10 年が経過しましたが、その間に松島の風致景観保護や地域の特色を踏まえた景観計画やまちづくりルールが出来てきました。県としては、松島の風景を活かし、地元の特色を踏まえた取組が、これから地域の中で起こってほしいと考えております。

以上が第１から３章までの概要と考え方になります。説明の最後になりますが、自然景観を守ることに

ついては大前提であり、決して旗を降ろしたわけではないことは改めて強調します。これからも自然景観を守ることについては変わりません。これからの保護では、それだけではなく、人文景観も守り、松島の風致景観を活かした地域づくりに繋げていくことが必要と考えています。そういった意図で、先生方のお手元にある計画案としてまとめましたので、御意見を頂きたいと思います。説明は以上になります。

小林座長：では、これまでの説明と計画案について、皆様から御意見を伺いたいと思います。スケジュールで示された通り、今回は計画案のうち主に第１～３章を中心にお願いします。

平吹構成員：御説明ありがとうございました。実は、失礼な言い方になるかもしれませんが、ストンと飲み込めないところがひとつあります。それは、私の中では自然と人の関係性というのはピラミッド型で、一番下に自然環境があって、その上に人の暮らしや経済活動があるという意識構造なので、お話の中で提示された基本的概念について確認したいと思いました。

そこで現行の計画を改めて見返したところ、人の働きかけは付帯的な要素という位置づけで明示されていました。それが今回の計画ではさらに重視されて、人の暮らしが生み出した風景なり営みを格上げしよう、それをもともとの松島の自然と同格に扱っていこうという考え方に変えたのかなと推察しました。この点をもう少し御説明いただければと思います。

それから、もう一点は法的な枠組についてです。私の専門は自然環境で、自然を守るとか、利活用するというところで仕事をしてきました。そんな中で、自然保護法とか自然公園法とかあるのですけれども、言っちゃ何ですが法的拘束力が弱く、いとも簡単に人の力によって自然が壊されてきました。この委員会に参加させて頂くと、松島の場合だけかもしれませんが、文化財保護法は非常にパワフルだと感じることがあります。自然を守るという意味でも、文化財保護法の方が役立つと感じたこともしばしばです。なので、今回の計画が他の法律とどう関係づけるのかを知りたいと思いました。今回策定する計画には、大風呂敷かもしれませんが、持続可能な地域づくりという究極の目的があるのですよね。そのためには実効性のある文化財保護法を核心的なツールとして使っていってほしいと思います。そのあたり、どこまで押し出せるものなのか理解したいなと思いました。

県：平吹先生、御意見ありがとうございます。先生から頂いた内容については、今回の会議で計画案を出す前に関係市町と協議していましたが、その際にも同様の指摘を受けております。まず、そもそも大前提として人間の活動は自然環境に規定されていると考えており、そこは先生の御指摘の通りだと思っています。その上で、その事実をそのまま計画に示すことを今回なぜしなかったのか、ということの説明になりますが、先ほど先生が文化財保護法は強い法律だとおっしゃっておりましたが、文化財保護で住民の方と接していますと、実情はさておき住民の方の文化財保護に対するイメージは、自然保護のために住民生活に強い規制をかけて住民を軽視しているのではないかと思われている面もあります。

ですが、これから松島の自然環境を守っていくには、住民の方が自然環境を守ってきた事実や役割、それは営農や養殖、はたまたボランティアでの植林などになるかと思いますが、そうしたものを適切に位置づけて、住民の方の営みも松島の調和のとれた風景に役割があると示す必要があります。そこが住民の方との協働により、これからの10年松島を一緒になって守っていくという計画のスタートラインなると考えています。

２点目の他の法律との関係ですが、県立自然公園松島や保安林など他にも開発を規制する法律が指定範囲内にはあります。例えば保安林などは、特別名勝松島との関係性でみると、松島で特別保護地区としている範囲の大部分で重複しています。このように文化財保護法だけが土地利用に制約をかけていたりするわけではなく、また、自然として残っている部分は住民の方の生業生活に直結しているかというと、必ずしもそうではないところです。ですので、文化財保護の面から人文景観として住民の方の生業生活が大切と言うことによって、自然環境の保全が後退するような事態は

想像しにくいと考えております。

平吹構成員：分かってきました。私自身もそういう意味では里山や里浜といった概念を使って、住民の方々に関心を向けていただけるように心がけています。住民の方々は逆に、身近に貴重な自然があっても、その価値に気づかないことが少なくないようです。身近な自然はお金にならないと思っている。その発想を逆転させていかなければならないという意識を育むためには、里山や里浜と関係づけて自分の生活を見つめ直す必要があるということは理解出来ます。その意味において、松島の保全や利活用の主体である住民の方々に気づいてもらおう、アクションを起こしてもらおうという意図で、今回策定する計画では立ち位置を変えるということであればよく分かります。ありがとうございます。

小林座長：ちょっとここで原稿を配ってよろしいですか（小林敬一 2021　芸術工学会雑誌 83 所収論文）。芸術工学会の秋の大会で発表予定のものですが、原稿をまとめるにあたって、松島の価値というものは何か、あるいはどのように捉えてきたのかについて３つにまとめました。今、県で説明されたところについて、イデオロギーで議論しだしたら終わりがないだろうと思いますので、厳密なところではかなり食い違っているところもあるのですけれども、３つにまとめるというところは共通していて、折り合いがつかない訳ではないと考えています。ただ、どこが違うかというところをお話ししなければいけないかなと思います。これは私の意見として聞き置いて頂き、折り合いの付けられるところはつけて頂ければ結構です。

文化財というのは、これは昔から物件主義とよく言われていまして、なぜかというと何しろ保存するには対象がないとどうしようもないので、モノとしてあるいは土地として規定しなければいけない。そもそも、名勝もそうで、これだけ素晴らしい自然環境があるのでこれをきちんと把握して保存したい、後世に伝えていきたいという感覚だったと思います。だから細かく規定して、かつそれは何かということが問われる訳ですから調査、把握していく。そうして構成されたモノを残していきたいという考えだと思います。でも、この考え方をとりますと、例えば気候が変わってこういう植物が生えにくくなったという場合でも、なんとしてでも守り抜かなきゃいけないということになってしまう。これだと具合が悪いのです。しかし、私も平吹先生と同じ考え方で、自然環境がベースにあってそれは価値として確かなのだから、それを壊すことはまず避けたい、あるいは不可逆的な変化は避けたい。だから、多少の利用はいいけれども掘削はいけないとか、遺跡でもそうですが、盛り土して保護するなどの妥協の仕方で折り合いをつけてきたと考えています。これが一つの価値観だと思います。

ではあと２つの価値観とは何かといいますと、そこはちょっと県と意見が違うかなと思っておりまして、まずは観賞ですが、観賞もまたエリアで規定されているではないですか。そうしたエリアそこを守っていこうという考え方になると思います。

もう一つの相違点は人文景観で、人文景観だけでは止め処もなく広がっていくことから、15 のテーマに絞って規定されている。しかしこれもやはりモノ、空間だと思います。

私が原稿で書きました２番目は、松島は歌枕からはじまって色んな作品に取り上げられ、美しさを語り絵に描いてきた歴史があるところです。それはアーティストが表現したその美で価値だと思います。ところがいったんその作品を作ってしまいますと、今度は逆に作品によって裏打ちされた美なるもの、価値なるものが社会的に共有されていくメカニズムがある。それによってモノが価値を帯びていく。私は最初の物的環境についても、モノが価値なのではなくて、学術的に大切なものであるとか、珍しいモノであるとか、地元の人が宗教的な感動を覚えるなど、経験に裏打ちされることによってモノが価値を帯びていると考えています。我々は、確かにモノの状態について言っているのだから、モノとして規定する必要がある。それに対して、アートを介したメカニズムで価値を生み出してきた側面もあるのだと思います。

もう一つ面白いことは、価値と価値観は、言葉からして違いがあるのと思ったのですが、価値は英語で Value ですが価値観と訳そうとすると言葉がない。

色々調べた結果、適切な訳語がなく、結局 Value system とした。これで外国人も私も納得したところです。要は、それぞれの国で価値と思うものはいろいろあるけれども、価値を作り出すメカニズムは違うと考えています。それで、最初の物的環境自体を価値と思うメカニズムがかつてはあったし、我々も共有していると考えます。

３番目は何かというと、人と自然とが相互関係の中で作り出した風景、それはものすごい美ではないけれども、人々が親しんでいるし、我々もそれを見て生活景、生活が滲み出しているいい風景だと思える、それが３番目のタイプの価値を作り出すメカニズムだと思います。これは昨今の文化的景観の考え方と通じると思われます。文化的景観として特に優れたものではないけれども、松島の中で生活景として優れたものは結構あると思っている。

つまり、捉え方としては、モノとして価値が３つあるのではなく、Value system、メカニズムとして３つあると、その一つには人文景観が相当する。そのあたりで折り合いを付けられないかなと考えたところです。

ただ、そうしますと２、３問題点がありまして、まず２番目の観賞ですが、それはそれでいいとして、やっぱり観賞というのは現代の人がそこを歩くとか、夕暮れ時にそこに行ってみて昔の絵に描かれた素晴らしい風景を重ねてみるとか、それと同じような心持ちになって神秘性を感じたり感動を覚えたりする。そういう経験が現代人もあってそこが価値あるものだとみんなで共有される。そうすると大切なのは景観を保存することでも、場所を特定して場所だけを守ることではなくて、そういった経験機会を確保し続けることが大切だと考えます。そうすると、ここにある四大観もそうですが、最近開発された山道を歩いてみたりとか、浜辺を歩いてみたりとか、色んな追体験とか感動体験が出来る場所を残していく、あるいはそういう状態に保っておくことが大事だと思います。我々のやるべき事は「保つ」といっても、例えば、たくさんある浜がことごとく防潮堤で人工的な景観に変わってしまっている。これはむしろ長期的に考えれば自然回復の方向性を示しまして、徐々に変えていくとか、今回湿地が一つ回復しましたが、機会を捉えては守るものは守り、新たにつくるものはつくっていき、自然度を回復していくとか、色んなアプローチによって豊かな体験の場をつくっていくべきだと思うのです。ですから、もので限るのではなくてメカニズムをいかに担保するかだと思います。

３番目は、人と自然の相互作用ですが、どこでもそうだというのではなく、しかしのべつまくなしに住民がつくった景観は良いかというとそうではない。大半の住民は、より儲かるということを考えて土地利用しようとする。それでは具合が悪いので、一つ言葉を入れて頂きたいのが、「調和的」です。「自然と調和的に」とか「自然に溶け込むように」とか、あるいは「自然を活かすように」、「自然を引き立てるように」など。やっぱり松島の特徴は「自然」にあるので、松島の風景といかに調和したものをつくり出していくのか、それは探究ですよね。そうしますと、新たな建設や開発の活動に対して調和的なものに誘導していくことが大事で、いかしにして地域の魅力度アップに繋がるものにしていけるかというところが勝負ということになります。「調和」という言葉をいれることで、区域に限るのではなく、むしろものが場所の特性と調和する方向に誘導する。このことは後々、現状変更申請を扱う際にも利点があると思います。

温井構成員：先ほどの平吹先生の御発言について思ったことがありましたので、先生のお考えには賛成ですけれども、先生のご発言と現行計画のピラミッド構造を比べると、ちょっと計画は違っている気がします。実際はピラミッドの底辺が自然で、次に人文景観、頂点に宗教とか芸術とかなのかなと。次の計画の３つを並立に扱うということなので、説明された意図は私も大賛成です。私はそんな風に考えていました。

小林座長：どうもありがとうございます。松本先生はいかがでしょうか。

松本構成員：議論が大変難しくなってききていると感じています。今の温井先生の話にもありましたが、自然景観と人文景観、そして観賞ですが、観賞はむしろ

前２つの外側にあるのかなと思います。人文的な現象あるいは景観と自然的な現象あるいは景観とを、同列におくかどっちかが上か下か、皆さんのお話を伺いながら考えさせられました。まだそこは理解がしづらいところでした。あとは、計画案は緻密につくられていたと思います。

我々、松島部会での議論が、どちらかというと自然というよりは人の営みをどうコントロールしていくかだったと思っています。その結果として自然が守られている。ですから、これまで人文的なものを無視してきたのではなく、充分に考慮してきたと思っています。

もう一つの図ですが、観る側と対象との間にまなざしというフィルタがあります。そのフィルタの中に文化とか自然の価値付けがあるので、フィルタをどの様につくっていくかを考えることが重要になるかと思います。ただ、それは何か誘導にならないかという心配があります。むしろ誘導した方がいいよという意見もあると思いますし、恐らくその方が良い方向に向かうのだとも思いますが、誘導ではなく人々は頭の中に Value system を持っていることを前提にして引き出す方法で地域の景観を賞賛していただくという様にもっていかれたほうが、観る人を丁寧に扱っているような気がします。上からこう観て下さいという誘導ではなく仕掛けていく方がいいと感じました。

小林座長：七海先生はいかがでしょうか。

七海構成員：県の説明と先生方の御意見は理解しました。新しい価値の方向性についても分かりました。理解した上で、計画案はこのあとどのように作成していくか、その点について関心を持っております。もう計画案の内容にも入ってよろしいでしょうか。第１章から第３章まで原稿ができていますが、特にボリュームがあるのが第３章ですが、拝読すると統一性が若干感じられないと考えました。計画案はそれぞれの要素の羅列とリスト化で、先ほどの新しい価値の考え方に基づいてまとめられているかというと、先生方の意見や県の説明をうかがう限りでは、どうもそれがまだよく反映されていないのではないかと感じました。この原稿は色んなところからとってきて並べた寄せ集めのような感じがします。内容の精度や文体にバラツキがみられます。先ほど来、先生方が述べられているようなコンセプトに基づいてどういう風につくり直すのか、関心を持った次第です。その上で、話は次回の第４、５章以降へと続く訳ですから、第３章が肝心な基礎資料になります。第５節に関して、これまでの資料名称と内容をただ羅列しただけで、新しいコンセプトに対応出来るような下地が出来ているのか、失礼ながら不安に思いました。

小林座長：事前に資料頂いていましたので細かいところも発言したいと思います。細かいところから考えるのも、何かの手がかりになる気がします。私は、松島部会で方針説明された時よりだいぶ進んだなという印象を持ちました。計画案は具体的に考えられるベースになっており、大変ありがたく思っています。

早速最初から順に述べますと、まず第２章の４ページです。円福寺の話が出てきますが、円福寺の痕跡、具体的には遺構などが見つかっていれば、そうしたことも記して伝説があるというだけではなくて現代との繋がりを紹介しても良いと思いました。

次の５ページ、「親出入りして」は「親しく」がないと読めないと思います。７ページの指定説明は二が全て漢数字になっているのでカタカナに。６ページの「名勝指定の頃の松島」ですが、地形変化の話はあってもいいけれども、むしろ当時の自然度がどうだったかもう少し書いていただいた方がいいと思いました。基本的には自然度が後退していったと。そして産業構造の変化と市街地の拡大という近代の大きな経験。その近代の変化は、半ば抗することはできたけれども、半ばできなかったといった結果もあった方がいいと思います。それから、10 ページの「海水浴客の利用も多く」は、正確じゃないと思います。海水浴というレジャー自体が大きく減少傾向にあるので書き方を変える必要があると思います。13 ページ第３章第２節は歌枕の話なので、歌枕の概念も入れた方が良いと思います。

続いて第４節ですが、観賞のところで、このあたりをどうまとめていくかは、捉え方と合わせて議論が

必要かなと思います。というのは、１つは構成要素の列挙も必要ですが、遠景的なものから近景的なものまで魅力を感じるので、そこをどう書き込んでいくかということ、２つ目は、観賞自体は新たに見方を開発することもできる。先ほどのメカニズムから考えると、その可能性を書き込んでおく必要があるのではないだろうか。そうすると記載しているものはその一例となるので、断片的であっても問題ではなくなると思います。

次の人文景観は、これも空間的・領域的に限るのではなくて、発見して掘り起こしていく可能性があるものなので、先ほどの観賞と人文景観、地形のあたりをまとめて、例えば小さな浜のある集落とか細やかな丘陵部の魅力とか、地形と土地利用と見方と一体となった景観条件図のようなものが出来るのではないかと思います。それは可能性のある潜在的なものを含めて。そういう図をつくって一言ぐらいコメントを付けておけば、開発行為が起こったときに、こういう風景だから調和を考えてほしいという議論が出来る。図があるともう少しまとまると思いました。

人が過去に作ったもの全てがいい訳じゃないという考え方で２つありますが、例えば石切場と手樽の埋立地は、私はやっぱり破壊だと思っています。手樽は埋め立てられてしまったけれども、ただ、その結果ユニークな景観が生み出されているとか、ダメだったけれども今となってはいいものもあるといった条件付きの表現がいいと思います。石切場もそうです。

最後に、４ページ註ですが、和歌について「人々の暮らしを描写するものが多い」ですが、描写するという概念がないので、それよりは「重ねる」と言った方がいいと思いました。

松本構成員：こういう計画を作成する際、例えば地形ではストーリー性をもたせて時間軸で変化を書いていくと、読み手側にはすごく分かりやすいと思っていますが、同時に誘導に繋がるとも思っている。それで、確かに羅列的かもしれないのですが、あまり上手に接続詞で繋いでしまうと、むしろこういう風に観なさいという格好になってしまうのかなと思います。そこは皆さんに御意見伺いたいと思います。

もう一つ、動きのある風景ですが、私たちは恐らくそれを意識しつつも四大観やその他の眺めなど、静止状態でものを観ていたような気がします。公園事務所の辺りから利府への上り坂や防災センターから松島海岸駅までの坂など、動く風景としてすごく良くて、通る度にうれしくなります。もう一つ宮戸島の入口付近の風景も同様です。説明にあった動く風景もあって良いと思いました。そういったことも全て含めて、小林先生のおっしゃった景観条件図に集約できると、この場合の条件は本来の意味の条件と違う使い方をしているのでしょうけれども、いいなと思います。

小林座長：これはどっかで作業しなければならない話ですが、景観条件図を考えると、一つは景域がベースにあって、もう一つは地形・植生・土地利用の区分図がベースになって、その上にもう一つのレイヤーとして、物的なものと人の経験とを結ぶものがある。その結果として、坂道だとか四大観とか眺望点とか、視界が開ける場所とか、石切場とかが見える場所とかがプロットされると、印象とフィジカルなものを繋ぐ図となるのではないだろうか。これらがあると条件図として機能すると思われる。あくまでも現時点の考えですが。

温井構成員：よろしいでしょうか。全体として県がまとめた案、目指している方向性も大賛成で非常良いと思っています。具体的な例で考えてみたいのですが、この前部会で審議した案件の場所は、非常に細かい丘陵の襞がある場所だったですよね。谷間が棚田になっていて一番上にため池がある。こうした丘陵のひだに合わせた土地利用への誘導とかできればいいなと思いました。

それから、そうした場所の多くでは耕作放棄されているけれども、開田の時期は昭和と聞きましたが、僕は古代から中世ぐらいには田んぼやっていたと思っている。技術がなくても開墾できる場所だから。こうした谷間の開田が一番早くて、近世になってから伊達政宗がやったような平野の開田が始まる。歴史的なことを調べると同時に、現在、もうどうでも良くなってしまっている場所をどうしていくのかを考えなくては

ならない。

あと松本先生のご専門の地形・地質について、僕も非常に興味があるのですが、現行計画でも記載されている地形地質の記述をどう読めば良いのか分からないでいたのですよね。丘陵は松島層になっていますが、丘陵の襞が浸食によって出来るとするなら、やはり地形地質が最初にあって、棚田など人の利用があって、それが今度は放棄されて地形を無視した開発が行われると。それを特別名勝松島としてどうすればよいのか考えないといけないと思いました。その際の方法として条件図とか必要なのかなと思います。

それと最近バッファゾーンについて気になっています。恐らく世界遺産あたりから出ている考え方だと思いますが。松島でも外洋で洋上風力などが想定されるので、あらかじめ考えておいた方がよいのかもしれないと思いました。バッファゾーンという考え方は本質的エリアの外に設けるというものですが、松島の場合、本質的なエリアの中に人文的な景観という、今まで余り重要だと認識されていなかったエリアがあって、バッファとは違う新しい発信できそうな概念がある。

もう一つ展望視点について、現行計画と同じようにパノラマ写真を掲載していますけれども、できたら可視不可視の分析をやってみたいなと思いました。今Ｑ－ＧＩＳを使って出来ないかと考えたりしています。やってみたそうな学生がいるので、学生にくっついて一緒に出来ないかと。まずは展望地点の視界の把握で、もうひとつは船からどの範囲が見えているのか。あと視点が移動する話が出てきているのですが、そのときに非常に広い範囲が見える経験とその反対があると思います。そのダイナミックな変化が面白いとすれば、四大観とか展望地点もポイントでしか観ていないけれども、歩いている途中の眺めの良い尾根筋とか見えている範囲の変化があって、変化の面白さがあると思う。計画案にもオルレなどが掲載されていますが、オルレのシークエンスとかコース設定とか調べて、可能ならば計画の中でもおすすめのコースが言えるようになればいいなと思います。

それから、小さな浜と小林先生が先ほどおっしゃっていましたが、防潮堤のない小さな入り江も島嶼部には結構残っていますが、この前、市が東京の富裕層を案内して１泊 10 万とかで案内したと。その話を聞いてびっくりしましたが、そうした資源としても考えてもいいと思う。防潮堤も小林先生がおっしゃったように、問題点も指摘しながら撤去できるところは撤去していくことも、計画に盛り込めるのであるなら記載した方がいいと思う。

小林座長：どうもありがとうございます。まず今日は第１章から第３章までの価値という点での議論ですので、それに絞っていければと思います。

温井構成員：じゃあ細かいところで恐縮ですが、今まとまっている案に沿ってちょっと聞いていきたいと思います。まず５ページですが、本多静六が書いている松島の「単ニ観望セラルル…」からのくだりですが、面白いなとおもいつつなかなか理解出来ないところがあって、実際この規定が何を意味しているのか解明できればと思いました。これは自分でやらなきゃいけないことだと思いますが。

６ページでは塩竈の指定解除に触れられていますが、もし今のような委員会があって審議されていれば、塩竈はあのような開発はされなかったのでしょうか。それは無理だとしても、開発されたから除外ではなくて、開発主体と行政との協議の上で除外されるという流れなのでしょうか。

小林座長：個人的な意見ですが、現在は野蒜北の丘陵を開発したときも利府の団地をつくったときも解除していない訳ですよね。あくまでも風景に馴染むように要望しています。その前からも野蒜では公共施設のスプロールが進んでいましたので、大きな開発に対してこの制度自体はコントロールできていないと感じています。

温井構成員：最後に、景観の認識について県から説明求められていましたが、一応、造園の分野ですのでご説明します。引用されているのは小野さんの図でしたが、小野さんの図あるいは下村先生も同じようなことを書いておられますが、実は私これちょっと反対の立

場でして造園学会のミニフォーラムに出したこともあります。あまり反響がなかったのですが。ちょっと哲学の分野にみせないとだめかなと思っていまして、あとでそのときの文章送ります。あと、視点場という言い方は篠原先生が瀬戸大橋を扱うときに考えたもので、視点場というのは視点のまわりで操作可能な領域を指していると思います。分かりやすく言うと例えば京都の借景庭園とかで、視点のまわりに築地塀とかいろんなものがあって、築地塀の高さを調節することによって余計なものをカットして比叡山がよく目立つとか。そういうのを視点場という言い方をしているので、視点場の言葉の使い方は意識して用語として使用していければと思います。

小林座長：県からコメントがあるようですので、どうぞ。

県：温井先生からお話ありました塩釜港の指定解除については、管見の限りではございますが、港の開発自体が昭和の初めには完成する様相でしたので、大正13年の指定とさほど時期的には変わらない頃から開発が始まっていた事実がございます。解除については、この頃指定文化財の解除が結構行われている時期で、時代的なものもあるのかなと認識しております。

小林座長：ありがとうございました。そろそろ時間となってきましたが、何か今日話しておきたいことがありましたら御発言願います。

松本構成員：３ページの図についてですが、この図をみると保存活用計画が真ん中にありますが、下位の計画、規制であるようにみえて、あまりよろしくないのではないかと思うのですがいかがですが。

県：行政上の位置づけとしては先生の持たれた印象が正しくなります。県の総合計画や教育振興基本計画があって、文化財課が作成した文化財保存活用大綱という県全体の文化財保護の方針が上位にあって、その枠組みの中での位置づけになります。蛇足ですが、松島は非常に特殊です。そこは説明が足りなかったところだと思いますが、一般的には史跡名勝天然記念物の保存活用計画は局所的なものになります。例えば多賀城跡や仙台城跡などある地点を対象としています。その計画を松島では２市３町にわたる広域に適用しています。全国を見渡しても対象範囲では松島が最も大きくて、その次が史跡屋島だったと思われます。屋島も住宅街を広く含んだ計画ですが、松島の範囲には全く及びません。松島は、文化財の計画が住民の方の生業生活と密接に関わっており、本来の個別計画なのに総合計画のように運用されているということで、全国的にも松島の計画や取組は注目されています。ですので、表現の仕方としてはこういうふうにならざるえないものであります。

平吹構成員：小林先生や松本先生から景観条件図という話が、温井先生からＧＩＳの話がありましたが、そうした面的な広がりを一目で認知できるようなシステムと言いますか、情報整理の仕方あればいいなと思いました。すぐの実現が難しいかもしれませんので、その場合は松島の自然と人の暮らし・営みとの関連付けを、例えばマトリックスとして示す総括表があっても良いかなと思います。色々切り口はあると思いますが、島嶼と本土とか、平野と丘陵部といった地形ユニットを区分した上で、ここにはこのような地質、このような植生、生業や伝統がある、そして文化財があるというような重層的で、系統的な総括表がほしいと思いました。

小林座長：他にありますでしょうか。なければ最後に私から一つだけ。話の流れでのリアクションですけれども、松島の計画が注目されているという話を頂いて、私のような都市計画をやってきたものにとっては、この松島は非常に貴重な例だと思っております。というのは、都市計画と同じように人の住んでいる環境を対象としていながら、都市計画のような開発主体で近代化、都市化を前提とした計画ではない。もっと根本的で歴史的な文化財の価値に基づいた計画を立てている。それでいて現代的な観光とか地域産業ところと結びついている。これからの時代により一層の必要性が期待されている計画であると思っています。

それは前置きで、言いたいことは、であればこそ、都市計画同様、色んな価値観とか色んな方法があってそれを包摂していかなければいけない。かつ全体の調和とか一体感、あるいは諸システムとしての性能を発揮していかなければならない。そのためにはこの前段部分にはフィロソフィーやコンセプトを明確にしていくことが必要だと思います。文化財的にフィジカルな要素で規定していくことも大事ですが、並行して緩やかに束ねていくことも大切だと思います。

但し、最近の都市計画でそれが上手くいっているかというと、逆にいい加減でどこにいっても通用するようなコンセプトで､型にはまったきれい事を並べて、市民参加といいながら語れていない、現実に即したコンセプトが示されていないのが都市計画の今の問題点だと思っています。松島の場合これまでの経験を踏まえて、現実的な自然や歴史文化の蓄積の上で、これからどう活かしていくか、どういうひとたちがどういう活かし方をしていくのかを想定しながら、大切なものを守っていくということを示す。その意味ではやはり文化財の物件主義だけではそこは収まらなくて、価値観をどう組立てて未来に向かおうとしているのかというところでまとめたほうがいいと思いました。

平吹構成員：もうひとつだけよろしいですか。小林先生の話をお聞きして思い出したのですが、６ページの不老山の写真を見ると､海に沈んでいて今と全く違う。また、以前の会議で住民の方々との意見交換会の記録が配布されましたが、マツの木が倒れて海に落ちて困るという話がありましたが、私は限りある予算で松島のマツ林すべてを手厚く管理し続けることはできないだろうと感じました。自然は 100 年もすれば変わるのが当たり前なので、変わったものはしょうがない、過去のものは記録の中に収めてしまうという考え方があっても良いのではないかと思いました、なので、これから先どこの、何に照準をあわせて保存・活用を進めていくのか、例えば観光船から見える運行ルートに沿ってマツを維持するといった重点化もあり得ると感じました。

小林座長：そろそろ時間となってきました。本日は多くの御意見が出て、非常に有意義な時間だったと思います。本日の議論で出た内容は、ぜひ計画案の検討にあたって活用していただきたいと思います。ひとまず作業部会の進行を司会に戻します。どうもありがとうございました。

４　第２回策定会議議事録

開　催：令和３年 12 月 24 日（金）
於　宮城県庁舎階教育庁会議室
構成員：小林敬一（座長）・温井亨（オンライン）・松本秀明・七海雅人
オブザーバー：文化庁文化財第二課名勝部門
平澤毅主任文化財調査官

小林座長：それでは早速進めていきます。本日の議題は２件ありまして、まず「（１）計画案第１～３章の修正内容について」、次に「（２）計画案第４～６章の内容について」になります。出席された構成員の皆様から、活発な御意見が出ることを期待しております。

まずは、（１）計画案第１～３章の修正内容について、事務局から説明を伺いたいと思います。県の担当の方、よろしくお願いします。

県：それでは、簡潔に御説明させて頂きます。前回の会議を踏まえた修正は、大きな変更点のみ横表にまとめましたので、こちらで説明したいと思います。それでは横表をご覧ください。

主な変更点としましては、まず 13 ページの第３章第１節で本質的価値としていたところです。こちらについては章のタイトルも変更をしております。変更前は、「第２節　特別名勝松島の本質的価値の構成と内容ということで、松島の本質的価値は「島嶼、海岸、マツ林などがつくる自然と人々の日常生活や生業が織り成す風致景観、そして観賞にあるといえる。」としておりました。これについては第１回会議を踏まえまして、「第１節　松島の価値」ということで、前回は具体的に松島の風景としてあるものを示しておりましたが、今回の修正では、価値は「自然の特異な状態とそこで営まれる人々の暮らしのつくりだす“松島の風景”が、文学や芸術によって文化的に意味づけられ、

美しいものとして共有されていること」にある、と変更しました。この変更理由としまして、小林座長から前回の会議で「モノの価値とは、モノ自体に価値あるのではなく、経験に裏打ちされることによってモノが価値を帯びている状態を言っている」との意見を頂いたことを受けまして、現在ある松島の状態を価値としました。これは、本計画案の全体に関わるもっとも大きな変更点になるかと思います。

続けまして２になります。前回の案では自然景観・人文景観・観賞を本質的価値としていましたが、モノの状態について示しましたので、第２節の構成要素についても合わせて変更をしております。これは、「第２節　“松島の風景”を構成するもの」として、第１節を踏まえると、（中略）自然と眺望は、“松島の風景”として共有された価値観を形成する基盤と捉えることが適切であり、（中略）、自然とともに暮らす人々の日常も含めて成り立つと考えなければならない。“松島の風景”は「島嶼、海岸、マツ林などの自然と、自然とともにある暮らしが織り成す風致景観、その観賞のための展望地点」によって構成されている、としました。つまり、前回の案では価値としていたものを構成要素に変更しております。変更理由を読み上げますと、上記価値の考え方に基づいて、変更前に本質的価値としていた「自然景観・人文景観・観賞」は、表現を変えた上で、価値観を形成する基盤で、風景を構成するものとして位置づけました、としています。

この表現を変えた上で、３つめの変更になります。構成要素とした自然景観・人文景観・観賞について、構成要素と言わずに「風景を構成するもの」としまして、それぞれ自然・自然とともにある暮らし・観賞としております。これは、自然と人の営みを同列に扱うことに、印象として違和感をもつ意見が多かったため、「人文景観」を名称変更しました。これにより文章上は同列の標記ですが、意味において自然と上下関係を持たせました。「観賞」は行為のため、同列標記にあたり、展望地点を加えて他の名称と統一しました。

次は 26 ページになります。ここでは、第３章第４・５節「自然とともにある暮らし・観賞のための展望地点」の節を入れ替える構成の変更を行っています。本章は指定当初の価値に今日的価値を付加したことを踏まえて、自然景観→観賞→人文景観の順で構成していましたが、読み手にとって難しいとの意見により、基盤となる「自然」→その上にある「暮らし」→これらをみる「観賞」という順に変更しました。

以上が、本質的価値と構成要素として前回記載していた内容の主な変更点になります。続けまして表の５以降になりますが、13 ページの第３章第３・４節「自然・自然とともにある暮らし」の構成と記載方法についてとなります。こちらは七海先生「羅列的な記載で、新しいコンセプトに向かう下地が出来ているのか」との御指摘がありまして、また一方で松本先生から「誘導ではなく、人々が頭の中で持っているものを引き出す」という御指摘もあったので、こちらについては全体の議論と骨格をつくる上で両意見を踏まえたバランスのとれた構成・記載方法を引き続き検討することとしたいと思います。したがって今回記載しているものは大きな変更は行っていません。

次に６になります。40 ページの第３章第５節「観賞のための展望地点」では、温井先生の御指摘を踏まえて視点場を「展望地点」と改めました。それにあわせてそれぞれの名称も変更しています。用語の変更は、視点場を展望地点、「俯瞰的視点場」を展望地、「空間的視点場」を空間視点と変更しております。

最後に７その他でございます。前回の会議で景観条件図（仮称）について御意見頂いております。こちらについては、策定会議の意見を踏まえて作成を検討しています。大まかなところは以上になります。続けまして、本会議に先立って、本日ご欠席の平吹先生より、修正案について１点コメントをいただいておりましたので、この場で概要をご報告させていただきます。該当は 32・33 ページになりますが、「自然と共にある暮らし」という枠組みに対して、（３）瑞巌寺を中心とした宗教空間、（４）仙台藩伊達家に関わる文化遺産群といった、暮らしとややかけ離れたテーマがあるということについて、位置づけを整理されたほうがいいということでした。平吹先生のコメントと合わせて、事務局からの説明は以上となります。

小林座長：ありがとうございました。では今の説明を踏まえた上で、皆様から御意見を伺いたいと思います。

（１）の議題はおよそ 30 分程度の時間ですが第１～３章の修正内容についてお願いします。今回、前回の意見を非常にしっかりと受け止めて頂いて修正されたと思っております。先生方、いかがでしょうか。では最初に温井先生いかがでしょう。

温井構成員：はい。概ね了解ですけれども、空間視点だけちょっと考えたいなと思います。

小林座長：考えたいというのは言葉でしょうか、中身でしょうか。

温井構成員：言葉としていいだろうかということです。じゃあ何がいいかというと、ちょっとすぐ思い浮かびませんが。少し考えたいと思います。

小林座長：分かりました。他に何か全般に関して何か意見ありますか。七海先生いかがですか。

七海構成員：前回からの変更ということで、第３章「松島の価値と風景の構成」の第４節「松島の自然とともにある暮らし」とタイトル変更がなされ、項目立てとして地域の歴史をものがたるものを 13 点、松島の歴史と文化に関するストーリーが示されています。これに対して、先ほど平吹先生から違和感がある内容もあるのではないかとのお話もございました。それはひとまずおいてとなりますが、この 13 の項目の構成については第１回目に提示された資料との間で、内容自体に変更はないと理解してよろしいでしょうか。

県：内容に増減や項目の変更はございません。表現について合わせてお話ししてもよろしいでしょうか。

小林座長：はい、どうぞ。

県：具体的なところに踏み込みますと、手樽の干拓景観や凝灰岩砕石など、現時点の保護では好ましくないものも含まれているので、書きぶりを丁寧にした方がよいとの御意見を承っております。そのあたりについては書きぶりの変更は行っています。

七海構成員：ありがとうございます。これらの 13 の項目の構成の是非については、別途考える必要があると思います。現行において提示されている 13 の項目の一つ一つの構成が、はたして妥当なのかについて、前回少し考えるべきではと言ったつもりでした。これに関しては、現行の保存管理計画で付帯的な要素として提示されている項目が部分的に流用されていると理解していますが、現行計画の中では付帯的な要素の項目分けは、「伝説の場所」とか納得のいく分け方だと思っています。今回は、それらを 13 のストーリーに分けて、それぞれ割り振っているところがあると理解しています。その割り振り方が妥当かどうか疑問を感じている、ということです。例えば、本日私が個別に提示した資料の一番後ろに朴島の板碑を載せています。これが計画案のどこに位置づけられているかというと、今回の計画で示されたストーリーの中では、（２）松島湾沿岸漁業と漁村の景観の構成になっているのです。これはやはり中世における信仰の世界の事例になるので、このままでは違和感があると思います。

こうした個別を見ていくと、はたしてこの項目がここに入るのか、ということを前回から思っていました。したがって、この 13 の項目それ自体もまた検討を必要としますけれども、現行計画の付帯的要素の振り分け自体についても、内容も含めて更に精査する必要があると思っています。それぞれの項目の説明についても、現行計画の内容をそのままコピーしているところがあり、おそらくそれらについてもこの 10 年間の研究の進展もあると思うので、そうした点も含めて手直しをする部分もあるのではないかと思いました。今回の修正案について感じているのは以上になります。

小林座長：どうもありがとうございます。今日は各先生から意見を伺うということなので、この点については事務局の方で、いかに情報を集約するか方法を検討していただければと思います。松本先生はいかがでしょうか。

松本構成員：主な変更点の表の２になりますが、自然

とともにある暮らしについて、これは松島の貴重性といいますか、非常に重要な部分だと思いました。今回の計画の中で中心的な位置になるだろうと思っています。それで、温井先生が触れられた表６について、展望地点と展望地の言葉の区別が不明瞭という印象を持ちました。何か説明を加えるか、あるいは別の言葉に差し替えるなど、内容がわかるように検討された方がほうがいいと思います 。あとはそれぞれの項目の説明なのですが、私は地形学が専門なので、地質の詳しいところは対応出来ておりませんので、地質についてはそれなりの方の御意見をいただいたほうがよろしいかと思います。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。事務局から何かありますか。

県：御意見ありがとうございます。暮らしのテーマについては、七海先生の御指摘にまだ対応できていないことは認識しております。具体的な内容については引き続き精査します。今の段階で、先生の気になるところなどについて御見解をいただければ、ヒントとして取組みやすいので、御指導いただければと思っています。

続けまして、松本先生の御指摘があった展望地点の言葉については、事務局も悩んでいるところで、風景学や景観工学の言葉を参考にしつつ考えておりますが、しっくりくる言葉を探しきれていないところであります。ただ、現状、眺望というものの分類をした上で示す必要があるので、これについても引き続き検討します。先生方からも御指導いただければと思います。以上になります。

小林座長：ありがとうございます。では私からよろしいでしょうか。前回の意見を表の１・２をみまして受け止めて頂いたと思っているのですが、改めて第１章から第６章まで通して読んだ時に、少々不都合があちこちにあるような気がします。またいくつかの概念整理がまだ不十分であるがために、後ろのほうでは違った意味で使われているというところもあります。もう一度改めて整理させていただきたいと思います。パワーポイントを用意しましたので、あとで第６章まで通して説明頂いた後にお話ししたいと思います。

ところで、今議論となっている６の分類と、空間視点という言葉がわかりにくいという点は、そもそもここで展望地を場所で分けようとしているのか、見方で分けようとしているのか、よく分からない。最初の空間地点は海を望むところが多々出てきますが、歴史的な展望地ではないけれども、一種の眺望景ではないかと思われます。しかし別な場所では移動して眺めるような海景や散策路とか、あるいは集落の中とかあって、見方の違いなのか位置の違いなのかよく分からない。眺望景はここで３つぐらいに分けられるのではないかと思います。マクロな全体の地勢の魅力を眺めるような展望地点があります。四大観に限らずそういったものは他にもあろうかと思います。それから、入り江と山で囲まれた小さな空間がたくさん集まって出来ているのが宮戸島だと思いますが、そうしたある程度の広さのまとまりのある空間を眺めるものがあって、それもまた魅力を感じる一つの景観タイプだと思います。そして最後に移動しながら風景の展開を楽しむような、カテゴリーがあるかと思います。何に着目して名前を付けるかをもう一度整理しないと整理がつかないだろうと思います。以上です。

ということで、もしよろしければ次に移りたいとおもいます。では次に、（２）「計画案の第４～６章までの内容について」移りたいと思います。（２）の内容について、事務局から説明をお願いします。

県：それでは再び御説明させて頂きます。ここでは修正案で説明をしていきます。該当の部分は、50 ページの第４章「松島の現状と課題」から、第６章「保存管理の方向性と方法」の 84 ページまでになります。こちらについても、事務局からの説明は各章のポイントについてとさせていただきます。

それでは、まず 50 ページの第４章ですが、この章は主に現行計画を運用しているここ 10 年の現状と課題について、まず東日本大震災と復興事業がこの 10 年間で大きな出来事としてあったので、第１節でまとめ、その上で、55 ページから始まる第２節では第３章で示した松島の風景を構成する自然、自然とともに

ある暮らし、観賞それぞれについて現状を整理しております。最後の第３節ではこれらの現状から保護の課題を示し、それを踏まえて本計画で取組むべき課題として 59 ページにまとめました。

この第４章につきまして、平吹先生からは３点コメントを頂いておりましたので、合わせて紹介します。１点目は、57 ページ　第４－２表の「地形・地質」で、「湿地・干潟の減退・消失」は、→「干潟・砂浜・池沼（ちしょう）も追加が必要であるとのことです。２点目も同じ表の「植生」で、「マツ林の枯損消失」は「マツ類の枯損・消失」に修正した方がよいとのことでした。なお、クロマツとアカマツは枯れているが、「森林（生態系）」としては消失しているとは必ずしも言えないことに留意していただきたいとも頂いております。また同じ「植生」で、「熱帯性植物」は「暖温帯性植物」とするべきとのことでした。

３点目は 57 ページ第３節の表になりまして、「自然保護の課題」で、カタカナ「マツクイムシ」の表記は、マツクイムシという生物種はいないので、漢字表記で統一したほうがよいとのことで、「松枯れ病」としてもよいかもしれないとの提案をいただいております。第４章については以上になります。

第５章は、60 ページの「計画の理念と基本方針」になります。ここが、この計画の最も肝になるところでして、今後 10 年間における松島の保護では、何を理念としていくかを示しています。この章は、保存活用計画の文字通り「計画」となる部分はこの第５章以降になります。計画の理念では、これまでの第１～４章まで記載した内容を回収した上で、第６章以降の具体的方法で運用上の支障が出た際、立ち戻るべき箇所になると考えています。

本県としましては、次期計画の理念を「自然と暮らしと観賞が一体となった豊かな地域社会を形成する」としたいと考えております。

前回の会議でも、風景の構成に自然のみならず、人文景観と観賞を含めていきたいと示しておりましたが、風致景観の保護が地域活性化に貢献することを強く示していきたいと考えており、松島の風景とは自然・暮らし・観賞が一体であること、それを活かした豊かな地域社会を形成することとしております。

続けまして第６章「保存管理の方向性と方法」も説明します。該当は次の 61 ページからになります。

この章の大きな変更点は、現行の保護地区を統合している点にあります。詳しくは 61 ページの下にある第６－１表をご覧ください。現行計画で８地区を設定していたものを、５地区に集約しております。現行の保護地区にもメリットもあるものの、変更理由としては、第４章の現状と課題の 58 ページで現状として書いてあるとおり、事業者や住民だけでなく、現場の行政側にも複雑な制度になっており、景観保護の制度全体が理解しづらくなっていることになります。

端的に示すと、現行８地区では単純に８パターンの地区取扱い基準があって、それに加えて開発項目の建造物・工作物・土地造成・木竹伐採などが地区ごとに定められているので、少なくとも 32 パターンの取扱い基準があります。

ですが、実態として１Ｂ地区と２Ｂ地区の例えば建築物の取扱いは、現行計画の 74 ページになりますが、同じことが記載されています。

なぜこのような設定になっているかと申しますと、現行計画の前、平成 10 年策定の計画までの保護地区は、土地の形状や性格に拠らず次期計画案と同じく５地区に分けておりました。つまり、山林も宅地も用途も性格も異なるのに範囲として同じ第１種だったりしました。その結果、厳しい設定が成されている宮戸島などで必要な建築物すら建てられなくなるということで、住民の方から大きな反発が出まして、それらを土地の性格に即して細分化する形で対応しました。当時の担当者とも話をしておりますが、方向性としては前々回の保護地区を土地形状に合わせて変更していくことを想定しており、その過程として住民の方との調整や当時の状況から８地区に細分化した形となったとの主旨を引き継いでおります。つまり、次期計画は長い保護の仕組の中で、当初大まかな地域・地区で設定した保護地区を、土地の性格や形状に合わせた形に変更していく流れがあって、次期計画では一応の到達点となるだろうと認識しております。その範囲は、計画案の 74 から 82 ページで示しております。

また、今回の計画では、それぞれの保護地区の取扱いにおいて、何を優先するかを明示しております。

それが 63 ページの第６－３表になりまして、計画案では、新たに暮らしを風景の構成にいれておりますが、前回の策定会議でも指摘があったとおり、それで言質をとった形になって際限なく開発が進むことは防がなければなりません。ですので、現行計画では諸事情であえて言わなかったのかもしれませんが、この表により何を守るか、どう守るかをより踏み込んで示しております。

最後になりますが、その保護地区を踏まえて、各項目についてとなります。新たに追加した内容としまして、66 ページの第６－６表で、植栽で用いる在来種の例、98 ページ（変更前：63 ページ）の色彩について、があります。これらは現場が事業者との協議をするうえで、相手方と共通理解を図るために必要なものと考えております。それぞれの項目で景観配慮の参考例として写真を掲載していることも、同じ理由になります。また 67 ページで、今回の案では新たに太陽光発電を含め、再生可能エネルギー施設について、工作物から特出しして示しております。それはこれまで内規としてあった取扱い基準を表に出した形になります。

駆け足となりましたが、第４～６章の説明を以上とさせていただきます。

小林座長：ありがとうございました。それでは、（２）について、皆様から御意見を伺いたいと思います。およそ 40 分程度の時間ですが第４～５章の内容についてお願いします。まずは特に気づいた点などをいただければと思います。温井先生いかがでしょうか。

温井構成員：すみません。今回は事前の読み込みが不十分で、意見としてどう申し上げていいか。

小林座長：わかりました。七海先生はいかがですか。

七海構成員：第４章以降、今日検討する部分の内容について、私は異論ありません。一部、誤植や誤字が見られましたが、中身に関してお話しすることはございません。

小林座長：わかりました。

松本構成員：第５章の保護地区の変更ですけれども、例えば宮戸島とかあたりを例に、どのように変更したのか教えて頂ければと思います。

県：では、お手元の現行計画も見ながら説明させて頂きます。では宮戸島なので現行計画の 69 ページをお開き下さい。また、計画案では 81 ページになります。

現行計画と次期計画で色は変わっていませんが、現行計画の一番濃い緑色が特別保護地区でここに変更はありません。次に黄緑色が第１種保護地区の１Ａ地区で、主に丘陵部ですけれども、これは次の計画案では第１種保護地区となります。大きなポイントとしまして、宮戸島の黄緑色と野蒜の濃いオレンジ色の場所は第２種保護地区２Ａ地区となりますが、ここと統合して第１種保護地区となります。次に、宮戸島の黄色の範囲は第１種保護地区１Ｂ地区になります。こちらも範囲としては変更ありませんが、野蒜の薄いオレンジ色の第２種保護地区２Ｂ地区と統合します。つまり、人が住んでいるところ、丘陵など緑地が残っているところをそれぞれで統合した形で同じ色になります。

その上で取扱い基準がどのように変わるかと申しますと、今の計画では、都市計画法と整合を取っているものがありまして、具体的には１Ｂ地区の宮戸島は分家住宅や農林水産業従事者などのみに建築物を認めています。いっぽう２Ｂ地区についてはそうした基準はありません。

これについては、文化財保護法は都市計画法とは主旨が異なりますので、文化財保護の立場から言えば、景観に配慮されていれば、どのような方でも建てられるようにしてもよいと考えており、今回の案では地区を統一してそのような基準は外しています。この点について、住民の方からは、人口減少の要因として特別名勝の指定を挙げられてもいます。その背景には現行計画の取扱い基準も一因と考えられるので、影響がないと判断できるのであれば記載しないでいきたいと考えています。宮戸島を例にすると、このような形となっております。

松本構成員：ありがとうございます。最初の説明で制度上の複雑さを解消するためとおっしゃっており、それはなるほどと思いました。そのあとの具体的な話になってきますと、読み込めず難しいと思いました。そういう、今までよりも規制が緩くなったように聞こえるのですけれども、緩くなったりきつくなったりする変化が場所ごとにどのように現れてくるのかが気になっています。

小林座長：ありがとうございます。御意見として伺っておきます。それでは、この辺りの領域で一番かみつきそうなのは私ですので、先に時間を頂きまして、パワーポイント用意しましたので、これでお話しさせて頂きたいと思います。

発言のポイントは３点ありまして、第一に用語（概念）を整理することです。特に価値とか景観とか、非常に抽象的で、また人によっても捉え方が違うものについて整理が必要になります。それから全体的にロジックが見えにくくなっているのではないかと思うので、もう一度整理して簡潔明快にすることが大事だと思います。特に生活の中で生まれた景観について事例があったのですが、一例として示されたものがいつのまにか大事なポイントになっていたりします。事例的なものは別紙にするとか切り離して、骨格的なことが伝わるようにした方がいいと思います。そのためにも計画の役割について、明確にしないといけない。それから最後に、ガイドラインの技術的課題については検討不十分と書きました。これはあとで説明します。

ではまず用語ですが、今回は本質的価値という言葉を使っていないのですけれども、この対象地を保存対象とするのはなぜかと問われたときに、やはり本質的価値を持っているからだと、市民に対して言い切れないと具合が悪いのではないかと思います。逆になぜこの範囲なのかと問われたときに、当然歴史的経緯があるのですが、それでも結果としてこの範囲は本質的価値を有する範囲だからだと、言わなければこれもやはり具合が悪い。

もしそうでなければ、例えば奇岩などがみられる範囲などとすると、そういったものが見えない内陸の人たちは、我々は関係ないと思ってしまいます。バッ

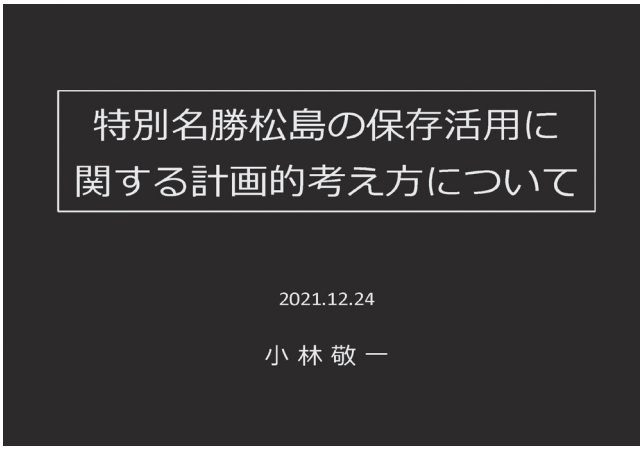

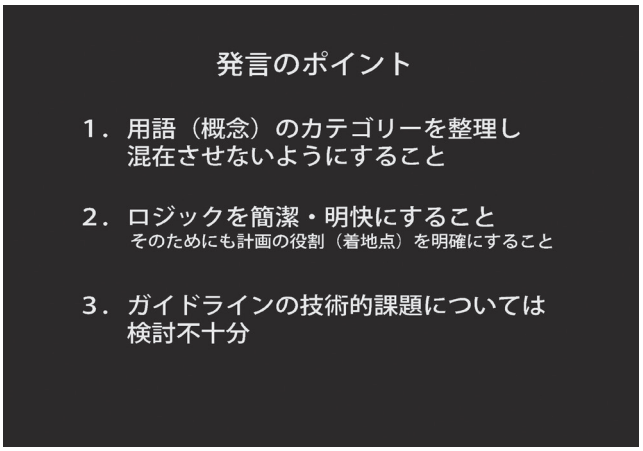

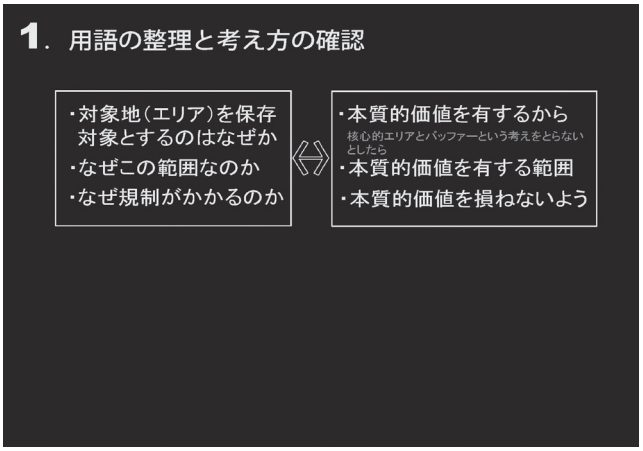

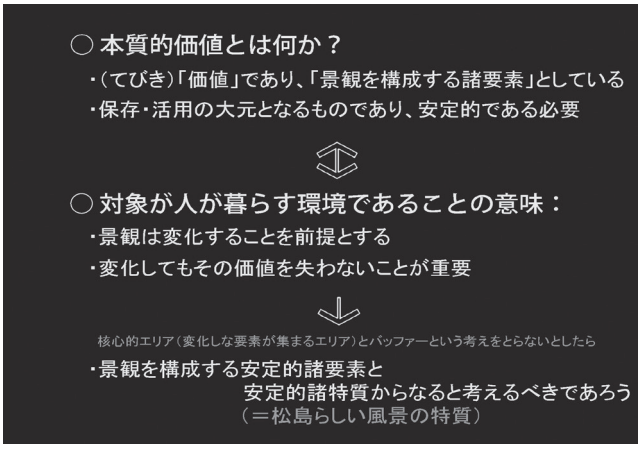

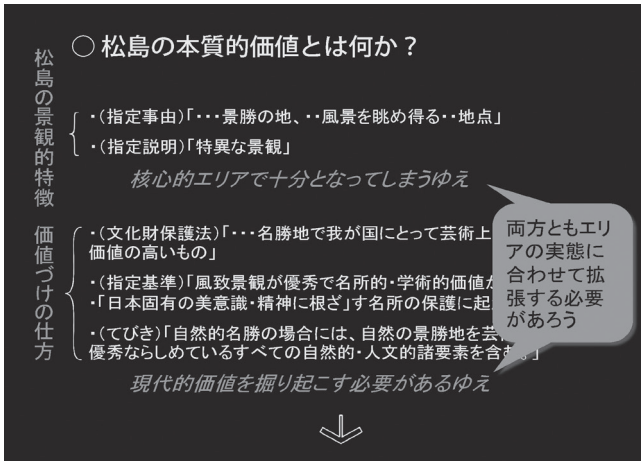

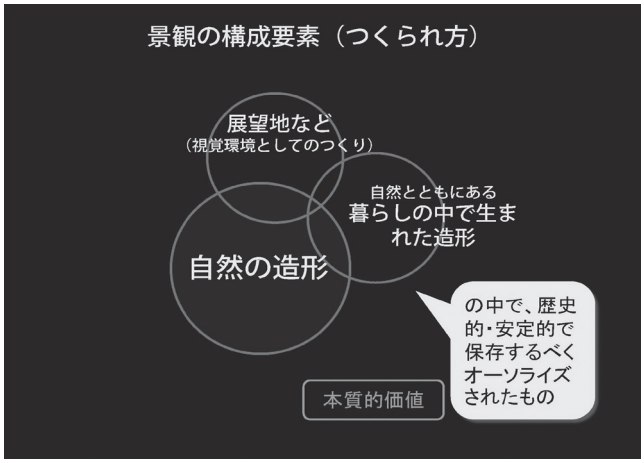

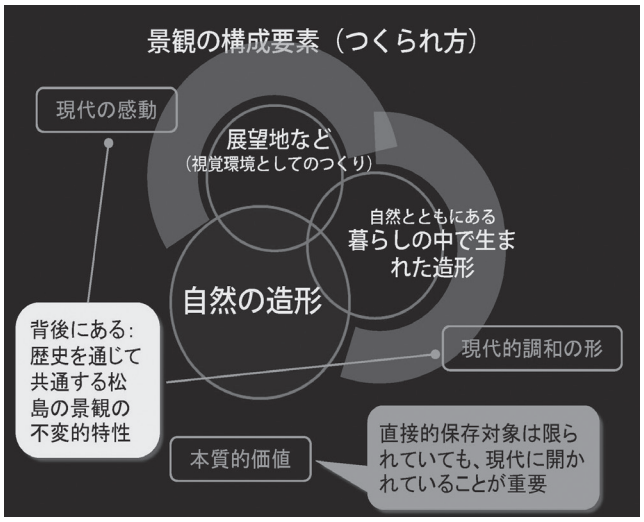

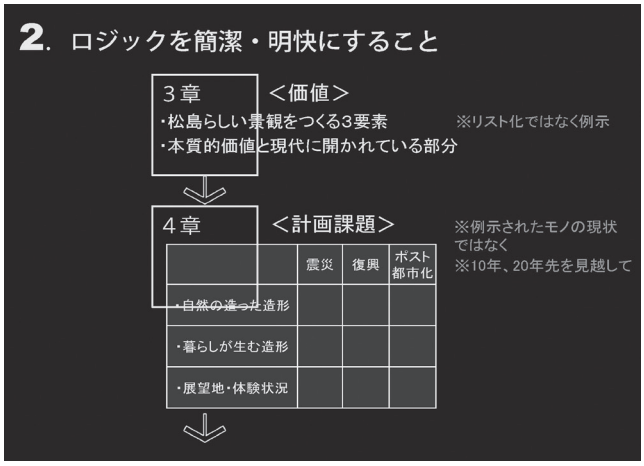

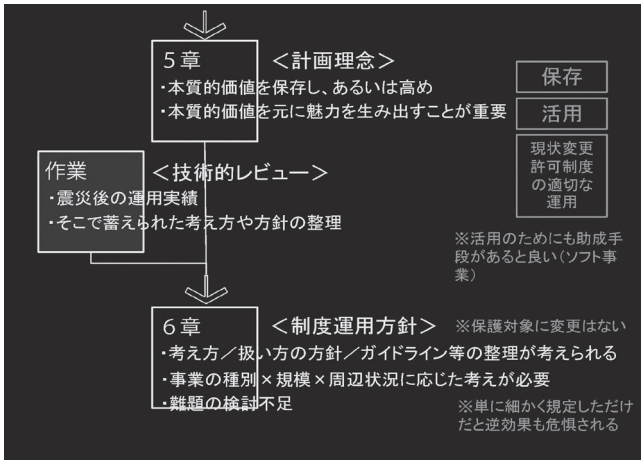

ファだというと、それは適用除外して、むしろバッファとして別に位置づけるべきだという議論が生まれてしまいます。それもやはり具合いが悪だろうと。また住民からなぜ規制がかかっているのかと問われたときに、規制は本質的価値を損ねないようにするためだと納得してもらえるものにしないといけないと思います。これが第一前提としてあると思われます。

その上で本質的価値とは何かを考えますと、手引きでは「価値」であり景観を構成する諸要素としています。要素というとモノのように感じてしまうのですが、景観の要素と言ったときには、景観は概念であってイメージであるため色んな解釈が出来ます。しかし、もっと大事なことは、本質的価値を守る為に保存活用計画があり、その本質的価値を表現し活かすことによって活用するという文化財の保存活用計画のロジックがある。だから本質的価値がまずベースにあって、それに対して保存の手立てがあり、あるいは活用の方策がある。そしてこのような本質的価値というのは人や時間によって変わっていく不安定なものでは具合が悪く、ある程度安定的である必要がある。人が暮らす限りは環境が変化しますし、景観も変化する。であれば、変化しても価値を失わないということが大事になります。そうしますと、本質的価値は景観の中でも景観を構成する安定的な諸要素と、安定的な諸特質からなると考えるべきだと考えます。それは絶対守りたいものと、景観は変わるけれども特質として変わらない、松島らしさが残るというところをきちんと説明しなければならないと思います。

つまり本質的価値というのは、総合的なものであるし、景観法では「らしさ」と説明されているのです

が、「らしさ」とはある意味ではイデアで理念的なものですので、そうした特質は総合的なもので、指定地全体が持っており、地域自体を一体的なものとしているとして捉えなければいけないと思います。

もう少しブレイクダウンして、松島の本質的価値とは何かと考えると、指定事由と指定説明からスタートするわけですが、ここで松島の景観的な特徴が説明されています。下の方は文化財保護法で名勝になるには「我が国にとって芸術上又は観賞上価値が高い」、指定基準では「風致景観が優秀で名所的・学術的価値が高い」あるいは「日本固有の美意識に根差す固有の地」、手引きでは少し複雑になりまして、自然的名勝の場合には「自然の景勝地を芸術的優秀ならしめているすべての自然的・人文的諸要素を含む」となっていて、これらはいずれも価値付けの仕方を言っているのだと思います。芸術的であったり学術的であったり、歴史的であったり、伝統精神的であったり、そのような価値付けがなされている。

ただ、そう考えますと、我々はそこで納得してしまってはいけないわけで、対象地全体を一体として扱うためには、核心的エリアだけで通用するものではなく、その周りも含めて松島の本質的価値が考えられるよう、つまり実態に合わせて概念を拡張しないといけないと思います。それが前回考えた部分で、調整頂いたところになります。確かに、中心には自然があって、自然のつくった景観、造形があるだろうけれども、その周りのエリアには自然と共に生まれた暮らしの造形があると思います。これは「暮らし」そのものでは具合が悪くて、というのは、暮らしを保存するというわけにはいかない、暮らしというのは常に変化するものですから。そしてそれらに対して、それを我々が景観として認識するためには、触れて見て体験しなければいけないので、展望地などいうことで今回色々とあるものを整理されたのだと思います。それは、点的なものだけではなくて、先ほどの議論の通り、視覚環境としてのつくりが幅広く含まれます。例えば集落自体が上手く海を見られるようなつくりとなっていたり、四大観から集落が隠れるように高木が育っていたりとか、そういったトータルなものとして我々の対象の見え方を規定している状況です。自然の造形以外の部分は、未来に向けてオープンエンドになっています。こうしておけば、これからも体験して感動して、現地に触れて松島の魅力を掘り起こすことが出来ますし、景観作りに参加するような別荘地だとか、キャンプ地だとか、そのようなものがつくられていけば、未来に対してまた新たな暮らしの中での造景が生まれてくるだろうと思います。

ですから本質的な価値とは簡単には表現できないけれども、語れば長くなるけれども、やはり松島らしさとはこういうものだといったことを、説得力を持った文章で説明する事が肝心だと思います。これを切り分けて、その中の暮らしだけを守ろうとか、展望地だけを守ろうとか、自然の造形を守ろうとか言うと、それ自体は大事ではあるけれども、逆に総合的なものを見失い矮小化してしまうことになると思います。

それで、３章以下の流れを考えますと、３章はそういうことで松島らしい景観をつくる三要素ということで、リスト化ではなくて、景観をつくっていくプロセスと言いますか、作り方あるいは価値付けの仕方が３通りあって、それを総合して松島らしさ、本質的価値があるのだということ、その中で現代的に開かれている部分が何であるかといったことをきちんと説明する必要があるかと思います。それが３章ではなかろうかと思います。

それに対して４章の計画課題というところがまた大きな問題だと思われます。というのは、この３つですけれども、自然の造った造形と、暮らしがつくる造形、それから展望地など体験の仕方がどういう状況になっているか、震災とその後の復興過程の中でどうなったのか、そしてこれからの10年でどう変化していくのかというくらいの長いスパンで大づかみに捉えないといけないと思うのです。そして第５章は、その計画理念というところですが、キャッチフレーズとしては今日いただいた原案のお気持ちはよくわかるのですが、そもそもこの計画の目的はなんだというところを私は問いたいと思います。ここでの制度には、史跡とは異なり整備は殆どなくむしろ根幹は現状変更申請の許可制度にポイントがあって、それをいかに効果的に使って実効的なものにしていくのかが大切ですので、社会全体を造り替えていくというような書き方は、

過大な目標のように思われるのです。本質的な価値を保存して、活用を考えるわけですが、活用というのは単に利用するということではなくて、その本質的な価値をいかに魅力に変えていくのか、そのためのアイデアを出すというところにポイントがあるのだと思います。

それは、現状変更申請のなかでも、色々と工夫してもらって、積極的に投資をしてもらって、地域の景観の中で受け止められるものにしていくというところが大事だと思います。

なので、計画理念は、本質的価値をしっかり保存して、それを高めて、そして本質的価値を基に魅力を生み出すという計画のポイントを反映したものであるべきと思います。

第６章は具体的に、ではどうやって効果的な運用ができるかというところに移るわけですけれども、やはりその前に作業として技術的なレビューをしっかりやらなければならないだろうと思います。震災後約 10 年になるわけですけれども、いろいろ運用する中で、ここと塩竈と東松島がありますけれども、そこで議論したこと、考え方であるとか方針の整理がまず必要ではないかと思います。それを制度の運用方針というところで６章に落とし込めばいいのではないかと思うのですけれども、６章の原案は個々の項目について基準を詳細化する形で今日提示されているのですが、基準を詳細化するのは結構難しい話で、というのは、細かい規定を守ればいいものができるかというところがひとつ問題なわけです。どういうことかといいますと、例えば色彩とか屋根の形状とか、細かい規定自体を、事業者は規制の強化と受け止める可能性があるというのが一つと、もう一つはそれに従ったからと言っていいものができるかという大きな問題なわけです。色が合ったからそれでいいか、形が合っているからいいものができるか、景観に調和したものができるか、あるいは景観が豊かになるかというところが問題なわけです。この計画のストーリーで言いますと、みんながある程度本質的価値を理解して、積極的にある方向へ参加していくような誘導の仕方が必要だと思います。そうすると、色や形はデザインによって意味合いが変わってくるわけですから、もう少ししっかりと周りの状況を見て調和するようデザインする、考えてもらうということが大事で、いかに事業者・設計者に考える作業を促すかということが大事だと思います。

そうしますと、一律に細かい基準を示すのではなくて、むしろこういった場合にどう考えるのか、方針そしてガイドラインといういくつかのレベルをもって整理して示す必要があります。経験から言いますと、細かい基準はコンテクストが明確なエリアであれば示せるし、また合理性があると地元の人も受け止めますが、コンテクストが明確でない所でいくら細かい規定を出してもそれは効果的ではないし、かえって煩雑になるだけだと思います。

ですから、事業者のデザイン力、考える力を高めていくこと、そのためにもこれまでやってきたことの技術的なレビューが大事で、時間をかけてしっかりやっていただければと思います。

一方的にいっぱいしゃべってしまいまして申し訳ありません。

文化庁（平澤主任調査官）：すみません。会議の途中ですが第６章の関係で、現状変更の取扱い基準に関連して、簡単に解説をしておきたいと思います。保存管理計画は昭和 50 年代から策定されはじめ、最初につくったのは厳島です。現状変更の取扱い基準というのは、実際に現状変更された実績から、大体こういうケースがあるので、それに対してどう考えるかを記載するのが基本的なスキームになっています。

例えば今回の改定によって全体の規制そのものが緩まったかのような印象を持たれてもいけないし、逆に規制する必要のないものをきついままにするのもおかしいとか、そういうこともあるかと思います。

現状変更の取扱い基準そのものには法的拘束力はありません。法的拘束力があるのは、現状変更の関係ですと、主としては、文化財保護法第 125 条の関係で、要は現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為をする場合には、文化庁長官の許可を受けなければならないという規定に依ります。全国的にですが、こうした規定について説明してもなかなか浸透していないのは、「文化財に指定されると指一本触れてはいけない」というイメージが非常に強力に普及していることに因

るものと思われます。しかし、そうではなくて、現状を変更する行為をする場合には、許可を受けて実施してほしいということです。

例えば仏像で考えると、重要文化財に指定された仏像の実体としての範囲はわかりますよね、この範囲が仏像であると。美術工芸品の場合は徹頭徹尾、中身が全部同じ密度で、加えて物質として保存することが、価値を保存することと直結しています。ところが、遺跡も含めて記念物は日々変化しています。雨が降れば表面の土も動きますし、植物が生えていれば植物は一秒たりとも成長をやめないわけです。法律的には指定文化財の範囲は全て同じ規制になっています。現状変更の取扱い基準とは何かというと、その全てを同じ密度でコントロールしていくことが必ずしも適切でない場合において、実態を勘案した考え方を示すことにあります。つまり規制の基準ではなくて、むしろ緩和の基準をつくる為にあります。

例えば、松島の現行の保護地区でいうと、第２種とか第３種というのは、人の暮らしが優占している地域になるわけですけれども、ここについては普通に住宅の建て替えとかが日常的にあります。一応、特別名勝の指定地ですから、原色系とかピンクとかの家は、その良好な風致景観を維持していく観点からは、やはりやめてもらった方がいいということはお願いしたいわけです。ですが、第２種保護地区とか第３種保護地区とかでは、地域の生活や生業の観点から通常ありうる現状変更については許容しています。一方で、松島の場合は、もともと開発圧が強くなかったりする場所も多いと思いますが、特別保護地区や第１種保護地区では、松島の自然の骨格を壊していくような開発は抑制的にするということになります。

文化財の成り立ちと指定という意味から考えるとするならば、本当は制度上全て特別保護地区ということになります。すなわち、法律上は全て同じ規制がかかっています。そうしたなかで、それぞれの現状変更について許容されるべきかされざるべきかを個別に判断してもいいのですけれども、これまでの実績から影響の度合いがある程度分かっているものについては、取扱いの程度について、これぐらいまでは許容できるだろうということで、地区ごとに取扱い基準を整理することが可能になります。

ですので、規制の基準ではなくて、大事なところは何かを考えて、意識を注力して守っていこうとしますが、それ以外のところは逆に、松島の価値に与える影響が軽微である範囲で、ある程度幅のある判断をしていこうという考えになります。全国的に見ても文化財関係者は規制の基準のように取扱い基準を説明しがちですが、指定範囲のすべてを厳格に管理することは全体の価値を将来に継承していくという観点からも実態と合っていませんし、松島のような広大な面積を有する文化財の場合には実際にもできません。したがって、現状変更等の取扱い基準は、文化財としての保護における要点はどのようなことに在るのかを示すものでもあるわけです。

それから、先ほどの御説明の中にもありましたが、指定時の説明文は一つの認識としてあります。一方で、松島の場合は 100 年前の説明として、その時の価値観や重点を示しているものなので、指定が古い松島のような事例においては今日的な理解を反映して再評価する必要があります。そのために、改めて個別に要素を記載しています。現状変更の取扱い基準についても、松島では昔から解除してくれという要望もあるなかで、むしろ緩和の基準であるということを普及していく必要があります。現実として、では解除するのかというと、特別名勝がたとえ一部でも解除されるということは、地元で守りきれなかったということを全国に示すことにもなりますので、それは地元にとってよいことにはならないと思われます。実際の運用の中で書類を提出するという意味での負担は残りますけれども、現在の社会状況のなかで内容的には許容できることもかなりあると考えますので、そうしたことについては今回改定の際に取り入れて、住民説明会なりでの反応を踏まえつつ、首長にも認識を転換してもらえるような内容になればよいのではないかと思います。

小林座長：ありがとうございます。特に緩和のための基準というところはなるほどと思いました。そういう点でまず地区的に緩和できるということと、それから種別とか規模で緩和ができる。それから周辺状況ですね、こういう条件だったら、周りからは見えないしい

いじゃないかという緩和もあります。最後にもう少し総合的に、どうしようもないのでデザインで調和するようにしてくださいというような緩和の仕方もあるのかと思いました。これらを分かるようにしていかなければいけないと思います。

文化庁（平澤主任調査官）：将来に向けた地域の社会形成のために通常考えられるべきことは、許容していくということですね。別の言い方をすれば、特別名勝であることによって、より良い地域の姿を目指していく。今の認識は、どちらかというと、指定されているから木１本切れないというネガティブ受け止めも少なくないということかと思われます。もしくは、名勝は現在 426 件指定されていますが、そのうち特別名勝でも自然的な名勝では 12 件しかなくて、日本三景であって富士山とも同じ括りであるという自慢する要素でもある反面、指定されているから何もできないと言う誤解もあります。

文化財保護法の許可制度というのは、その内容の豊かさとか意味とか価値とかを守るためのものなので、これを外すということは、謂わば守らないということと同じになります。規制緩和に関する議論で、文化財指定の規制を緩和してくれということを言われることがありますが、いわゆる競争原理によって経済活動が活発になるという規制緩和とは、文化財保護法による許可制度の規制は全然意味が違います。

つまり、規制しているということは、むしろ積極的な意味で豊かな地域を築き上げていく基礎として、むしろ積極的にその意味が浸透していかなければならないものと思っています。

そうしたことはいろいろな場所でお話ししながら、実態に合った対応について試みているところですが、規制のイメージに引っ張られて、議論を進める中でももともと持たれている（「文化財に指定されると指一本触れてはならない」などの）ステレオタイプが表に出てきて、なかなか認識を改めることができないでいることが少なくありません。そうしたステレオタイプな認識に縛られずに、松島そのものの具体的な将来を見据えてぜひこの松島で具体的に実現していただきたいと思います。そうすると、日本を代表する数少ない特別名勝のひとつですから、他の名勝にもとても良い影響を及ぼすと考えています。

小林座長：先生方からは何かありますでしょうか。あるいは事務局からはいかがでしょうか。

県：小林先生の御意見について、まずは他の先生方がどうお考えなのか聞いた上で、コメントが必要であればしたいと思います。

小林座長：先生方はいかがでしょうか。

温井構成員：小林先生のプレゼンテーションは共感するところも多く、もう一度今日の資料を読み直すときに、先生のパワーポイントもぜひ頂いて考えてみたいと思いました。最後のあたりの先生の分析は非常に共感しております。色とか基準だけ守ればいいものが出来るかというと、総合的には主旨に反したものもできてしまいますし、むしろ現状変更しようとする人たちに考えて貰うことが必要だと思いました。

松本構成員：確かに松島だからということではなく、松島の本質、普遍的なものを伝えていく。上手に伝えた上で、本質を改変する人たちと協力し合って魅力を加えていく。これまで事業者と敵対していた部分も無いわけではなかったのですが、事業者も我々と同じような意識を持って頂いて、松島の良さを更に発展させていくというような方法で協力して頂く。そういうある意味で教育みたいな部分もこれから加えていくことが重要だろうと感じました。

七海構成員：先生の報告の最後ですが、確かに、こちらから色合いについて一律に細かくお願いしたりすることについて、いかがなものかということは理解することが出来ました。ありがとうございました。勉強になりました。

その上で、今回は事務局の方で、冒頭に「自然の特異な状態と、そこで営まれる人々の暮らしがつくりだす風景」として、風景をポイントにあげて、その上で「観賞を通して文学や芸術に意味づけられ、魅力あ

る松島の風景として共有されている」、つまり自然と人々の営みと暮らし、それに対してどのように観てきたのかという在り方をまとめて、その風景が共有されて、そこに価値があるということを、前回の議論を踏まえて提示した訳ですよね。それは、本質的価値ではないと小林先生はおっしゃるのでしょうか。

小林座長：すみません、もう少し詳しくお願いします。

七海構成員：つまり今日は、本質的価値というものをちゃんと考えなければいけないと小林先生はおっしゃいました。その本質的価値というものを踏まえて、もっと分かりやすく議論が出来るようなものをつくりましょう、と。更に、現行の在り方をいちいち指導するというよりも、むしろ未来、この先を見越した上で、計画課題を考えなければいけないということが、今日の小林先生のお話だったかと思います。

小林座長：はい、一部分ですが。

七海構成員：今回の事務局案は、前回の話を踏まえて、より具体的な松島の価値を提示して、その価値を構成するパーツを示したうえで、どのように保存管理、活用の在り方をまとめ上げていくかという話だったと思います。ところが、小林先生の本日の本質的価値というものと、事務局が提示した前回の議論を踏まえた上で示した価値というものが、先生は「本質的価値」としかおっしゃらないので、どのような接点があるのか、どういうふうに事務局が提示した案を修正し展開すればいいのか、というところが見えてきません。

先生が述べられた、より分かりやすくとか、さらに未来に向けて、などのお話は、私ももっともだと思います。但し、本質的価値というところの内実が提示されない限りは、今日のお話がこの先どういう風に展開すればいいのか分からないと思いました。

小林座長：お話ししたかったのは、事務局と一致しているところもあるのですが、松島の場合は自然の造形というものがあって、それは古来より意識されてきたわけです。ところがそれだと周辺のエリアとか、我々は普段歩いて宮戸島とかをまわって感動する場所は多々ありますが、そういったものがすくい取れていないのではないかと。それは先ほどの展望地点の議論にも関わりますけれども、そういった歩いて地区の特性を捉えて、魅力だと感じる見方もあるし、それは人と自然とのかかわりの中でつくられてきた風景だと思います。こういったものもやはり松島の魅力だと思います。

そうすると、現代においても江戸時代に四大観を規定したように、そして現行計画がいろいろな眺望点をピックアップしたように、今回も海や集落の中、あるいは畝道を歩いたりしたときの眺望の可能性を提示できますし、カヤックで海から眺めるとかドローンを飛ばすなどいろいろな活動がある。また夜景の松島とかとても魅力的なものがいろいろな形でつくられている。そういったものを全て含めて松島の魅力となるだろうと思います。

ですので、価値というものが、そこまでは納得するのだけれども、リスト化したとたんに、リスト化されたものだけを守ればいいのではないかという誤解が生じるわけです。

七海構成員：リスト化されたという、そのリストというのはどれを指すのでしょうか。

小林座長：七海先生が御指摘されているもので、ここに一覧があるじゃないですか。この一覧はあくまでも一つの事例であって、例えばこういうものがあるよということならいいですが、これが全てと捉えたら本末転倒ではないかという話です。

ところが４章にきて現状と課題になると、リスト化されたものが守られているかどうか、という議論になってしまっている。当初は抽象概念だったものが具体として話が移ってしまっています。しかもキーワードで暮らしと書いたとたんに、暮らしを守ることに変わってしまう。具体と抽象、過去と現在というところのズレが生じています。そして計画では現状で守られていないところは手当てしないといけないということになり、小さな話になる。ですが、本当の計画課題はそうではなくて、生活は変わっていっていく中で、変

化も受け止めながら風景の中に溶け込ませる、馴染ませる。その仕組を我々がつくっていく必要がある。

そうすると、ここで議論するべきは、一つ一つについて管理されている、維持されているという確認ではなくて、それ以上にもっと大きなスパンでこれまでの10年、これからの10年の見通しを立てて、それはあくまでも大きなポリシーですから、後半の現状変更の取扱い方にいかに効果的に反映させていくかというところに注力するべきであると考えます。

だから、決して全部否定しているわけではなくて、文章の書き方とか概念の整理とかしていけば調整できるものだと思っています。

ただ、松本先生がおっしゃった点で、事業者は確かに本質的な価値を知らないわけではないし、無視しているわけでもない。たとえば、なぜここにもう少し緑が必要なのかとか、話せば分かるわけです。でも事業者にはあらかじめそういうものが想定されていない。事業者からすれば、手続きとしてあることは知っているけれども、そこまでは考えていない。なので、もう少し本質的価値を守る為に長年やってきて蓄積されたものを理解してもらうということが大切だと思います。

まだ、今日は全然議論していないのですが、例えば住宅景は今大きく変化しています。真っ黒い金属的なボックスであるとか、斜めに区画を切って建物の向きをばらばらにしたものとか、多様なものが出てきている。そうしたものをどこまで受け止められるか、どういうかたちで調和させていくか。そのあたりを議論しなければいけないと思います。それからここに風車の問題がありますけれども、これは太陽光以上に大きな問題だと思います。ここでは単に風車というカテゴリーでしか捉えていませんが、高さだけではなく並べ方、また風車自体が眺望の開ける場所に立地するものですから、それに対してどの程度まで許容できるかについてのスタディもしなければいけません。技術的に議論するべきところも多々あります。

松本構成員：今の議論は大変重要だと思います。ただ本質的価値というものが、ここに集まっている皆さんもそうだと思われますが、見えていないのです。可視化されていない。なので、対応の仕方が難しい。色んな意見が出ても、それはどういう意味なのだろうか、文章化できない。そういう状況で今進んでいるような気がしています。

なので、可視化するべきなのか、もししないとなれば、事業者との議論で一緒に考えていくときに生まれてくる、それが本質なのか、というようにも思えてきます。

ですから本質は流動すると小林先生がおっしゃっていましたが、そうであればリストで表現することもできないだろうし、それは常に動いているのでイメージしにくいことなのかなと思います。

小林座長：そうですね。ここは議論する場じゃないと言われているので、意見として頂きますけれども、ただ私の理解は、ある程度見えるようにしていかないといけないと。なので、価値付けの仕方ですね。それと景観のつくられ方という観点で、生活の中からもつくられると、自然とふれあい、自然の中に暮らしていた人たちのつくった景観は魅力的だし、そしてそこに残された遺跡であるとか、伝統的な集落のつくりなどは大切なものだということも、一つの本質的な価値に通じるのではないかと思います。

松本構成員：すみません、小林先生の考えや頭の中にある風景と私の頭の中にある風景は本当に同じなのだろうかという疑問があります。

小林座長：違いはあっても、どこまでが共通に了解できる範囲なのかだと思います。本質的価値というのは核心的なものとして共通の了解を支えるものじゃないかと思っています。

松本構成員：先ほどの部会長決定のお話をされましたけれども、話せば相手は分かると、納得してくれると。その納得した中に、本質的な価値があるのではないかという気がします。それは一対一、一事業だけの話ではなくて集合体として観ていかなければいけない話ですが、10年経過すればたくさんの事例がでてくるでしょうし、それをどうやって可視化するかだと思いま

す。あるいはどうやってみんなを納得させるかだと思います。納得させるためのつくりかた、見せ方だと思います。それは非常に難しいところだと思います。

小林座長：すみません、今日結論が出ないのですが、そろそろ時間となってきました。本日は多くの御意見が出て有意義な時間だったと思います。本日の議論で出た内容は、ぜひ計画案の検討にあたって活用していただきたいと思います。最後に、本日オブザーバーとしてお越し頂いている文化庁文化財第二課名勝部門の平澤主任調査官よりコメント頂きたいと思います。

文化庁（平澤主任調査官）：新型コロナの流行が収まってきた中ですが、保存活用計画策定の事業は数多く足踏みしている状況にあります。この一月半ぐらいの間に２、３日かけて合宿して読み直ししているところも５、６件あります。計画の中で一番大事なのが、この松島では 60 ページの第５章の理念です。平成 30 年の法改正で、管理団体又は所有者は保存活用計画を作成し認定を申請できるとして、法定計画の位置づけを付与したのですけれども、この松島の保存活用計画も、プロセスとしては最後に国の認定を受けようとされています。従前の保存管理計画からも同様ですが、基本的には大体 10 年を目安に計画を運用していこうと考えられています。そうすると 60 ページの理念は、その計画を 10 年運用していくときに、つまり、10 年後に、どういう松島でありたいか、を表現することになります。

この表現の中で、策定会議の議論における松島とはこういうものであるという認識が表現されるのかと思います。つまり、大方の見方として、特別名勝松島が今大変危機的な状況にあるとはみられていないと思います。ただし、細かく観ていくと問題が無いわけではない。

先ほど小林先生がおっしゃった、話せば分かるという考え方ですが、実際に現状変更の協議などをしていくと、大方の事業者は「では、どうしたらいいんだ」といって、考えを放棄して「答えくれ」ということも少なくないのが現状です。期間とか事業費とかの兼ね合いから、「では、この程度ならできる」ということで、合意に至っているということもあります。先生のおっしゃっているような積極的な意味での貢献ということよりは、面倒で手続きを早く済ませたいという事情も小さくないもの思っています。

ですから、地域住民にも、経済活動をする事業者にも、一体この松島はどこを目指しているのか、そうしたことがスローガンとして浸透しやすいようにすることがとても重要だと考えます。

それから他の事案の時にも言っていることですが、よく史跡の保存活用計画では「遺構を確実に保存する」とか、「積極的に活用する」などと書いてあったりしますが、そうした一般的な表現ですと、いったいどこの史跡のことを言っているのか分かりません。それぞれの内容や状況は異なりますので、出来れば、わざわざ「松島」と言わなくても松島のことを言っていると分かるような、少なくとも地域の方には広く得心されるものになって欲しいと思います。

ところが、これはあまり容易なことではないので、大概は従前策定されてきたどこかの計画に書かれている理念を探して引用して手直ししているものですから、対象をどういう風に理解して何を将来に伝えていこうかという議論があまり成熟していないものが実際には少なくないというのが実感です。その点、松島は今回で５回目の改定で、これだけ改定しているものは他にありません。従前からの議論の積み上げや、数多くの現状変更処理の実績もありますし、今回は特に東日本大震災という社会の形そのものを変える出来事がありましたので、ある意味で根本から考えるきっかけでもあります。指定されているから何も出来ないといった誤解から生じる印象を変える機会でもあります。その場合に、自然があって、暮らしがあって、観賞する場所がある。それは皆バラバラではなくて、先ほどの小林先生のプレゼンテーションにもありましたように、全て密接に絡み合っているわけです。そこは上手に表現していただけたらと思うところです。

今後とも、どうかひとつよろしくお願いします。

小林座長：どうもありがとうございました。それでは、ここで進行を司会に戻します。本日はどうもありがとうございました。

５　第３回策定会議議事録

開　催：令和４年２月25日（金）
於　宮城県庁舎教育委員会会議室
構成員：小林敬一（座長）・平吹喜彦・温井亨（オンライン）・松本秀明・七海雅人
オブザーバー：文化庁文化財第二課名勝部門平澤毅主任文化財調査官

小林座長：それでは早速進めていきます。本日の議題は「これまでの議論を踏まえた修正内容について」になります。出席された構成員の皆様から、活発な御意見が出ることを期待しております。

それでは、まず修正内容について、事務局から説明を伺いたいと思います。県の担当の方、よろしくお願いします。

県：本日もどうぞ宜しくお願いします。本日はこれまでの議論を踏まえた修正内容について、Ａ３の横表に12月時点案との変更内容まとめております。まずこれについて説明します。

まず、13ページの第３章第１節の「松島の価値」のところになります。こちらについては、12月に先生方にお示ししていた計画案では、「松島の価値は自然の特異な状態とそこで営まれる人々の暮らしのつくりだす“松島の風景”が、文学や芸術によって文化的に意味づけられ、美しいものとして共有されていることにある。」と書いておりました。これについて変更案として、「価値は自然の特異な状態とそこで営まれる人々の暮らしのつくりだす“松島の風景”が、観賞や文学・芸術によって意味づけられ、美しいものとして共有されていることにある。」として、観賞を追加しています。その理由としまして、本日の会議に先立ちまして、１月20日に関係市町と内容協議を行ったのですが、各市町から文学や芸術で裏付けられている要素以外のものには価値がないと、逆説的に読み取れるとの意見があり、観賞を含めて広汎に解釈出来るようにしました。

次の修正点も同じ13ページで、松島の風景を構成するものについてです。変更前には、第２節で自然、自然とともにある暮らし、観賞のための展望地点としておりました。これについて、自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場と変更しました。この理由としましては、第２回会議の御意見を踏まえまして、平吹先生からも暮らしの中に含まれない為政者の要素などを含まれると御指摘をいただいていたところでありますので、暮らしと切り離して歴史を追加しました。また展望地点は「観賞の場」として、広く日常の中で眺める場所なども含めた言葉にしました。

３点目になりますが、第３章第４節の「自然とともにある暮らしと歴史」になります。この中の「地域の歴史をものがたるもの」で、（２）古代中世の宗教空間と（３）近世瑞巌寺を中心とした宗教空間について、（２）古代から中世の伝承と信仰、（３）中世松島寺（延福寺）の展開と霊場雄島の世界、（４）伊達政宗による近世瑞巌寺の造営と展開、に変更しました。この理由としましては、前回会議で七海先生からの御意見も踏まえまして、再構成したものとなります。構成する要素についても一部組み替えを行っております。

次は表の４で、第３章第５節の「観賞の場」になります。前回の計画案では「展望地点」「展望地」「空間視点」と書いておりました。前回の会議で用語について色々と御意見賜ったことを踏まえまして、それぞれ用語を変更したものとなります。

５番目になります。60ページの第５章第１・２節「計画の理念」になります。本計画の理念として「自然と暮らしと観賞が一体となった豊かな地域社会を形成する。」としておりましたが、構成するものの一つを「暮らし」から「暮らしと歴史」としましたので、理念でも「自然と暮らしと歴史、観賞が一体となった豊かな地域社会を形成する。」としました。

駆け足となりましたが、12月時点案との主な変更点は以上となります。具体的な変更箇所は計画案本文中に朱書き傍線で示しております。

続けまして、裏面も一緒に説明させてもらいます。本日は、先生方に今までの修正内容について御意見賜りたいと思っているのと、併せて県から、第６章の保存管理の方法について、お考えを伺いたいと思っています。その内容は３点ありまして、まず61ページの保存管理の方向性と方法になります。計画案第６－４

表　建築物の現状変更取扱い基準で、第２・３種の建築面積で「周辺にある既存建築物の規模を大きく超えないように努め」と書いており、これは現行計画の「地区内の同一用途建物の規模を超えないこと」を踏まえたものとなりますが、現時点では削除してもよいかと考えております。これは他の基準と比較しても曖昧な表現でして、自治体から現場での調整が難しく、明確な基準を示すか、削除が要望されていることが理由です。現状の運用も併せて説明しますと、同じ記載の建物高などは、基準に沿って指導をしているところです。この建物規模に関する項目ついては、部会でのご審議でもよくなされておりますが、景観配慮というなんらかの代替措置で影響を軽減することで認めてきております。そうした場合に現場の自治体では、事業者による他の事例との比較が行われ、理由説明が難しくなっているとのことが起こっています。実効性の証明も難しくなっていると考えられます。

本県としましても、この用語が無くなったからといって、「景観配慮すること」とありますので、景観配慮で読み込める内容であり、削除による影響は大きくないと考えております。

２点目になります。66 ページの第６－６表「植栽で用いる在来種の例」になりまして、今回の計画案では参考程度に樹種を表で示しています。これについて関係自治体から意見が出ておりまして、具体的には景観配慮で植えられた樹種が、外来種ではないものの、東北地方に自生しないものなどを選定されるケースがあるとの報告を受けております。そのため表の意味とか、また註で「表の在来種は東北地方太平洋側に自生するもの」などと踏み込んで加筆を検討したいと考えております。

最後３番目ですが、67 ページの＜２＞再生可能エネルギー施設（風力・太陽光）で、第６－８表に太陽光発電施設の設置基準を掲載しております。これは本日机上に置かせていただきましたが、平成 27 年に作成した指針で、松島部会で了承したものを踏まえた表になります。この表について、関係自治体から意見が出ておりまして、まず家庭用と売電用の区切りについて区別が必要ないのではないかということ、パネルとの色彩についても、単管パイプ等の安易な構造の架台が見受けられることが報告されております。したがって「架台･フレーム等も同系色とすること」を「架台･フレーム等は濃茶系色等目立たない色彩とすること」ある程度色を提示する記載に変更を考えています。次に、これは大きな話でありますが、植栽について列植のイメージや高さの基準を示せないかという基準の厳格化が要望されています。これまでも松島部会や市の審議会でご審議されてきたところでございますが、許可後の施工が終了した施設をみますと、例えば貧相な苗木が植えられているケースや、間隔が開いていて遮蔽されていないなど、景観配慮が充分でない、効果が認められないといった事例が散見されるとのことです。これは本県としても確認しているところです。

これについてイメージなどで何らかの基準が示す必要性も考えていますが、こういった植栽など景観配慮は、事業地などの特性を踏まえて検討されるものかとも思っていますので、どの程度まで示すべきか、また掲載することが適切かどうかについても先生方に御意見伺いたいと思っています。また表全体について、元となった表の作成で松島部会の了解があったうえで運用しているものでありますので、変更にあたっては先生方の御意見を伺いたいと思っております。

駆け足となってしまいましたが、まず前回会議を踏まえた修正点と御意見を伺いたい点についての説明は以上となります。

小林座長：はい、ありがとうございます。それでは今の説明を踏まえまして、皆様から御意見を伺いたいと思います。ちょっと御相談ですが、私は３点の課題があろうかと思っております。１点は最初に御説明いただきました変更点です。２点目はその裏面にある３項目、３点目は、もちろん皆様も事前に配布された資料をお読みになったと思われますので、色々とお話ししたいこともあろうかと思いますので、その３つについてまとめて皆さんに意見を伺うという形で進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

温井先生、最初に出来ますか。

温井構成員：はい、わかりました。それでは、まず変更点のところで、40 ～ 41 ページあたりで一つ思う

ところがあります。この俯瞰の景観で色んな展望点が列挙されていますが、ここにもう少し分析的な説明が加えられないかなと思いました。例えば多島海の風景なので、いったい島はいくつぐらい見えているのかとか。それから視点から島までの距離、あるいは海面までの距離、水面への視線入射角、そういうものを分析的にみていくことで、四大観では壮観とか幽観とか眺めの特色が面白い言葉で表現されていますが、そういった眺めの性格をもう少しここに書き込めないかと思いました。

それが１つ目で、２つ目は船の景観というのももう少し考えられないかなと思いました。船の場合は、シークエンスの中に周りが囲まれたような内海の景観、島の間の狭いところを通る景観、そして外洋に出るといった三つの領域を組み合わせて動いていくと思います。このあたりも分析的に評価してはどうかと思いました。

それから 67 ページですが、第６－８表の中に列植という言葉が出てきますけれども、私は生け垣という言葉の方が良いと思っています。それには２つ理由がありまして、１つは生け垣の方が一般的な用語でイメージがしやすいということ、もうひとつはそれから生け垣というのはただ木を植えるだけではなく、支柱を立てて竹で格子に組むなど、造園業者が作業しなければできないものであることなので、生け垣の方がそういう暗示を与えることが出来ると考えられるからです。それと管理について、植えっぱなしではないことを文言で入れられないかなと思いました。

植栽の高さについては、目の高さと同じかそれくらいであれば、パネルが見えてもしょうがないと思っていまして、見えないようにすることはなかなか難しいと思っています。

最後ですが、建築物の取扱い基準の話がありましたが、可能かどうかあるいは意味があるかどうか議論が必要ですが、集落を二つの地域に分けることは出来ないだろうかと思っています。一つは伝統的な集落、もうひとつは新しい住宅地です。この二つに分けて考えられれば、例えば伝統的集落であれば山形の金山型住宅と言われるような真壁下見板のように見せるとか、それくらいのことを目指す。新しい住宅地はそういうわけにはいかないので、窯業系サイディングとかにならざるを得ない。そういうことが出来ないかと思いました。以上です。

小林座長：ありがとうございました。それでは続きまして平吹先生お願いします。

平吹構成員：前回は欠席してしまい申し訳ありません。そんなこともあって少しずれることがあるかもしれませんが、気づいたところをお話しさせていただきます。

まず 12 月の変更点の２番目で、「暮らしと歴史」ということで「歴史」を見出しに加えたことは、大変意義のあることだと思いました。

それから４番目です。これは温井先生のご専門なのであとでコメントいただければと思うのですが、展望地点などを読み替えたということなのですけれども、「局所的観賞」という言葉の「局所的」に違和感を持ちました。「俯瞰的」からは伸びやかさを感じますが、「局所的」はおそらく囲繞景観のことで、身の回りのひらめきのようなものを拾い出す観賞のことだと思います。ニュアンスが少し違うかなという感じがしました。

それを受けて 26 ページになりますけれども、この図も検討が必要かなと思いました。ここは「暮らしと歴史」の在り方を説明するところなので、「松島らしい風景をつくっているもの」という表現よりは「松島の暮らしを物語るもの」といった表現にして両者を対応づけるか、あるいは「松島らしい風景を鳥瞰的な風景とみなし、歴史的事象を囲繞的なものとして認識する」というように、整理が必要だと思います。私としては「暮らしを物語るもの」と改める方向がよいと考えます。

あとは、先ほどの 66 ページになりますが、確かに理想的には在来種、地域に由来する樹種や植物を用いることがベストです。それがなぜ叶わないかというと、十分な苗木・種苗が市場に無いという事も原因のひとつだと思います。ですので、遠方から購入するのではなく、指定域内や近隣の植物体やタネから地域苗を育てる活動をプロモーションするという意味も含めた表現ができればよいと思いました。今回の保存活用計画

では、「自分たちの活動が地域の恵になって還元される」という大きな目標があるので、そこで関係者のやる気を奮い立たせることに繋げるといった視点に立った記述が考えられるかもしれません。「緑化に用いる苗木・種苗の一つひとつにまで配慮が及んでいる」という付加価値は画期的ですが、とはいえこれまでの取組を振り返ってみても、実現はなかなか難しそうです。地域苗を育てる業者を広報しますとか、助成金を準備しますといった仕掛けをつくっていただいて、先駆的な取組を標準化する方向に持って行って欲しいなと思います。

太陽光パネル設置時の緑化、修景については、まさにその取組になります。それから温井先生から御意見があったように、一挙に目標とする植栽状況まで持って行かなくてもいいかもしれないと思いました。ひとまず竹で生け垣の枠組みだけつくってしまうとか、66ページにあるリスト内の先駆種をまず植えてみるとかした後に、１・２年ほど後に最終目標とする樹木を植えるといった時間的な見方を導入した書きぶりもあるように感じたところです。以上です。

小林座長：ありがとうございました。またちょっとお伺いしたいところもありますが、また時間が余ったらとします。それでは七海先生お願いします。

七海構成員：私の方では、専門の歴史学の分野について発言をさせていただきます。今、平吹先生からも御指摘がありましたように、これまでの松島の保存管理計画では、付帯的な要素として理解されていた歴史分野ですが、今回は目次第３章第４節のタイトルにまで提示されるようになりました。今回の保存活用計画案で大きなポイントになると理解しました。

その上で、これは前回からも申し上げていることですけれども、非常に細かな点にはなりますが、様々な用語とかそれに対する評価、これらについての統一的な見解といいますか、それぞれの説明にばらつきがみられるところがあるので、内容について精査して整えていく必要があると思っております。非常に些末な指摘にはなりますが、例えば４ページで「古代から中世の松島」という項目があります。この中に具体的な人名が数人挙げられているわけですが、その一人として見仏上人が出てきます。上人という僧侶に対する敬称がついていますが、一方で妙覚庵主頼賢という寺号プラス僧名、夢窓国師という国師号が記されています。今、僧侶３名を指摘しましたけれども、このような公的な文書であれば、やはり統一感を出すべきで、見仏は上人をとってよいと思います。そして頼賢は坊号が明かで、観鏡房頼賢です。そして夢窓は法諱の方を用いて夢窓疎石といったように、用語の統一感を明確にするべきと思っております。

あと、具体的な文章の部分で、年代の前後するようなところとかいろいろありますので、こういった点は別の機会にでも指摘をさせていただければと思います。

歴史の部分についての大きなところでは、今回新たに提示されました30～31ページにかけての箇所です。この文については、本日の資料でも指摘されましたとおり、前回の私の意見を踏まえて再構成したという説明がございました。この点について私は前回の会議の後の勉強会の場で言ったつもりでして、自身の勉強内容を開陳すると言う形で提示したものでした。したがって、「（２）古代から中世の伝承と信仰」、「（３）中世松島寺（円福寺）の展開と霊場雄島の世界」と、今回２つに分けて新たな項目となったのですけれども、この中で、例えば（２）では赤文字で新たに書き加えられた文章が数行載っていますが、この15行目、後半の地域開発を主導した天台聖の痕跡が想定できるという部分は、あくまでも私見でして、このような公的な今後10年間の計画に掲載されるというのはちょっとドキドキしてしまいます。

東方浄土と薬師信仰の結びつきに関しましても、従来東方浄土について民俗学的知見などから指摘があったのですが、それに対して私は地域一帯に広がる薬師信仰と絡めて考えてみてもいいのではないかという考えを持っております。そういった定説的な理解とまだ見解が分かれるようなものがない交ぜになっているところを危惧しております。

あとは、非常にこまかな話になります。例えば31ページに列挙されている構成要素の中で、春日神社が載っていますが、この神社は明らかに指定地外だと思

います。またいろいろな石碑が載っているのですが、それについても何年のものかは銘文をみれば分かると思うので、それらの具体的な内容についてはやはりもう一度確認するべきだと思っております。内容についても『松島町誌』、『松島町史』からの引用や、これまでの保存管理計画の構成要素の表がそのまま計画案に反映されているところがあるので、新しい計画を作成するにあたっては、ここの部分も実物資料を確認することも踏まえた上で、新しい文章を作っていくべきだと思いました。

細かな内容ばかりで申し訳ありませんでしたが、歴史の分野の面から述べさせていただきました。

小林座長：ありがとうございました。それでは松本先生お願いします。

松本構成員：12 月時点案からの変更点についてまずお話しさせていただきます。今回の大きな変更の中に人の暮らしが入ってきていて、それは非常に良いことだと思っています。その中で、どういう景観が人の暮らしを表しているのか、観ることができるのか、という点で「観賞の場」という文言が出てきました。これもすごく画期的なことだと思っています。これまでは四大観でしたり、それぞれ固定された地点からの景観が表に出てきていたのですけれども、そうではなくて、人の暮らしも加わったことによって、もう少し身近なものとして追加されたのだなと感じております。それから四大観と対比してみると、観賞の場というのはそれぞれ特定の場所ではなくて、人々が観賞したときに何らかの自然、暮らし、歴史、そういったものを感じることが出来る場ということなのかなと思っています。これは「観賞の場」という用語が加わったことで、今後松島の景観を考えていくときに重要なことになると思っております。

それに伴って局所的という用語ですが、確かになかなか意味がとれないと思っております。これは観賞する対象物が局所的なのか、あるいは観賞の場が局所的なのか、そのあたりを明確にしたらいいと思います。

それから、御意見をということで、太陽光についてですが、住宅用と産業用に分けないということが説明されました。それは確かにそれでいいかなと思います。これまで色んなところで話題になってきている太陽光発電パネル群周辺の植栽の在り方について、それぞれ先生方がおっしゃっておられた通り、メンテナンスも加えていただくのがよいかと思います。

あとは、細かなところですみませんが、例えば第３章の各項目で 13 ページから始まる地形・地質です。細かな文言や地質時代については、前回もお話したかと思いますが、地質学ご専門の先生に見ていただいた方がいいかとおもいます。これはおそらく現行計画の文章を持ってきたのかと思っています。15 ページからの地形については私から何らかの方法で案を提示できるかと思っております。

それから最後ですが、18 ページに大浜の湿地が出てきましたが、名称が大浜田湿地になります。これは地元の方々の従来からの呼び名が込められています。大浜という浜と湿地が並ぶのはおかしいでしょうということもあり、それで大浜田湿地となっております。81 ページに図が出ていて、そこでは大浜田湿地となっておりますので、この通りにしていただければと思います。以上です。

小林座長：ありがとうございました。それでは私の方から先に細かいところについて伝えます。まず先ほどの意見を伺いたいとしていた項目２のところで、第２・３種の建築面積に関して、規模に関する規定の文言を消すと言うことについては、私は賛成です。これはそもそも地元から要望が長いこと出ていたということもあったわけですから。そして、これに代わって規模に応じた景観配慮をして、周辺の景観に馴染ませるような対応をとっていただけるのであれば、多少の規模の違いは問題とならないだろうと思います。

それから太陽光についても、家庭用・産業用という区別はなくて結構かと思いますが、大規模なものについては見え方が非常に機械的ですので、どこかで分節化など緑化の工夫を考えるなど、一定の規模で分ける必要があると思われます。植栽については以前に東松島市でも議論になったもので、場所・樹種・視点の位置などによって、高さがどの程度あればいいかはケース・バイ・ケースで、一律に規定することは難し

いという議論になりました。したがってこの場合もなかなか難しいのではないかと考えます。もうひとつ、全般に通じることですが、規定を書く前に考え方を一文ぐらい入れておく必要があるのではと思います。風景に溶け込ませることが目的であって、そのためにどういうものが必要かということをきちんと考えて下さい、と。

先ほど温井先生から列植について意見がありまして、私も列植と生け垣は全然違うものと認識していますので、そのあたりをもう少し検討して、場所によっては列植で良い場合と、生け垣を設ける場合を考える必要があります。ほかにも東松島市の例になりますが、隣地が山や住宅、道路などによって、見え方に対する要求が違ってきます。そうすると、緑地の取り方や植え方についても変わってくると思います。

元に戻りまして、その考え方というのはあとでまた伺いますけれども、主な変更点で、前回も議論したところですが、13ページの本質的価値と構成要素というところで、私自身が引っかかるところがあったのですが、色々と議論の過程でどうも私が誤解していたところもありまして、この３つの構成要素は今だけのものではなくて、文化財としての松島というものは歴史の中でこれら要素が互いに影響し合いつくってきたという意味だということで納得しました。文章も現在のことを書かれているように感じますけれども、古来ずっと人がいて、そこに見方があって、そしてベースとなる自然があった。そういうものが相互に影響し合いながら時代時代に松島の価値をつくってきて、その蓄積がいまここにあると。そうすると、この計画で最初に価値が出てくることが適切かどうか、御検討いただけたらと思います。

それからもう１点は項目５になりますが、60ページの理念になります。このあたりは先生方にお伺いしたいところでありまして、このコンセプトでよろしいかどうか。私はというと、ちょっとあまりにも行政的な役割が出ているところと、地域社会を形成するという事が目的としてありますけれども、願望としてはあるとしても、計画自体の特徴や直接的な役割をあらわすものではないのではと思います。

ここで、もう少し良いコンセプトはないだろうかと考えましたところ、これは平澤主任調査官にも聞かなければと思っていまして、今回の計画の特徴といいますかポイントが、要はこの地域を活性化しようと、我々はこういう良い文化財があって、素晴らしい環境だから、活かしていけば活性化するはずだろうと考えるわけですけれども、逆に地元の人はこれを制約と考えています。そうではないとして、その考えを逆転させるにはどうしたらいいかというお話を事前の打ち合わせで伺いましたので、この場でも平澤主任調査官にそのあたり一言いただければと思います。よろしいでしょうか。

文化庁（平澤主任調査官）：ただ今お話頂いたように、従前から文化財の指定は制約と捉えられていて、ことあるごと一部指定解除して欲しいという話が出てきます。行政的には、価値が特に高いものとして指定されている特別名勝の一部指定解除は、そうした要望でイメージしている結末というのは大分異なるように思われまして、地元に保護する意思が希薄であるような誤解を招く恐れがあるように考えられます。そうしたことは避けるべきです。また、所謂「規制緩和」ということで、さまざまなことを緩和して欲しいということもありますけれども、文化財保護制度における「規制」というのは、文化財を良い状態で将来に継ぐための規制であって、競争原理などに基づく抑制的な規制自体を目的にはしていないものです。一方で地元の方でもよく言われる、この地域を将来に向かって少しでも良くしたいという中で、何も出来ないと思い込まれていることもあるかと思います。伝統的に文化財保護を目的と言ってきているのですが、それで進めていくと地元は結局規制するのかという受け止めになるという状況です。

松島の風景というのは、今ある暮らしと切り離して考えることは出来ないものです。今議論しているのは特別名勝松島の保存活用計画ですから、文化財としての計画ですけれども、特別名勝松島の保護は地域の将来を考えることと表裏一体です。あたかも保護と地域振興は対立的であるかのようにみられているところがるように思われるのですが、そうではなくて、地域の将来を考えることが松島の保護を考えることでもあり

ますし、松島の保護を考えることが地域の将来を考えることでもありますから、そこまで少し踏み込んで、この計画の理念の中に盛り込んではいかがかと思っています。

通常、こうした文化財の保存活用計画で、平成30年以降、認定制度が法律に規定されましたが、基本的には文化財が社会から切り離されるというというところにいろいろなジレンマが生じるものだと思いますが、そうしたことを、松島は乗り越えられる傑出した事例だと認識しています。この計画が、文化財保護制度によって現状変更等許可の規制を受ける側からみても、自分たちのことが書かれていると認識し、共有できるスローガンとして表現できたらよいものと考えます。

小林座長：ありがとうございました。私自身の言葉で咀嚼してもう一度お話ししますけれども、地元が開発とか活性化すると言うと、現代的な感覚で文化財に対立する形で開発することしか考えない。そうではなくて、これがより松島らしくなる、例えば大浜田湿地もそうですけれども、自然が回復していくことによって、より活き活きしてくるとかいろいろな開発の仕方があろうかと思います。

今回もうひとつ大きく踏み出されているところは、全てを国あるいは県の方で方向性を決めますと言っているわけではない点だと思っています。大枠は提示するけれども、詳細については地元でちゃんと考えて下さいね、と。それぞれの状況に合わせて考えていくと言うことも念頭にあるということです。そうしますと、まだこれから地元で対話をして、これからどういう方向に持って行くのかということを互いに考えて、それをビジョンとして定着させていく。しかもそれが調和的な開発というものであって、地域自体をより松島らしくしていくものであると。そういうストーリーがおそらくあると思いました。これが端的に分かるようなコンセプトをこの計画に置くことが出来たら大変素晴らしいことだと思いました。このあたりで何かお考えのところがあったら、先生方からヒントを頂きたいと思います。

それから、私の意見は置いておきまして、先に伺っておきたいのですが、在来種という概念と地域に由来した苗・種のお話があったわけですけれども、県から提示された「地域」が東北一帯の幅で拡大して捉えていいかということもあります。その点についてご見解頂きたいと思います。それから、用語の統一に関しては、集約する方法を県でお考えいただきたいと思います。あと、太陽光が出たので付け足しておきたいのですが、併せて風力発電の問題が各所であります。これはやはり明示する必要があると思います。それではまず、平吹先生よろしいでしょうか。

平吹構成員：言葉足らずでしたが、事務局の提案には基本的に賛成です。理想的にはもう少し絞り込んでもよいとも考えますが、それは次のステップでの課題になるのかなと思います。そういう現実的なところでの賛成です。

用語の統一のことですが、今一度用語を拾い出していただいたうえで、在来種という言葉が適切かどうかご検討いただきたいと思います。在来種の反対は外来種ですけれども、外来種は厳密にいうと地域外外来種と国外外来種に区分されます。外来種と表記する際はどちらを指すのか、吟味しておく必要があります。それから、概念がやや曖昧になるのですが、郷土種という言葉があると思います。宮城県の太平洋岸といった空間スケールを想定するのであれば、郷土種という用語の使用も妥当かもしれません。私は時々使用していますが、抽象的だとして使用に反対する人もいます。

小林座長：ありがとうございます。それでは一応一通り御意見いただきましたところで、時間がまだありますので、さらにありましたら御発言願います。温井先生からはいかがでしょうか。

温井構成員：平澤主任調査官やほかの先生方のお話を聞きながら、60ページのところは、非常に大事なところだと思いました。新しくて重要な考え方だと思います。文章は書き方を工夫する必要があると思いますが、ぜひこれは頑張って残していっていただきたいと思います。

それに関連したことですが、局所的観賞という用

語について何人かの委員の先生から御指摘があったと思います。これも確かにこなれない言葉で、もう少し工夫した方がいいと思います。局所的観賞と言うことは、要するに暮らしの場も美しいということだと思います。そうすると60ページに書いてあるものと同じようになる。それもただ単に美しいということではなくて、美しく豊かだという表現はどうでしょうか。豊かとは別にお金持ちだとかいうことではないものです。特別名勝松島はそういう場所だというような表現にしていけばいいのかなと思います。

平吹構成員：３つほどよろしいですか。66ページの緑化植物に関して、東日本大震災後の海岸林復興で、森林整備課や市民団体が吟味した植栽候補となる植物のリストがいくつかあります。後日差し上げますので、それを踏まえて事例を挙げていただければと思います。

それから２つめですが、太陽光発電施設の緑地についても、環境アセスメントで取り扱っている条項があったと記憶していますので、環境政策課に打診してみてはと思います。

最後は86ページになりますが、指定地域の問題のひとつとしてスギ植林や竹林が放置されて山が荒れていることが記述されています。松島では市民団体が竹林を整備する活動をしています。そういう団体と連携することで、生け垣をつくる際の竹材が入手しやすくなるといった仕組みづくり、好循環が生まれる可能性があるのではないかと思いました。

七海構成員：私の方では、また歴史の話になるのですけれども、計画の理念の中に今回歴史という言葉が含まれたということです。これについて、地域社会をどのようにこの松島の中で育んでいくのかという点にからめまして、歴史も明示されたと理解しております。

今回は、「地域の歴史をものがたるものと構成」として、十数点にわたるこの地域の歴史の様相が提示されたのですけれども、これはあくまでも現時点の計画における理解で、むしろこの計画をつくったうえで、地域に住む人たちが実際に活用という形の中で、自分たちの社会や歴史というものを改めて理解していただく。そして十数点に留まらず、また違ったストーリーというものを、地域の方々みずからが学習し見出して、それぞれ自分たちの生活の豊かさに資していただく。そういう在り方が理念の中に、歴史の分野では盛り込まれていければいいと理解しております。

松本構成員：先ほど規制という言葉が出ました。地域住民の方々にとっては規制と受け止められているというお話でした。これは規制が目的ではいことを地域に住む方々に何らかの形で御理解いただく必要がある。その時に、価値あるものを将来に遺していく、あるいは伝えていくことを一緒にやっていただけませんか、という表現を何らかの形で加えていくとよいかと思いました。

地域に住んでいる方々にも、何らかの役を果たしていただくような、重要な任務を担っていただくということで御理解いただきたいと思っています。以上です。

小林座長：どうもありがとうございます。住民はあくまでも現代人として生きているわけで、現代的な自由と幸福を追求する中で、名勝としての環境の良さや観光や調和的な開発可能性を皆さんで十分に活かしてもらえればと思います。２点ほど述べます。これまで形とか大きさとかでもって一律に規制してきた。それも細かく規制することで効果を高めようとしてきたのですけれども、今回は一歩、この地区区分を統合することによって、ある意味緩めることになったと思います。しかしそれに対応して景観配慮をするということが定着し始めているのだろうと思います。そうすると、逆に計画の書き方としては、それぞれの項目に景観配慮の考え方を入れる必要があって、温井先生の意見でもあったのですが、集落か住宅地かというような区分を一律にしようとすると無理が生じるので、考え方としては、例えば周辺の集落的環境などを配慮しながらやって下さいね、という書き方はできると思います。ですので、それぞれ考え方と姿勢、基準の二本立てで検討された方がよろしいかと思います。

そしてコンセプトに関しては、やはり私は、これからは対話してつくっていくという姿勢と、松島らし

い発展形、つまり普通の開発ではない調和的な開発によって、より松島らしくなるというあたりが大切だと思います。ひとつ問題なのは、どこの町も行き当たりばったりの一つのプロジェクトになりがちで、例えば埋め立てをやるだとか、行為がそれのみで終わってしまう。それは決して開発のあるべき姿ではない。あるべき姿とは、ものをつくることではなくて、地域がどう変わっていくのかという点を語らなければいけない。それがより松島らしくなるということだと思います。そのようなことが盛り込まれていればと思います。

それから、できていく松島は、これまでと変わらず情趣をもったものであるべきということ。それはまたうまく表現していただければと思います。以上です。そろそろ時間ですけれども、よろしいでしょうか。

県：すみません、最後に県からよろしいでしょうか。

小林座長：はい、どうぞ。

県：ありがとうございます。色々と貴重な御意見ありがとうございます。

理念については、引き続き先生方の御意見を踏まえてよりよいものとしていきたいと思いました。その際に、良い言葉とかご教示いただけましたら幸いでございます。この理念について全体に係わることでございますが、先ほど平澤主任調査官から、文化財保護との対立という話をいただきました。これについて松島に特化して説明しますと、松島は大正時代に指定されておりますが、それに先立つ明治 43 年の第 27 回帝国議会で、松島を含めた名勝の保存について建議が出されています。それについて所管する内務省が答弁しているのですが、「指定にあたっては、個人私権の制限もあって調査が必要」と言っています。つまり、所有権を否定するいわゆる強力な公用制限というものが、明治憲法下においても検討課題として認識しています。そうした対立構造が 100 年以上経過した現在もあることについて、本県としても認識しております。そうした中で東日本大震災がありまして、その未曾有の大災害を受けた契機に、新たな方向にむけ、解決の糸口を提示したいということで、今回の理念に繋がっております。すごく野心的なことを書いておりますが、計画に落とし込む中で、どういった言葉が適切かという点について、是非先生方のお知恵を賜りたいと思っております。

そこから繋げまして、本日の会議内容で 1 点考えさせていただきたいところがございまして、それは太陽光の管理行為についてであります。どこまで明文化できるかについては、精査する必要がございます。というのは、個人の所有する土地について、管理義務規定を設けるような形になってしまうので、そこまで踏み込めるかどうかが問題となります。これについては、感触として難しいかなと思いましたので、途中で発言してしまい申し訳ありませんでしたが、所見をのべさせて頂きました。以上になります。

小林座長：どうもありがとうございます。時間となりましたので、よろしいでしょうか。出てきた意見については、引き続き事務局でご検討頂きたいと思います。

それでは最後に、オブザーバーとして出席いただいている文化庁文化財第二課名勝部門・平澤毅主任調査官よりコメントを頂きたいと思います。平澤主任調査官、よろしくお願いします。

文化庁（平澤主任調査官）：会議の中でお話しいたしましたので、特にありません。

小林座長：わかりました。それではひとまず、進行を司会に戻します。

６　第４回策定会議議事録

開　催：令和４年６月 17 日（金）
於　宮城県庁舎４階特別会議室
構成員：小林敬一（座長）・平吹喜彦・温井亨・松本秀明・七海雅人

小林座長：それでは、早速進めていきます。本日の会議の時間は 15 時 30 分頃までと伺っております。本日の議題は「（１）これまでの議論を踏まえた修正内容について」と、「（２）御意見を賜りたい事項について」になります。出席された構成員の皆様から、活発

な御意見が出ることを期待しております。

それでは、まず修正内容について、事務局から説明を伺いたいと思います。県の担当の方、よろしくお願いします。

県：いつも大変お世話になっております。私の方から計画案の修正について説明させていただく前に、まず、今後の流れを踏まえた本会議の位置づけについて冒頭御説明します。

先生方には、昨年 10 月 22 日の第１回策定会議より、本日の第４回に至るまで主に第１章から第６章の保存管理の内容を中心に様々な御意見を賜ってきたところであります。

県は今年度末の刊行に向けて、あと３回程度策定会議を開催するとともに、これから住民説明会、パブリックコメントの実施などを予定しております。こうした流れの中で次の７月 25 日の第５回策定会議からは、松島の関係者や関係自治体の首長からも、主に活用や整備について御意見を伺いたいと考えております。

したがいまして、先生方のみ御出席の開催は本会議が最後で、これまで御意見を頂いていた第６章までの意見聴取については、一応、今回をもって一区切りとし、今回会議を踏まえた修正案でもって、第５回会議、また住民の方への説明に望みたいと考えております。全体の流れにおける本日の会議の位置づけについてご了解いただくとともに、本日も引き続き御意見を頂戴できればと思っております。

前段の説明は以上になりまして、続けて、修正案の説明をさせていただきます。私からはお手元の横表で右肩に次第３と書いてある「（２）令和４年２月時点案との主な変更点について」に基づいてポイントで説明させて頂きます。

それでは、横表をご覧ください。主な変更点は項目として 15 点記載させていただいております。１点目は目次から索引についてとなります。今回の修正では、「変更後」の列に記載しているとおり、索引・本書の構成・凡例を追加しております。これは、現行の計画と比べて、ボリュームが増えたことから、読み手が必要とする情報の所在を提示するとともに、計画案全体の構成を示すことで、それぞれの章がどのような意味を持っているのかを示すこととしました。

２点目は、第２章の用語についてとなります。前回会議での七海先生の御指摘により、人名表記を修正しております。

３点目は、第３章の「松島の価値」になりますが、第１節で新たに「松島の風景の読み方」を追加しております。変更理由ですが、変更前は、この章の構成として第１節で価値について説明し、その上で第２節以降、その価値を構成するものとして自然、自然とともにある暮らしと歴史、観賞の場の項目で、現地にある要素を提示してきました。

しかし、これまでの議論の中で、風景の読み方・見方について様々な御意見を頂いたことから、価値を述べる前に、松島の風景の形成についてまず時間的な形成過程を述べ、その上で、松島の風景を構成する要素を提示し、最後に価値を提示する流れとして、章全体で、松島の価値を読み手が理解するための流れを整理しました。この３点目が、今回の計画案の大きな変更点の１つになるかと思います。

次に項目４になります。４は地形地質になりますが、前回、松本先生から地質の専門家に見て貰うよう発言がありましたことから、本県文化財保護審議会会長の永広先生に依頼し、チェックして頂いた内容となります。なお、永広先生は、２ページに協力という形でご氏名を記載させて頂いております。

ページをめくりまして、５点目はタイトルの変更なりますが、これは平吹先生の御意見を踏まえたものになります。

次に、６点目は、これは第１回からずっと先生方の御意見が出ていた観賞の場の分類名になります。変更前には（１）俯瞰的観賞の場、（２）局所的観賞の場、（３）移動視点という設定で分けておりましたが、この名称について、より分け方の意図が伝わりやすいようなものを考え、（１）遠景として松島を眺める観賞の場、（２）松島の自然や地域社会に入り込む観賞の場、（３）移動しながら眺める観賞の場、としました。

なお、これに併せて、前回の会議で温井先生より眺望の分析的な視点についての説明ができないかとの提案がございまして、これについて検討をしてみまし

たが、年度末までの時間的制約と、仮に分析成果が得られたとしても、この計画に掲載できる範囲は非常に限られることから、今後の調査研究における視点として考えていきたいと思います。なお、船からの景観についても同じこととしたいと考えています。

７から 10 点目は、第４章の現状と課題になります。７点目は、住民アンケート結果についてまとまりましたので、新たに記載しております。

８点目は第２節の構成を少し変更しまして、題を「震災後の 10 年」とし、内容も整理しました。なお、今回の計画では、小林座長の御意見を踏まえて、第２節２で、「今後想定される社会経済変化」の視点を入れております。

９と 10 点目は、内容を整理したものとなります。

11 点目は、60 ページの第５章　「理念と基本方針」になります。この理念について「形成する」から、「実現する」に言葉を修正しました。変更理由としまして、小林座長より、「形成する」との言葉が強いとの御意見があったことによります。

12 点目以降は、第６章「保存管理の方法」における第３節の「現状変更の取扱い」についての修正となります。まず 12 点目ですが、今回の計画案の現行計画との大きな違いの一つに、これまで 10 年間の現状変更に伴う景観配慮事例の蓄積に基づいて、写真を多用して多くの参考例を多く掲載している点があります。

これは、事業者など読み手側と認識、イメージを共有するための手段として使いたいという意図によるものです。つまり、景観配慮事例を、実施した事業者と県、有識者のみで共有するのではなく、計画を通じて広く地域社会で共有することで、景観保護の促進を図りたいと考えております。

ただ、一方で、掲載した事例をトレースすればいいという判断に陥るケースも増えるとの懸念もあるとのことで、前回会議では、小林座長より「風景に溶け込ませる事が目的であって、そのためにどういうものが必要かを考えて下さい」という文章が必要であるとの御意見を受けたことから、それぞれの景観配慮の参考例の冒頭に「以下を参考として、周囲の景観と調和するものを選択することが望ましい」との文章を加えました。12 点目の変更とその主旨は以上となります。

13 点目は、前回の会議で平吹先生より、植生について「在来種」の用語についての解説と御意見がございました。これについて「在来種」と記載していた用語を「郷土種」と改めるとともに、第６－６表「植栽で用いる郷土種の例」を先生の御指導のもと再度作成しました。

14 点目は、太陽光発電施設の取扱いについてとなります。この太陽光の取扱いについても、この 10 年間の事例増加に鑑みて、この計画案から初めて記載するものであります。

前回の会議でも県から先生方に意見を伺ったところでありますが、前回会議を踏まえまして、まず前回「在来種を用いた列植」について「郷土種を用いた生け垣」と改めております。郷土種については、先ほどの説明の通りですが、生け垣については、温井先生の御意見を踏まえたものになります。

また、今回の修正点としまして、図版を作成して挿入しております。これは前回会議で、市町の意見をもとに県から特に御意見を伺ったところでありますが、先生方の御意見を踏まえて、まず事業者が取組むべき最低限のもののみ明示することとしました。松島部会等においても、太陽光はこれまで多くの審議を行っておりますが、事業者にはこうした図版で周辺の景観に馴染む施設を示し、事業者によるそれらの取り組みをベースとした上で、全体の見え方や適切な植生など、審議を通じた景観への影響軽減に繋げたいと考えております。

なお、図版の作成にあたっては、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を始め、全国の自治体が提示するガイドラインを参考にして作成しております。

最後に 15 点目となります。これは章が飛びまして、92 ページの第９章「今後に向けて」の箇所になります。前回まで、このページには「策定会議の議論を踏まえて作成」と記載しておりました。

今回、冒頭、第６章までを今回で一区切りすると申しましたが、これまでの会議より、県として今後に繋げる展望、この計画期間 10 年間の先に必要と見られることを３点書きました。

特に２は、前回会議で七海先生からの「この計画をつくった上で、地域に住む人たちが活用という形で自分たちの社会や歴史を改めて理解して頂く」という御発言は、県としましても今後の松島の保護における目指すべき姿であるとともに根幹になると考えております。

以上が、議題（１）の前回計画案からの修正点となります。続けまして、この修正にあたって、県として特に先生方の御意見を賜りたい内容２点を（２）としてご説明します。

１点目は、先ほど説明した植栽の「郷土種」についてとなります。理由で書いておりますが、これまで、保護措置において在来種と使用していたものを、本計画以降、変更をしようと考えております。これについて、その用語の説明が、凡例等で必要と考えており、特にその空間スケールなど用語の定義について御指導いただければと思います。

２点目は、最後の第９章「今後に向けて」になりますが、この県の提示についても、先生方から特に考えを伺いたいと思っており、それを踏まえて、次に繋げる文章を作りたいと考えております。大変長くなりましたが、県からの説明は以上となります。

小林座長：ありがとうございました。では今の説明を踏まえた上で、皆様から御意見を伺いたいと思います。時間はおよそ１時間 20 分程度になります。修正内容について御意見等をお願いします。はい、それでは温井先生お願いします。

温井構成員：いま、県から説明がありました６番についてとなります。前回申し上げたときは、おっしゃる通り、もっとこんな調査もしたいという色気があったのですが、今の立場でいうと、今書けることだけで書いたらいいかと思いました。場合によっては、明日までにたたき台を書くことも引き受けますけども。

要するに、何を入れたいかといいますと、それぞれの景観で遠景・中景・近景というところで四大観なども写真を踏まえて書いたらどうかということです。それからもうひとつ、樋口さんなどの言い方では、視線入射角といいまして、水面に対してどのくらいの角度で見ているかということ。例えば多聞山などは結構真下に水面があるので、しっかり見えますけれど、富山は海が遠いので、殆ど水平だと思います。そういう樋口忠彦「景観の構造」などに基づいて、まぁ齋藤さんも書けると思うのですが、分析を書いたらと考えています。（今の計画案は）感覚的に見えたものを説明していますけれども、分析的に説明して、四大観といっているものが「このように違う」と書いたらという提案でした。何ならやります。それを皆さんに見てもらえればと思います。

小林座長：はい、ありがとうございます。県はいかがでしょうか。

県：よろしいでしょうか。では、先生にお願いするのは非常に恐縮ではありますが、温井先生のイメージしているところを、文章で御提案頂けるとありがたいと思っております。先生から御提供のあったものについては、他の先生方にも共有させていただき、そこでコメントをいただくという流れにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

温井構成員：いいです。

小林座長：あまり時間もないことですので、それを入れることが適切かどうかも含め、前後関係もあることですので、そのような扱いで進めたいと思います。とかく計画というのは、すっと受け入れられるものと、そうではないものがあって注意が必要なので、そのあたりはみんなで議論していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

温井構成員：そうですね。他の視点も計画には書かれていましたが、まず四大観について、でいいですかね。

県：まず四大観で考えて頂くことがよいかと思っています。今回の計画案では、四大観以外にもいろいろなポイントを出しておりますが、それを全て分析的な視点で記述するとなると、恐らく分類からやり直しになるだろうと考えています。そこまで戻るわけにもいき

ませんので、県としては、先生にはまず四大観のみでお願いできればと考えています。

温井構成員：わかりました。四大観はそもそもこの名称の付け方が定性的といいますか、幽観とかで示されていますので、それをちょっと科学的といいますか、分析的に説明してみたいと思います。

小林座長：はい、分かりました。それではよろしくお願いします。他にいかがでしょうか。
　それでは続きまして平吹先生お願いします。

平吹構成員：すばらしい保存活用計画をつくっていただきありがとうございます。まず、郷土種ですけれども、定義について再検討してみました。「郷土種という言葉は概念が曖昧だ」という見解もあるのですが、私としては「直感的な理解の得やすさ」を評価して使ってよいと思っております。郷土種の定義としては、例えば「人為が関わらない状態のもとで、地域で世代を繋いできた野生動植物」という表現ではいかがでしょうか？そしてスケール感ですけれども、「その「地域」とは、概ね松島湾岸を指すが、種子や苗の入手が困難な場合は、東北地方南部太平洋岸エリアまで拡大することもありうる」と考えてみました。議論頂ければと思います。

小林座長：ありがとうございます。県はいかがでしょうか。

県：ありがとうございます。後日、計画案に落とし込んだものについて、また先生方から御意見賜れればと思っております。

小林座長：ありがとうございます。それでは、他の方からはいかがでしょうか。

温井構成員：すみません、あとひとつ。14 番の生け垣について、反映していただきありがとうございます。ちょっと図について気になったのですが、もう少しリアルな感じにならないでしょうか。場合によっては、確か参考図で造園学会が造園施工マニュアルで出しているものを、著作権のことをことわってそのまま掲載してもいいのかなと思いました。

県：少し県から補足説明してもよろしいですか。

小林座長：はいどうぞ。

県：すみません、補足で説明させていただきますと、実はこの図は自前で作成したものでありまして。まず、掲載の意図としては、先ほど説明しましたとおり、関係市町の太陽光取扱いに関する要望に基づいております。それを踏まえて、県としてもどういう方法で分かりやすく取扱いを示すか、悩みつつ検討してきたところでありました。
　まず、このほかの方法として、先生のおっしゃったとおりリアリティを持たせるため、既に設置済みの太陽光発電施設の事例から優良な景観配慮がなされているものについて写真で掲載することも考えました。しかし、写真というのは、それ自体の情報量が多いものでして、こちらが意図しない情報も伝わる可能性があると考えました。
　県としては、事業者側が「これをやっとけばいいでしょう」と杓子定規的に景観配慮の態度を示さないよう留意しつつ、必要な情報を伝えるという観点から、イラストにした意図がございます。それがちょっとやりすぎではないか、ということが温井先生の御意見の意図なのかもしれないと受け止めたところであります。もし可能であれば、先生方から御意見伺えればと思っております。この太陽光の項目は、これからの松島部会の審議でも大きく関わってくることかと思います。例えば、これから申請が上がってきたときに、計画案のこの図を参考に考えましたと言われた際、どういう対応をとる必要があるか、将来的な審議の影響が考えられます。せっかく温井先生から御意見頂きましたので、先生方からもお考えや御感想、御意見を伺えればと思っております。

温井構成員：生け垣施工を最近ちゃんとみてないのですが、植栽樹木はこの図のイメージでいいのですが、

木組みは竹でやると思うので、図の中で竹のイメージが伝われば、すぐに造園業者がやるイメージや、材料の選定にも繋がると思います。これだと擬木や鉄のように受け止められてしまうのでは、と思いました。そこだけ分かれば、このままの図でも良いと思います。

小林座長：あの、反論するのはいつも私だけなのですけれども、座長の立場からはちょっとしたくないのですけれども、前々から例えば東松島市の委員会などで温井先生とこれについて議論してきておりますが、私は必ずしも立派な生け垣じゃなくていいと思っています。事業者やその場所での出来る範囲というものがありまして、立派な生け垣が並ぶということは、それはそれで結構なことなのですが、事業の性格自体にそうした余力がない場合が多く、そこまではお金をかけられないということがあります。そうなると、図で示した範囲の中でいろいろなバリエーションがあり、出来るところは立派な生け垣にして、そうできない場所は立木が並ぶようなものでもよいと考えるべきだと思います。

そうすると、ここに一つの種類の、生け垣が明らかに生け垣と分かるような絵を描いてしまうと、それ以外がダメなものと見えてしまうので、それは難しいのではないかと考えています。それと、ここにイラストがあることは、それはそれで意義があることだと思っています。というのは全体的に抽象度を揃えるということが大事で、そのような場合、一部分だけリアリティを上げてしまうのはどうかと考えます。

温井構成員：じゃあ一つだけ。これでやめにしますが。多分３種類ぐらい考えられるかと思います。ただの列植はやめてくれということなので、そうするとセルフビルドでやる場合と、建設・建築関係者が施工する場合、そして造園業者が施工する場合。私はやっぱり造園業者に発注して欲しいなと思います。それは、あとのメンテナンスでやりっぱなしにならないためにも。造園業者にはそういう発想があると思うがそのほかはやりっぱなしになりそうな気がします。

小林座長：私は松竹梅があるものだと思います。まぁイラストも松竹梅あってもいいかもしれませんが。これについて、県に預けたいと思います。他にいかがでしょうか。

温井構成員：全般的にでもいいですか。もう微修正でまとめに入っているところで恐縮ですが、一つ気になるのが、今回大きくゾーニング（保護地区）が変わりますよね。細かいところでは、２Ａ地区がどうなるのか。ここは今まで国の許可だったところですよね。それも含めて、基本的なところで考えたときに、なぜこのようなことをするのかという理由で、文化財・名勝への不信感や地元の規制に関しての印象、よく分からないというところにあると想像しています。ただ、私は今までやってきた保護地区は、外から考えると根拠が少し漠然としていることについても、逆に大事なことだったのではと考えます。

例えば都市計画でいいますと、日本の都市計画は殆どゾーニングで決めていますし、非常に細かいところまで都市計画法や建築基準法に書いてあって、公平性というか、恣意的なものが入らないようになっています。でもイギリスなどではプランニング・パーミッション、つまり計画許可といって、１件ごとに出てきたものを担当者が裁量権をもって審査することをしていて、松島はわりとそれに近いことをしてきたと思います。四大観からの眺めをみていくとか。それを単純に放棄して良いかなということと、放棄するわけではないのでしょうけれども、今までやってきたことの良さとかをもう一度議論して考えていくべきだと思います。

その時に、景観とか風景は、関係性だと思っています。ゾーニングというのはそうではなく、その場所についての話なので。その場所でこういうことはしちゃいけませんとか。でも、景観というのは視点と対象の２つがあって初めて成り立つもので、遠く離れれば同じものでも全然違った見え方をしますし、逆に言えば視点の近く、篠原先生の言い方によれば、視点場という操作可能な範囲で、目隠しすれば急に今まで見えていたものが見えなくなるわけですよね、そういうことはゾーニングで全て書き切れないわけです。ゾーニングを示して地元に安心感を与えてしまったけれど

も、それは違うと言えば不信感に繋がると思います。

最近は風力発電が話題になっていて、将来もまた海岸線に沢山出来そうですが、可視不可視を書いた佐藤康一氏がそういった将来を気にしていて、彼は風車に関する委員会に出た経験から、視点の大事なところを保護するとか、対象地を規制するとかを「関係性」を関係なくやっていていることについて疑問を提示されています。つまり、関係性としての風景をもう一度考えたいなと思っています。

例えば佐藤さんが書いた図をいれて、ゾーニングだけでは見えてしまうものがあるので、関係性からの審査が必要になることを示すことも考えられます。それから、関係性というのは、平澤さんが得意なところで、文化的景観を担当していた時に内閣法制局とやりとりしています。内閣法制局は、景観は眺めの良いところからみると無限の範囲になるので、そこで財産権を規制することはできないと。それで「景観地」という新しい言葉をつくっています。こうしたことからも、関係性についてよく考えたいと思います。

最後に、概要版をみて思ったのですが、第３種地区の高さ規制が 10 mという記載がないのですが、東松島市の風力発電で問題になったところも第３種だったと思いますが、今回無くしてしまっていいのかと思います。これも関係性からいうと、野蒜の丘陵に風力ができたら、丸見えになるわけですので、慎重に扱う必要があると考えます。

小林座長：はい、ありがとうございます。色んな論点が入っていて、確認が必要なのですが、まず関係性の話ですよね。保護地区と関係性の問題ですが、そもそも松島の保存に対する姿勢といいますか、何を保護するのかその大前提がどこかに書かれていたかと思います。そのあたり御説明頂いて、その上でこの保護地区の見直しについて議論したいと思います。どのような構造になっていたか、県から御説明頂けますか。

県：まず、保護地区をどうして設定しているのか、という点から説明します。まず保護地区自体は最初の計画策定時から設定しています。その際には、市街地も山林も一括りにして特別保護地区や第２種地区などと設定しました。それを以降の改定も踏襲していたのですが、やはり、森林も市街地もみんな一緒の第２種などという括りで取扱いをしていては、住民生活は成り立たないということになりまして、住民生活等を配慮して、平成 22 年の改定で森林や市街地を保護地区のなかでゾーニングして小区分を設定しました。

これは、前回に平澤主任調査官からお話を頂いていたところでございますが、そもそもなぜ保護地区を分けるのかというところでは、基本的に文化財保護法 125 条に基づく現状変更では、「現状を変更する際は申請が必要である」とされています。それに基づいて取扱いをするのですが、松島の広大な指定地で一律に適用することは、現実的ではないし、住民生活や生業に影響が大きくなります。したがって、松島の景観を構成する要素に基づいてゾーニングし、取扱いに濃淡をつけていこうという主旨で設定されています。

ですので、その両方の観点から、今回の統合の主旨としては、統合することでアバウトにするというものではなくて、これまでの保護地区の設定の経緯と変化からみたときに、小区分として森林は森林、市街地は市街地で、違う保護地区であっても小区分では同じ取扱いをしているのだから、手続き上の煩雑さを軽減する意味も込めて統合するものです。統合することで大きく取扱いが変わったりすることはなく、ただ今までのものの延長線上で整理したということになります。長くなりましたが、以上になります。

小林座長：地区区分や事例に合致すれば良いということではなくて、大本の規定があって、本質的価値を損ねる場合は原状回復を命じる事が出来る、という流れがあるのだと思います。該当条文はどこでしたでしょうか。

県：先生の御指摘の箇所は、同じ 125 条、現状変更の制限及び現状回復の命令になります。

小林座長：許可基準に関する考え方はどこかにありましたか。

県：文化財保護法および施行令では、個別具体的に記

載されているものではありません。国では審議会の判断に基づいて処理されています。

というのは、125条が対象とする史跡名勝天然記念物は、松島から仙台城、あるいはカモシカまであります。したがって、条文で一律の個別具体的な許可基準を設定することは不可能でして、基準が法令上明記されているというものではありません。だからこそ、記念物それぞれで保存活用計画を策定し、現状変更の取扱い基準を定めるということになります。

小林座長：基本的には、文化財保護法によって本質的価値に基づいて指定され、それに影響を及ぼすものは許可を受けなければいけない。そこで許可の基準の問題ですが、一番の大前提では、本質的価値が守られるかどうかが根本になると思います。その点において、関係性とは、ゾーニングと関わりなくここでは根本的な問題だと思います。その上で、この保護地区によって簡素化されるもの、判断が楽になる部分は、その場所によって、何を考えなければいけないのか、最低限の条件が示されることになります。それにもかかわらず、決定的に景観に大きな影響を及ぼすものは、別途検討になるのだと思います。

それともうひとつは、今回のゾーニングの統合は、温井先生がお考えのように、都市計画法ではゾーニングは詳細化する方向性ではありますが、ここでは、丘陵部であれば１Ａ・２Ａの２つに分かれていますが、１Ａは大事で２Ａはそうではないという判断を、私たちはしていないと思います。どちらも背景となる緑であって大事であると。つまり、統合するということは、２Ａの格上げにもなりますし、地形条件に沿った扱いをするという観点からすれば、むしろより現実に沿った判断が出来るとお考え頂いたほうがいいと思います。よろしいですか。

温井構成員：非常によく分かりました。似ているのは、自然公園法の国立公園のゾーニングかなと思います。国立公園も特別から１種、２種、３種、普通地域だったかと思います。松島はそれらと比較して細かく、すごいなという感じはあったのですけれども、小林先生がまとめられたとおり、（文化財保護法は）根本的なところには本質的価値に基づいて許可を判断するということがあると思います。あまり自然公園法に詳しくないのですが、（それに対して自然公園法は）基本的な考え方として（基準に）書いてあるとおりのもので申請があった場合に許可しなくてはならないものかと思います。文化財保護法（の名勝）は本質的価値のところで決めているので、それとは違うという気がします。

それから、先ほど平澤さんが文化的景観（文化財保護法改正）で苦労されたという話でいうと、松島は非常に特別なところで、松島は非常に広い範囲が指定されていて、それも囲繞という周りが取り囲まれた場所になっているので、視点も対象地も指定範囲に含まれてしまっている。だから一件一件審査できていると思います。こうした根本的なところを私たちも考えなければと思いました。

小林座長：ありがとうございました。おっしゃる通り、ここでは許可基準とは書いていませんので、あくまでも目安なのであろうと思われる。３種のところで、確かに10ｍの上限は厳密にはないのですが、それが、実際尾根線を超えているとか、景観的に影響を及ぼすという話になれば、議論が起きるのだと思います。取扱い基準を満たしていれば許可しなければならないという類いのものではないと考えます。

温井構成員：あと、新しい保存活用計画が出来て、一般の人がみたときに、理解出来るような説明をしないといけないと思います。

県：ゾーニング、保護地区については小林先生からだいぶ説明いただきました。私たちは、原則として構成要素に基づいてゾーニングしており、松島の特徴的な景観となっている島嶼部は特別保護地区、市街地は２種ないし３種ということとしています。これにより、モニタリングしつつ守っていくところは特別保護地区など、濃淡がある運用を行うことになります。

温井先生の法律の適用の話についてですが、法律は適用範囲があってのものなので、見える範囲が全て風景としての保護対象ではないということはその通り

であります。ちなみに、他の名勝では指定名称で風景「地」として適用範囲が限定されていることを示していものもあります。保護地区と、今御意見としてあった「関係性」は、その性質と目的が若干異なることから、現時点では一致させることは難しいと考えています。ただ、一般の方にも同じような認識がありますので、将来的な検討課題だと思っております。

最後に、工作物の高さ 10 mは、現行計画でも特に記載していません。特別保護地区であっても必要不可欠なものは認めるという記載に留めていたかと思います。携帯電話の電波塔など、インフラに係わるものもあるのと、高さについて細かく事例を把握して、規定することはイタチごっこになると思います。高さについて、影響があるかないかは、やはり審議会での審議で考えていくことがよろしいのかなと思っています。

温井構成員：あと、国が扱っている２Ａは、今後どうなるのでしょうか。

県：今検討している保存活用計画と権限委譲については別の話になりますが、今回、２Ａと１Ａは第１種に統合します。両方ともそもそも国許可の範囲なので、その点は変わりないかと考えています。

最後に１点だけよろしいですか。先ほどの議論でもあるとおり、許可基準がどうしてもクローズアップしているかと思います。計画案では 63 ページで、現行計画では 72 ページを見ていただきたいのですが、取扱いの指針なり基本方針が書かれています。計画案では共通事項と書いていますが、ここは現状変更の取扱いに対する基本的な考え方を示しているものになります。いずれのほうでも「いかなる現状変更であっても景観に配慮され、松島の保存に著しく影響を及ぼすものではない限り認める」、逆に言えば「支障をきたすものは認めない」ということになります。個別事案については、まずここで読んでいくことになります。どうしても、この項目は忘れられがちなのですが、県としてはこういう認識でおります。

小林座長：どうもありがとうございます。そもそも温井先生からでました高さ 10 mというのは、これまで目安としていたもので、どのように出すかは検討の余地があるかなと思いました。第２種で記載があり、第３種にないことについてのバランスもあるかと思います。

時間もありますので、まだ御発言のない方からもいかがでしょうか。

松本構成員：ちょっと戻りますけれども、４番のところで、地形と地質が一つの分野として扱われることがあるのですが、研究分野としてはだいぶ違うと考えています。その結果として、地質については永広先生に御確認いただいたとのことで、大変ありがたいと思っております。

小林座長：ありがとうございます。七海先生はいかがでしょうか。

七海構成員：はい。私の方では、第７章の整備と活用について少しふれたいと思います。今後、この 90 ページ、教育の分野で特別名勝松島を保存活用していくという在り方について、第７－４表の学校教育のところですが、細かいことで恐縮ですけれども、「体験学習プログラムの実施」と書いてありまして、現在の小中高学校教育においては、探求学習が今後重視されていくといいますか、新しく始まって、先生方を悩ましているのですけれども、その探求学習の学習教材として、この特別名勝松島というのは、郷土学習のなかで非常に大切な分野になればいいな、と思っております。そのような文言を入れる余地があるかどうかを考えたいと思います。

それから、生涯学習の分野で博物館・資料館等での企画展の開催とありますが、この特別名勝松島にある各自治体ミュージアム施設の、言葉は悪いですが、脆弱性といいますか、つまりもう少しパワーアップできないかなと思っています。その際に、この特別名勝松島としての統一的なフィールド・ミュージアムを含めてのガイダンス施設の存在というものになります。核となるようなガイダンス施設をベースにして、各自治体において統一感のあるような保存活用のありかたについての学習施設といいますか、展示など、そういっ

たものは、各自治体において文化財の保存活用計画の策定をサポートしていくという記載はあるのですが、実際に統一感があり、回遊性のあるような全体を盛り上げていく県のバックアップ体制、具体的な観光も含めて体験するような施設というものを、サイン施設をも含めて、今後どのように10年間で整備していくのか、そこが現場としてはポイントになると考えております。

まとまらない意見なのですが、フィールド・ミュージアムの可能性を含めまして、学校教育、生涯学習の分野というものを、いかに統一感のある形で充実させていくかということが大きな課題になると思いました。以上です。

小林座長：ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

温井構成員：また根本的な話になるかと思いますが、松本先生からお話ありましたけれども、松島などでよく地質の話は出てきて、非常に興味はあるのですが、いつも、読むと学術的な話の簡素化したものが出ていて、よく分からないところがある。地質があって植物があって、それらを統一的に書けないかなと思っています。

一つ、以前保育園の話が審議されたかと思います。あの場所は非常に細かい襞のような地形になっていて、面白いなと思いました。その場所の地質をみると、大塚層でいいでしょうか。それで、シルト質で浸食しやすいとされている。松島層はその南にあって、それも似たような性質だと思うのですが、そうしてみると、この多島海の島と同じ地質になっていて、地形として似ているのではないかと考えました。

こういうことを、まず、地質があって、植生があって、重要なのは、そこに人為がはいったときに、その上部にため池をつくって棚田をつくる。そうした襞のスケールのところに野球場など異なるスケールのものがつくられている。これまで上手く共生していたところに近代になったらスケールを無視して色んなものができていく。

地質から全体に繋がる読み方について、全体の流れはこの報告書の通りで良いのですが、トピックみたいにして入れたらどうかと思いました。そうすると全体が繋がる。全てを繋げるのは難しいと思いますが、保育園の事例などでの説明は典型的でいいと思います。

松本構成員：大変難しい問題を頂きました。地質とか地形は、博物館とか色々なところで展示されています。でも、研究分野としてはそれぞれが別個に存在しています。その背景にあるのは、対象とする現象のタイムスケールが全然違うことにあります。現象を捉えるにしても、現象の動きの時間的な尺度が違う。そのため、なかなか上手く連続していかない。

一番良いのは、地質の話があって、段々と現代に近くなってきて、地形の話が出てくる。そういう流れがシームレスに行ってくれれば、色んな方に御理解いただけるのでしょうけれど、実態としてはそこの繋ぎが断絶している状況だと思います。

このあいだ、松島離宮に行く機会があって、そこの展示施設をみました。松島にかかわるものを展示しているのかなと思ったのですが、確かに松島に関する展示はあったのですけれども、その説明の内容としては、何億年前とかそういった地質の説明が極めて丁寧になされていて、それはそれで貴重な説明なのですが、現代の松島とはマッチングしない。そこのところは、それぞれの研究者の努力が必要だと思います。このタイムスケールが違うことについてまとめることができれば、一般の方にも分かりやすくなると思います。現状としては、大変難しいと思っております。

温井構成員：まずたたき台を書いてそれぞれの先生に見て貰って修正して、載せるということは難しいのでしょうか。

小林座長：よろしいですか。先ほど齋藤さんからご説明がありましたが、今我々がどの地点にいるかと言いますと、これを踏まえて地元に説明していくという段取りになっているとのことですので、今のスケジュールでは難しいのかなと思います。

基本的には、研究課題だと思います。何らかの事

業にさいして、どのように環境を捉えて、構想して、デザインしていくのか。一連の流れだと思います。しかもそれが、地学、生物学などと結びついて展開する。結構壮大だと思います。

温井構成員：みんな（専門性が）細分化しているので、なかなかよその領域のことは書けないですしね。

小林座長：ですから、まずラフなところをつくっていただいて、何らかの事例の時に起用していただく。そこからもう一度みんなで議論して、徐々に現実的に使えるようなガイドブックになっていくのではないでしょうか。

温井構成員：座長の話を伺って、ここに入れ込むのは諦めて、パンフレット的なものをつくってみてみんなで議論しながら、しっかりしたものになったら、何かの機会に渡せるのかなと思いました。

松本構成員：そういったものができていけば、松島に来る小中高校生、あるいは一般の方に松島の成り立ち、地形地質から植生、歴史も入っているような、全体的に網羅して理解出来ると思いますが、今の段階では難しいと思いました。

小林座長：どうもありがとうございました。先ほどの七海先生の御提案に対しては、この場では御意見として伺うということにしたいと思うのですが、消化不良にならないためにも、県の方ではどう考えているかを伺いたいと思います。

県：七海先生の御発言にありました探究型学習ですが、近年の教育施策のなかで、重点的に取組まれていることだと認識しています。

松島にかぎらず、文化財保護行政全体に係わることだと思いますが、まずは関係自治体と共有するところから始めていきたいと思います。

ちなみに、湾内の関係自治体は、確かに資料館施設などのハード面では少し古くなっているところも見受けられますが、取組などソフト面では、連携企画展など実施していると把握しています。その観点では、人的交流の基盤はあるかと思いますので、本日の先生方のお話を伝えたいと思います。

小林座長：わかりました。私たちは七海先生の御発言からだけではちょっとわからないところもありまして、例えば探求学習をどういうふうに捉えて、関係づけていくのか、もし具体的なものがありましたら、一旦お寄せいただければと思います。

七海構成員：いや、自分のなかで思いついたことだったので、具体的なものとなると。

小林座長：私たちは教育畑ではないので、探究型学習というキーワードの重要性は分かっていても、計画の中で書くとなると、どういうふうになるかという関心はあります。

もうひとつは、フィールド・ミュージアムというよりもガイダンス機能をもう少し強化したらどうかという御提案については、何かありますか。

県：はい。設備整備というところでいいますと、まず本県では松島公園管理事務所など関係機関がありますので、まずはそういったところとの緊密な連携を図っていく必要があると考えます。そのあたりを計画に書き込むことを考えたいと思います。

あと、齋藤が言っていますように、関係自治体が横に繋がっているなかで、具体的な事例を思い出したところでは、三陸道春日パーキングエリアの展示施設があります。そこを会場として企画展をしたりしています。そういった指定地外ですが、導入部にある施設も視野に入れながら、ガイダンス機能を考えていきたいと思います。

小林座長：ありがとうございます。それでは時間も押しておりますので、最後に、県から、御意見いただきたいこととして２点あった内容について伺いたいと思います。

平吹構成員：よろしいですか。まず、「地域の歴史文化」

という表記ですが、今更で申し訳ありませんが、「自然」を加筆していただきたいと思います。「自然と歴史文化」でお願いしたいです。

この加筆を実行すると、「文化的側面」という用語も、もしかしたら変更が必要かもしれませんが。

それからレジュメの文言について、５章の「自然と暮らしと歴史」は「自然・暮らしと歴史」にしたほうが、並びとしていいのではないかと思いました。

次に６章に掲載されている写真の解説で、特別保護地区を「特徴的な～」としていますが、生態学の用語ですと「核心的な～」、つまりコア・エリアという呼び方をしています。そのような重みづけした言葉の方がいいかなと思いました。

それから海面保護地区の解説ですが、「海上」という言葉がありますけれども、生態学的にみると、例えばアマモが生育する海中の状況も非常に大切なので、例えば「海域」のように、少し概念を広げるような用語で記載をしていただけると有り難いです。

温井構成員：最後にありました海面保護地区について、自然公園法と合わせているわけではないのでしょうか。

県：海面保護地区自体が、途中からの設定となっております。平成10年計画からだったかと思います。なぜ「海面」にしたのかについては、把握できていません。すみません。

温井構成員：国立公園も設定したときと今では区域の名前を変えているのですけれども、一番新しい名称と揃える必要があるかどうか。

県：国立公園では海中公園として、足摺宇和海国立公園が最初の指定だったかと思います。国立公園では、「海面」という表面だけでなく価値が見出されているからなのかと推察しています。一方、文化財保護法の特別名勝は、一応、景観という点で価値を判断しているので海面という標記をしています。

松本構成員：色々なところで、特殊な言葉が出てきていますが、例えば64ページの表の中で、「他の場所で用をなさない」という言葉があり、これは少し違和感を覚えました。いくつかのところでこれが出てきますが、この言葉は必要なのでしょうか。例えばこの箇所であれば、なくてもいいのかなと思いました。理由がありましたら伺えればと思います。

県：今まで入っていた文言をそのまま記載しています。開発の必要性について説明を求めるもので、その土地における必然性が開発行為のなかで検討されるべきだろうと考えています。

松本構成員：ありがとうございます。主旨はよくわかりました。ただ、字面として「用をなさない」という部分がちょっと気になります。

県：よろしいでしょうか。これは、現行計画の72ページの基本方針の中で用いられております。「当該地以外では用をなさず」という表現としております。今回の計画では、具体的な取扱い基準に入れています。無くすとなると今までの経緯からまた検討が必要なので、そのあたりも議論いただければと思います。

温井構成員：松本先生の違和感は、この場所でしか実現できないとか、他の場所では用をなさないと逆の言い方のほうがいいかもしれません。

小林座長：おっしゃる通り、元の文章は「当該地以外で用をなさない」で、計画案では「他の場所では用をなさない」となっています。なので、もとの言葉そのままの方がいいということかと思います。それで、第１種だけに限るかどうかということが問題だと思いますが、いかがでしょうか。

県：この箇所とした意図としましては、第２・３種は既に市街地化しているところが多いので、その地域をこの指針に基づいて遍く審議することの意義が低下していることと、また、特別保護地区はそもそも認められていないので、残りは第１種保護地区だけなのですが、丘陵や緑地を保存するにあたって、この言葉を活

かす箇所としては、第１種が最適と考えました。

小林座長：ありがとうございます。確かに実態を考えるとそのとおりかと思います。

温井構成員：先ほど、風景の関係性についてお話ししましたが、分かりやすく記載したらとも言ったのですが、一つの方法として、可視不可視の図を四大観に入れると、関係性の話が目で見えるので、それに今の説明を加えるようなかたちはどうかと提案します。

小林座長：ありがとうございます。提案として受け止めておきたいと思います。

温井構成員：それと、洋上風力がだいぶ問題になってきているのですが、最後の、今後に向けてのところですが、やはりある程度考えておいたほうがいいかなと思いました。申請が出てきたときにどう対応すればいいかについて考えてく必要があるかと思います。

そして、今の観賞の場は湾の中の方を向いているのですが、洋上は今のところないのですか。

小林座長：はい。２点だけ確認しておきたいのですが、まず、今回の計画案の中で、風車の扱いはどうなっていましたか。それと、洋上発電について、申請が出てくる可能性があるかないか、その対応はどうするのかについて伺います。

県：再生可能エネルギーということで、前回の計画案までは、風力発電も少し踏み込んで取扱いを書いていました。基本的には、景観への影響が大きいことから、認めないという姿勢です。それは、説明をせずに申し訳なかったのですが、前回の会議以降の文化庁協議でまとまりました。

小林座長：それはどこかにこれから書く予定ですか。

県：太陽光発電施設と比較して、取扱いの中で特記するには事例が少なすぎることから記載を見送りました。太陽光については事例の蓄積から標準的な取扱いを示せるのですが、風力はまだないので、工作物の現状変更取扱い基準で読み込むべきと考えています。

温井構成員：あと、もうひとつ。遊覧船などからの海面からの景色について、どう考えるか。本多静六もそれに踏み込んでいて・・・。

小林座長：海面からの景色は計画案に記載されています。40 ページです。そして説明は 49 ページにあります。

私の方からもよろしいですか。ちょっと議論したい点があります。お手元のほうに資料を準備したのですけれども、前回から今回にかけて、議論を経ていろいろと手直しいただきました。私としては概ねこの方向でいいのではないかと考えて、納得しておりますが、あと若干の修正と、最後の方はもう少しブラッシュアップする必要があると考えています。

前の方の部分だけ、この資料に書いたところを述べたいと思います。１点は、当初から問題としていました価値を構成する３つの要素について、この並びがどうも居心地悪いと。なんでこの３つなのでしょうか、かつ、それがモノなのか景観なのか、あるいは全く別の要素なのか、どれで統一して記述しているのか、できれば揃えたいと思ったのですが、そうして資料に「あるいは」と書きました。

特に気になっているのは、観賞の場は先ほどもありましたように、移動しながら見るとか具体的に書かれているのですが、自然とともにある暮らしと歴史とあって、暮らしと歴史は全く次元の違う話だと思うのです。しかも暮らしというのが現代なのか過去のものなのかがよく分からないので、もう少し定義が必要なのだろうと思いました。それで、３つの要素を「景観要素」として並べた場合、それから「場」として並べた場合、そして「その他」として並べた場合、そしてあるいは、と書き並べたのですが、ちょっと考えたところ、ここは事務局提案でよろしいのだろうと思いました。

但し、自然とともにある暮らしと歴史ですが、前回松本先生とちょっと議論になったところですけれども、暮らしというのは、現代の人々の暮らしがそうあ

れねばならないとなると、強制的に歴史的な生活を送りなさいと読み取れてしまうので、それはちょっと問題があるのではなかろうかと思いまして、やはり「自然とともにある暮らしと歴史」とはなにかという定義を最初の方で書いていただきたいと思いました。私なりに定義したものを書かせていただきましたが、「暮らしと歴史とは、地域の伝統的な人間環境関係を表すものを総称して指している」としています。今私たちは過去の歴史の蓄積の上にあって、しかもそれは自然と人間が非常に密接な関係をもって築いてきたものであるし、もちろん現代にもあってしかるべき関係ではあるけれども、とかく失われがちである。そうした中で少なくとも大事にしていこうと、歴史もそれを刻んでいます、という主旨で書いていただければと思います。

もう１点は、生活生業の概念になります。これもちょっと曖昧で、それに加えて 62 ページに超越的規定があります。「風景の一部を変更しない限り」ということも、基本的にはくらしは風景の一部を変更するものなので意味が伝わりにくいのですが、それを無くすと、生活生業であれば現状変更申請に該当しないということになって、意味がよくわからない文章になっています。ですので、この部分は削除した方がいいのではないかと思います。建設工事で現場の労働者が行っている労務も生業ですし、生業でもって高速道路や超高層ビルもできている。現代社会も生業でもって動いているので、すべて現状変更申請に該当しないとも聞こえてしまいます。ですので、意味をもう少し限定していただくか、超越的規定を削除したほうがいいと考えます。事務局はいかがでしょうか。

県：これまでの会議でも、風景は一秒たりとも同じ風景ではないことが、文化庁からも発言があったかと思います。そして、松島に暮らす人々の日常も含めて、「松島の風景」なのだと言われています。これを、県としては示す必要があるかと考えており、この文章に繋がっています。文章の中身をこれからもブラッシュアップしていく必要はあるかと認識していますが、これを最初に示さないと、先生のお考えとは逆に、何でもかんでも現状変更申請の対象であるかのような受け止めがこれから先も続いてしまうと思っています。

小林先生の資料を午前中にいただいて読んでおりましたが、生活生業を定義していくよりは、「風景の一部を変更しない」ということはすなわち、現状を変更していないということですので、日常である限りは 125 条の適用を受けないということどう示すかを考えたいと思います。

ちなみに、建設業に従事している方などはそれが生業かと思いますが、事業としては風景の一部を変更していることになりますので、この文章の適用を受けるものではないと考えています。

小林座長：当然、現状変更に該当しない行為が生活の中ではあって、それを除外することには何ら異論はありません。それから、風景が人々の生活の中で生まれていること、日々の活動の中で作り替えられていることを否定しているものではありません。ただ、その２つを無理にここでくっつけてしまうと、問題が生じるような気がします。ですから、クールに除外するものの欄を別途つくっていただいたほうがいいのではないでしょうか。ここで書くのであれば、風景はみんなで大事にしていきましょうとかいったことを書くのではと思います。

ちなみに、私の資料の２ページの冒頭に、定義として考えたものを記載しました。でも、過去に許可申請が出てきて議論した中には、機械を使う山林の伐採などもありまして、それを日常の生活として全く扱わないというのも問題があり、難しいと思いました。

それから、車庫や物置の設置などどこまで現状変更とみなすべきか、微妙なところも出てきますし、これはこれで別に議論していただいて、生活の範囲内のものを提示していただいた方がいいかと思います。

温井構成員：自然については、共生しているかどうか、一方的に自然を破壊していないか、そのようなところで判断してもいいかなと。歴史については、歴史と断絶しているのはダメで、現在が歴史の蓄積の上にあって、未来も断絶してこれまでと全く違うのはダメという。

小林座長：それはちょっと難しいかもしれません。その共生の範囲が分からないことがひとつあります。

温井構成員：例えば、ジブリのアニメで「百姓は自然と一緒にやってかなきゃダメでしょ」という台詞があります。つまり、コメは今年とれただけではだめで、来年も同じようにとれなきゃいけない。それが自然との共生というふうに捉えています。

小林座長：それは、観念としてはそうでしょうけれども、農業も決してそんなことはないですよね。種にしても一代限りで、自然は農業生産にとっての装置でしかないという農業も現実としてあるわけです。

県：私の説明が伝わりにくかったかもしれませんので、補足させて下さい。この一文の主旨としては125条の適用範囲かどうかを説明したいということにあります。申請対象とは何かということをいかに分かりやすく示すかが大事なので、何が対象なのか、また違うのかと言う観点で考えています。

小林座長：わかりました。なるほどと思ったのですが、であれば、生活生業ではないだろうと思います。そもそも名勝の風致景観を言っているわけで、本質的価値に影響するかどうかからいったらどうでしょうか。

温井構成員：あと、一般の人が歴史として受け止めたときに、歴史の教科書的な政治史のイメージとこの計画案の内容は違いますよね。それを説明する必要はないだろうか。

小林座長：ここには、具体例として、15ほど例示がありまして、これまでに認識してきた自然・人間の係わりの中で歴史として蓄積してきたものについて例示しています。

　ところで、時間が許せばお話ししたいと思いまが、屋根の勾配を４～５寸と例示ししていることについて、温井先生に確認したいところですが、これはちょっと厳しいのではないかと思いました。どちらかというと、「屋根勾配は並勾配とし、４～５寸を標準的とする」等ぐらいでいいような気がします。

温井構成員：並勾配という言い方がありましたっけ。

小林座長：一応、インターネットで調べたところですが。

温井構成員：要するに、４～５寸ですと瓦屋根でしょうか。トタンとかだと１～２寸が普通ですので。瓦の場合にはきつくしないと漏るのですが、金属板の場合はなぜそうするかというと、小屋組の木材が少なくて済むからだと思います。

小林座長：現在、勾配屋根といっても、ものすごく緩い勾配で１寸を切るものでも勾配といって申請してきます。それは問題じゃないだろうか、と思うのです。ということで、さっきいったように記載しておいたらいいかと考えました。

温井構成員：本当にデザインコードとして書けるのであれば、素材と勾配をこれって決めた方が統一的になるけど、そこまでは難しいのですよね。

小林座長：それはむずかしいですね。

温井構成員：つまり、殆ど陸屋根なのはダメと。

小林座長：これは別途議論しましょうか。次に、景観配慮の記載について、大体は「周囲との調和に努める」との書き方になっていますけれども、例えば第３種は、大半が市街地なので、周囲の景観に明確なコンテクストがない場所だと思います。そういった場合には、もうひとつのパターンとして、「周囲の景観と調和させ、あるいは松島らしい景観を形成する」と言う言葉で示した方が良いと思います。要は周りによりどころが無い場合の記載になり、松島らしさとは何かを考えるということになります。

温井構成員：御指摘の通りだと思います。新たに創造しないとダメですよね。むしろ小林先生にも聞きたい

なと思っていたのは、これは景観法とは関連させることはできないのでしょうか。

小林座長：それは少し省略したところにありまして、元に戻りますが、制度間関係の条件というところで書きました。そこには各自治体の景観計画・まちづくりルールが列挙されていますが、これを無条件に委ねていいかといいますと、そうではないと考えます。一文入れる必要があって、あくまでも松島の景観形成に配慮されたものとすべきだと考えます。それは、他部署が計画を立案するときに、相談するなり何なりの手順が必要ではないかと思いました。私たちとしても、今既にコンテクストがないところは、逆にこれから考えて下さいという意見を言えるような関係にしたいと考えます。

先に進みますが、あと、70ページの例示にある駐車場の看板は少し色が鮮やかでよろしくないかなと思います。

それから最後ですね、公共事業の取扱いで、港湾、河川などごとにあるのですが、それぞれ言葉、表現が違うと思います。これは全て一貫した表現にして、一貫した方針で臨んでいることをはっきり示した方がいいと思います。それは、考え方のよりどころと一緒で、基本的には松島らしい景観の形成に努めることと、周囲もしくは背後の景観との調和に努めること、また少しスケールが違うのですが、主要な観賞の場からの眺望に配慮する、という文章は、必要であれば、それは全てにかかるので全てに記載した方が良いと思います。それくらいシステマチックにしたほうがいいと思います。

そして85ページですが、「地域社会の保全」と言う言葉が出てきますけれども、文化財分野では保全と言う言葉は大変素晴らしい言葉ですけれども、地域社会では、「保全」では具合が悪くて、凍結がイメージされてしまいます。むしろ「地域社会の形成」とか、「再生」などにした方が良いと思います。地域社会と言う言葉自体がコミュニティを意味していますので、ご検討いただきたいと思います。

最後に感想ですけれども、今後に向けて、に書かれている内容は、これから10年のあとの話ではなくて、実施期間の中のポイントであるように感じます。ですので、冒頭の書き方を少し工夫して欲しいと思います。

先ほど七海先生がおっしゃったことが、前々から問題だなと感じていまして、ガイダンス施設がないのはどうかと思います。施設ではなくても、機能としてあれば良いのですが。これまで全く議論していないことではありますが、検討が必要だと思います。いかにして、人々が単に松島に来て瑞巌寺見て帰ったという観光の仕方ではなくて、これから文化ツーリズムなどを進めるにあたって、松島を深く学ぶことが出来て、何回も来るうちに地域との関係もできてといった、循環の仕組が必要だと思います。それにあたっての情報提供できるような機能、ネットワークが必要だし、それらの運動体を束ねられるような仕組を県が音頭をとってつくっていかれればと思います。そのあたりを頭の隅に置いていただいて、今回の計画の中に、情報とか関係人口とか、インバウンドとか文化ツーリズムといったキーワードが余り出てきていないので、もう少し議論したかったなと思うところです。次回以降に期待したいと思います。

もしなければ、時間となりましたので、このあたりで終了したいと思います。細かいところでも、お気づきになったところはお寄せいただきたいと思います。今日の御意見については、引き続き県の方で御検討いただきたいと思います。それでは、進行を戻します。

７　第５回策定会議議事録

開　催：令和４年７月25日（月）
於　東北歴史博物館研修室
構成員：小林敬一（座長）、平吹喜彦（副座長）、松本秀明、七海雅人、株式会社インアウトバウンド仙台・松島　西舘保宗専務取締役、一般社団法人チガノウラカゼコミュニティ　津川登昭代表理事、佐藤靖塩竈市副市長、内海俊行松島町教育委員会教育長、平山良一七ヶ浜町副町長、熊谷大利府町長、小山修東松島市副市長
オブザーバー：文化庁文化財第二課名勝部門平澤毅主任文化財調査官

会議の様子

小林座長：それでは、早速進めてまいります。本日の議題は「“松島の風景”を活かした今後10年間のまちづくり・観光振興について」となります。会議の時間は15時までと伺っております。限られた時間の中で皆様から御意見を伺えるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の議題について皆様から御意見を伺うにあたって、事務局から、「特別名勝松島保存活用計画案の概要」と、「議題の主旨」について説明を伺いたいと思います。県のご担当の方、よろしくお願いします。

県：それでは、まず、これまでの経緯と策定の目的、本会議の主旨につきまして、資料に基づいて簡潔に御説明します。

まず、お手元の資料について御説明します。お手元にある会議資料のクリップを外していただきますと、ホチキス止めの次第の次に、横向きで「特別名勝松島保存活用計画策定について（第５回策定会議説明資料）」と書いてある冊子がございます。その次に、特別名勝松島保存活用計画案とあるＡ３折込があります。これは、ダブルクリップ止めで「特別名勝松島保存活用計画７月時点案」と書いている冊子の保存管理部分をまとめた概要版になります。

最後に「現行計画（平成22年計画）の特別名勝松島保護地区」とあるＡ３折込がございます。これは、現行の保護地区と次期計画案の保護地区を対比するための資料として置いております。

私からの説明は、主にこの横向きの会議説明資料に基づいて行いますので、まず、「特別名勝松島保存活用計画策定について（第５回策定会議説明資料）」と書いてあるＡ４横向き冊子をご覧ください。その表紙をめくって頂きますと、裏側に説明事項７点と、会議の議題１点として、これからの説明内容を頭出ししております。

それでは、まず１番目の「特別名勝松島と保存活用計画（保存管理計画）」から御説明します。次のページをご覧ください。

まず、（１）特別名勝松島についてですが、名勝とは文化財保護法で「我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高い」とされた文化財です。このうち特に価値が高いものが「特別名勝」となります。下の枠の通り、松島は大正12年に名勝、昭和27年に特別名勝の指定を受けています。

そして（２）になりますが、特別名勝松島の保護は文化財保護法と、管理団体の宮城県が策定した保存管理計画に基づいております。なお、この保存管理計画は昭和51年に策定以降、概ね10年ごとに見直しをしています。

次のページをご覧ください。２番目として現行の保存管理計画について説明します。現行計画は平成22年に策定しています。その内容では、まず、風景の価値を明らかにしたうえで、保護地区を８つ設定し、それぞれで開発行為など現状変更の取扱い基準を示し

ています。

この８つの保護地区については、この会議資料と一緒にクリップ止めしているＡ３折込「現行計画（平成22年計画）の特別名勝松島保護地区」に示しています。現行の８つの保護地区は、昭和60年計画で地域ブロックごとに設定した地区をベースに、平成22年に、その地域ブロックの中で山林や市街地を細分したものになります。

説明資料に戻ります。こうした内容から、現行計画は、主に保存管理のためのルールブックとして機能しています。

次に、３番目ですが、「現行計画策定後の特別名勝松島の状況」になります。大きく２つありまして、１つめに「東日本大震災の発生と、震災後の風景及び社会状況の変化」があります。資料では①～③として記載していますが、具体的には防潮堤や高台移転など震災復興、また太陽光発電など新たな産業による風景の変化、島嶼部などを中心として人口減少の加速化、地域活力の低下が挙げられます。

また、もう一つは、文化財保護計画の傾向があります。近年は、文化財の保存管理のみでなく、活用の方向性も示し、関係者でルールと考え方を共有するものとなっています。これは、平成31年の改正文化財保護法でも位置づけられました。

こうしたことを踏まえた計画見直しの方向性が次のページになります。ただいまご紹介した現状を踏まえ、松島の保護で求められる対応は（１）～（３）の３つあると考えています。

具体的には、（１）として、震災後の風景、地域社会を的確に捉えなおすこと、（２）で地域の変化や新たな産業等に対応した現状変更取扱い基準を示すこと。（３）で地域課題に対して景観の活用による解決の方向性を示すことだと認識しています。

したがいまして、下の枠に書きましたが、次の計画は、松島の風景を将来に継承するとともに、文化観光資源として恩恵が地域に還元され、地域の活性化につながる計画にしたい、と考えております。このことから、計画の名称も保存管理計画から保存活用計画に改め、保存だけでなく活用の方向性も示したいと考えています。

それでは、具体的な計画の見直し内容について、次のページをご覧ください。まず（１）の風景と地域社会を捉えるということで、松島の風景における地域社会の役割をしっかりと受け止めます。これまで、松島の風景といえば、マツのある島々など、自然の特異な景観に大きな価値を見出してきました。それはこれからも変わりませんが、一方で、この松島らしい風景は、松島に住む住民の方々や関係者の方による植林や清掃、また農漁業など日常生活によっても育まれており、自然と人の営みが調和することによって維持されてきた面もございます。一例として写真を掲載しています。

したがいまして、現行計画まで松島の価値を、自然景観であると考えてきましたが、こうした自然とともにある日常の営みについても評価し、自然の特異な状態とそこで営まれる人々の暮らしのつくり出す風景が、魅力あるものとして共有されていることに価値があると捉えなおします。

次に、この考え方に基づいて、具体的に計画の変更点を御説明します。次のページをご覧ください。５として地域の変化と新たな産業に対応した取扱い基準について御説明します。

この対応は３つありまして、まず①として保護地区の統合と見直しを考えています。先ほどご紹介したＡ３折込の裏面には次期計画案の保護地区を記載しています。またその右下に対応図を載せています。これは、今の８つの保護地区が昭和60年からの延長であることを説明しましたが、その結果、現在は山林や市街地など概ね土地利用が共通するものであっても別の保護地区になっていたりします。これを統合したほか、防災集団移転地などで山林が市街地化した範囲等を、現状に即して変更をします。

そのうえで、次に②として現状変更取扱い基準の見直しも行います。これは、３つポイントがありまして、まず、特別保護地区で風景観賞など保存活用上必要なものは認めることを明記します。次に、現行計画では、保護地区の第１種１Ｂ地区では農林漁業用住宅等、用途制限がありましたが、これは、景観と地域課題双方に取組むという観点から、なくすことを考えています。

これに関連して、第１種１Ｂ・１Ｃ地区にあった専用戸建住宅の建築面積の制限も、地域に住み続けやすい基準とするべく､なくしていこうと考えています。今、御説明した３点は、現行計画を運用してきた10年間の開発事例から、制限を無くしても景観に大きな影響を与えないだろうと判断したものになります。

次のページをご覧ください。③新たな産業の対応として、太陽光発電の取扱いを示します。具体的にはＡ３折込概要版の裏面の右上に示しております。

最後に、（３）地域課題に対して、景観の活用による解決の方向性を示す、という点については、本日の会議で御意見をお伺いしたいと思います。この地域には、日本三景としても著名で、世界に誇れる風景があります。そのメリットには、例えば観光地としての優位性や農漁業資源の保全、地域の誇り・住環境などがございます。これらについて、地域のためにどう活かしていくべきか、御意見賜れればと思っています。

次のページをご覧ください。続きまして６点目、策定までの流れを御説明します。詳しくは図の通りとなりますが、今後については、この会議で頂いた意見を基に、松島の活用・整備の方向性を検討します。この結果については、第６・７回の会議と、関係市町課長との作業部会で説明・調整し、その後、住民の方への説明会、パブリックコメントを経て令和５年３月に策定します。

併せて、次のページにこれまでの経過を記載していますので、簡潔に御紹介します。この作業は令和２年度から着手しており、最初の段階で、現行計画10年間の課題をさぐるため、関係市町教育委員会の御協力のもと、住民の方、区長・役員の方と意見交換会を行ってきました。開催状況はこの資料の通りになります。また、そのなかで御了解いただいた地区では、住民アンケート調査を実施しました。その結果について次のページをご覧ください。調査地は塩竈市･利府町･東松島市の特別名勝松島に含まれる一部地区で、対象は合計1,157世帯、このうち472世帯から回答を頂きました。結果は資料の通りとなりますが、居住地が特別名勝であることを知っていた方が約９割、居住上の不都合については７割がないと回答、また居住してよかったことでは、住環境がよい、誇らしいといった回答が多い結果となっています。②で約３割の方が不都合があると答えたことについては、県としても受け止め、引き続きその課題の解決に取組んでいきたいと思います。

以上７点、ここまでが、説明事項となります。続きまして、次のページをご覧ください。最後に、本会議の議題について御説明します｡先ほど説明の中でも、議題として御紹介しましたが、本日の会議では、松島の活用について、具体的には計画案の第７章を書いていくため、御出席の皆様から、「松島の風景を活かした今後10年間のまちづくり・観光振興について」伺いたいと思っております。皆様の取組・活動などを踏まえて、地域課題の解決のため、いかに景観を活かしていくか、御意見いただきたく存じます。

なお、資料の下に、活用の考え方を計画に反映することの意義を（１）～（３）の３点記載しております。松島の魅力を活かす取組が進めやすくなるとともに、皆様のお考えを位置づけることで、将来的な文化財保護との両立や連携・サポートにもつながると考えています。大変長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

小林座長：ありがとうございました。ここから、今の説明を踏まえた上で、およそ１時間程度、皆様から御意見を伺う時間となりますが、まずは今の説明について御質問等ある方はいらっしゃいますか。

＜質問なし＞

小林座長：説明に対する御質問はないようですので、皆様から御意見を伺ってまいります。会議の議題は「“松島の風景”を活かした今後10年間のまちづくり・観光振興について」ということですので､皆様には､“松島の風景”を地域の活性化につなげるために必要なこと、取組みたいことについて御意見を伺いたいと思います。

まずは、関係自治体の代表者と松島の観光振興や地域づくりに携わる方からそれぞれの活動についての御紹介とあわせて、今後の活用の在り方についてのお考えを述べていただければと思います。

その後、これまで本計画の策定に当たりご協力いただきました有識者の皆様を含めて意見交換を行ってまいりたいと思います。

それでは、最初に塩竈市の佐藤靖副市長様からお願いいたします。

塩竈市（佐藤副市長）：この計画に一番関係あるのは、塩竈市では浦戸諸島だと思いますので、ここに絞ってお話しさせていただきます。

塩竈市では、今年から新しい第６次長期総合計画がスタートしまして、目指す都市像を「海と社に育まれた楽しい塩竈」と掲げております。その中でも松島湾の浦戸諸島につきましては、自然と調和した和やかな暮らしと癒しがある島として、人々が島に集える持続可能な島づくりを進めようと考えております。長期総合計画の観光ビジョンにおきましても、４つの観光拠点の一つとして浦戸諸島を位置づけておりまして、島での産業や、民宿に泊まって地域の食材を楽しみ、住民とのふれあいなどを通じて、島への愛着を醸成することによって、関係人口の創出を進めていきたいと考えています。将来的に島のサポートを行っていただけるような、様々な支援をお願いしたいところです。

そのためにも、今回の計画は保存管理のルールから、地域の活性化を含む保存活用計画に舵を切られたということで、我々としては大変大きな力になると思っております。

また、本市では令和３年度から、浦戸諸島における様々な課題解決と地域活性化に向けて、「浦戸再生プロジェクト」に取組んでおります。この取り組みとしましては、今の生活を支えるプロジェクト、島のポテンシャルを活かすプロジェクト、法規制対策プロジェクトという３つを推進して参りました。浦戸の歴史的背景を周知しながら、特に皆さんと一緒になって県と取組を行っていきたいと考えております。

なお、令和４年５月から浦戸諸島に光ファイバー回線が敷かれまして、本土と同様の通信環境になりましたことから、島を理解して頂ける方のテレワークの推進なども検討して参りたいと思っています。今後も、浦戸の魅力を発信しながら取組を更に具体化するよう検討して参りますので、よろしくお願いします。

なお、課題としては、これ以外にも市街化調整区域など様々ありますけれども、ひとつひとつクリアしながら取組んでいきたいと思います。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、松島町教育委員会、内海俊行教育長様お願いします。

松島町（内海教育長）：はい、まず、本来なら町長が出席し説明するところでしたが、７月 15 日の豪雨災害の関係で後処理がございますので、私が参加させていただきました。

町長と話し合った中身をお話しさせていただきますと、計画の改定におきましては、地区区分の見直しと、太陽光設備に関する基準の明確化が示されたので、保護行政の実態に即したかたちとなったことは大変うれしいですとのことでした。

また、今後は活用にも力を入れていくということですので、当町としましては、松島四大観、富山、扇谷などの環境整備をして、地域に還元して参りたいと考えております。また、長年の懸案なのですが、これは当町だけではどうしようもないのですが、国道 45 号線歩道の拡張、これについていろいろと議論があるところですが、主幹・幹線道路の整備に長年要望が出ていますので、実現に向けて関係各所と協議を進めていきたいと考えております。

最後に、この「次の 10 年に向けて」ということで、考え方が示されていますが、守るべきところはしっかり守って、見直すところはしっかり見直すと、オンオフのメリハリをつけてさらなる協議を続けていってほしいというお話でございました。

また、余談となるのでしょうか。本来、松島はマツが主ですので、マツクイムシに関する話がよく出ますが、これについて町としても重く受け止めており、関係各所と連携して美観を損ねないように考えております。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、七ヶ浜町、平山良一副町長様お願いします。

七ヶ浜町（平山副町長）：七ヶ浜町としましては、特に観光に力を入れている町ではないのですけれども、できればせっかくの景勝地である松島を活かした事業に取組めないかということで、昨年度から考えております。ちょうど保存活用計画という今回の見直しがあるものですから、それに沿ったものになればということで、１事業だけ紹介したいと思います。

まず、七ヶ浜町は震災後、殆どのハード事業、社会基盤整備事業について、ほぼ高いレベルで達成しているという前提でもって、住民が七ヶ浜に住んでいて良かったな、あるいは仙台圏の人たちが、「七ヶ浜にくるとなんとなく癒やされる」というような、そういった気持ちになっていただきたいということで、関係人口を増やしていきたいということから、地域資源を活用した事業に取り組みます。事業の名称を「逍遙のまちづくり」としまして、昨年度から計画を練っております。

これはどういう事業かといいますと、地域住民あるいは仙台都市圏全体が入るのですが、日々の仕事とか都会の喧噪を離れ、ゆったりと七ヶ浜の時間と空間に浸れる。七ヶ浜の海や漁村の風景、高台や坂道から見える景色を、そぞろ歩きながら、その土地が持つ魅力を基に、自分の時間を楽しむための空間づくりということにしたいと考えております。決して施設、道路などの大型のハードなどを整備しようということではありませんので、そのあたりは、県の計画に合った方向性なのではないかと考えます。

まず、令和３年度に先ほど述べました目的などを定めまして、今後５年から10年をかけてどのようなことができるか、職員の間でプロジェクトをつくり検討させました。この結果大きく３つほどあがってきたのですが、その１つとして、令和４年度から菖蒲田浜の計画を進めようじゃないかということになりました。内容を説明しますと、まず、七ヶ浜には例えば縄文時代から、あるいは菖蒲田浜海水浴場、それから高山外国人避暑地など、財産がたくさんありますので、それらを地域の人たちや仙台都市圏の人たちに感じてもらうという目的で、若手の職員が計画したものでございます。具体的にはまだこれからですが、できればハードでは四阿程度のものは整備したいということを考えています。それから、逍遙のみちをつくり、歴史を感じられるような所縁のある小さな銅像などをつくって、事業を進めたいと思っております。

この事業につきましては、今後５年ないし10年かけてやっていきたいという息の長い事業でありますので、まずは令和４年度に計画づくりを考えています。こういった事業が県の保存活用計画に位置づけられるのであればありがたいと思っております。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、利府町、熊谷大町長様お願いします。

利府町（熊谷町長）：利府町長の熊谷でございます。今日はこの会議に参加させていただきありがとうございます。先ほどの県からの御説明で、活用という言葉が盛り込まれたことで大変うれしく思っております。それまでは、私もはっきり申し上げて良いイメージがなかったものですから、活用という言葉をこれからどんどん前面に出していきたいと思います。それまでは、皆様ご案内のとおり、松島の特別名勝地区でアミがかかっているところは、マツの木１本切るにも許可がいると、非常に固定観念、概念で縛られておりました。この自由さがないというところに、非常に不便さを感じていたところでありますが、先ほど塩竈市佐藤副市長様も舵を切ったと申しておりましたが、大変喜ばしいことだと思っております。本当にありがとうございます。

それで、「松島の風景を活かした今後10年間のまちづくり・観光振興について」でございますが、私たちは、昨年度に町の総合計画を策定しまして、その中で、この人口減少社会のなかで非常に野心的な目標ではありますが、単独市制移行を目指そう、５万都市を目指そうと明記しました。現在の私たちの町の人口は３万６千人弱でございますので、これから、この人口減少の中で１万４千人増やしていくという、大変厳しい目標かもしれませんが、役場や住民一丸となって、目標に向かってあらゆる事をやっていこうと、取組んでいるところです。

その取組で、３つのシンプルな戦略を掲げております。まず一つ目は、「利府町を知ってもらおう」、知

るということでございます。２番目は、「利府町に来てもらおう」、来るということです。そして３番目は「利府町に住んでもらおう」ということで、知る・来る・住むというシンプルな三段論法で、今、まちづくりの戦略を進めているところでございます。

１番目の「知る」。まず利府町というところは、どういうところだと。一部のマニアの方、ゴルフ好きの方、ジャニーズ事務所が好きな方にとって利府町は大変有名なのですが、それ以外の方は利府町という名前は聞いたことがないと。一生懸命プレスリリースをはじめ、首都圏に対して利府町を知ってもらおうという戦略を立てて取組んでおります。

おかげさまで、今日は持ってきたのですが、「じゃらん」とか、これは松島特集ということで、利府町の表松島の馬の背が大々的に紹介して頂いたり、「男の隠れ家」という雑誌でも、コラムで馬の背の素晴らしさを掲載していただいたり、これは「河北新報」でも載せていただきましたし、石巻の方でも、このように馬の背の特集を組んでいただいたり、利府町を知ってもらう武器として馬の背を大変活用させていただいております。

おかげさまで、馬の背は今まであまり脚光を浴びていなかったのですけれども、若い世代に情報が届くようになりました。その若い人たちに「なんでここが分かったの」と聞くと、皆一様にして、インスタで観ましたといいます。これと同時にＳＮＳを戦略的に活用して、馬の背の宣伝をさせていただいているところです。

しかし、ここもちょっと残念な点なのですけれども、駐車場をはじめ、なかなかそういった観光客に向けた整備ができないでおりましたので、今回からは松島の風景を活かした観光振興ということで、観光客の皆様ががっかりして帰らないように、また来たいなと思える表松島・利府町にしたいなと思っております。

ちなみに、その風景でございますが、旧国道45号線で利府の馬の背に向かうところが、行く途中も大変風光明媚なところと私たちは捉えているのですけれども、冬は木が枯れ木になって風景が見やすくなりますが、ちょうど今の時期は青葉萌え上がって、夏の木の枝ぶりが盛んになっているので、葉っぱでほとんど風景が見えなくなるという残念な現象が起こっております。その際、下草刈りはじめ、雑木・支障木を間伐させてくれといっても、なかなかこれまでは首を縦に振ってもらえないという状況が続いておりました。今後は、風景を活用した観光振興ということで、私たちが積極的にやりますので、ぜひお見知りおきいただきたいなと思っております。

その、道すがらのことなのですけれども、私たちは風光明媚な松島をもっている町と同時に、スポーツの町ということで、国体、ＦＩＦＡ、オリンピックを開催した町でございます。さらに一歩先に進んで、モータースポーツを活用したまちづくりをしようということで、私たちの町主催で昨年ラリー大会を開催しました。これは４年かかったのでございますが、このラリー大会のインパクトが強かったために、その年にトヨタ自動車さんに注目していただきまして、利府町でラリーチャレンジ大会を開催させてくれないかという話をいただきました。今年の５月15日にトヨタさん主体で費用を全面的にもっていただいて開催しました。コース設定はもちろんこの表松島の部分を走ってもらったのですけれども、その際、豊田章男社長がこの風光明媚な松島のコースを走ってくれました。そしたら、「こんないいコースはない」と。「世界各地のラリー大会を開催や参加してきて、こんな素晴らしい風景のコースは見たことない」と、大変感激していただきまして、来年も来るという話をされました。その際に、ちょっと道が狭いから広くしてくれといわれたので、なかなか難しいと話をさせていただいたのですけれども。それくらい、先ほど世界に通用する観光名所だとおっしゃっていただいたのですけれども、その通りだなと思っております。

その際、豊田社長が大変すばらしいと思ったことが、「将来、東北の地でＷＲＣを開きたい」というお話をされました。これはＦ１と同じレベルの大会です。このＷＲＣを東北で開けるということになりますと、中心地となるのは松島湾沿岸の町だろうと思います。それはなぜかと言いますと、ちょうどモナコが沿岸でＦ１グランプリを開催しています。まさしく利府町はモナコと同じく３万６千人の人口でございますが、ちょうど地形的にも沿岸部を持ち、風光明媚なコース

づくりができるということで、モータースポーツを活用したこれからのまちづくりに鑑みても、この松島の風景を活かすということは私たちの強力な武器であると思いますので、しっかりと戦略的に取組んでいきたいと思っています。

松島町さんの松島は見る松島、観賞する松島であることに対して、私たち利府町の松島は、遊べる松島、遊ぶ松島と定義して、サップをしたり、ヨットで遊んだり、遊びを通じて風景を楽しみながら、観光客の皆様にリピーターになっていただきたいという思いで、取組んでいるところです。

長くなって申し訳ありませんが、最後に、こと観光ということに鑑みまして、私よく述べさせていただいている事例がありますが、宮城県の県民の森と、みちのく湖畔公園の差であります。私たちが管理の一部を任されている県民の森でございますが、残念ながら、年々しぼんでいくといいますか、荒れていくことが目に見えてわかるのに対して、みちのく湖畔公園は年々立派になっています。この差はいったい何なのかと私考えたときに、料金をとるかとらないか、課金をしている差なのではないかと思いました。一方は無料でどなたでもきていいですよということなのですけれども、残念ながら入場料が取れないが為に管理することが出来なくなってきている、そして使わない施設や使わない広場が多くなっている。いっぽうみちのく湖畔公園は課金によって管理や新しい施設がつくられているということ、そういったことを考えると、今後10年間のまちづくり・観光振興の中で、課金の仕組みというのをどこにつくっていくのか、またはキャッシュポイントをどこにおいていくのか。

私たちは、グランディという大変素晴らしい施設をもっておりまして、10万人以上の入込客がありますが、残念ながらドア・ツー・ドアでございます。車またはシャトルバスで来て、町にお金を落とすことなく帰られてしまう。地域住民との交流もなく残念ながら帰ってしまうという現状でございます。そういったことを打破するためには、キャッシュポイントまたはおもてなしステーションをどのようにつくっていくかということが、今後の大きな課題、または景勝地を守っていくための大きな課題となっていくのではないかなと思っております。

色々と述べさせていただきましたが、松島に人が来ることによって、これは土曜日の日経新聞に載った記事なのですけれども、欅産業さんという仙台箪笥をつくっている工場が利府町にありますが、欅産業さんから大きな投資をしていただいて仙台箪笥ミュージアムを敷地内につくるということで、松島に観光に来られた方、そういった方に仙台箪笥の作業工程をみていただいて、伝統工芸の後継者不足を解消する、そのために１億２千万の投資をしてつくるのだと。まさしくこれが地域活性化のモデルなのではないか、色々と波及するとはこういうことなのではないかと。良い事例として紹介させていただきました。

大変長くなって申し訳ありません。課題は様々これからもあると思いますが、これからも丁寧に、皆様とお話合いを通して解決していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして東松島市、小山修副市長様お願いします。

東松島市（小山副市長）：はい。市長と私と担当学芸員で、この計画について調整しまして、このことは是非と、市長からお預かりしてきた内容をお話しさせて頂きたいと思います。

まず、震災後の23年以後の取組から、一番大きかったのは、熊谷町長様からもありましたが、地元を知る、大切なものを知る、ということで宮城県様からのご支援もあってつくられた宮城オルレコースになります。非常に人気があり、大いに活用されて、自然と大切さが浸透してきたと思います。

また、野蒜地区で現在、被災地の跡地活用ということで、放置してしまえばニセアカシアとか外来種が多くなる部分の植栽を、ヤマツツジやヤマザクラなど、本来ある植物を学芸員と共に研究を重ねて、活用していくという「令和の花里づくり」ということも今、一生懸命手がけております。そこについては県の敷地もございますし、一緒になって全体的な跡地活用と環境を守る活用をやっていければと思っております。今後御協力をお願いしたいと思います。

おかげさまで、環境省脱炭素モデル地区ということで、唯一指定をうけましたので、太陽光を設置するイメージでおりますが、そもそもメガソーラーを第１種保護地区につくった際には、大高森から太陽光が見えないようにとしました。まさにそれは大切なことでありますので、太陽光の設置は、影響を軽減する取扱いをしながらも推奨するという、計画の見直しの中にもありますが、そうしたことも必要だと考えております。海岸から見て、後ろを振り返ったら太陽光が見えるということは、松島でなくてもどうかと思いますので、松島であるならば、綺麗な海岸線をみて、後ろを振り返っても松原があるような風景を残すべきだと思っております。

太陽光については、私どもも実施しますが、そうした配慮や見えない工夫も当然必要なこととして続けていきたいと思います。

２つめが、自然環境の分野で、今、観光船に乗ってみますと、ウミウかカワウの糞による島の公害で、島自体が真っ白になってしまっています。これはどういう取扱いか非常に難しいのですが、これからの 10 年間になんとか位置づけてもらいたいということと、あと、市長からは、ぜひ、見た瞬間に赤いマツがあるのはなんとかならないだろうかとありました。マツクイムシ対策は松島では予算を少し厚くして頂きたいと市長からお話を受けたところであります。

最後になりますけれども、今回、津波浸水想定の一番大きいＬ２が出されたわけですが、難しい話にはなりますけれども、命を守るという点から、寒風沢島と東松島の宮戸島の里浜を繋ぐ「命の橋」といいますか、そうした取り組みをなんとか 10 年の間に、話題といいますか、計画の中にどういった形かで、一行、一言でもいいので位置づけてもらえればということをお伝えして欲しいとありました。以上、３点でございます。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、西舘保宗様お願いします。

西舘構成員：株式会社インアウトバウンド仙台・松島の西舘です。本日遅れてすみませんでした。我々は 2018 年から宮城県さんの主導で、仙台、空港エリアの名取・岩沼市、松島湾エリアの６市３町のなかで、観光地域づくり法人、観光庁ではＤＭＯといわれるものとして立ち上がりました。

そこから、インバウンド、外国人訪日客への観光商品の造成と販売、受け入れ。そういった取組を主に行ってきました。その中で、また宮城県さんからなのですが、松島湾エリアで地方創生に携わる観光周遊造成の事業を頂きまして、観光をフックに色々な産業、これまでは観光事業者しか恩恵を得なかったのですが、それではダメだよねということで、農漁業など一次産業者、その他色々な産業にしっかりと波及して関係人口を増やしていきながら、移住・定住に繋げていくという目論見で、今年度、最終年度の事業を行っています。

我々は、見るだけではなくて、しっかり体験をしていただく、そういった目的をもって松島を新しい観光のスポットになるように取り組んでいます。

自然景観においては、よく我々、地域事業者の方、住民の方々、色々な方々とコミュニケーションをとっているのですが、やはり地域に沢山の人が来て欲しいと、また来て頂いた方にきれいな地域をみせたいとのことで、地域の方々が自主的に草刈りや環境整備をされています。そういったご尽力があると我々身にしみて感じております。

ですので、今後においては、そこに対して、熊谷町長もおっしゃっておりましたが、財源がないと継続していかない、持続可能な観光地域づくりにならないと考えています。

今後、我々は無人島の活用をしたいと思っております。それはどこでも、というわけではなくて、例えば七ヶ浜町の馬放島ですね。歴史のある島。我々の年代のお父さん方の年代、70 代ぐらいの方は、昔は泳いで島に渡って島遊びしていたという歴史もあるので、子供達も体験できるような、泳がせるわけではないですが、無人島体験として虫探しをするだけでも良い勉強、体験になるのではないかなと思っておりますので、できたらいいなと思っております。

あとは、やっぱり「場」が必要じゃないかなと思います。「場」というのは、人が集まる場所、地域外

のお客様、地域内の住民の方々、そこが交流する場が欲しいなと思っております。それは地域のコミュニティセンターとかもありますが、先ほど色々な話にも出ました浦戸諸島とかでは本当に少なくなっていますので、「場」が欲しいなと思います。その「場」というのは、体験の場でもありまして、これは保存活用計画にも入れさせていただきましたが、浦戸諸島の寒風沢にある天水・天日干しでやられている田んぼがあります。ここの事業者さんも昔は 10 件以上あったのですが、今は２件しかいない。その方も 74 歳ぐらいでしょうか。高齢化も進んでいるので、そうした田んぼも我々は「場」として考えて、島外の方々と交流できる場だと考えていますので、こういった場所の体験を通じて活用できる整備や、残していくための人をつくっていかなければならないと思っています。

我々、ひとつフィランツーリズムという定義を持っています。これは造語なのですが、関係値を深めていくツーリズムになります。来た人が、地域の方のために、また次の旅行者のために恩送りをしていく、例えば花壇の整備や、田んぼの草刈りとか畑の草刈りとか、そういったことを観光したついでに一つその作業をして、次の人に思いを馳せていく。また地域に思いを残していく。そういったことで、忘れられないような観光地域づくりをつくっていきたいなと思っております。

今後、短い時間では叶わないような課題ですが、我々も 10 年 20 年、そういった長いスパンで見て活動していきますので、今後ともよろしくお願いします。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、津川登昭様お願いします。

津川構成員：一般社団法人チガノウラカゼコミュニティ代表理事の津川です。チガノウラカゼコミュニティという名前なのですが、私の母校、塩釜市立第一小学校なのですが、校歌に「千賀の浦風いぶきして」というフレーズがあって、それというのは、塩竈へいいもたらしを運んでくるのは、千賀の浦からの風であると。そこからフレーズを頂戴しています。何でこういった名前にしたかといいますと、私、震災前から塩竈出身で多賀城に住んでいまして、塩竈と多賀城、仲悪くはないけれども良くもないとよくみんなに言われています。自分も多賀城に住んでいれば町内会の活動、塩竈に行けば同級生とか昔からの繋がりがある。その連携は何なのかなとずっと考えていた時に震災がありました。東松島に友人の牡蠣漁師がいるのですけれども、牡蠣棚の修繕を手伝うのに船に乗せてもらって、朴島の脇ぐらいにいったときに、「津川さんの多賀城ってあそこだよ」って言われました。ずっと下向いていたところ横向いたときに、「なんだ、繋がっているじゃん」と思いました。それどころか、ぐるっと 360 度、まぁ一部太平洋に空いているところがありますけれども、全部繋がっていると。海からの視点が陸とは違う視点をもたらすのだと発見しました。

ちょっと話を遡って、自己紹介になりますけれども、もともとは仙台の広告制作会社に勤務しておりました。震災でそういう活動して、仙台ではなく地元で活動するところに、地元の人と飲むということがこんなに楽しいと発見をして、独立して一般社団法人をつくりました。

震災後、塩竈・多賀城でも震災復興計画とか色々と緊急でつくって、ハードの計画はいろいろとつくったのですけれども、以前から仲良くさせていただいている、今日もいらっしゃっている縄文村の菅原館長が「東松島・宮戸でこういうものをつくった」と計画を見せて頂いたのが、僕にとっては凄く衝撃で、今でも影響を受けています。

それは、文化財とかがベースとなって、その時観光であったり教育であったりの計画を策定していたのですけれども、僕は広告制作会社の時代から、仙台市文化財課の仕事をやらせていただいていました。正直、その時点では歴史はあまり好きではなくて仕事としてやっていた感じだったのですが、歴史とは、江戸時代とか縄文時代とか教科書だけのものではなくて、自分の住んでいる地域の先輩方であると。そういう発見をしたとき、自分の地域の歴史は必要で、今感じることができるのは文化財からだと、すごく感じました。

館長のその時のセリフは今でも覚えているのですが、「こういうときに文化財の人間が活躍しなくて、いつ活躍するのか」みたいなことをおっしゃっていま

した。それ以前に仙台市文化財課さんと一緒に仕事をして、遺跡発掘の公開やチラシ制作などやっておりましたが、本当の意味での活用、文化財をベースにしてまちをつくっていくということについて、いまだに影響を受けております。

震災以降、チガノウラカゼコミュニティをつくったのですが、ひとつ、「つながる湾プロジェクト」をそこでつくりました。それは、いま言った海がつながっていること、僕がこのプランを立ち上げた時に誤解を結構されまして、「松島湾で一体となって合併すればいい」と言われました。僕はなんかそれは違うなと思いまして、松島湾という一括りのなかでも、実際多賀城・塩竈は馴染みでしたが、今はもう違うのですが、東松島とか利府には知り合いもいなかったですし、それぞれの文化圏は尊重しなければいけないと思います。文化圏を保ったままお互いに認め合いつつ、同じ作業をする、同じ方向を見ることが、今後松島湾地域の必要なやり方だと思います。

その発想に沿ってつながる湾プロジェクトを立ち上げましたが、どちらかというとアーティストが多いです。アーティストが関わってまちづくりをたちあげると、やっぱり子供をはじめ、学生とか若い人が集まってきます。彼らとこういう本をつくったのですが、これは実は東京都文化財団さんの助成を受けています。

まちづくりの会合とかにでると、なぜあなたのところだけ若い人が多いのか、うちのところは年寄りばかりなのに、と言われるのですが、やっぱりアートという部分を取り入れるなど、やり方によっては、見せ方を変えたりできる。ただ、そこで気を付けなければいけないのは、ベースに文化財的な、自分たちの誇りとなる歴史をおかなければならないと思います。

もうひとつ、つながる湾プロジェクトでつくった本ですけれども、牡蠣とかハゼとか、船という部分を自分たちで調べて、文庫本的な図鑑（松島湾大図鑑）をつくりました。これは、全てイラストも文章も自分たちで書きました。

それと、もう一つ。広告会社に勤めていた時と微妙にかぶるのですが、宮城県さんの観光パンフレット、ご覧になった方もいますかね。これは僕の企画でつくらせていただいたのですが、今までにないような作り方で、見開きで中央に江戸時代の絵図をいれました。この絵図は今黒田家にあります。当時、短絡的にそんなのこっちで買い戻せばいいと言ったのですが、買い戻さず九州でもってもらうことに意義があることに気づきました。これは、伊達政宗が自分の自慢の松島湾を自慢するために、うちはすごいだろうということで黒田家に送ったのです。だから黒田家でずっと持っていてもらうことに意味がある。

これは前から知っていて、ずっとパンフレットに使いたいなと思っていました。なぜかというと、元祖観光大使だなと。自慢というのがひとつのスキルだと思ったからです。あと、このプロジェクトに対して、素人意見かもしれませんが、保存ではなくて活用になった段階で、歴史、先ほど言った地域の文化を尊重して、一緒に団結して同じ方向を向こうといったときに、歴史をベースに置くのであれば、多賀城を入れないわけにはいかないのかなと。今までのこのプロジェクトの経緯として、見える部分の保全だったら、それは今まで通りでいいと思うのですけれども、ベースに今までの営み、これからの営みというストーリーを使うのであれば、多賀城の 1300 年前から始まった歴史も推したいところです。

あと、塩竈の歴史、籬島や松尾芭蕉についても、指定範囲に入れなくても、何かしらの仲間に入れる必要があるのではないかと思います。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。御協力いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまの御発言を踏まえて、意見交換を行ってまいりたいと思います。御協力いただきまして、予定の時間通り進んでおりますので、15 分程度時間があります。ただ、あまり長い時間ではありませんので、おひとり一言程度お考えのところをお聞かせ願えればと思います。

私の方から 1 点申し上げますと、県の方の計画策定の流れといたしましては、保存についてはこれまでにまとめてきて、整備活用について、今日の会議を踏まえて考えをまとめたいと言っております。それぞれの抱えている課題とか、お考え・計画は今伺ってきました。それを一つずつ書くわけにはいかないと思いま

すので、次の段階の松島を、活用にむけてどうするべきか、全体のコンセプト、あるいは今の状態をどのように見て、次をどうするべきか。そのあたりの感触を掴みたいと思っているようですので、御参考になるようなアイディアを頂きたいと思います。もうすでにこれまでの御発言の中でも多く出ておりますけれども、又改めて伺えたらと思います。

また、これまでの御発言の中での整備や活用では、担当課の中で考えるべきものや県全体で考えるものがありましたが、私自身の考えを申しますと、活用というのは保存があって活用があるわけです。ところが活用となると、とたんに何かに使ってほしい、となりがちです。でも、本来の活用というのは、他の目的で活用されてもあまり嬉しいものではありません。その価値がちゃんと伝わることが大事で、受け手側にとってどう伝えるべきか、が活用の第一歩だと思います。

この観点で、松島や観光の現状を見ていただき、全体に対して何かアドバイスをいただければなと思います。とはいっても、それぞれの思いやお考えもあるので、そのあたりも忌憚なく御発言いただければと思います。

それでは、今の順番で進めますので、塩竈市の佐藤副市長様からお願いします。

塩竈市 (佐藤副市長)：はい、活用ということでしたけれども、松島に残っている財産を無くすような活用はやってはいけないと思っておりますので、理性的に進めるべきだと思っています。一番、県でも国でも大きな問題は人口減少社会に突入していって、その中で松島をどうするべきかということですので、私としては関係人口、交流人口が増えるような活用の仕方、先ほど皆さんの方からも出ていましたけれども、そういうものに取組んでいくのだろうと考えております。

あと、先ほどマツクイムシの話が出ましたが、実は私、前職でマツクイムシを担当していたものですから言わせていただきますが、松島のマツクイムシは、非常に人の入りにくい場所でして、ヘリコプターで行かなければならない場所とかがありまして、大変お金がかかっております。それまでも県はかなりの予算を割いてマツクイムシ対策をやっているのですけれども、時期的にも４・５・６月にやらないと、虫が飛び散ってまたやらなければならないということで、様々な課題があります。大きな予算、文化財保護という観点からも大きな予算を付けていただいて、林野庁の予算にも限りがありますので、一気にやることが良いかと思います。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、内海俊行教育長様お願いします。

松島町（内海教育長）：みなさんの御意見から、なるほどと思うことが多々ありました。私たちの町がいまやるべきことについてお話しさせていただきましたが、塩竈市副市長さんがお話ししたように、マツクイムシは重要なキーワードになっていると思います。松島は、マツがなくなって、「元松島」となってしまわないように、特に地元に住んでいる私は思っているところです。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、平山良一副町長様お願いします。

七ヶ浜町（平山副町長）：はい。考え方なのですけれども、今までだと、そのまま手を付けなければ自然環境なり文化財は守られるという考え方ではなくて、住民に理解を頂かなければ、文化財なり、こういう自然は保っていけないのだという視点から、計画の見直しをすべきだということで理解していいのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

時代が変わってきて、開発々々の時代から、なんとか住民の理解を得ながら、規制をしながらも、活用というところに生き延びる道、財源とかも含めて、住民の手も借りましょうかという考え方。その辺をちょっと伺いたいと思います。

小林座長：そうですね。これは県の方に伺いたいと思います。

県：今の御質問については、副町長様の御発言の通りで、そのように理解していただければと思います。県

としましては、ここに関係する皆様、住民の皆様とともに、貴重な財産である松島を、一緒になって保護しながら活用していきたいと考えております。以上です。

七ヶ浜町（平山副町長）：そうしますと、七ヶ浜では漁業従事者との係わりが大事になってくるのですが、そうした漁業など生業と自然環境の維持というところでは、きちんと棲み分けみたいなものをしていただければありがたいなと思いますし、今後の漁業など第一次産業の活性化にむけては、自然から享受できるものでどこまでやっていけるのか、具体的に提示していただければありがたいと思います。

小林座長：ありがとうございました。続きまして、熊谷大町長様お願いします。

利府町（熊谷町長）：みなさんがおっしゃられた通りで、活用するには住民の方の理解が重要だと思っております。私たちも今年から新たな取組をしようと思っておりまして、毎年「こちら町長室」という試みをしているのですが、それは何かといいますと、町内の高学年の子供たち 40 名くらいを集めて、町役場がどういう仕事をしているのか、私自ら案内して、職員に紹介してもらうなど、議会の仕組を話しています。今年は、町役場から外に出まして、それこそ馬の背など海の説明を子供たちにしようと。

それで、私たちの町でこれはすごいなと思ったのは、櫃が浦という干潟がございまして、その干潟にはレッドデータリストに載っている希少価値の高い生物がかなり住んでいるということで、そこに連れて行って、環境教育とかＳＤＧｓに繋がる教育を今年から始めようと。震災以降、御協力いただいている東北大学の先生に御協力いただいて、今年環境教育ツアーをやるのですが、その際、必要となってくるのはビジターセンターのようなもの。松島は多様な生物がいて環境保護をして行かなければならない。先ほどマツクイムシの話がありましたが、マツクイムシってどういうものなのという、住民理解から始めなければいけないかなと思っています。そう考えると、ビジターセンターというのは、何らかの形、小さくてもいいので必要になるのではないかと思っています。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、小山修副市長様お願いします。

東松島市（小山副市長）：松島の魅力を活かしていくということで、座長さんより、保存があってということがありましたが、まさに大切な言葉だと思いました。

今回、宮戸の大浜という湿地が出来上がりましたが、あのときに地元の方などから自然排水が大切だよねと言われました。工事によって自然排水が出来ず水が抜けなかったということもありますし、やはり今回、歴史あるものについて、保存があってということを身にしみて感じています。野蒜の方でも、復興後に大きな湿地が出来そうですので、住民の方との話合いの中で、残そうとするときにきちんと聞いていくべきだと思いました。

小林座長：どうもありがとうございました。続きまして、西舘保宗様お願いします。

西舘構成員：やはり、活用ではたくさんの人が来てほしいのですけれども、来れば来るほど自然環境が壊されていくということもありますので、制限をするのか、もしくはゾーニングをするのか、例えばしっかりエリアを決めて配分していくとか。

あとは財源ですね。行政の収入が減っていく中で、どうやって維持していくのか。やはり利用客からお金をいただく仕組も考えていかなければならないと思います。

小林座長：ありがとうございました。続きまして、津川登昭様お願いします。

津川構成員：２点あります。ハード的なものを整えるのは比較的大変かもしれませんが、やり易いことだと思います。ではソフトかというと、単なるソフトだけでもなく、僕はアーカイブとエデュケーションが必要だろうと思います。

２点目は、こういう県主体のものでは、県が上に

立って市町が下につくという図式になりがちですが、このようなプロジェクトをきっかけに市町が直接連携を取り始めるような、そういった流れが必要なのではないかと思っています。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。それでは、松本先生はいかがでしょうか。

松本構成員：松本です。本日お集まりの皆様方から、話題を提供していただきました。実は私、これまでの保存管理計画の保存がまだ頭の中にこびりついている状況なのですが、何人かの方から活用について、拡大した考えをいただいたように思います。新たな視点を得たということで、本当にありがとうございます。

ただ、少し心配な部分がございまして、活用という言葉を考えると、やはり保存あっての活用だと思います。そして、それを無視したような活用は、松島の本来の姿を失っていくことに繋がり、危険なのではないかと思います。そこをうまく擦り合わせていくことが必要だと感じながら、話を聞かせていただきました。ありがとうございます。

小林座長：どうもありがとうございました。平吹先生一言いかがでしょうか。

平吹構成員：平吹です。今日はどうもありがとうございました。少し話題がずれるかもしれませんが、私はこの会議に加わった時に、「文化財課という行政のひとつの部局で、果たしてどれだけのことができるのだろうか？」という疑問を持ちました。文化財である松島の保存・活用から、まちづくり、あるいは地域活性化まで持っていこうという発想自体も然りですが、それを実現する仕組をつくり、動かすということは、並大抵のことではできないと思ったからです。

文化財を大切に思う心、文化財に対する誇りというところから積み重ねていくことが、基本的な立ち位置だと思います。そのような中で、今日、松島を所管するそれぞれのまちで総合的なビジョンを描き、推進しておられる方々から、色々なお話をお聞きすることが出来て、とても有意義でした。今日はありがとうございました。

小林座長：ありがとうございました。七海先生お願いします。

七海構成員：私が専門としているのは歴史なのですが、今回のこの保存活用計画においては、初めて、風景の構成要素として人々の暮らしと歴史が前面に打ち出されたというところ、この点について非常にありがたく、高く評価しています。

ただし、その歴史の構成要素ということになりますと、皆様からいろいろとお話がありました通り、各自治体において、それぞれ個々に調査研究が行われているため、各自治体それぞれの視点・成果をもって、このような内容が示されているという状況にあります。

チガノウラカゼコミュニティさんのほうから、海から見ると各自治体は繋がって見えるという、非常に示唆的な御意見がありまして、ああ、そうかと思いました。

宮城県は、多賀城跡調査研究所という立派な機関があります。特別名勝松島に関しては、そのような大きなものでなくてもかまいません。各自治体が連携するような、基礎的な調査研究機構があって、学術的な調査研究を継続していく。そうすることで保存の問題や、活用についての課題など大切なことも見えてくるのではないか。今日は活用のお話が中心だったわけですけれども、その前提となる調査研究の在り方も大切で考えるべきだと、私は思っております。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。最後に私から一言だけ。一言といいながら３・４点あるのですが、１つはビジターセンターというお話がありましたが、どっかにセンターということとなりますと、各町がわが町にと考えられるのかと思いますが、まずは松島全体のガイダンス機能が必要で、それは一つのものではなく、今の時代は、連携してどうやってアピールしていくか、そういうプラットフォームをこれから考えるべきだと思います。

もう１つは、住民の理解について。これは基本だ

と思いますが、次にこの地域の活性化と保全の魅力を伝えるためには、一つの課だけでできることではありません。単なる規制的チェックでは足りず、本当に調和した環境をつくるためには、文化財の主旨を理解いただきながら、総合行政で対応していただかないといけないだろうと考えています。

３点目は、規制というものが、これまで受け身の規制だったのが、私はもっと実効性を高めてほしいと言っています。それはどういうことかというと、規制してよかったと、効果が表れ、より魅力的になったとみんなが思えるようなものにすべきだと。そのためには逆に規制を強めなければならない部分もあるかと思います。また、県全体で考えているのでは間に合わないかもしれない。ローカルなルールが必要かもしれない。もっと高い目標に向かってそれぞれがお考えいただきたいと思います。

４点目は、やはり活用には民間事業者の協力が不可欠です。それは調和的な開発が必要であり、それを誘導するためにはどういう仕組が必要かということを考えなければいけないと思いました。以上です。どうも失礼しました。

それでは、そろそろ時間となってきました。本日の会議は、冒頭で県から説明がありましたが、これから計画の作成にあたって、まず皆様の活動や政策と、考え方を伺う回となっております。今後、県には、本日御出席の方の御意見を踏まえて、よりよい計画案をつくっていただくことを期待しております。

それでは、会議の終了にあたりまして、オブザーバーとして出席いただいている文化庁文化財第二課名勝部門・平澤毅主任調査官よりコメントを頂きたいと思います。平澤主任調査官、よろしくお願いします。

文化庁（平澤主任調査官）：ありがとうございます。皆さん御承知の通り、今年の 11 月 22 日は、松島が特別名勝に指定されてから 70 年、来年の３月７日は名勝指定から 100 年になります。最初の名勝指定は、史跡名勝天然紀念物保存法に依るもので、松島に並ぶ日本三景の天橋立と厳島と同時期に指定されています。今日的な指定説明文からすると、この最初の指定の時の説明には、あまり具体的なことは説明されていません。現行の指定基準からすると、すぐれた国土美に欠くことができないものの中でも価値が特に高いものとして、深読みすれば、当然のことながら日本の名勝だろうという認識なのだと想像されます。それはそれで具体的にどうすればいいか困ってしまうところもありますので、計画改定の機会に、今日的観点からした具体的な説明や、年々積み重なっていく課題などについて改めて検討されていくということが特に重要になります。松島では、今回５回目の改定になりますけれども、その他の史跡名勝天然記念物で、これだけ稠密にご議論いただいているものはありませんので、ぜひ成果を紡いでいっていただきたいと思います。

基本的なことですが、名勝は人が観賞して（見て楽しんで）初めてその内容を発揮し、そのことによって価値を有する類の文化財です。例えば荘厳な自然の地域があっても、誰も観賞しない、若しくは極く限られた人びとしか観賞できない風景は名勝とはなりません。もう一つは、風景に人が関わっていく中で、「手入れ」というものが必ず必要になってきます。

これは、文化財というものに関して、一面正しい理解でもあり、誤解でもあるのが、文化財保護法で文化財に指定されると、触ってはいけないということがひとつにあったりするのですけれども、松島のような自然の風景地で人々が観賞したりすごしたりするところでは、必ず手入れが必要ですし、生活もありますからいろいろなことが起こります。

この中で特に、先般、東松島市さんのほうで、大浜田湿地の再生事業を文化財としての補助事業でやっていただきましたけれども、自然的名勝の整備においても、積極的に保護、保全それから活用のために文化財の事業としてやっていただいた方が良い事業もあります。

松島は広域にわたって文化財としての指定がかかっており、その中に何万人という方が住んでいます。ご不便を感じられていることもあるかと思います。文化財保護法による現状変更等の許可制というのは、規制をするために許可制にしているというわけではなくて、その目的は、松島が将来にわたってよい状態で継承されていくことです。先ほどから、皆さんのお話を聞く中で共通しているのは、松島の魅力を活かした

い、それから松島の魅力を減じることはできるだけ避けたい、という思いの点で一致していると伺えます。ですから、別の言い方をすれば、きちんと手続きを踏んで許可を受けるというのは、地域で松島を将来に継いで行くということが周知されている証だと思っていただいて、ただ手続きには書類を作成したりというご負担があり、しっかりやっていただく必要がありますけれども、松島についていろんな方面から私どもに問い合わせがあったりする中で、たいていの事は、内容ではそんなに問題があるようなことは聞こえてきませんし、先ほど熊谷町長がおっしゃっていただいたような、マツ一本切るのに許可がいるという話がありましたけれども、それは逆に、四大観を始め、県の計画案で示されたものには様々な松島の観賞の仕方が整理されています。逆に積極的に木を切らなければいけない部分も当然ありますので、守るべきを守り、やるべきことをやる、生活の中で必要なことも当然確保していく、ということを実情を踏まえて整理していくことが重要です。

それは先ほど小林座長がおっしゃったキーワードでいうと、「地域の全体の調和」ということになります。やはり松島に暮らしていてよかったな、それから人口施策的には、松島に暮らしたいと実感できることが大切だと思います。それぞれの自治体の行政施策目標や文化があって、それぞれが得意なところで補い合いながら、皆でこの松島を盛り立てていくということにおいて、そういうよりどころというか、共有されるテーブルとして、この計画がひとつお役に立てればよいのではないかと思います。

先ほど申し上げた観点で、東松島の大浜田湿地再生事業などは、これは自然的名勝における文化財の整備事業では画期的なものと言えますので、先ほどビジターセンターというお話もありましたけれども、他の市町でも、どこかに大きいものをつくるというよりは、全体としてガイダンスネットワークというものを構築していくという方が、今日的には非常に実効性があると思います。それぞれの必要度と全体の調和の中で積極的に考えていただければと思います。

それぞれの市町の取組が、この日本的風景の傑出した見本である特別名勝松島、特別名勝で自然的なものは富士山を含めても全国 12 件しかありませんので、そうした代表として取組んでいただきたいというのと、風景を中心としてそれぞれの市町、そして民間、学術的なことも含めて、相乗的に効果が発揮されるように、今回の計画案を持ち寄って、全体としてどうしようかと議論し、行動する事を続けていってもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

小林座長：ありがとうございました。それではひとまず、進行を司会に戻します。

８　第６回策定会議議事録

開　催：令和４年 11 月 22 日（金）
於　宮城県庁舎４階特別会議室
構成員：小林敬一（座長）・平吹喜彦・温井亨・松本秀明・津川登昭

小林座長：早速進めていきます。本日の議題は「第５回策定会議を踏まえた修正内容について」になります。出席された構成員の皆様から、活発な御意見が出ることを期待しております。

それでは、まず修正内容について、事務局から説明を伺いたいと思います。県の担当の方、よろしくお願いします。

県：特別名勝松島保存活用計画策定を担当している齋藤です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。まず議題について御説明します。まず、策定までの期間が残り少なくなってきておりますので、改めて策定スケジュールの説明をさせていただき、そのあとに、計画案を御説明したいと思います。

では、資料１の方ご覧ください。今までの流れと経緯をおさらいする関係上、令和３年の年度末から記載しておりますが、７月 25 日から説明をさせていただきます。

７月 25 日の第５回策定会議で、今御出席の有識者の先生方、また関係市町の首長様、本日も御出席の松島の関係者に御出席をいただきまして、主に第７章から９章について、松島の景観を生かした 10 年間のまちづくりと観光振興についてお考えを伺う場とさせて

いただいておりました。その際には、いろんな方から貴重な御意見を多く頂いたところでございます。

その後の本日に至るまでの経過を御説明します。７月25日の第５回策定会議を経まして、県は８月26日に第４回作業部会を開催しています。

この作業部会は、関係市町の関係課長等で集まりまして、第５回策定会議の意見を踏まえた、県の第７章以降の案について御説明し、またそれに対して関係市町と内容の調整を行いました。

その調整を経まして計画案が概ねまとまってきましたので、県は現在、住民の方への説明会を進めているところでございます。昨夜も、利府町須賀地区で、計画案について御説明し、御意見等伺ってきたところでございます。それを経まして、本日の第６回策定会議ということで、引き続き先生方、関係者の方から御意見を頂戴しているところでございます。

７月25日の第５回会議は皆様のお考えを、アイディアとしていただいたところでございます。それを踏まえて､県では第７章から第９章でまとめたものを、本日の会議で、ぜひ先生方から意見を伺いたいと考えているところでございます。

なお、本日の会議をもって、保存活用計画自体は概ねすべての章について先生方の御意見を頂いてきたということになります。

今後は、本日を踏まえて修正をかけた上で、12月県議会の文教警察委員会での報告を予定しております。また12月から１月の間に、県民の方を対象にパブリックコメントを実施する予定でございます。

その後、次の１月から２月の間に第７回の策定会議を開催したいと考えており、これを最後の会議と考えております。最後の会議では、パブリックコメントや住民説明会での意見を踏まえた最終的な計画内容について、先生方から御意見をいただければと考えています。その後、教育委員会での報告と、３月策定を予定しています。計画策定のスケジュールについては以上となります。

続けまして、会議の議題を説明申し上げたいと思います。まず資料の御説明をしますと、このＡ３版の資料が、７月25日にいただいた主な意見と、今回の計画案での反映箇所をまとめたものとなっており、概ね議事録の通りの内容となっております。そのＡ３資料の次に、Ａ４の冊子がございます。これは第７章から９章を抜粋したところになっております。本日はこちらについて、御意見いただければと思います。

では、まずこの第７章の構成について、最初に御説明申し上げます。85ページに整備と活用の第７章がございます。第７章は、第６章までが保存管理についての記載で、現状変更の取扱い基準とかを詳細に書いていましたが、第７章は景観の活用やそれに必要となる整備についてまとめた章となっております。

第７章の構成は、まず第１節で整備活用の考え方と位置付けということで、章全体の考え方を記載しております。それを踏まえて第２節で、整備の基本方針ということを３項目挙げています。読み上げますと、１つ目は「基盤となる自然の維持と環境に応じた整備を推進する。」これは主に保存のための整備についてとなります。

２つ目が「住む人働く人が安心し、誇りを持てる景観を形成する」、３つ目に「感動体験に繋がる観賞の場の充実を図る」。これを整備の三つの方針と位置付けています。

この３項目は､第５章「計画の理念と基本方針」で、掲げているものと同じになっております。第５章の計画の理念に基づいて基本方針を位置付けており、第７章はこの基本方針に基づいた具体内容が記載されていくということになります。

第３節が整備の対象と内容ということで、整備の考え方のフローをここに記載しています。史跡名勝天然記念物の整備では、一般的な方法として、保存のための整備と活用ための整備の二つに分けることができます。つまり、文化財自体を守るために必要となる整備、文化財を活用する上で必要となる整備ということになります。この二つの分類に基づいて、松島の風景を構成している「自然」と「自然とともにある暮らしと歴史」､「観賞の場」についてそれぞれ必要なものをまとめています。

86ページをご覧ください。まず、先ほど整備が二つあると言いましたが、保存のための整備についての内容となります。それぞれ､風景の構成である「自然」と「自然とともにある暮らし」と「観賞の場」に対し

て、必要と考えられるものを記載しています。詳細はＡ３資料の主な意見と反映箇所の方で説明させていただきますので、まずこういった構成になっているということを御確認いただきたいと思います。

87ページをご覧ください。次に、活用のための整備についての記載になります。こちらについても同じく風景の構成ごとに記載しております。

以上が、整備についての考え方と内容でございました。

続いて88ページをご覧ください。第４節からは、活用の考え方になります。活用の基本方針は２つありまして、１つ目が、「松島の風景の価値の共有を図り、景観保護の理解を深める」、２つ目が、「松島らしい暮らしや産業との連携を図る」。これを県としては、松島の景観の活用における二つの基本方針にしたいと考えています。

この基本方針に基づいて、活用の方法を記載しているのが第５節になります。活用の方法は考えればいろいろあるかと思いますが、７月25日の会議の御意見を踏まえると、やはりには観光と教育の二つに分けられると考えました。当然、農林水産業などとの連携も関わってくると思いますが、まずそうした第一次産業との連携も、特別名勝松島の保護という立場からは、観光や教育を通じてではないかと考えています。

まず、観光については、「観光活用の方向性と方法」で考え方を記載し、次の89ページでの第７－３表「観光活用の方法の例」で、現在考えられる具体例を記載しています。

前回の会議では、観光活用の際の留意点、また課題についても御意見をいただいていたかと思います。それについては、（３）で観光活用の留意点で記載しております。

次に、教育普及における活用について御説明します。こちらの構成は「教育活用の方向性と方法」で全体の考え方を示した上で、90ページ第７－４表で具体的な内容をお示ししたところでございます。また、観光活用と同様に、教育活用についても、留意点を記載しています。

続きまして、第９章「今後に向けて」の説明をします。先生方からは、これまでの策定会議でいろいろ御意見いただいてきておりましたので、それらをまとめたものとして書いております。計画を策定した時から10年間、またそのさらに先に向けて必要となることを、３項目でまとめたものとなっております。

まず１つは、「新たな魅力の発見」、これは次の10年間、またさらにその先まで、常にやっていくことかと考えています。今回の保存活用計画でも第３章などで、「暮らしと歴史」の代表的なストーリーや、観賞の場の具体的な場所を例示しました。これはこの計画に書かれているもので完結するものではなくて、常に調査研究によって変わってく、広がっていくものであります。そうした、いわゆる調査研究は常にやっていく必要があると考えています。

２つ目が、「自然と地域の歴史文化の掘り起こし」ということで、１つ目と関係性が深いのですが、ポイントとしては、地域が主体となって、自分たちの地域のよさ、地域の歴史文化というものを掘り起こしていくことを、行政や専門家、松島に関係する人でサポートしてくことが必要と考えております。それによって、生活の豊かさを育む特色ある地域、地域づくりを支援していくことが、この計画を策定したその先に必要と考えております。

３つ目は、もっと具体的なところで、１・２つ目を踏まえた「景観意識の向上」です。松島の風景は地域の宝であり、公共財でもあることから、将来的には景観形成に関わる一人一人の景観意識を高めていく必要があると考えております。これまで蓄積した体験や知識を社会で共有化するためのコミュニケーションを、行政としては図っていく必要があると考えているところでございます。

また、開発事業者と行政は常に接触して、景観と調和するための設計技量の向上につなげていけるような取組が必要と考えています。

以上が、第７・９章の説明になります。それを踏まえて資料２のＡ３資料をご覧になっていただきたいと思います。今の計画案の中での、皆様の御意見の反映点を説明します。会議での発言の順番通り記載しておりますので、塩竈市の佐藤副市長様の御意見から御紹介します。ポイントとしては３点ございました。

塩竈市は指定範囲が主に浦戸諸島でございますの

で、市の総合計画で持続的な島づくりを進めようと位置付けていると御紹介された上で、観光拠点と位置付けて、島での産業や民宿などで地域の食材を楽しみ、関係人口の創出に努めていきたいと御意見いただいております。これについて、第７章第２節の基本方針の中で位置づけております。２番目については本県に対する支援を要望でございましたので、まちづくりのサポートの例で、文化財保護から協力できるものを記載をしたところでございます。３番目は松枯れ病対策事業でございます。こちらについては、第７章第３節で記載をしています。

４番から６番が、松島町でございます。具体的なお話が多くありまして、４番目は松島四大観の整備を地域或いは外部に還元していきたい、ということでございます。四大観の整備は保存活用計画でも同じように考えておりますので、活用のための整備で記載しております。５番目は国道45号の拡幅ということで、現状変更上は可能であることは記載していますが、ここでは、詳細な説明は割愛させていただきます。６番は松枯れ病に関するもので、３番目の御意見と同じでございます。

７から９番が七ヶ浜町からの御意見でございました。まず７番ですが、住民が七ヶ浜に住んでいてよかったということから、関係人口を増やしていきたいという御意見がございます。これについては１番の意見と同じ回答で、計画の中で記載をしております。８番は、七ヶ浜町のまちづくりの御紹介で、県の計画に位置付けられてありがたいという御意見がございました。これについて、その後、町担当者と具体的な話合いもしてきましたが、まだ計画として具体化していないということで、将来的に町がそういう歴史文化を生かしたまちづくりをすることになった時に活かせるように第３章第４節で記載をしております。９番は自然環境や文化財は、手をつけなければ守られていくという考え方ではないことを、住民に理解を求めていく必要があるということをおっしゃっておりました。その上で、七ヶ浜の漁業従事者に対する配慮等を意見としていただいたところでございます。これについては、第６章の現状変更の取扱基準の中で、生活生業に配慮した取扱いを記載するとともに、第７章第５節で、農業や環境維持等との連携を記載しています。

10から13番が利府町からの御意見でございます。利府町は、馬の背あたりが魅力のあるポイントだと認識をされておりました。

馬の背周辺を活かして、もっと松島の風景を観光振興につなげていきたいとお考えを持っておりました。具体的には、駐車場や観光に必要な設置整備ができないかというお考えでございましたので、特に10番は第３節の２の活用のための整備で、馬の背など観賞の場の整備の必要性について記載しています。また、あわせて景観に配慮されているものであれば、特別保護地区での松島の保存活用のための現状変更は認めるということを、今回の計画から第６章で記載しています。

11・12番目はいろんな御提言、御提案いただいたところでございました。次の13番目でございます。これは、本日御欠席の七海先生からも、以前にも御意見をいただいていますが、ビジターセンターの必要性でございます。これについて、第７章第３節で「価値と魅力を伝えるためのガイダンス機能についてもあり方を検討する」ということを記載することとしました。また、第５節の教育の方法においても、「松島全体をフィールド・ミュージアムとしての活用について模索していく」と記載をしています。なお、各自治体がビジターセンターを設置することについては、サポート等が考えられますので、御相談いただきたいということを書いたところでございます。

それでは次のページをご覧ください。14番目からは、東松島市の御意見でございます。東松島市にある宮城オルレ奥松島コースについて、効果があったという御紹介をしていただいております。これについては第５節の第７－３表で具体的に記載しています。15番目は外来種についてとなります。市の取組として在来植物を研究し、令和の花里づくりを手がけているという、御紹介をいただいております。これについては、御紹介ということですけども、計画第６章の保存管理の方法で、植栽で用いる郷土種の例として今回の計画から記載をしております。建築物の外構植栽で推奨する郷土種を新たに掲載していまして、これは、外来種の繁殖による松島の景観の変化を抑制する目的で提案

しているものであり、位置付けとしては現状変更許可の条件として使うものではございません。ですが、今後の市の取組をサポートするものとして活用していただきたいという意図で回答しております。

16 番目は、今年、環境省脱炭素モデル地区に野蒜が指定され、太陽光の積極的に導入する地域になっております。再生可能エネルギーの流れは全国的であり、将来に向けて、必ず必要になってくるものですが、松島では景観との調和が必要と認識しています。従いまして、第６章の保存管理の方法で太陽光発電施設の取扱いを今回の計画から新たにされているところでございます。

17 は海鳥のフン害と松枯れ病でございます。海鳥については、保存のための整備で留意すると記載しました。松枯れ病については先ほどの御意見の対応と一緒でございます。

18 は、寒風沢と宮戸島をつなぐ架橋の話でございますが、これは保存活用に直接資するものではないので、個別の事業名は計画で挙げておりません。ただし、現状変更上は絶対必ずしも認められないものではないということで、景観への配慮と事前の相談を、作業部会でお願いしたところでございます。

19 番目以降は、先生方及び関係者の皆様方の御意見となります。本日、御欠席の西舘様からは、19 から 21 番目の御意見がありました。松島は地域の方々の草刈や環境整備などがあって、今後は財源がないと持続可能な観光地域づくりにはならないという御意見であります。これは、12 と同じ反映となります。観光活用の留意点のところで、将来的には、来訪者の増加が松島の風景保護に還元できるような財源確保の仕組についても検討する必要があると記載しています。すぐその方法が導き出せるものではございませんが、将来的な検討課題としています。

20 でございます。西舘様の言葉で「場」が必要だということで、場というのは人が集まる場所、地域外のお客様や地域内の住民の方々、そこが交流する場が欲しいということでございました。これについては、観光活用の方法の例で、地域と来訪者の交流の場をつくり、来訪者が地域に思いをはせ、農業や環境維持など作業を通じて地域づくりに参画する資金の創造と記載しております。21 番目はフィランツーリズムという西舘様の職業で示されている考え方について御紹介いただいております。これについて記載は 20 番と同じとさせていただいています。

22 から 26 番目が、津川様の御意見でございます。22 番目は、松島は全部海で繋がっている、海からの視点は陸とは違う視点をもたらす。歴史とは江戸時代とか縄文時代とか教科書だけのものではなくて自分の住んでいる地域の先輩方である。そういう発見した時に自分の地域の歴史が必要で今感じることができるのは文化財からだとすごく感じ、文化財がベースとなって観光や教育の計画を策定していくことは大切との御意見です。

これについて、計画では各地域の暮らしと歴史についても、松島の風景にとって価値あるものと定義しています。第３章で、各地域の歴史文化の概要を記載しております。本県としましては、これを各地域がそれぞれの歴史文化を踏まえたまちづくりや地域づくりで、ぜひたたき台として活用してもらいたいと考えております。そうした期待を込めて、今回の計画からより詳細に書いています。

23 でございます。松島湾というひとくくりの中でも、それぞれの文化圏を尊重しなければならないという御意見でした。文化圏を保ったものを認め、同じ作業をする、同じ方向を見ることが必要なやり方だということです。これについても 22 の回答と同じとさせております。

24 番目は、活用ではアーカイブとエデュケーションが必要だろうという御意見です。こちらについては、第５節の教育の方法で、「松島の調査研究では、自治体間の連携によって継続的に行う仕組を検討する。またその成果の松島全体のフィールド・ミュージアムとしての活用について模索していく」と記載することにしました。今後、関係自治体間で適切な方法を模索していくこととしたいと考えております。

25 は、こういう県全体のものでは県が上に立って市町が下につくという図式になりがちということで、これをきっかけにして町が直接連携をとり始めるような流れが必要なのではないという御意見でございます。御指摘の通り、これからの松島の保護では、関係

自治体による主体的な取組はもとより、その先に、やはり地域住民の方や開発事業者の方の御協力も必要となってきます。今日、配布資料で出していませんが、第８章の運営体制でそれぞれの役割を提示しました。なお、表紙めくって序文の裏に計画の取組主体を記載しております。本県としても、この内容をどこに入れようかと悩んだのですけども、計画の一番頭に位置づけることとしました。

26 でございますが、これは御提案として、多賀城も含めて一体性を示すことを検討して欲しいということでございます。これについては、計画の性質上、個別の保存活用計画ということでございまして、踏み込むことが難しいと考えております。ですが、計画に位置付けないからといって、それが一体性を示せないかというと、そういうことではなく、文化財保護行政全般としては、例えば日本遺産による仙台市から松島町の一体的な活用や、歴史文化のストーリーの発信も行っております。今後は、多賀城から松島にかけて、多賀城の時代にクローズアップして、古代宮城郡一体であるということも考えて、一体的な調査、歴史研究や活用も考えていきたいと思っております。御紹介したような既存の取組で実施しているものもございますので、ぜひそこではやっていきたいと考えています。

最後のページご覧ください。27 番目以降でございます。27 は松本先生の御意見です。「活用という言葉を考えると、やはり保存あっての活用だと思う。それを無視したような活用は松島の本来の姿を失っていくことに繋がる危険である」とのことでした。これについて、本県としても同じように考えております。計画の考え方として、計画の目的の冒頭のところで記載をさせていただいております。

28 は平吹先生の御意見でございます。「文化財というものの大切な誇りというところからいくということが松島の立ち位置だと思う」ところでございます。先生のお考えは、住民の方を対象としたアンケート結果でも同じような結果となっております。住民の方自体も、地域に誇りを持っていると回答された方が多い結果が示されていました。こうしたお考えを踏まえまして、本計画では、各地域の暮らしと歴史についても風景にとって価値あるものと定義し概要を記載しています。先ほどの説明と重複しますが、県としましては、各地域でそれぞれの歴史文化を踏まえたまちづくり地域づくりのたたき台として活用されることを期待しております。

29 が、七海先生からいただいた御意見でございます。「松島は各自治体が連携するような基礎的な調査研究機構がまずあって、確実的な調査研究を継続した上で、保存と活用が大切になってくるのではないか」ということでございます。こちらについても、第７章第５節で、松島の調査研究では、自治体間の連携によって継続的に行う仕組づくりを検討すると記載させていただいております。

最後になります。30 から 33 は小林先生の御意見でございます。30 は、ビジターセンターについてです。松島のガイダンス機能は一つのものではないということでございます。「今の時代は、連携してどうやってアピールしていくか、そういうプラットフォームをこれから考えるべき」という御意見でございました。こちらについても、先ほどガイダンス施設のお話の中でも御紹介しましたが、活用のための整備では活と魅力を伝えるためのガイダンス機能についてもあり方を検討すると書かせていただきました。

また教育の方法の項目でも、松島全体をフィールド・ミュージアムとしての活用については模索していくと記載しており、今後関係自治体で方法を模索していくこととします。

31 番目です。本当に調和した環境を作るためには、文化財の趣旨を御理解いただきながら総合行政で対応していかないかないといけないだろうということでございました。こちらについては 25 と同じとしております。

32 番目は、「これまで受け身の規制だったのが、私はもっと実効性を高めて欲しい。例えば規制してよかったと、効果があらわれてより魅力的になったと皆が思えるようなものにすべき」とのことでございます。「そのためには逆に規制を強めまでかないけない部分もありますし、ローカルなルールが必要かもしれない。もっと高い目標に向かってそれぞれがお考えいただきたい」ということでございます。これについて、今回の計画からは、第６章の保存管理の方法で、今の

計画と大きな違いですけども、景観配慮の参考例として、具体例を多く取上げており、写真も多用しております。これにより、現状変更を通じた景観形成を促すことを期待しております。あわせて、各地域で策定されてきた景観計画やまちづくりルールを参考するよう記載をしております。この記載から、これによって各地域での実情に即した景観形成が促せると考えています。そして、第７章の第３節、保存のための整備の「自然とともにある暮らしと歴史」で、松島を生かした特色あるまちづくりのサポートの例として、文化財分野から協力できるものを記載しました。本県としては魅力的な景観づくりに寄与をしていきたいと考えております。

33 では、活用には民間事業者の協力が不可欠ということでございます。「調和的な開発を誘導するためにはどういう仕組が必要かということを考えなければいけない」ということでございます。これについても 25 と同じと回答案とさせていただきました。

大変長くなりましたが資料に関しまして私、県からの説明は以上となります。ありがとうございました。

小林座長：それでは、先ほどの説明を踏まえた上で、皆様から御意見を伺いたいとおもいます。時間は１時間７分となります。修正内容について御意見等お願いいたします。

松本構成員：細かいところで大変恐縮です。86 ページです。（１）自然のところですけれども、宮戸島の大浜であるとか、野蒜の洲崎浜というフレーズがありますが、こういう場所名が具体的に出てしまうと、ここだけが何か重要な地域ですよ、或いは重要な保全のやり方ですよというふうな形になってしまうような気がします。それで、固有名詞的な、そういう地域の名称は入れないほうがいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

県：はい、確かに先生の御指摘、危惧尤もなところでもございますので、削除も含めて調整を検討します。

松本構成員：同じところですが、地形の部分がちょっと読みにくいですね。恐縮ながら自然のうち地形は、の「自然のうち」はいらないのかなと思います。地形については特に海食崖の大規模な崩落、というふうに進んでいくのかなと思います。

それから、海食崖のところだけ「特に」とあって、そのほかの、湿地それから砂丘植生とか、そういった部分については「特に」がないので、崩落が非常に重要な課題であるというふうに見えてしまうのですが、いずれも同等の指摘になると思いますので、海食崖の前にある「特に」というのは取った方がよろしいのではないかと思いました。

県：そのように検討させていただきます。

小林座長：意見を添えてよろしいですか。今、松本構成員から御指摘あったことを、私も聞いていて、ちょっと書き方が難しいなと思っています。と、いうのは、特定の場所を、これから何かするというわけでもなくて、むしろこうこうこういう場所に関しては、こういうことを支援するとか、そういうことを努めるとか、そういう方針があって、もし具体的なものがあるのであれば具体的な書き方をするというような、順序があるかと思います。

例えば、災害があった場合にはこういう形で復旧に努めるとか、或いはそういう復元することが効果的な場所においてはそういうことに努める、とかです。何かそういった一般的であり、かつ方針を示せるような形ができるのであれば、そうされたらいいのではないかと思っておりました。あくまでも参考意見です。他に、どうぞ。

平吹構成員：先生方の発言をお聞きしているうちに、もやもやしてきました。付け加えるような形で、少しお話をさせていただきます。

事前に資料を読んだ時には、全く違和感がなく、「よく出来できているな」と思ったのですが、齋藤さんの丁寧な説明をお聞きしているうちに、何かちょっと分からなくなってきたことがあります。

それは、この第７章の位置付けです。60 ページ、第５章に計画書の大きなフレームが記述されていて、

そこでは三つの柱が示されています。第６章は「保存管理」ということで、当該地域を非常に細かくゾーニングした上で、データを加えながら、詳細に書いてあるのですが、それに続く「整備」と「活用」という、残る二つの柱をどのように記述したらよいのだろうか、という点です。

この計画書案では、例えば85ページに、「保存のための整備」という位置づけが明示されていて、「整備は、保存のため」という姿勢や具体例が謳われています。大変すばらしい内容です。これを受けて、７章においても、「整備、あるいは第５章で記述した保存のための整備とはどういうものなのか」という基本方針、原則に関する記述が欲しいと感じました。「こういった事例の場合は、整備をします」、あるいは逆に「核心的な自然物における、自然の摂理による変遷の場合は、基本的に人の手を加えません」といった文章のことです。もちろん、実際に記述するとなると、かなり難しいでしょうが・・・・。

それから、７章では整備と活用が大きな二つの柱な訳ですが、今回の構成は、そのことが見え隠れするような状況で、やや分かりづらいのではないかという印象を持ちました。極端な発想になりますが、整備と活用を別々に、独立した章にしてもよいかもしれないと思いました。

小林座長：今の意見について県はいかがですか。

県：御意見ありがとうございます。章を分けることも含めて、検討させていただきたいと思います。

小林座長：私の意見も加えて議論してよろしいですか。若干、平吹先生と違うところがありまして、私は今日出された案で賛成なのですが、これまでは保存・整備・活用ときていましたから、整備と言うと保存のための整備と聞こえますけども、保存のための整備もあるし活用のための整備もある。

ですから、むしろ分けるのであれば、先に活用が来て、その保存や活用に向けてどう整備するのかというふうに構成するのが適切ではないかと思っているのですが、ここ松島の場合は整備事業というものが、例外的に１件、大浜田湿地があったぐらいで、まだ明確になっていないし、その活用像もきちんと議論して体系的に整理したわけじゃないのですね。

ですからなかなかその辺をまとめるのが難しいということで、こういう形になっているのだと思うのです。おっしゃることはわかりますので、ふまえて事務局の方で御検討いただけたらということでよろしいですか。

平吹構成員：活用のための整備については、考えが及びませんでした。御提案に賛成です。

小林座長：できるならそうしていただければと思うのですが、まだまだちょっと議論がそこまで熟していない。ただ活用像など今日いろいろ御意見いただいて議論できればと思います。ほか、何かありますか、どうぞ、どなたでも。

温井構成員：はい。前回欠席だったので私は何も言っていませんが、まずＡ３資料16番の太陽光発電の景観配慮を東松島市から求める御意見があって、非常にいいなと思っていたのですが、それに対して改めて67ページの取扱いのところを見ましたら、黒色系か濃茶系の色彩とするか、郷土種による植栽などで遮へいするかの、orになっているところがちょっと気になりました。andにするか、あまり強く両方要求するのもちょっとどうかと思いますが、どっちかということで、逃げられちゃうっていうのはまずいかなと思いました。

県：よろしいですか。それについては確かに先生の御意見の通りで、できればどっちもやって欲しいっていうところがございますので、どっちかやればいいって受けとめられないような文言に再検討したいと思います。ありがとうございます。

温井構成員：それからもう一つ、ビジターセンターの話が、小林座長からも出ているのでちょっとお聞きしたいのですけど。ビジターセンターというと、私は個人的には国立公園で幾つか訪ねたことがあるぐらいで

すが、文化庁所管の名勝などにビジターセンターというのはあるのか。或いは、国立公園も意識して書かれている、あるいはもうちょっと幅広く、訪れた人がいろんなことを知ることができる場所という意味で文言が出てきているのか、この辺はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

県：私ども文化財保護行政では、ビジターセンターって言葉はあまり使っていません。どちらかというと、史跡名勝天然記念物ではガイダンス施設としています。

ガイダンスという括りでいうと、史跡等では多々ございますが、名勝では、例えば名勝富士山のガイダンスセンター、世界遺産センターとかも多分そういうカテゴリーに含まれるのではないかと思います。

ただ、ここで今後検討すると書かせていただいたのは、多分、御発言されている首長様や、あと、先生方の持っている、いわゆるその自然公園のビジターセンターのイメージと、私どもの認識している史跡名勝天然記念物のガイダンス施設のイメージが必ずしも一致してない可能性もあるかなと思っておりますので、やはりそこは、そのイメージのすり合わせも含めてこれからはどういったものを必要とするのかということを詰めていかなきゃいけないかと考えていたところでございます。

温井構成員：日本の国立公園のビジターセンターは、多分アメリカの国立公園が来ているのかと思いますので、もう少し個人的にも調べてみたいと思っています。

小林座長：よろしくお願いします。

温井構成員：あと、私は 85 ページで、整備の基本方針の２番がちょっと気になりました。

「住む人働く人が安心し、誇りを持てる景観を形成する」と。この安心がちょっと気になって、安心するってことは何か、文化財の規制がかかっていると、いろいろ暮らしにくくなるから、安心させてあげるという意味なのかなあという気がするのですが、ちょっと守りに入っている。というか消極的な気がしまして、ちょっとこれが一つ気になる。

それから 88 ページで、活用の方法で観光と教育ということでお話があったのですけども、そこで観光とは何かなあと感じました。私は観光まちづくりコースというところに所属しているのですが、私がコースで言っているのは、よそから来た人に「いいとこですね」と、こう言ってもらえると、それが観光だということを言っています。松島で観光と言ったときに、その松島の文化財としての良さ、自然としての良さ、それからまさに、その生業とかも含めて、そこで暮らしている生活が豊かでいいですねとか、訪ねてきた人達に言ってもらうことですね。昔は外から来る人と関係なく暮らしていたと思うのですけれど、今は外と繋がっていますから、やっぱりその、交流とか観光ということがあると思うのですけど、そこで、ディズニーランドのようになることじゃないはずで、やっぱりそこでの暮らしがいいとこですねと言ってもらえるということではないかと思うのですね。

なかなかこう、全体の文脈とか、説明の仕方とか、そういうところをうまくできたらなと思います。それから、次の教育ですが、研究的な話も出てくると思うのですけども、多分大事なのは、地域を知るっていうことで、まずここに暮らしている方々自身が知るっていうことだろうと。そしてその方々が、今度は先生になって、よそから来た人にこう教えるというかですね、自分のところはこんないいことだとかを自慢するようなですね、そういうのが、教育という話で出てくることではないのかなと思います。

そこに食なんかもたぶん入って、ここでとれた食材とか、東松島のノリとかですね、或いは郷土料理みたいな、それぞれ島としての個性があり、或いはさらにそれぞれの家庭の個性があったりして、それぞれうちのはこんなにいいですよ、と。そして食だけでなく住まいも自慢しあう。みんなそれぞれが誇りを持っていくのだというような話にうまく作文するということでしたら、と思いました。以上です。

小林座長：はい。どうもありがとうございます。事務局から今、何かお伝えできることはありますか。

県：はい。いろいろな御意見いただいているのですが、まず、「安心」という言葉はいろんな意味でとらえられると、御意見を伺って認識したところでございます。したがいまして、どう使うかは検討させていただきたいと思います。

あと観光についても教育についても、今先生のおっしゃった地域を知ることにとって一番わかりやすく、しかも端的に目的を示していただいた言葉だと受け止めました。そこまでまとめきれてなかったので、先生の御意見を踏まえて整理したいと思いました。どうもありがとうございます。

小林座長：他にいかがでしょうか。

津川構成員：はい。修正の要望はありません。意見というか、感想という形で述べさせていただきます。

前回の意見でも述べさせていただきましたが、文化財がベースになって、観光や教育の計画を策定していくっていう方向性、素晴らしいと思っております。そうなってくると、活用という部分が結構ポイントになってくるかなと思いまして、先ほど小林先生がおっしゃった整備、保存・整備・活用の部分でいうと、活用を最初に持ってきて、そのための保全であったり整備であったりっていう。そこに文化財課が取組むのは、すごく素晴らしいことだなと思っております。

前回の計画の冊子がありますけども、比べてみても全然違いますし、すごく発展的な、ボリュームも増えて発展的で現実的に実現可能な方向に向かっている計画だと感じております。

で、温井先生が今おっしゃった、その観光と教育っていう部分が、新たなところにもし取組むのであれば、ついでにと言っちゃあれですけど、せっかく新たなことに取組んで、観光の部分で例えば観光まちづくりだとか。多賀城なんかは、私が観光協会と一緒に今取り組んでいるのは、地元観光とか、そういうその外から迎え入れる形ではなくて、まず地域の誇りを地元の人が掴むための観光という“技”を使ったまちづくりに取組んだりしていますし、あと教育っていう部分で言えば、学校教育を中心にして地域教育・家庭教育、そして、エデュケーションだけではなくて、「営み」の継承ですね。そういう部分も教育っていう形で次の世代に繋いでいくっていうことをやっていけないかなと取組んでいます。もしそういう部分を新しい領域として掲示するのであれば、そういう考え方もあるかなと思いました。

あともう一つ、素晴らしいなと思ったところが、第９章の「今後に向けて」のところをすごい、私はいいなと思って、拝見させていただきました。

齋藤さんに１個ずつ説明していただいて、いいなと思って聞いていたのですが、市、町で、これを見たときに、どう解釈して、どう行動に移せるのかがちょっと気になっていて、ある程度、事後、これをどういうふうに活用しているかなど、そういう部分まで面倒みてもいいのかなと感じておりました。以上です。

県：はい。ありがとうございます。観光部局とは連携しているのですけども、観光は一番悩んだところでございます。というのは、文化財の活用という観点でどういったものが求められるかを手探りの中で、記載しているところもございます。ですので、ぜひ、新たな領域という形でいろんな御意見や、必要なところはここで御提案いただけたらと思っています。

第９章の運営につきまして、七海先生からも事前に御意見いただいておりまして、取組の10年間の到達とか、いわゆるＫＰＩみたいなものはあった方がいいのではという、実績としてどこまでやってきたとか、どこからできなかったとかということを、運営体制のところで明示してもいいのではという御提案をいただいております。

今日、津川様から御提案いただいた市・町がどう行動するかは、単純にその数値的な指標だけじゃなく、これをどう使っていくか、というところかと思いますので、実効性を高めるための方法については、検討させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

小林座長：私は逆に細かいことしかちょっと今、気になっているところはないのですけど、１、２点、先ほどの温井先生の指摘された点、67ページですね。これは「…色彩とし、自然木によって遮蔽するなどに努

める」とか表現すればいかがかと思います。

それからあと、85ページのユニバーサルデザインの考え方でと限定してしまうのはちょっと問題ではなかろうかと。というのはユニバーサルデザインのとらえ方が人によってかなり違っていてですね。我々現場、といいますか整備に関わっている仕事をやっていますと、ユニバーサルデザインと言った途端に、スロープを設けなきゃいけないとか、そういう話になってしまって、過剰な投資になりますので、それは場に応じて考えなきゃいけない。ただ、ユニバーサルデザインの考え方は大事ですね。ですからそのあたりは、きちんと理解されるような書き方をしていただきたい。

あと、細かく言えばいろいろありますが、整理と活用に関しまして、松島では、まだ議論が十分されていませんし、この策定会議においても、ちょっと具体的に書き込めるほど先が見えているわけではない。特に行政が書くからには、それを担保するような制度であるとか、仕組がなければ書けませんので。

先ほどの七海先生の意見もそうですが、どこまで達成するのかというのを、きちんと組立てて、それで議論しなければいけない話だと思います。ただそれにはまた１年ぐらいかかりそうな話だと思います。それから松島の観光のあり方にしても、先ほど温井先生から意見というか質問が出ましたけれども、「観光」は非常に広い概念です。それは自分の定住位置から離れて行われる、人間の本質的な欲求に基づく活動などというふうに言われていますけれども、これは余りにも広いですね。

そもそも松島において観光に関して、どういう方針でこれを活性化していきたいか、どういう方向に向けていきたいとか、本当に文化ツーリズムを起こすにはどうしたらいいのか、多岐にわたる議論をこれからやっていかなきゃいけない話だと思います。

ですから実際に今、津川さんたちのように、現場でいろいろ試みておられる方もたくさんいらっしゃる。そういう方も交えながら、本当にこの地域をどうやって活性化していくのか、地域づくりやっていく。そのために、いろんな角度から議論するということが、むしろこれからの、５年、10年の課題だろうと思います。ですからそれに向けて、そういう方向に頑張るぞ、となっていれば、それでよろしいじゃないかと思います。今の段階では。

それから保全に関しましては、ようやく大浜田湿地が一つ事例として出たばかりでして、何か本来であれば三日月浜など、もう田んぼを作らなくなったようなところで、美しい浜が回復できるのであれば、防潮堤などをなくすか、或いは多自然型工法を考えて、もっと美しい松島像っていうのを作り出すぐらいのことを将来に向けてやったらいいのではないかと思っているのですが、そんなこといきなりは書けませんよね。

温井構成員：いや、ぜひぜひ。

小林座長：そういう、いろんな考えがある中で、幅広く議論を起こしていくということが大事なんじゃなかろうかと思いながら、とりあえず、こういったところで今回スタートしても良いのではないかと思ったのですがいかがでしょう。スタートしたからここに書いてあることしかできないというわけではないわけでしょ。計画にあることしか、行政はできないとなると、逆に、その計画の前にもうすでにやることが決まっていなきゃいけないわけですから、それは悪循環になります。

まずはスタートして、やりながら、内外からいろんな流れを起こしていくという先ほどのところに戻っていくことになるというふうに思うのですけど。ちょっと御意見あればどうぞ。

県：事務局から補足で御説明をさせてください。この計画の考え方について、今小林先生に整理していただいたところになります。

この保存活用計画の、いわゆる保存管理の部分については、これで決まったもので10年間基本は運用してくことになります。

ただ、今、先生方に議論いただいている整備と活用は、文化財のスキームでは、整備基本計画とか、そういう具体的なアクションプランが次にございます。なので、ここの第７章の位置付けは、誰がやるということを実は非常に曖昧な書き方をしているところがございますが、基本的に県としては、各市・町自治体が

自分たちの取組、まちづくりの一環として活用してもらいたいと考えておりまして、ここから先、その整備基本計画とかは、県だけでなく各市・町自治体を想定しています。

なので、今後自治体が整備基本計画を作るときには、この第７章にどう書かれているかというのが大きなポイントになってきます。ここに書いてないことを、市・町自治体が松島の整備としてやろうとしても、文化財の整備としては今後難しくなってきてしまうということはございます。

ただ、観光ではいろんな整備はもうすでにやっていまして、それ自体はこの限りではないのですけども、文化財として一体的に整備する際に、この保存活用計画にどう書かれているかというのが一つポイントになるので、この計画の中ではある程度広汎に読み込めるように心がけて、市町がやりたいと思っていることはこの文章から読み取れるようにしようとしています。補足の中でまとめますと、これが整備と活用の全てではなく、アクションプランとして次があるということだけを御承知おきいただければと思います。

小林座長：わかりました。ありがとうございます。ちょっと釘をさされたようになりましたが、了解しました。そうであれば、そういう点から考えると、逆に先ほど松本先生の御意見としてお話しした点ですね、まずはそれぞれの文章の最初に、方向性を書いていただきたいですね。

観賞の場に関しましても、いきなり遊歩道という言葉が出ますが、特定の具体的名称ではなくて、まず回遊的観賞とかあれば、サイン計画であるとか、枝の刈払いであるとか、スマホと連動させての情報提供など、いろんなことが考えられる。

そういう回遊性を高めるような整備とかいったような大ざっぱな方向性、あるいはそういう幾つか柱をまずそれぞれ明示していただいた方がいいと思います。そういう点ではもう１回、ストラクチャーを検討された方がいいと思います。

温井構成員：さっき、防潮堤の話がありましたけれども、防潮堤が一律の高さでできましたよね。その中で、何ヶ所か女川などに行ったら、あれよりちょっと低くなっていて、県が決める前に合意形成できていたので、これでＯＫということで通してもらったというような言い方をしていましたし、気仙沼はちょっとよくわかんないですけど、それに対して特別名勝の松島で、特別な配慮はなかったですよね。

例えばそれは、県知事がこう決めていく中で、この保存管理計画で松島こうなっているかから、一律じゃなくてもうちょっと違う配慮をしてくださいということが、できなかったのか。或いは保存管理計画として足りないところがあったのでできなかったのか。或いは住民と共有されていればそういうことができたのか。

今改定する時期なので、反省というか、そういうところも意識して、もしこの次に災害があったときにこの新しい保存活用計画があるということで、ここではもう事前にこういう計画があるので、一律じゃない、ここは特別配慮というような保存活用計画であったらいいなというようなことを、今ちょっと議論聞きながら思いました。

どうなったら違う対応というのは有り得たのか。小林先生が嘆いていらっしゃるのですが。

小林座長：温井先生の認識がちょっと間違っていると思っています。事務局の意見を先にお願いします。

県：非常に答えづらい話です。もし計画があったから、震災復興が何か変わったか、それはつまり、現状変更上認めないという選択肢になると思います。一つは、防潮堤をつくらないというのは、県の事業に対して認めないと判断をすることになり、つまるところ、予想される景観への影響に対して法的な取扱いの判断になると思います。それはおそらく、難しかったかなと思います。

震災復興は、生活再建と人命、安全が第一でございまして、文化財保護法上も何が何でも文化財を守るということになっておりません。ですので、その事業計画に対して、景観への影響を軽減させるっていう、その景観配慮がどれだけできて、できなかったかというところ、具体的には防潮堤ないし高台移転に対する、

事業者との調整でどういう景観配慮が適切だったかというところに、私たちのレビューするべきポイントがあるのではないかと考えております。

防潮堤についても、すべて一律にコンクリートではなく、自然石を用いた場所があるなど、効果的に景観配慮がなされたところがございます。ただ一方で、コンクリートむき出しのところもございます。そういった事例をみて、どういったかかわり方をすべきだったかというのが、これからこの先にずっと考えなきゃいけないことかと思っております。このような回答でよろしいですか。

小林座長：私は、またそれとも違う捉え方をしています。まず、温井先生がおっしゃったように、県が一律に決めたわけじゃない。それは当然、事業者である県と、市町と地域住民との、相談の上で決まっていると思うのです。

まず震災直後に、松島エリアの復旧復興と文化財との調整のための会議が持たれています。それが 2011 年 12 月の決定、１月の方針としてまとめられています。そこで、両者の合意というか妥協点が明確になっています。

ですから、その方針に基づいて、我々は現状変更を審議してきています。その後も一律ではなくて個々にちゃんと議論しており、2011 年末の両者の合意のもとで行われています。両者という中には全首長も入っています。

温井構成員：先ほどの御説明で命か景観かという議論であったと話がありましたけども、今回、防潮堤ができて、つまり暮らしの目の前に壁のようなものができてしまって、本当にこれよかったのかっていうのは、住民からも後から随分出ていると思います。

景観か命かという話がありましたけど、今回の改定では里の暮らしとか、その魅力とか、それに誇りを持ってもらう話が入っています。暮らしということをキーにして、住民と一緒につくった保存活用計画であれば、例えば防潮堤というものが出てきたときに、今後、どうしていくのか。どう対応していくのかということも含まれているはずです。

命のためにこれだけの高さが必要だといういわゆる工学的な提案に対して、何か違う対案、レジリエンスという考え方があったし、実は造園の方ではもうちょっと土木のやり方じゃない方法でできるのではないかって、１年目ぐらいは言っていたのだけれど、結局、1000 年に１度はレジリエンスだけど、100 年に一度は物理的に堤防で、やっぱり土木でいきますよって話になっちゃった。結局、あのとき話していたことは全部駄目になっちゃいましたけど。

命が景観かって、そうじゃないような話に今回近づいているし、目標としては、その一緒につくった計画が、まさに将来の暮らし、それが当然そこには文化も含まれるというような、そういう考え方であれば。小林先生おっしゃったような議論の場でそういう話になったとは思いますけどね。ただ、なかなかそうならなかったと思いますけど。

小林座長：よろしいですかね。

平吹構成員：感想というか、私なりの考えになりますが、やはり住民の皆さんが、自らの地域にどれだけの想いをお持ちであったかいう点が、今回の復興においても一つのポイントとなったと感じています。今回の保存活用計画でも、さまざまな文言や言い回しで、地域に誇りを持つとか、伝統的な暮らしを再考してみましょう、地域文化を大切にしましょうといったことが謳われています。これらが実現されれば、自分の住んでいる地域のことが大好きな人々がどんどん増えて、防潮堤を含む景観も、ちょっと違ったものになるように思います。

小林座長：私も、温井先生の指摘は、まず研究というものの位置付けが違っていると思うのです。基本的に、やはり、現実に判断するのは当事者ですね。ですから住民主体。本当に命か景観かという、景観が命に釣り合うとは思えないですけども、まずは自分たちの将来をどうするかと考えたときに、いろんなことを考えると、必ずしも景観だけじゃなくて、将来のこと、次の世代のことをそういった時に考えて判断するわけで、しかも先は読めないわけです。こういう防潮堤をつく

れば本当に安全なのかどうかもわからないし、つくらなければ、どの程度危ないのかもわかりませんし、しかしその中で判断しなければいけない。

それに対して、研究者というのはいろんな観点から情報提供できるし、シミュレーションしてみることもできるのですが、それは、我々が医療を受けるのと全く同じだと思います。医者は基本的にいろんな情報提供しますが、あくまでも現在の医学の提供できる範囲、或いはその医者の見方で提供できる範囲でしか提供できないわけで、その中で我々患者はもう少し自らの力で最大の情報を得て、インフォームドコンセントですね、それで最終的にやはり自分で意思決定しなければいけない。という点では全く同じだと思います。

ですから、それ以上研究者が、なんていいますか、観念的な倫理感でもって、これが良いこれが悪いという判断を下すことは、おそらくできないだろうと思うのです。

温井構成員：いや、研究者として言っているのではない。今言っているのは理想論なので、どっか片隅に置きながらやれたらというぐらいの話が一つと、それから研究者として、上から押し付ける話じゃなくて、どっちかっていうと、「寒さの夏はおろおろ歩き」の宮沢賢治じゃないけれども、要するにね、僕はどうしていいかわかんないですよね。だから結局一緒にやっていくしかないというそういうそういうだけの話。

小林座長：たぶん、そうだと思いますよ。

県：いろいろ御意見いただいているところですが、これから考えなきゃいけないことは、私どもも、この10年を振り返りつつ、たくさんあることは認識しております。

特に第９章の「今後に向けて」は、非常にシンプルであっさりした文書ですけども、今のお話も含めて、計画では書けないこともありますが、先生方のお考えというのはぜひ、私どもとしてはここに入れたいなっていうところもございますので、どういったものを将来考えていくべきかについて、ぜひ県にご提示いただけるとありがたと思っています。

小林座長：どうもありがとうございます。私の方からですね、ちょっと書きぶりとしてあまり読めないところがあることと、前回もお話したことですが３点お話ししておきたいと思います。一つはですね、やはり今後に向けては情報の重要性というのがあろうかと。情報の発信であるとか情報の蓄積つまりアーカイブ化とか、そういった基盤となる部分を、責任を持ってきちんと推し進めていく姿勢が必要かと思います。

情報化の時代に即した対応の仕方は、観光にも地域づくりにも関わってくる問題、教育にも関わってくる問題です。

それからもう一つは、やはりグローバル化です。多少コロナで、そっちの流れが見えなくなってきてはいますが、しかし情報とあわせてグローバル化の流れというのも一つ大きな潮流として、意識すべきだろう。そういったものについても言及しておくべきじゃないか。そういったものをにらみながら、観光、教育、等々考えていくべきだと思います。

三つ目の前にちょっと話がそれますが、マツクイムシの話で、個別の問題の前に、方針として、温暖化が進み、環境が変動する中で、実態に合わせた自然環境の維持管理に努めるが、マツの植生に基づく松島らしさの維持については努めていくとかいったように、２段構えのスタンスを示しておいた方がよろしいのではという気がいたします。

全く否定するわけではなく、まずマツが大事ということはもちろん認識した上で、しかしすべて、マツを維持しなきゃいけないという姿勢も、現実的かどうかがわからなくなりつつあるという中で、我々が取らざるをえない方向性として、何かそういう調整された表現を示したらどうだろうかと思います。

平吹構成員：以前にもお話ししたかもしれませんが、私は松島の松枯れ病対策には疑問を持っています。あまりに一辺倒過ぎないか、ということです。クロマツやアカマツは、元来やせ地を好む先駆種なので、岩場に根を伸ばして、潮風にも耐えながら、根や幹をくねくねさせて生育している。そのような姿こそ本当の松島を象徴するマツではないかとも思っています。

現在の松島のマツ、特に本土側は植樹したものが高木に成長し、林冠下には広葉樹や草本の藪と厚い土壌層が形成されています。自然の遷移が進んだためで、強度の下刈りや落ち葉掻きをするなどしないと、どんどん衰退する。だから、手間とお金がかかるので、すべてのマツを維持することは難しいと思います。しっかりとゾーニングや個体選択を行い、そして生態学的な管理手法を導入すべきです。86 ページの写真にある、斜面一面をビニールシートのようなもので覆うという対策も、理解しづらいです。

温井構成員：私は素人なので変なこと言って大丈夫かと思いますが。同じように庄内海岸とかもマツばかり大事にしている人がいて、もうちょっと整理してもいいかなと思うのですけど、ちょっとお聞きしたいのですが、本当の岩礁に生えたマツがマツクイムシでやられた場合というのは、岩礁の上は結局対策のやりようは何もないのですかね。あそこは自然に入ってくるまで待つしかないのでしょうか。本当に欲しいのは、そっちですよね。

岩礁の上のマツがマツクイムシでやられちゃうと、あそこは自然に強いのが入ってくるまで待つしかないのでしょうか。

平吹構成員：例えば江戸時代の絵図を見ると、島々も本土もマツの数は今よりずっと少なそうです。100 年ほど前、名勝指定時の写真などを見ても、島々は岩肌が目立ち、マツは少ない印象です。もっと、岩を愛でるという視点が重視されてもよいと思います。

温井構成員：お聞きしていて、二つに分けて、まず本当に、マツしか入れない岩礁みたいなところと、自然に広葉樹に変わっていくところとは分けていたほうがいいのかなとは思いました。

県：はい。平吹先生と温井先生の今のコメントを受けまして、今まさに変化する時期なのかもしれないと、お聞きしていて思ったところです。

後ほど報告で紹介しようと思ったのですけども、松島が県立自然公園がとして整備され始めて 100 年ちょっと経っていますが、仙台藩がマツ林の保全をしなくなった途端に、マツが急速に伐採されて、薪炭材になっていったということが、東北学院大学の先生の研究で示されています。そのあと、温井先生のおっしゃっていたように、大高森も、古写真とかでみると樹木が少ないことがわかります。しかも、七ヶ浜の君ケ丘公園も、明治・大正時代の写真をみると、今展望台になって桜の名所ですけど、そこから見える景色は、当時その丘陵が全部畑になっている状況で、森林があるような美しい緑の光景では必ずしもありませんでした。

それを自然公園として保護していくという考えで、当時の宮城県と内務省が、富山と大高森と、松島の扇谷近辺について集中的にマツの植樹をやっています。その結果として 100 年後の現在にこういう鬱蒼とした松林があって、それを特別保護地区にしております。多分そういった植生は、今後変化していく可能性があると、今お聞きしていて認識したところでございます。

小林座長：私からの３番目として、もう一言。今後の時代背景を考えますと、あるいは浦戸諸島など伺う限り、ものすごい高齢化が進んでいる。現役世代の生活支援も今後さらに必要になると思いますが、しかし関係人口として次の世代がいるわけです。ですから、これからの松島地域のことを考える上でも、地域おこしを考える上でも、そうした関係人口をいかに巻込んで地域をつくっていくのかという、新しい地域づくりの形というものが問われる時代になってくるだろうと思います。それは我々の領域の研究課題でもありますが、実際の中で考えていただければと思います。

よろしいでしょうか。先生方御意見ありがとうございます。そろそろ時間となってきました。本日は多くの御意見が出て、非常に有意義な時間だったと思います。本日出た意見は、検討にあたって活用していただきたいと思います。それではひとまずの進行を司会に戻します。

９　第７回策定会議議事録

開　催：令和５年１月30日（月）
於　宮城県庁舎４階特別会議室
構成員：小林敬一（座長）・平吹喜彦・温井亨・松本秀明・七海雅人・津川登昭・西舘保宗
オブザーバー：文化庁文化財第二課名勝部門平澤毅主任文化財調査官

小林座長：それでは、早速進めていきます。本日の会議は、計画策定のための最後の開催とのことで、時間は16時30分までと伺っております。まずは議題に先立って、事務局から報告事項があるとのことですので、事務局からよろしくお願いします。

県：本日もどうぞよろしくお願いします。まず住民説明会とパブリックコメントの実施状況について御報告します。資料は右肩に報告とある紙をご覧ください。

（１）の住民説明会になります。本県では、計画案の内容が概ね固まってきましたので、令和４年10月から住民説明会を開催し、計画案の説明を行ってきました。先週までに予定していたすべての説明会を終了しまして、資料に記載のとおり、県と地元自治体で行ったものが10回、地元自治体のみで実施したものが３回、計13回19地区を対象に行いました。

令和２・３年度に計画案に先立って意見交換会を12回実施してきましたので、この計画策定にあたり、住民の方と25回対話をしてきました。昨年10月からの説明会では、住民の皆様から多様な御意見を頂戴しましたが、計画案自体には概ね了承いただいたものと認識しております。ただ、一部地区でいただいた要望等を反映し、修正した内容もありますので、後ほど修正案の説明で、具体的な内容等について御説明します。

続けまして、（２）のパブリックコメントについて報告します。パブリックコメントは、令和４年12月19日から令和５年１月20日の約１カ月間で実施しました。実施方法は記載のとおりですが、結果として、パブコメによる意見提出はございませんでした。

以上、御説明した内容で、計画案の住民の方・県民の方への説明と意見募集をすべて終了しましたので報告します。以上になります。

小林座長：ありがとうございました。今の報告事項について何かご質問等はありますか。

＜質問なし＞

小林座長：質問等はないようですので、それでは、続けて議事に移りたいと思います。本日の議題は２つありまして、１つ目が「（１）計画案の修正内容について」、２つ目が「（２）今後に向けて」となります。皆様から活発な御意見が出ることを期待しております。

では、まず（１）計画案の修正内容について、事務局からよろしくお願いします。

県：それでは引き続き、議題４の（１）説明・意見としまして、計画案の修正内容について御説明します。資料は、報告の次の２ページ、Ａ３をご覧ください。

前回の第６回策定会議では、構成員の皆様より主に第７章から第９章について御意見いただいておりました。まず私の方からは、Ａ３の資料により主に第７章から第９章について、前回の会議で頂いた御意見を踏まえて変更した内容を御説明します。そのうえで、今回の会議は最後となりますので、計画案全体で、先ほど御報告した住民説明会等で頂いた御意見などを踏まえて変更した点についても簡単に御説明します。

それでは、資料をご覧ください。「計画案の修正内容について（主な変更点）」とありますとおり、ここでは、前回会議で頂いた御意見を踏まえて修正した11項目について記載しております。

まず、表の見方ですが、一番左に変更した箇所とページ、次の列は変更前ということで、前回会議で記載していた内容、次の列に変更後ということで、具体的に変更した文章、および新たに加えた文章を、赤字で記載しています。最後、一番右側の列は、会議で頂いた御意見と変更理由になります。

それでは、１番目をご覧ください。１番目は第６章、お配りしている計画案全文の冊子の67ページ、太陽光発電施設の取扱いについてとなります。前回、温井構成員より、付帯施設の記載について、植栽と色彩の

どちらかにとられるという御意見を頂きまして、真ん中の列の「変更後」の赤字のように、表現を修正しました。

また、計画案冊子の67ページになりますが、温井構成員の御指摘による変更と併せて、太陽光の取扱表で、設置可能地区についても一部修正しております。設置可能地区は、第２種の眺望に影響を与える場所と第３種としていましたが、第２種と第３種の眺望に影響を与える場所以外に修正をしております。

次に、２番目になります。ここから第７章　整備と活用についてとなります。小林座長と平吹構成員より、基本方針では、原則に関する記述があったほうがよいとの御意見をいただいておりました。このため、「変更後」の列の赤字で記載した通り、基本方針１の説明で「自然環境の推移の見守りを前提としつつも、松島の風景の価値を損なう影響が想定される場合には」と、「実態に合わせた」という文章を加筆しました。

３・４番目も、同じ整備の基本方針での変更となります。まず３番目ですが、温井構成員より、「安心」という言葉の意味を捉えることが難しいとの御意見を頂いておりました。こちらについては言葉を削除することといたしました。

裏面をご覧ください。次に４番目になります。小林座長より、ユニバーサルデザインという言葉の一般的な捉え方に基づいた使い方について御意見いただいていました。これについては、方針の主旨を変えずに、ユニバーサルデザインという言葉に代わる文章で記載することとしました。

５番目をご覧ください。５番目は、第３節の１保存のための整備で、（１）自然についてとなります。ここでは、松本構成員から、記載内容についての御意見と修正のアドバイスを頂きました。表には文章を載せておりませんが、アドバイスに基づいて修正しました。

続いて６番目になります。こちらも同じ第３節ですが、松枯れ病対策事業について、平吹構成員から御意見をいただいておりました。それに基づいて、変更前はビニールシートで覆っていた写真だったのですが、これを変更しております。

７番目は、保存のための整備のうち、自然とともにある暮らしと歴史に対するものです。ここでは、小林座長から頂いた御意見とその後に修正案文についてアドバイスをいただいておりまして、それを踏まえて、赤字箇所の追加と整理を行っております。

次のページをご覧ください。８番目と９番目は、第７章　整備と活用のうち、活用に関する内容となります。まず８番目ですが、前回の会議で小林座長、前々回に津川構成員から「情報発信や情報のアーカイブ化」について御意見頂戴してきたところでした。こうした御意見を踏まえて、第４節　活用の基本方針に、１つ方針を追加しました。追加は「３　グローバル化社会に適応した情報発信とアーカイブ化を行う」との項目で、世界に向けて松島の価値と魅力を情報発信するとともに、情報のアーカイブ化を推進することで、進展するグローバル化社会に適応した松島の価値の継承と魅力発信を図る、と記載しています。

９番目は第５節、活用の方法になります。ここでは、小林座長より「諸領域との連携、総合的な調整の視点」という御意見を頂きまして、赤字のように、少し踏み込んで内容を追加しました。

以上が、第７章の整備と活用の変更点になります。続けまして、10と11番目が第９章今後に向けての変更点となります。10番目は、前回会議では、ご欠席された七海構成員から、事前に頂いていた「定期的な自己点検の必要性」を、御紹介しました。

これについては、第９章を第１節と第２節に分け、第１節に「経過観察と評価」を新たに追加しました。したがいまして、11番目として変更前に記載していた内容を、第２節に移動しております。

以上１～11項目で、前回までの御意見と変更内容について御説明しました。それでは続けて、計画案全体を通じて、住民説明会等での主な意見と要望の御紹介と、反映箇所の御説明をします。

住民の方の意見等の御紹介は、資料はありませんので口頭のみで御説明しますが、反映箇所については、事前に送付していた計画案冊子の方のページを後ほどお伝えします。

まず、先ほど３の報告で、説明会の実施状況を御報告しましたが、その際には非常に多くの御意見をいただきました。それを全て御紹介することは難しいのですが、大まかな傾向としては３つありまして、１つ

目は特別名勝松島、文化財であることの地域に対するデメリットという認識、それに伴う規制について緩和、指定解除の要望、２つ目はマツクイムシや海の汚染といった自然景観の改善、四大観などの整備や眺望の改善といった県の積極的な保護推進を求めるもの、３つ目は、１つ目とは逆に指定範囲の拡大に関する要望となります。

これらは、令和２・３年度に実施した意見交換会での御意見と概ね共通していましたので、１つ目の規制緩和については、改めて住民の方の認識に対して、文化財保護の趣旨を説明するとともに、景観保護による地域の活性化という今回の改定の方向性にたち、第６章の保存管理の方向性と方法では、保護地区の統合と、現状変更取扱い基準で、今日的には景観への影響が少なくなってきたものを積極的に見直すことで反映させておりました。

ただ、１点だけ、直近の説明会の結果で変更した内容があるので御報告します。冊子の 77 ページをご覧ください。利府町赤沼地区の説明会で、都市計画の市街化区域と保護地区の位置づけが大きく異なることの弊害について意見をいただき、山林の一部地域の保護地区変更を要望されました。

これについて、景観への影響度と関係法との整合性を県と利府町で検討し、松島湾の背後地であることも考慮して、利府町赤沼地区の山林の一部を第１種から第３種に変更することをやむを得ないと判断しました。これに合わせて、利府町と協議し、町は事業者や住民へ積極的に景観配慮をお願いしていくこととしました。

２つ目については、第７章の整備と活用において、四大観の整備の必要性等、御意見を積極的に位置づけてきております。

３については、具体的には、冊子 76 ページ下の七ヶ浜町の松が浜先端にある島嶼や、77 ページ中央の塩竈市の杉の入裏になりますが、こちらについては、まだ価値づけや検討が不十分なので、将来の課題として計画案には示しませんでした。

以上、大きく前回頂いた御意見による修正内容と、説明会による内容の変更の説明になります。

小林座長：ありがとうございました。ちょっとここで、文化庁より御意見があるとのことですので、まず、平澤主任調査官どうぞ。

文化庁（平澤主任調査官）：ありがとうございます。今回、会議としては最終回ということで、大分内容も詰まってきたと思いますけれども、先ほど少し事務局とも話をさせていただきましたが、これは他の保存活用計画策定でも、よく生じがちなのですが、最後の部分の記載が薄いところがあるとも思われます。

具体的には冊子の 91・92 ページですが、これは、この計画を実施していくというところでとても重要です。第８章、91 ページの方では、基本的に各管理団体と、それ関係各課が連携・協力・協働していくということが書いてあるわけですが、その関係する主体が具体的に特定できる機関については、明記をしておく必要があると思います。

それは例えば、この資料で具体的に言いますと、97 ページに作業部会の体制が載っていますけれども、この作業部会に追加して松島公園管理事務所、それから、場合によっては国土交通省国道管理事務所も含めて、連絡協議会みたいな形で、年２回程度の情報共有と各関係者で企画をしている事業の他、少し規模の大きめな現状変更等があるようであれば、そうした動向などを共有する連絡協議会を設置するという、具体的な何か仕組を設けることがポイントとなるかと考えます。

それから 92 ページ。前回会議での御指摘を受けて、「経過観察」が入っていますけれども、これは今般の保存活用計画では、運営体制を含めて計画実施のモニタリングをしていく必要性について求められていますので重要です。

今の記載ぶりでは、一体何を確認するのかが明らかではありませんので、項目の柱くらいは少し明示をして置く方がよろしいかと考えます。そうしないと、結局、その時々の体制によって、したりしなかったりとかになってしまいます。

これは、技術的にはなかなか難しいですけれども、場合によっては、モニタリング項目のシートを用意して、それを先ほどの仕組のところで協議会というのを

設けることにしたときに、年度初めにその前年度の状況の報告を管理団体から報告して、共有するということが、関係各組織等で認識を共有する上で重要になります。

それから、その経過観察というのを第１節に加えたおかげで、第２節の題名が章と一緒になってしまっていますので、そこは整理をしていただいたらと思います。第２節については、特に積極的にこういう観点を取り組んでいこうということだと思いますので、そういうことを、節の題名にしていただければと思います。私の方からは以上です。ありがとうございました。

小林座長：ありがとうございました。それでは、先ほどの説明を踏まえた上で、皆様から御意見を伺いたいと思います。時間はおよそ 40 分程度になります。修正内容について御意見等をお願いします。

松本構成員：修正の４番の２番目についてです。整備の基本方針にある「前提」という言葉。「自然環境の推移の見守りを前提とし、」は、あまり意味がよく取れないような気がしますが、例えば、「自然環境の推移を見守りつつも」というふうにつづっていただくと、意味が取れるような気がいたしますが、いかがでしょう。

これはおそらく、平澤主任調査官さんの御指摘の部分にも関わってくるというふうに思われますが、皆さん方の御意見どうでしょう。

小林座長：まずこれ、事務局の方からお答えありますでしょうか。

県 (課長):よろしいですか。まず平澤主任調査官から、最初にいろんな御意見いただきまして、あと松本先生から御質問、御意見いただいたところでございますが、まず文化財課として、ちょっと方針をまず述べさせていただきたいと思います。

平澤主任調査官から、91 から 92 ページのことについて主に御意見をいただいたところでございます。その中の１点目といたしましては、計画を作った後のモニタリングといいますか、どういうふうに進んでいるかという点についてモニタリングシートを提示するなどして見ていった方がいいのではないかという御意見いただきました。

あとまたもう一つは、国交省や松島公園管理事務所などとともに協議会を設置して、意見交換をしていくという、この２点だったと思います。

この２点につきましては、私たちもその通りだと思っておりまして、これはしっかりと明示していきたいと思います。

計画をつくってこれで終わりっていうわけではありませんので、これをつくった後どう活用していくか、それが大事だと思っております。そのためには、やっぱり地元の方と、しっかり意見交換していくことが必要だと思っております。

次の改定は 10 年後になると思います。それまでまたいろんなことがあると思いますので、そのためには、しっかり意見交換の場をつくっていくというのは必要だと思っておりますし、その考え方をこの計画の中に、入れておくというのはその通りだと思いますので、そういう方向で修正を図っていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

あと松本先生からいただいた御意見につきましては、修正を考えていきたいと思っております。また、先生から御意見あると思いますので、そこも踏まえまして修正を図っていきたいと考えております。ありがとうございました。

小林座長：どうもありがとうございます。今日は最後になりますので、なるべく細かいことはまた後で、例えば、文言や語句の使い方等々についてはまだまだちょっとこなれてないところもあるかと思いますが、別にまた後でお寄せいただくこととしまして、大きなところでの感想をまずいただければと思います。

温井構成員：それでは、平澤さんから御意見がありましたので、どこまで私にその主旨を理解できたかは、ちょっと怪しいところがあるのですけども。実は数年前に、鶴岡にある名勝金峯山保存活用計画の委員をさせてもらったことがありまして、計画ができた後のことが心配になりました。

松島のように、このような地元組織はないので。その時、策定にあたって地元の集落・自治会も入っていたので、その自治会とか、それから策定時にいなかった農林系の組織といった、鶴岡市の部署を入れた組織図をつくって、今後はこういう体制でやっていくというのが書いてあります。ただ、それがその後どうなっていったかというと、木の伐採とかそういう時には、声をかけてもらって私とか、山形大学の林学の先生とかが一緒になって、協力してその都度検討しているのですけども、ただその組織図にあったような体制は開かれていなくて、さっきの平澤さんの話だと、年２回、定期的に開くと書いておくとよいということでしたが、そうすれば、開かれるかもしれないけども、現状では組織図は載っているのですけど、実際は一度も開かれていなくて、その都度に文化財課から声をかけている状況です。

それから、あと色々な関連部署で確認すると良いということで言うと、例えば金峯山でも、庄内海岸県立自然公園のエリアが重なっています。

最近、区域がちょっと広がりました。羽黒山の麓に風力発電の計画が立ち上がり、反対運動が起きたときに、山形県の方で、県立公園の金峯山のエリアを広げるようなことがあって、その時に、文化財と自然公園の方で意見交換とか或いは地元に対しての色んな確認ができるような連携がとれることはあるのかなあと思って聞いておりました。

せっかくお話ありましたので、それについての感想です。

小林座長：わかりました。どうもありがとうございます。そういう組織があれば当然望ましいけれども、とかく形骸化しがちなので、実現できるものを考えていく必要があろうかということですね。他にいかがでしょうか。

平吹構成員：はい。今回修正いただいた箇所について説明いただきましたが、植生に関しては、たいへん丁寧に修正いただいたと思っております。

そのあと、平澤さんから非常に大きなコメントがあって、私自身、どうお答えをすればいいのか難しいのですけれども、願わくはそのようにして欲しいなというふうに、当然のことながら思っております。

私が携わってきた自然環境の再生とか利活用に関する取り組みでは、地元の方を中心とした協議会を設置するというのが一般的な方法でして、それがきちんと作動すれば、いいものが出来ていくだろうなと思っております。しかし実際は、今のお話があったように、なかなか難しくて、特に運営にあたる行政の方の御負担がますます増えてしまうという印象を、私自身は持っています。なので、言葉は適切ではありませんが、いかに協議会を上手に運営していくかというあたりが課題だと思います。

それ故よくあるのは、専門のコンサルタント或いは地元のＮＰＯの方などに委託する方法です。そういった支援を取り入れていかないと、行政の方だけではなかなか難しいのかなという、率直な思いがあります。

今回の保存活用計画策定作業も、従来と同様におそらく自前で、齋藤さんを中心に文化財の方が担当されたのではないかと思います。大変な作業量で、よくぞここまで作成なさったなというのが私の正直な印象です。この上を目指すのであれば、それなりの仕組と予算、それから戦略といったことを組み込んでいただいた上で、文化財課が宮城県という行政組織の中でイニシアティブをとって対応いただくことを期待したいです。その難しさを承知しながらの意見です。

小林座長：はい。どうもありがとうございます。この会議は私がまとめる会議ではありません。我々が意見を言って、県のほうでお聞きいただくものになりますので、私もちょっと一言、意見を言わせていただきたい。ということで、今、平澤主任調査官から重要な御指摘をいただきました。確かに後ろの方へ行くほど薄くなってきているということはありますよね。

私も県の方々といろいろ議論している中で、やはりこれからはとにかく計画ができたらそれでＯＫという時代ではない、基本的には、それに基づいてきちっとマネジメントをしていかなければいけないと申し上げています。けれども、ではどこから手をつけたらいいのかおいうことは今まだそういう段階ではない。

試行錯誤も必要だけれども、そう言っていると、結果のところ何もできないということも起きうるので、先ほど御指摘いただいたように、何らかの仕組が必要だと思います。

それで、必要な協議する場としては庁内で横方向の繋がりというのは一つあろうかと、それから、県と市町との間の繋がりというのも、担当者同士で繋がっているわけですけれども、それでいいだろうかというところが、私としては一つ疑問に思うところがあります。

例えば東松島市とか塩竈市には、震災後に現状変更申請に対して意見を言う場が、委員会などとして県の部会と同じようなものが設けられていまして、それぞれ違いがあるのですけれども、そこでいろいろ審議をしています。

特に東松島市などでは、そういう場が、単に一つ一つの案件、現状変更申請に対して意見を言うだけではなくて、市全体の横の繋がり、例えば都市計画や観光との繋がりであるとか、そういったところの議論にもなりますし、或いはその計画自体が持っているコンセプトに対する意見が出たりもします。

そういうことを考えますと、今震災後、10年以上がたって、次第に現状変更申請の数が減っていく中で、そういった場をもっと、こういった計画の主旨に基づいた新たな繋がりをつくっていく、或いはプロジェクトを起こしていく、地元の住民たちも巻き込みながら何か起こしていく、という戦略的なものに移行していくということも一つの案としてあるのではなかろうかと思います。

そういったものをまた県が束ねていくというような形もあると、もう一つの可能性として申し上げておきたいと思います。以上です。ほかにいかがでしょうか。

七海構成員：私の方では、特段これといった意見はありません。一つ疑問点といいますか、確認させていただきたい点があります。

前回お休みしたために、ちょっとわからなかったところですが、本日示された説明意見のまとめの表８番目になります。

88ページの第７章での活用の基本方針に、情報のアーカイブ化という文言が今回入りました。「グローバル化社会に適応した情報発信とアーカイブ化を行う」という文言。それから本文では、「情報発信するとともに、情報のアーカイブ化を推進する」云々という文言です。

この赤い部分に関しては、具体的にどういうことを想定しているのかだけ確認したいと思いました。ここはどういう意味でアーカイブという言葉が使われているのか教えてください。

小林座長：はい。どうもありがとうございます。では、もう少し説明を加えていただけますでしょうか。

県：事務局から説明の補足をさせていただきます。前回、先ほど説明の中でも触れましたが、小林先生からグローバル化社会に適応した情報発信とアーカイブ化というところを、御意見いただいたところでございます。

県としましては、先生の御発言の主旨は、責任を持って情報発信していく必要があるということだったと受けとめております。

またそれにあたっては、アーカイブ化とは言い換えるならば蓄積でございますので、今までどういうことをやってきて、これからどう向かうのかというところが求められることだと、考えて記載したところでございます。

県としてはそういった位置付けで考えていまして、具体的なところは、先生の方から御提案をいただいてもよろしいでしょうか。

小林座長：前回の意見に基づいてということですので、ちょっと言葉が適切かどうかは別としまして、基本的には、松島のイメージが観光客の行動と同様、松島海岸の地域に集中している。我々は、広く奥松島や浦戸も含めてこの松島見ています。それから、歴史的に見れば四大観ですし、ネットで松島、特別名勝、景観として検索して出てくるのは、大体四大観とか高台からから見た眺望景です。ところが、観光客はあまりそういったところには行っていない。イメージにギャップ

がある。そこで、今回の議論でもガイダンス施設とか、そういう情報発信の場がないじゃないかと。

ところがガイダンス施設となると、これ大掛かりになりますし、それであれば、今の時代に人にイメージを伝えるためには、リアルなものも大事だけれども、ネット上での情報発信も大事である。そういうことで、今ここにいろんな団体や市町がやっておられることもありますけれども、そういったものがネットワークを築き、県も関与しながら、松島のイメージを発信していく仕組が必要じゃないかと考えます。

その仕組を、次の段階で考えたほうがいいという意見を申し上げていました。だからそれがどういう形になるかまだ今の段階ではわかりませんし、まずはウェブサイトを運営する必要があろうかと思います。こういうふうにご理解いただければと思います。

七海構成員：大変丁寧な御説明ありがとうございます。内容としては私も賛成です。

ただその場合に、このアーカイブという文言が適切かどうかということはまた別のことだと思いますので、これについては先ほどの連絡協議会というような御提案もありましたし、そうした全体のこれからの仕組みづくりの中での情報発信ということで理解いたしました。

これに関しては、感想になりますが、先ほどのパブリックコメントの結果は、何とも寂しいお話でありまして、これがやっぱり今の松島に対する認識のあり方を、ある意味反映しているのではないかと思われます。

みんなが出かけるのは、綺麗な風光明媚な観光地松島。私たちは、総合的な文化財という認識で、未来に向けてここを大切な場所として考えていきましょうと理解しているわけですが、パブリックコメントがゼロという結果を知ると、そこにギャップというものがあるのではないかということを痛感しました。

従いまして、今回このように立派な計画がつくられたのですから、ぜひ、これの簡易版、誰でも気軽に見られる簡易版、それから学校教育の場でも使えるような、テキスト版っていうものをぜひつくっていただきたいと思っております。

あとは、先ほどもお話がありましたが、計画の中の構成資産、個別文化財の説明は、まだもっときちっと精査して、少し文言修正が必要なところがあると、今回も少し感じました。これについては、今後とも情報交換をさせていただきたいと思います。私からは以上です。

小林座長：はい、どうもありがとうございました。それでは、津川さんお願いします。

津川構成員：今、七海先生からお話あった８番目の情報のアーカイブ化のところですけど、私もこれ意見させていただいた項目ですので、私なりの解釈ですけど、先ほど齋藤さんの方からお話があった蓄積という部分で、私は言葉を使いました。

アーカイブとエデュケーションが必要と確か発言したと思いますが、活用とそこは関連してくるところで、広義のアーカイブという部分で、具体的に何ということを指してはいなかったです。

それと、先ほどから皆さん活用の部分でお話ありましたが、私も同じような意見でして、このまとまった冊子はすごく素晴らしいものだなと思います。私自身も中身を読ませていただいて、意見をさせていただいて、中に入り込んだ状態で、理解しているところですけれども、ただこれ完成した後で、やっぱり最後の方のページに、各市町の担当部署のリストが入っておりましたが、おそらくこの方々がこの冊子をもらってどう解釈するかっていう部分。

多分、解釈の仕方はいろいろありますし、市町にとって、年間でどういう感じで実施していくのか気になるところではあります。具体的に、どの部署でどんな方向性で活用しているのかなと、気になるところであります。

例えば、この冊子が完成したときに、この冊子の説明会みたいな感じで、昨年度、市長や町長さんが集まって会議やったことありますけれども、担当の方に実際にやる気になってもらうような会とか、もしかしたら必要じゃないかと思ったりします。

私自身が自分ごととしてどうかかわれるのかっていうと、市民団体として活動していますので、そこに

関わることによって、町の中の機運というか、楽しいイベント的な自由度の高い動きができると思いますので、そういうかかわり方をすると、その機運が高まって、この計画を実行していこうという、行政の方、市町の担当の人もやりやすくなるのではないかなというような感想を持ちました。

小林座長：ありがとうございます。先ほど失礼いたしました。私だけの意見ではなくて、津川さんの御意見もまとめてこういう形になっていると理解しました。それでは、西舘さんどうぞ。

西舘構成員：西舘です。よろしくお願いします。私としては特にないですが、一つだけ申し上げますと、これから、やっぱり活用っていうところが新しく加わり、重点的になって変わっていく中で、これからここが焦点になっていくと思っています。

今後、意見交換というか活動の上で、やっぱりこういう不具合が出るとか、やってみてどうだったっていうところの意見交換・共有の場があったほうがいいと思います。先ほどありましたその関係者の役割というところで、構成団体の調整が難しいかと思いますが、ある程度グループを構成しておいた方が、責務として実行していくことになりますので、事前にできたらやった方がいいかなというところで思っていました。以上です。

小林座長：はい。どうもありがとうございます。まだ時間がありますので、今、お考えのところがあれば、御発言いただければと思います。

温井構成員：はい。４つほどあります。64 ページに第６－４表がありまして、そこに建物の高さについてあります。第２種までは 10m とありますが、第３種はそういう記述が今回ないですけれども。ただ、東松島市で風車ができてしまったとき、あれすぐ撤去ということになったのが、あれが３種だったと思います。ああいうものに対して、どう対応するっていうか、どういうふうに考えているのかがまず１点目。

それから、次が 62 ページの記載、現状変更についての最後に、日常的な営みで行われているものは、特に差し障りないということが書いてあります。ちょっとこれを読みながらイギリスの戦後すぐの都市及び農村計画法を連想いたしました。あれだと麦を作っていたところに違う作物をつくろうとすると、それも駄目というような相当厳しい規制をやっています。

松島でそんなことをやる必要はないと思いますが、ただ、水田をビニールハウスの畑作にかえるとか、今は例えばトマトなんかも、畑で作らないで工場で作るような、営利企業としての農業が出てきています。その時にどうするのかと。

その辺については 63 ページの第６－３表にも生業って言葉があるので、これがキーワードで、生業じゃない営利的に行われるものについては、何かそれを根拠に、対処する方向を考えられるかなと思います。それが２つ目です。

それから３つ目は 66 ページで、第６－６表を平吹先生とさっきお話したのですけども、例えば、造園業者とか造園設計する方で言うと、例えばツツジ類が使えないかと思う。この時に使えるツツジはヤマツツジだけだから、あとは他の種類を考えなさいと指導するか。或いは、レンゲツツジとか造園業界で今出回ってないようなものを育てて、松島発で郷土種を育てていくというようなことで考えるか。

それからもう一つは、グランドカバーでツル性のものなんかも、もうちょっと書いてあってもいいのかな。それから、常緑広葉樹で、例えばシラカシはここにはないとは思います。

よく、文化的景観として、山形や庄内でもシラカシの垣根とかあって、例えばそういうものを入れといたらいいのではないかと思います。

よく関東だと、下がヒイラギで上がシラカシの垣根がありますけども、ちょっとそういう書き足しを平吹先生にご相談してされたらいいのかなと思います。

それから最後ですけれど、今出た議論と関係あると思いますが、住民からの意見の御報告の中で、文化財であることのデメリットというような認識がまだ随分あるという話がありましたが、それについては、むしろ文化財で規制されことで、ブラッシュアップされて、それによりブランド化されて、付加価値がついて

観光客も来るし、地域の質が上がるとか、そういうようなことを、実は今、『インバウンド再生』という本を偶然読んでいるのですが、これにイタリアや京都の例が書いてある。

簡単な例で言うと例えば、イタリアワインは、たくさん生産量はあるが安物だったのが、イタリアで観光に来た人が、歴史的な都市で飲むなど、そういう中でブランド化して、それから産地認証とかでも、ブランド化して今高級化している。

こういう文化財であることで、かえって高級化していくと、それから世界の観光客が来る中で切磋琢磨して、より洗練された、もっといいところになって住みやすい、魅力的なところになるというストーリーがありえないかと。そういう方向をぜひ目指したいというようなことを思って、ちょっと考えました。以上です。

＜西舘構成員　退席＞

小林座長：はい。どうもありがとうございました。県の考えはどうでしょう。

県：先生からの４点ほどの御質問に対して、まず、本県の見解を述べさせてもらいます。

まず、第３種地区の 10 m高さ制限については、現行計画でも記載はありません。景観に影響を及ぼすものは認めないという一文のみで運用しております。現在、第３種地区では建築物や工作物で 10 m以上の建物などもありますので、第３種ではそういった規定を設けないで、引き続き、景観配慮を促していくべきという認識に立っております。

温井構成員：ちょっと今のところでよろしいですか。今、内規で 10 mということだと思うんですが、今回計画で２種に 10 mってはっきり書いちゃうので、３種は逆にいいんじゃないかと思われないかというところはちょっと心配。以上です。

県：はい、ありがとうございます。先生の今の御指摘については、検討させてもらいます。２番目の農地の作付転換については、工事をするかどうかが大きなポイントで、現状変更というもので風景が変わるかどうかは、工事を基準に考えております。

なので、単純に水田から大豆に転換とかは、日常的な行為だと認識していますし、一方ハウスの設置になれば工事が伴うので、それは現状変更行為に該当すると考えられます。

ただ、やはり一定程度解釈の幅が必要であろうとも認識していますので、全てを列記することは難しいかとも思っています。まとめますと、工事をするかどうかで理解していただければと思います。

あと３番目については、平吹先生からご指導いただいた植栽の参考例でございます。多分、実際には園芸種とかそういうものを外構工事などで申請があがるケースは多数あるかと思います。

ただ、私どもとしては、やはり自然環境に負荷がかからない方法ということで、こういうものがあるという位置付けで、例示をしているものでございます。掲載種については検討させていただく余地はございますが、基本的には郷土種でこういうものを使うことを検討して欲しいっていうことを示していると理解いただければと思います。

温井構成員：平吹先生は何ていうか、格調高く書かれたけど、造園業者的な発想で見たときに、じゃあどれなのかっていうのを、示してもいいかなとちょっと思いました。

県：そうですね、計画での記載となると、かなり誘導的になってしまうので、そこはちょっと検討させてもらいたいのですが、景観誘導という観点では、先生の御意見はもっともでございますので、それはまた別の形で明示する必要があるというところも、理解したところでございます。

最後に、文化財であることのデメリットということでございますが、そのあとのブランド化はまさにその通りだと認識しています。

やはり、昨今では、北海道東川町もそうですけれども、景観とかまちづくりルールをしっかりと作り込んだところの方が、地域振興や人口増加につながり、

ブランド化とかまちづくりに成功しているケースがございます。

私どもも、松島の風景には価値があることを、この計画を作った後で、常日頃から住民の皆様に伝えていく必要があると理解しております。

やはり、開発すべきなど、地元にもいろんな考え方があってしかるべきだと思います。あくまでも私どもの考えとしては、先生のようなお考えで地域活性化を図っていくという、今回の計画の理念をお伝えしてく必要があると認識しています。先生の御意見４点に対しての事務局から説明は以上になります。

小林座長：どうもありがとうございます。他によろしいですか。

では私の方から、先ほどモニタリングの話が出ておりましたので、項目の柱はどの辺になろうかと、いろいろ考えられますが、本当に思いついた意見です。

まず、松島というものが、世の中にはどの程度理解されているか、またどういう形で理解されているのかよくわからない。それは今回のアンケートにも出ましたように、観光客の視点と住民の視点というのは当然違うわけです。

今回の計画では、地域の歴史についてかなり踏み込んで、一歩前進したと思います。しかし、一方でやはり観光客に瑞巌寺だけではない、もっと幅広い魅力があるといったところも理解していただきたい。まずその辺のイメージの改善も課題としてあると思いますし、そのためにも先ほど出ました特に地元から声があったという四大観の整備、頂上までたどり着いたときの達成感が得られるようにという整備などの、主要プロジェクトのようなものも考えられるのではなかろうか。

それからもう一つ、これは後でまたお話したいと思うのですが、先ほどブランド化という話が出ておりますけれども、地元の人々が、この松島の範囲内にあることのよさを実感することが何よりも大事で、そのためには、地元の活動といいますか、もう少しミクロなレベルで活動があちこちに起きてくることが大事だと思います。

その中で、例えば先ほど御指摘あったような、逆に規制を強化することで魅力が出てくるといった話も、地元で考えていただく。そのような活動がどう起きてくるだろうか。起こすためのアクションを起こせるか。その辺も一つ課題としてあると思います。

マネジメントという観点からすれば、まずは県がそういったものに対してどう動いていくのかというあたりで、１、２個評価の物差しができるかなとは思います。以上です。

では、もしよければ、３分と言わず、本日は最後になりますので、全体を振り返って皆様から御意見いただければと思います。

細かいところはまだあろうかと思いますが、これは、あとは事務局に一任したいと思います。御意見は県の担当者の方に早めにお伝えいただければと思います。私がみる限り、まだ誤字とかも若干あります。

そういったところは飛ばしまして、全般に関して策定の過程を振り返って、或いはこの全体を見て、御意見御感想をいただければと思います。どういう順番で行きましょうかね。松本先生からでよろしいですか。

松本構成員：モニタリングの項目に関連してですが、松島の自然、私、自然しかよくわからないですが、自然が重要なことは皆さん御承知の通り、島であるとか、それから湾内海面、白い崖、植生ですね、そういったものに目が行くわけですけども、もう一つ、わりと忘れられがちじゃないかと思っている部分があります。

それは海、それから人々の暮らしの背景としての丘陵地の斜面です。丘陵地の斜面が変更されて、人工的なものになっていくことによって、前景としての島々、人の暮らしというのが、ちょっと違和感を持つっていいますか、自然の中での暮らしとはかけ離れていくような、そういう感覚を持っています。

ですから、今回もどこかにも書いてありましたけども、島々は当然として、その背景、屏風の役割を果たしている丘陵地の斜面及びそのトップ、稜線、そういった部分の保全をしていただけるような、そんな検討をしていただけると、松島の良さが維持されると思います。

小林座長：どうもありがとうございます。それでは温

井構成員よろしいでしょうか。

温井構成員：今回の計画策定の当初からあった話だと思いますが、それは文化財であることがデメリットという認識が住民にあると。

確か最初の頃に、平澤主任調査官からも、そういうのをどうにかしてほしいという要望があったと事務局から聞いたような気がします。その答えが、暮らしの風景というのが前面に出てきたところではないかと思いました。

ただ、そこにまたいろんな難しさもあるようなことも感じております。例えば、さっき水田がビニールハウスに変わるとかの話もしましたけども、今までだったら多島海としての松島の価値を損なうようなものが駄目ということで対処すればよかったわけですけども、今度、暮らしの風景を価値として認めてきたところがあるので、そうするとそういう水田とかですね、農業自体も含まれる里の風景に価値を認めて、それをどうするかっていうのは、新しい課題なのかなという気もしております。

もう一つこれからの話として、その風景とか建築規制したりするときに、二つの方向があると思います。一つは文化財として規制すること。つまり、特別な価値のあるもの、特別な価値があるから規制するという考え、もう一つは、都市計画はそういうことではないかと思いますし、それからヨーロッパの風景条約も都市周辺の荒れた風景なんかも全部対象に入れるという考えなので同じですが、これは特別な価値があるという文化財の考えとまた違うと思います。

ただ、だんだん接近してきているような気がします。文化財の範囲が、里の風景を日常的な価値として認めていくと。そういう中でどうやっていくかというのは、今回大分前進だと思いますけども、今後どうやっていくかというところが非常に難しい問題だし、これからの課題でもあると思いました。

それからもう一つだけ加えると、さっきのイタリア・京都で観光ブランド化のような話で言うと、オーバーツーリズムの話が随分あります。

この中で出てきて面白いのは、アジア系外国人が大挙して押しかけてブランド品を買いあさるのですけど、そういう人は空港から直接アウトレットモールに行ってもらい、中心街には来ないようにする、美術館は予約制にして入れないとか、そういうことを戦略的に考えているというような話が出てきて面白いなと思います。

庄内なんかはもうどんどん来てもらえばいいだけの状態ですが、松島はちょっと違うかなと。あまり松島の本質的価値がわかっていない観光客が押し寄せた時は、割合観光に特化してテーマパーク的になっていて対応できる松島海岸あたりでさばいてしまって、他のところでオーバーツーリズムで壊れるようなところへは誘導しないとか、そういうことも、ひょっとしたら松島でも考えていく必要があるのかなと思っております。以上です。

小林座長：どうもありがとうございます。では平吹構成員お願いします。

平吹構成員：はい。先ほども話したのですが、実は私、10年前の保存管理計画策定にもかかわらせていただきました。その時と今回を比べてみますと、「活用」という文字が入ってきたことで、その部分が大きく変化し、前進したと感じています。

そんな中で、私自身は計画策定に対してどんな貢献ができたのだろうかということですが、植生とか生物というところに限定される訳です。齋藤さんはじめ担当者の方々がご自身で一生懸命調べてくださり、勉強された。その成果が文章、或いは写真や図表の中に活かされていて、非常に改善され、進化したと感じています。

先ほどの温井先生からの御指摘、「郷土種って平吹は言うけども、実際に業者は植栽可能なのか？」という点ですが、確かに生態学的な知見の下にかなり絞り込んでお示しました。例えば、緑化を担当する業界の苗の供給実態といったことにもっと配慮が必要で、目標がちょっと高過ぎたかもしれません。この点については、齋藤さんがお答えくださったように、別バージョンで、例えばグッドプラクティスを収集した資料を作るとか、或いは私自身がもう少し緑化の現場に立ち会って、現実を踏まえた提案もさせていただくとい

うような、そういった努力が必要であったことを改めて感じたところです。今後の課題とさせてください。やはり一番衝撃的だったのは、今日平澤さんがおっしゃったことでして、「これからの戦略がはっきりしていないじゃないか」という御指摘は、ごもっともだと思います。ただし、先ほども申し上げましたが、これは大変難しい、合意形成に時間を要する課題だと思います。初回の会議で説明を聞いたときに、「これは県の上位施策に位置づけられるような、総合的な計画ではないか」ということを発言しました。そのイニシアティブを文化財課の方々がとられて、行政組織の部局を束ねるような立ち位置で攻めていかないと達成できないのではないかというところが正直なところです。それを私はひそかに期待をしているのですが、ちょっと言い過ぎました。

小林座長：どうもありがとうございました。順番ですので言わせていただきます。まず私は、全体振り返ってみまして、第１に、この計画で自然とか歴史的資源、或いは観賞の場や、価値形成のメカニズムについて、今日的視点からレビューしえたことは大きな成果だったと思います。

また今回は東日本大震災の経験をきちんとレビューできたということも大きな成果だったと思います。

３点目は、これは特に 61 ページと 88 ページで、グレーに塗られている３項目がありますが、この部分に関しては、こういったものを核として一応計画らしいロジックが整理されて、構成できたのではないかと思います。まだ漠然としているんですが、柱として、成り立っていると思います。先ほどの評価の観点でも、そういったところに、もしかしたら何か手がかりがあると思います。

そして、今後の行政の仕組ですけれども、平澤主任調査官からは今日厳しく御指摘いただきましたが、行政としては、当然いろんなことを、我々からも、地元からも言われて、やらなければいけない課題がたくさんあるし、マネジメントと言われても、どこから手をつけたらいいかもおそらくなかなか手がかりが見いだせないだろうし、だから試行錯誤することが、私は大事なプロセスであると思うのですが、ただ、試行錯誤すると言ってしまえば、逆に行政は何もしないこともありうるので、ちゃんとやることをしっかり明確にしておくっていうのは大切だと思います。これは矛盾するようで両方やらなきゃいけないことです。

ちょっと難しいけれど、その辺は御理解いただいて、国と県の方でよく意見交換しながら、県の方で進めていただければと思います。

私自身としては、最初にお話しましたように、計画としてはやはり実効性が大事だと常に思っています。実効性というのは、この計画が規定していることが自分たちの利益になることであると、計画に関わっている人たち自らが思って、そして率先してそれをやっていこうとする。そういうような計画が、実効性があると思います。

今回そうなったかどうかは別にしまして、一歩は前進したと思っていますけれども、先ほどから御意見が出ているように、松島であることのメリット、こういうものが実感されなければいけない。まずそのためには、例えば松島町の松島海岸の辺りでは、例えば色彩や形態がもう少し理想高く、本当に観光地として魅力あるものを作っていく課題を地元で理解していただかなければならないし、或いは、例えば、あちこちに本当は遺跡があったり、川沿いに魅力的な場所が残っていたりするけれども、人の目に触れずに取残された場所とか、魅力的な島であるとか、特に浦戸はそうですが、可能性のある事例がいっぱいあります。

ですから、そういったものを、地元の人たちや、そこから出て行かれた人達も関わりながら、或いは観光客として特に興味持たれる方、或いは全く新たな事業をここで起こしたいという方がたなども巻き込みながら、何かアクションを起こしていければと思います。

それも、まさに今時代が変わろうとして人口減少社会に入って、しかし一方で、ますますグローバル都市の活力は高くなって、地方とのギャップが生まれつつあるような状況の中で、観光等々を通して、地方に活力を起こさせるための手段として、うまく使っていかなければいけない。そういった新しい課題が今生まれてきている中で、次のステップを踏み出すことができればと思います。

そのためには、今、平吹構成員からもお話ありましたように、県として総合行政を行うというのも一つ課題ですし、やはり大事なことはもう一つ、市町です。

先ほどもお話しましたように、例えば東松島市は復興都市計画課と密な繋がりがあって、そこでいろんな事業が見えてくる。そういったところをもっと活かしながら、特に逆に松島町とか利府町、それから七ヶ浜町は我々、直接関与してないので、その辺がよく見えてないのですけれども、そういったところも文化財が文化財だけで閉じていていいわけではなくて、特に松島に関しては、いろんな課を巻き込みながら、物事を起こしていく或いは理解を得ていくといったようなところが大事です。

そのためにも、そういった松島に関しての市町の総合行政化を、県として後押ししていただくようなことができれば、より効果的になるだろうと思います。計画ができた後の進め方として、今後に期待したいと思います。以上です。次に七海構成員どうぞ。

七海構成員：私が専門とする歴史と文化の分野から感想を述べさせていただきますと、今回の保存活用計画案において提示された、地域の歴史を物語る 14 点の仮説としてのストーリー、このページがとても画期的であると思っております。

この 10 年間の計画の展開の中で、ここに提示された 14 点の地域の歴史の物語は、地域学習を進める中で、いかに相対化されていくのか。

この 14 点については、例えばここは見直されるべきであり、ここは深められるべきであるというような形で、10 年後に計画改定がまた行われる際に、ここに提示されたものがどのように地域における学習の中で変化し、また進化していくのか。これが歴史と文化という面から見た際に、この計画の進展の、非常にわくわくするようなところではないかと、私は今回の作業に参加させていただいて思いました。

それから、非常に余計なことかもしれないですが、表紙の写真を提示していただいたのですが、今回は宵の松島、明け方の松島というイメージです。表紙はしかし個人的にはやはり青と緑がいいかなと思っています。

特に、津川構成員の方からご紹介いただいた、海から見た各自治体が繋がって見える松島でしたよね。あの写真は印象的でした。

津川構成員：はい。

七海構成員：あのようなロケーションも、今回はどこかに入れていただいて、宵の松島、明け方の松島であれば、歴史と文化という面から見ると、やはり月が入ってないと、というふうにも思います。そういった見せるところについても、ぜひ残りの時間、編集に工夫を凝らしていただければと思いました。以上です。

小林座長：どうもありがとうございました。では、最後になりますが、津川構成員お願いします。

津川構成員：今回、保存活用計画策定にかかわらせていただいて、初めてだったので、どんな感じの方向性で意見言ったらいいのかなと思いながら、皆さんの意見を聞いておりました。

結果的にはすごいいいなというか、私が漠然と思い描いていた活用のところで、皆さんのお話を聞くと前回よりも充実していて、活用が保全に繋がる、保全が活用に繋がるっていう、循環的な部分の活用になるかなと思っております。

あと先ほど、温井先生からもお話ありましたが、説明会での意見で文化財イメージ、名勝松島のイメージがあまりよろしくないと、齋藤さんからお話ありましたけども、すごく残念だなと思いました。

ただ具体的なところで何か意見があるとは思うのですが、もしイメージ先行的なことで言っているのであれば、外部からの意見に対して左右されやすい部分があると思うので、そこからですね、松島は文化財指定がされてすごいいいね、とか意見を聞くと、いいなというふうに思うこともあるのかなとか、ちょっと思っておりました。

あと、座長から規制を強化した方が、ある方向での効果があるという話がありましたけど、それが例えば観光的発展をよしとするか、自然との共生の方に向かったほうがいいかは、まるっきり方向性の選択だと

思うので、保存活用計画としてのビジョンが、もしかしたら求められているのかなと。文化財課だけではない、観光とか他の教育だとか、そういったところと絡んだ部分での、総合的なビジョンが必要になってくるのかなと思っております。

あと、私個人は多賀城に拠点を置いていますので、前々回に多賀城も入れて欲しいってお話したのですけれども、これを市長にちょっと報告というか、意見してみました。

市長は、県としていろいろやっているので、そこら辺は名前を連ねなくても、多賀城としては関わっていくつもりでおり、そこら辺また教えてくださいと言われたので、私としては持ち帰って多賀城というポジションで、保存活用計画に何かしら関わっていけたらなと思っております。ありがとうございました。

小林座長：はい。皆様どうもありがとうございました。そろそろ、時間になりました。本日は多くの御意見が出て、非常に有意義な時間だったと思います。残りの時間は少なくなってきましたが、本日出た内容は、ぜひ計画案の検討にあたって活用していただきたいと思います。

それでは、会議の終了に当たりまして、オブザーバーとして出席いただいている文化庁文化財第二課名勝部門・平澤毅主任調査官よりコメントを頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

文化庁（平澤主任調査官）：ありがとうございます。検討が始められたときも申し上げたと思いますが、従前から策定されてきた保存管理計画というのは、文化財保護法の規定に、現状変更等する場合には文化庁長官の許可を受けなければならないと、書いてない現状変更等の取扱いについて整理することがひとつの重要な機能でもあります。

しかし、それぞれの物件の内容や価値、実情は異なりますので、そういうことを踏まえて、1970 年代の半ばぐらいから、行政施策として運営してきています。

はじめは現状変更許可申請が数多く行われる、史跡及び天然記念物屋島や特別名勝厳島でつくられ始めまして、ほどなく 1976 年に松島でも最初の保存管理計画が策定されました。

以来、ほぼ 10 年ごとに見直され、今回 5 回目の策定になるわけですけれども、これだけ改定を重ねてきているところは、少なくとも私が知る限り他にはありません。

すなわち、この計画をどうするのかということに関しては、現実の課題とも宮城県で向き合ってきた、この 50 年近い取組であったと思います。

今回は、特に 2011 年の大災害を踏まえて、社会の形もこれからどうするのかという課題と、この松島の将来的な保存活用をどうしていくのか、これはまさに地域の問題であると思いますので、関係する住民の方々が、やはり松島に住んでいてよかったと感じる、これが一つのゴールではないかと思います。

10 年ほど前に、私が奈良文化財研究所在任中に、『計画の意義と方法』という研究集会を開催させていただいたことがありますが、計画を運用する中で、さまざまに関係する人びとがこれ自分のことを書いてあるねというふうに思うことが、計画の一つの重要な機能であると、ディスカッションの中でのそういう発言がありました。

少なくとも、行政機関が松島に何らか関わろうとしたときには、みんなこれを持ってもらうということは、また今回の実施において徹底していただければと思います。

少し残念ながら、行政機関の方でも法律の施行が徹底されない事案がこの 10 年あったものですから、それは先ほど申し上げた協議会などを定期的に開催していただいて、突然、もう来月からこれやりたいみたいな話にならないように、うまく情報が共有される仕組の運用をぜひお願いしたいと思います。

計画は冊子として製本するためのものではなくて、実際に使うための道具ですので、使っている中で、改善するべき課題、方法であるとか、そういうことが見えてくる部分があります。策定の折には、徹底して使い込んでいただいて、一つは Web 上で公開するかと思いますが、冊子体にした暁には、この松島について議論をする時に必ず携行していただいて、10 年使ったら冊子としても作り直さないといけない、そんな形で使い込んでいただければと思いますので、どうぞよ

ろしくお願いします。本当にありがとうございました。

小林座長：それでは最後に、その他として事務局から１件あったということですので、事務局よろしくお願いいたします。

県：はい。冒頭で齋藤からも御説明させていただきましたが、３月末の計画刊行に向けて、今、段取りをつけております。最終的な調整がまだ残っていますし、本日、先生方からも、まだ文言の修正や御意見も頂きました。今後については、最終的な調整は、小林座長と調整の上、事務局の方で進めさせていただければと思っております。その点についてご了解いただければと思います。以上でございます。

小林座長：よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。それではひとまず進行を司会に戻します。

県：皆様、本日は長時間にわたり御議論いただきまして、本当にありがとうございました。また、これまで７回開催されておりますが、その都度真摯に意見を交わしていただきまして、様々な情報提供いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

　この後、本日の意見を踏まえまして、３月末の策定ということになりますけれども、策定しましたら、また皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料２　地域住民意見交換会・地域住民説明会における意見等（概要）

※１　対象地区と参加者、主催及び同席自治体については、計画「参考資料１　策定会議、作業部会、住民説明会開催の経過」（p95）　参照。

※２　個人・法人名や財産が特定できる意見や批判等は掲載していない。

１　地域住民意見交換会

意見交換会のテーマ
- **皆様が考える地域の誇りや魅力に思うこと**
- **次に現行の計画が皆様の生活などにどのような影響を与えているか**
- **震災後の地域社会の変化等と特別名勝松島の中にある皆様の地域の将来像について**

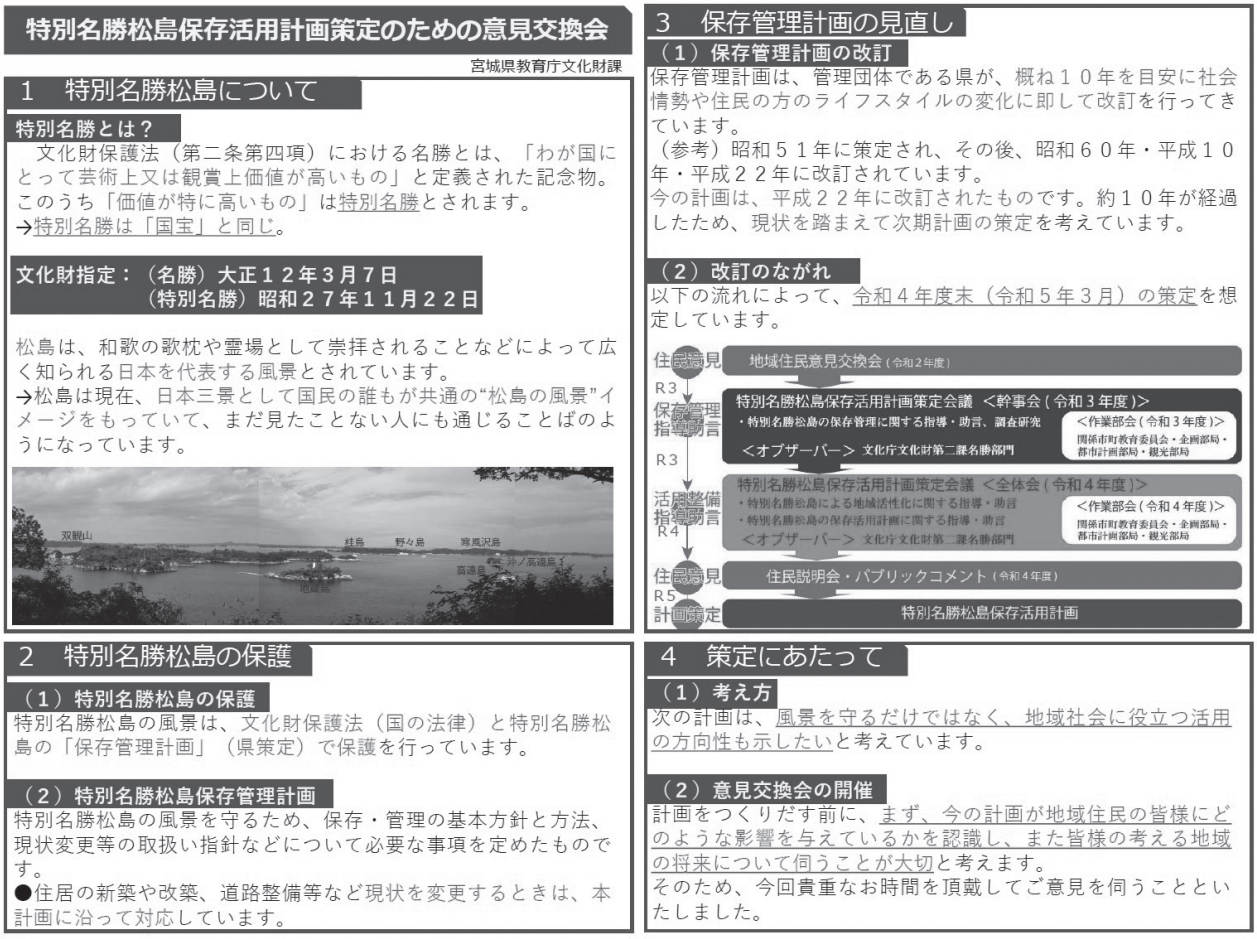

地域住民意見交換会配布資料

令和３年３月４日　東松島市野蒜地区

- 地域での活用目的で建てた四阿・遊歩道は、今後は誰が管理するのか。
- これだけよい観光地でありながら、人が来て休む場所や食べる場所がない。景観を楽しむホテルなど、滞在してもらえる場所がない。
- 我々が町を発展させていくにあたって、景観がよい場所がいっぱいあると思っている。
- 交通の便があまりよくない。野蒜駅から海水浴場までを考えると徒歩では難しい。

・外から来る人がいるのにトイレがない。
・宮戸の話だが、宮戸はとてもいい地域だが、新しく家が建てられない。宮戸に住みたいと思っても、家督を継ぐ人は家を建てられるが、次男坊以下は家を建てられない。そうすると住民が外へ流れてしまう。
・大高森のことだが、頂上までかなり高く登るのがつらい。
・イワシ山にも結構景色がいい場所がある。運動会で応援歌にもなったくらいのイワシ山で、大事な山。
・レーンホテルから仙石線のところを通ってくる遊歩道が、あそこも結構景色がいい。
・観光庁の方に地域を紹介して、住宅の色が統一されているということで、すごく感動されていた。規制があるから、よい風景が残るし、後世に伝えていくために必要。
・地図とか用意して、例えば子供たちや学校とかとも一緒にワークショップ形式とかでもっといろいろな人からのお話を聞いてほしい。
・文化財としてダメっていうのと、都市計画法とかで規制されているとか、しっかりわかっていないところがある。
・野蒜小学校は景観がいいということで人気ある。そういわれると、やっぱいいなと思ったり、外から来た人から、いい団地だねって言われると、すごくうれしく感じたりする。
・イメージの中で特別名勝っていうとすごいフィルターかかる。
・松の下に下草があると見栄えもよくない。下草刈りをしてもらえるといいと思う。

令和３年３月５日　東松島市宮戸地区

・宮戸は特別名勝だから、いろんな良いところがある。客が来てもいいところ。活用などは客が来てから考えてもいいのではないか。今商店などはコロナで客が来ず、非常に大変な時であり、このタイミングで活用について考えることに抵抗があります。
・高齢者が多く、田も少なく、ここに集まっている人も 10 年たてばどれほど残るか不安となる。子供の声がなくなって、これからどうしていくのかということに不安を感じる。
・昔は山に入って灌木を薪にするなど手入れができていた。昔は畑があって菜の花もすごくきれいだった。
・震災後、宮戸も寂しくなって嫁も子供もいない。自然が保護されているといわれても、あと 10 年たったらこの地域はどうなるのかと不安に感じる。若い人が本当に少ない。
・地域おこし協力隊やボランティアなどから支援をしてもらい、その後支援慣れしてしまったように感じる。
・ここは特別名勝であり、いろいろ厳しいことが言われてきているという現状がある。生活をしていけなければ仕方がない。若い人も誰もいなくなってしまったら、誰がそれを守るって話になる。松島の風景は人と調和がとれていて残るもの。自然だけ守っていくっていっても、人がいないとどうしようもない。自然を守らなければならないけれど、そこで人が生活していかなければいけない。
・遊歩道などの整備が必要と感じていることは、みんなそう感じている。
・震災後に住民が半分になった浜では、なんとか草は刈っているが、それ以外の管理が難しくなってきている。
・松を植樹していかないといけない。道路の街路樹なんかも松があった方が良い。
・松島で枯れた松は見ない。気仙沼の方だと結構枯れた松とかが多い。
・マツクイムシ対策は一長一短で、ヘリで殺虫剤散布すると他の虫も死んでしまう。そうするとその虫が海に落ちてくるのをエサにしている魚が採れなくなってしまう。
・お金が必要。このコロナで全く客がこなくなった。生活が立ちゆかないし経済を回していかなければ仕方がない。
・オルレでも海水浴場でも、来た人がお金を落としていくことを考えないといけないとは思いますが、実際

はなにもない。
・今まで 50 年も市から基本は何もしてはダメだと言われている。次の計画で活用といわれても、頭が切り替わるには時間がかかる。
・今回話を聞いていて、保存管理だけでなく活用っていうのは、ビビッときた。ぜひそうしてほしいと思う。活用っていう文言の中で、なんかできそうだなって思う。
・出てった人はだいぶいる。外から人が来て家を建てたいって言われても宅地はない。高台の畑とかを、宅地にしてとかをしないと人が入ってこない。

令和３年３月９日　塩竈市寒風沢地区

・浦戸ではマツが今枯れているので、これを何とかしないといけない。特に前浜の海水浴場もかなり枯れ木が目立っている。倒木とかも切ってもらわないと危ない。
・県でも薬剤散布や刈るのもかなり実施していることは分かっているが、マツクイムシにやられた木がかなりある。
・特別名勝というのですから、ぜひマツを守っていっていただきたい。
・昔のように田畑で耕作しているといいのですが、今は２人だけ。震災前は 11 人いたが、津波で農機具が流されて、やめたところがある。
・寒風沢島は震災からの復興がまだ十分でなく、なんとか外から人を呼び込めるように努力していますが、島民だけで対策できる域ではないと感じます。
・震災復興事業で農地整備をして、被害があった田を高くしたのですが、整地をしたところは保水力がなくなった。水をいれても周囲に逆流して、農地整備のせいで田んぼを使いづらくした。農地整備後、私の田は満潮になると海水が側溝に入ってしまう。
・農地整備による田を山砂でつくってしまった。出来上がったところはきれいですが、雨を含むと湿ってしまって、ぬかるんで重機も動かせなくなる。
・一部の地域が特別鳥獣保護区に指定されているが、畑の害獣である狸やキツネ、ハクビシンなどが捕まえられなくなってしまう。捕獲が可能な期間だけでは追いつかない。
・新築の家を建てられないため住むことができない。
・田畑に関しても、農地法によって地目変更ができない。
・今の保存管理計画で展望地点のことも記載されていますが、日和山の展望地点も雑木がひどく生えて、展望が非常に悪くなっている。これらが整備されれば、非常によい展望地点になると考えます。
・海水浴場は防潮堤設置により適さなくなってしまった。海水浴場に適するような整備の仕方をしてほしいと要望していたのに、そうはならなかった。
・泊まりながら周辺を回ることができるような設備がなければならない。
・保存管理計画があるにもかかわらず、防潮堤などはその方針に即していない。
・小さなところから、お客さんが入ってくるきっかけを作っていっていただきたい。

令和３年３月９日　塩竈市朴島地区

・マツが枯れ、今はナラ枯れも発生している。東松島などではヘリで薬剤散布を行い、枯れた松を全面的に切っているということもあるにもかかわらず、浦戸ではない。
・木が倒れて海に流れて養殖棚を壊すことがある。
・まずは 20 数人が入ることができる避難所が欲しい。

・浦戸全体で、盛り上げていってもらうしかない。診療所の開設も週 1 回で大変な場所。
・文化財というと何もできないというように感じる。何もできないのならば、買い上げるなりしていただいて、しっかりと整備をしてほしい。
・松島を活用するならば、やはり枯れ木をしっかり伐採して、植林が必要。
・浦戸は場所としては非常によいが、離島振興法などで働きかけてもらって、橋でつながないと生活するには難しい。
・昔はこちらに定期的に来る行商がいたが、震災前に辞めてしまった。
・地域にとっての大きな変化はやっぱり防潮堤。以前は自宅から一面に海が見えていたが、今はそれが見えない。
・今日みたいに若い人が入ってきて、話しを聞いてもらうとまた何か話が進んでいくのかもしれませんけれど、住民だけで集まっても意見は出てこない。

令和３年３月 12 日　塩竈市石浜地区

・特別名勝松島として保護するなら、行政は規制だけでなく何らかの対処が必要。
・石浜には雨降石があり、そこに説明板が建てられていましたが、何十年と木の看板が立てられっぱなしで朽ちており、それがそのまま放置されている。
・漁業組合に所属しているかで、この地域に住めるか変化してくる。いずれ誰もいなくなってしまうのではないでしょうか。
・鳥のフン害も影響を与えている。
・民宿は一番盛んでしたとき 4 島で 20 軒ぐらいあった。桂島も今は 2、3 軒です。
・住民の高齢化が進む中、対策をするにしても最後のタイミングだと思う。石浜にある家は 16 軒で、そのうち一人暮らしの家が 4 軒程度。住民数としては 30 人いない状態。
・まず遊歩道を見直すべき。

令和３年３月 12 日　塩竈市野々島地区

・特別保護区に限ってマツ枯れが激しい。お客さんに枯れたマツを見せるのは自分たちにとっても恥ずかしいし、お客さんたちはどのように感じるか不安。
・沿岸部で枯れたマツが海に落ちて、夜間の航行にとっても非常に危険な状態。
・やはり法律から変えないといけないのでしょうか。現状では特別保護地区と言っても、手を付けられず荒らしているだけになっている。
・マツ枯れが激しくなったのは、震災以降でしょうか。最初に馬放島の松がほぼ全滅状況になってから、野々島他にマツクイムシ被害が激しくなるようになりました。
・以前は下草がなかったので、キノコもみんなで採りに行ったりしていた。そのこと自体が山掃除になっていた。
・浦戸は市街化調整区域と特別名勝で、ダブルで規制がかかっています。どちらかは良くても、もう一方で反故になるといったこともあります。
・島の将来を考えると、高齢化が進む中、若い人がいなければ何もかも始まらない。
・市はボランティアやイベントなど、我々に協力を求めることがよくありますが、人が寄ってきても、そこに留まっていただかないとしかたないと思います。
・以前、野々島では農地 40 町、水田も 40 町ぐらいあった。現在は基本的に漁業従事者だけです。

・島にいらした方に、仙台から１時間半でこんな別世界に来れるなんてって言われたことがあり、その時は非常にうれしく感じました。
・みちのく潮風トレイルに全国から来ています。やはりその方々へは、島のおだやかできれいな景色を見せてあげたいと思います。
・展望台の見晴らしを維持することは非常に大事。
・文化財の面倒くさいイメージを解消することができないでしょうか。手続きする前から、手が付けにくい、面倒くさいイメージができてしまっています。

令和３年５月31日　松島町高城・本郷地区

・松島で一番きれいなのはやっぱり大高森とか四大観。夕陽の松島とか最高の眺めなので、四大観を活かすべき。
・気仙沼の亀山のケーブルカーなど近代的なものを是非やってほしい。体験や特産物の販売をしたり、そういうことが大事な時代。
・松島の景観は宝であり自慢できるものであり保存しなければならない、守っていかなければならない。
・大きな商業施設や工場もなく経済活動ができていない、そういったことで転入者も少ない。住民の中身を見ると高齢者が多く、若者がいない。
・もっとこの景観を守りながらも整備していく必要がある。これだけの広い松島を見るためには遊歩道とかをもっと整備をすべき。特に浜田から来た道路は歩道が一つもない。
・松島は観光客をもっともっと増やしていくのが必要。
・高城町でいえば町の中かなり狭い所があって消防車や救急車も通れないところがある。
・崩れた空き家もいっぱいある。
・高城川が70数年でこんなに汚くなってしまった。
・交通渋滞がすごい。ゴールデンウイークになると家から出たら家に帰って来られない。
・住んでいる人も気持ちよく住めるようにゴミ対策や清掃対策を考えていただきたい。
・松島に観光客がどんどん来てほしいが、いまだに客引きしているところがある。
・松島は上から見たところがいい。けれども道路が怖くて止まれないような、車がやっと入れる状況。そういうところを整備してもらいたい。
・現状は長期滞在が少ない。長期滞留するための施策を講じていかなければならない。例えばグリーンツーリズムやオルレとか。
・駐車場が少ない。我々住民としてはそういった総合的なものを考えてほしい。
・汚い排気ガスをはいてトラックが何台も通過していく姿を見て、「えっーこれが日本三景なのか」と思ってがっかりした記憶があった。未だにそれが改善されていないのではないか。
・本当に景観を言うのであれば無電柱化してもいいのではないか。
・保存管理計画を策定するにあたって、この場を設けたということで姿勢は高く評価したい。

令和３年６月４日　松島町手樽・磯崎地区

・見直しの中で手続きが簡便な、スムーズになるようにしてもらいたい。
・希望する色があったが、特別名勝や町景観条例によって、認められないお客さんがいた。平らな屋根の家が認められないことや黒い色などしか認められないことが、いまいち理解できない。
・扇谷とか富山とか双観山では、マツが生育しすぎて海が殆ど見えない。その辺は、逆に改善してほしい。

・特別名勝ということで規制が厳しいのではないか。住宅地は少しぐらい緩和されてもいいのではないか。
・手樽は昔、手樽湾を埋め立てた。そこに島が二つ、弁天島と鵜の島があった。今も田んぼの中に残って、田んぼに水を引くと昔のように島に見える。地名が弁天、鵜の島と残っていたのが、今回のほ場整備で、地名が新手樽になり由緒ある地名がなくされた。由緒ある島の名前をなぜ無くしたのか。文化財の方に相談もなく誰が変更したのだろうか、寂しく感じる。規制をかけることはいいけれども、もう少し融通が利くような規則なり法律の運用規定があるべき。
・景観ってどこから見たものなのか、はっきりした定義がない。例えば富山からの景観とか、海の上からの景観とか。指定範囲がここまで広いのは、どうしてなのだろうか。
・笹の繁茂がすごくて、他の植物が育たなくなる。福浦島も岩肌が目立つようになっている。こうしたことの対策も考えてもらいたい。
・干拓で景観が大きく変わってしまったが、一番の問題は水の流れが変わって海が汚くなってしまった。湾内に魚が殆どいなくなって、ハゼも釣れなくなった。当時どうして埋立てたのか。文化財はどう関わったのか。今、残った松島湾が汚れてしまったことが本当に残念でならない。
・この前、雄島を東京から来た女性２人案内したとき、海がこんなに汚いのかと言われた。ちょっとがっかりされていた。

令和３年６月 10 日　松島町海岸地区

・教科書から日本三景の記載がなくなってしまったと聞いているが、そういうことについて宮城県教育委員会はどう考えているのか。
・県当局も、教科書にしてもマツクイムシ対策にしても、もっと問題提起するべき。そのとき町は全然動かなかった。
・松島海岸駅からの石畳工事について、どのような期間で決定、相談して着工したのか伺いたい。工事の際に海岸広場から３本のマツがグリーン広場に移転された。その後戻ってこない。観光協会と観瀾亭に行くところの前に立派なマツが３本あった。なぜ今はそれがないのか。
・五大堂をバックにした一番良い位置にあるマツを枯らしてしまった。その後になんの処置もしていない。マツを植える考えはないのか。
・指定地は県が決めているのか。聞くところによると大正時代に引かれたということだが、海岸線から奥の方まで範囲になっている。海岸から奥は影響ないのではないか。
・最近困っているのは海鳥。ウミウが島のマツに巣を作って繁殖しているがどうにもならないのか。マツがみんな枯れていく。
・町や県と意見交換会とかいろいろやっているのだけれども、今まで質問に対する返答は１回もきたことがない。こういう話し合いの結果はでるのか。

令和３年６月 23 日　塩竈市桂島地区

・この間ハイキングコースの草刈りをしたところですが、いつの間にか木が大きくなって辺りを見渡すことができない。
・細い枝は切っているが、ある程度の大きさになるとためらってしまいます。陽があたらなくなってだんだん枯れていって今度は倒れてしまいます。台風とか爆弾低気圧がきてその処分もできなくてそのままになっています。
・耕作放棄地によくクルミなどが落ちて急速に伸びる。道路を覆って危ないと思う。

・西の山展望台は、ちょうど塩竈を真正面に見て夕陽が見えるビューポイントです。その周りの樹木が成長しているのでもっと見晴らしを展開できるようにしてほしい。
・昔は浜がきれいだった。山がきれいで、人が入ってきちんと手入れされているからキノコがいっぱい出ていました。もちろん松茸もあった。野々島でも結構採れたけど、今は採れるという話も聞かない。
・ゴミは意外と地元の住民の方が拾ってないかもしれない。観光客はきちんと袋を用意している。
・船に乗り遅れても野営できないところがありネックです。
・私は実際携わったことがないけれども、許可がおりるまでかなり期間がいると聞いたこともあります。
・法律がいっぱいあって住民がわかりづらい。この行為がダメだと、わかりやすく記してほしい。そうでないとあの人がこう言っていたとか、だんだん変わってくる。
・高齢化も進んでくると、島には病院もないし何かあった場合やっぱり救急車を頼んでも島に到着するまでは 30 分以上かかる。そういう環境なので、できれば本土に住みたいと思っている人は多いと思います。
・地域おこし協力隊ができて何人か来て島の仕事に携わっている方もいるので、そういうところに希望をつないでいますが、結局住むところがない。空き家もない。
・地区では、海水浴場の西側に防風林として昨年一昨年 850 本位、マツ苗木を植えました。
・現在あるマツの大木は、定期的に薬剤注入するなど、大変なお金がかかるだろう。それよりも広葉樹を植えた方がいいのではないか。

令和３年８月 10 日　利府町浜田地区

・塩竈市は浦戸諸島だけで特別名勝にはほとんどはいっていない。どういうわけで入っていないのですか。同じ海から見える景色だと思いますが。
・浜田では新築の建物は建てられるのか。建てられないのは市街化調整区域という理由になるのか。
・人口減少とかの対応で新たに住民を増やすとき、浜田地区の場合、空いている土地はここから赤沼しかない。都市計画でも地区計画とか色々と検討してもらったが、上手くいかなかった。文化財保護法だけではなくて、都市計画とか関係法令と連携してほしい。
・指定を解除してほしいと考えている。松島の景観と言うが、どこからみた景観なのか。
・特別名勝があるために松島の人口が減少している。土地があっても家を建てられない。
・電柱もガードレールも茶色に塗っているが、グレーのやつと混在してよくない。ガードレールは茶色に塗ったせいで安全じゃなくなっているのではないか。
・特別名勝松島を守るってことは理解できるし、大切だと思う。しかし生活している人と感覚がずれてきているのではないか。
・籬ヶ島だって歌枕なのにひどい状況。力の弱いところが割をくうのではなくて、戦うべきときは戦ってほしい。
・馬の背とか人がずいぶん来るようになった。看板などもっと指導した方が良い。
・仙石線も浜田を活用すればもっと有効利用できると思う。国道 45 号線についても、扇谷の一部だけ歩道がつくられずにいる。
・文化財課は文化財を守る最前線ですから。ずっと開発の形を観てきて思うけれども、特に塩竈市は、ゴミ焼却場や火力発電所など景観上非常に良くないものをつくってきている。当時だいぶ反対したけれども、やはりお金持っている所の言い分が強いと思った。そういう開発にたいしてしっかり保護するのが皆さんの仕事だと思う。
・何でもかんでも反対するつもりもないが、暮らしやすいまちになってほしい。すぐ変わるとは思っていな

いから、こういう話し合いの場でお互い理解を深めることも大事。
・この人口減少の時代に市街化調整区域なんて時代遅れもいいところだと思っている。当時の乱開発の抑制のための法律がまだ残っている。浜田のようないいところに住めないのは不幸だと思う。

令和３年 11 月９日　七ヶ浜町該当地区

・特に日本三景という意識はありませんが、家を建てる際など手続きが必要ということで、地区内で該当されている方は色々と苦労されているのかもしれません。
・防潮堤のかさ上げで海が見えない不安がある中で、さらに保安林も密生して伸びてきました。いずれは間引くのでしょうが、野生動物の生息がありますので、少し早くすっきりさせてほしい。
・雑草なども繁茂すれば、よそから来た人は釣り人も含めてゴミの不法投棄に繋がってしまいます。
・防潮堤の高さは地域でかなり不満が出ている。津波だけでなく普通の台風も全然分からなくなった。
・今回の震災復興で防潮堤が建ちましたが、松島にコンクリートで高いものをつくってよかったのかなと疑問に思っています。それが認められるのであれば、逆に建物の規制を少し緩めてもいいのではないかと思います。
・七ヶ浜町民からいえば、海からの景色は漁業者とかしかみえないので、圧倒的に陸からの景色なのかなと思いました。
・標識もなければ学校での教育もされないし、今まで何もなかった。最低限そういう取組をすれば、地区内での意識も出てくるのではないか。七ヶ浜町では見受けられないなと感じています。
・特別保護地区である多聞山の一角に我々は住んでおりますが、14 ～ 15 年前あそこはヤブ山だった。それを町で遊歩道つくって、地域住民でヤブ払いを３年ぐらいで徐々に広げていった。現在も毎月１回草刈りして綺麗にしている。
・多聞山は松枯れでけっこうやられていました。枯れたマツがそのままで今もあると思います。馬放島も殆どマツが枯れています。それらの再生については何か考えているのですか。
・馬放島にはマツは３年ぐらい前から５・６箇所で植えられていますね。我々が行かないような場所にも植えていました。将来楽しみだなと思っていたところです。
・布袋島は特別名勝の指定にいれるべきではないか。
・どの法律でどうなっているのか我々に示して頂くと理解出来てくるとおもうので、宜しくお願いします。

令和３年 11 月 15 日　利府町須賀地区

・七ヶ浜から松島まで一円が指定範囲になっているのに、なぜ塩竈だけ外れているのか。
・大事な範囲について予算を付けて事業する方が、景観が良くなるのではないでしょうか。
・住宅は増えないし人は減っていく。あと30年で集落が無くなるのではないかと思う。住宅が40～50軒あったけど今は 20 軒ぐらいしか無くなっている。よそからこの地区にも入ってくるにしても、都市計画によって住宅を自由に建てられない。
・私はずっとここに住んでいるけど、何にも変わらないなと思っている。私たちの向かいの塩竈市はここ数年で住宅が 60 軒ぐらいに増えている。
・避難道の建設も理解できなかった。せっかくの道路だから浜田と繋げばよかったと思う。
・計画の見直しっていうけれど、手遅れですよ。もう少し早くなら違っていたかもしれない。
・防潮堤なんか役所はつくったあと見てない。
・人がいてはじめて保護ができる。景観を守るなら人を増やさないとダメだ。

・保護だけに偏重していたことがこの地域にとっての影響が大きかった。
・地域に住んでいる人の生活も大事です。先ほど色々意見が出ましたけれども、今この地区には 62 軒しかありません。高齢者は 45％です。そういったことからも、今余っている土地を利用して、多くの人が入ってくるようなことを、文化財保護の見直しと共に考えていただきたいと思います。
・松島の名勝ということで、やっぱり海に囲まれているので、海を活かすためにマリンスポーツとかの計画は、県で考えてほしい。
・松島町の観光客をこっちにまわして欲しいね。松島町の観光産業はだいぶ潤っているけど、そのために我々は苦労している。
・土地がある分には家を建てることを難しくしないようにしてもらいたい。
・家建てるのに分家の証明とか、年間どれくらい働いているかとか、いろいろ出させられる。
・土地は何にも使い道が無くてプレハブの塗料業者とかばっかしになっていく。
・須賀地区も調整区域をなんとか外していただきたいと考えている。市街化区域編入は、地域住民が一人でも反対すれば出来ないと聞いた。
・山を崩して震災後移転すればよかった。でも住民で多数決したら、高台移転賛成が３％ぐらいしかいなかった。

令和３年 11 月 17 日　利府町赤沼地区

・海岸線とかだったらある程度の規制はやむを得ないなと思うところですが、ここは山に囲まれている。大字赤沼という一筆で括ったのではないかというように感じる。
・塩竈市が全て外れていて、赤沼だけが全部含まれている。これは政治力の差だと考えていいのか。
・松島町はそれなりにメリットがあるでしょうけれども、ここにいたら何も感じられない。何とかならないのかというのが地域の考えです。
・17 年前になりますが、家を新築する際に、建築途中でストップがかかりました。ここにいわゆるアミがかかっているとは昔から知っていました。生活に支障は一切きたしておりません。それにもかかわらずストップかかったのは事実です。ここにある「主要な展望地点からの眺望、丘陵の尾根線を越えないこと」これはどこを指しているのでしょうか。
・結局は特別名勝松島の指定地であるが故に、市街化調整区域になっているということも言えると思う。
・現状の地区区分の違いは、土地の形状とかに違いがあるのですか。そういった部分をしっかりと見て、見直しをして欲しいと思います。
・指定解除が難しいということであれば、一番規制の緩やかな３種地区に全部していただきたい。そうであれば、見直しで現状に即した形になるのではないかと思っています。
・この通りここに集まっているのはみんな年寄りばかりで全然若い人がいない。正直、特別名勝って影響ある。結局、色んな法的規制の中でもとりわけ厳しいという印象を持っている。
・家を建替えた際、申請すれば許可がなりますと確かにその通りだったですが景観配慮の費用がそれなりにかかっているので、影響は少なからずあります。そこは認識していただければと思います。助成を考えていただきたいと思います。
・10 年以上も前の話ですが、現状変更は３ヶ月かかった。そういう影響もありますので、認めるのであればもっと短い期間で許可を出していただければと思います。
・番ヶ森山は集落が伐採してメンテナンスしてきた。
・計画が出来て、10 年後あたりにはまたこのような会合とか開く流れになっているのですか。こういう住

民意見交換会はぜひやって欲しいなと思います。
・地域社会に役立つ活用の方向と言っていましたが、ぜひ「地域住民と共に」という言葉も欲しい。
・自分の子供達とかが自由に家を建てられないのが問題。
・何十年かかろうと指定解除に動いてもらいたい。計画策定と同時に進めてほしい。
・もっともっとこの特別名勝松島に人が呼び込めるような取組を文化財課としても関わっていただければと思います。

２　地域住民説明会

説明内容
・特別名勝松島保存活用計画（案）の内容について

令和４年 10 月７日　塩竈市朴島地区
・マツクイムシで枯損したマツが海で漂流し，養殖や船の航行に支障が出ているので何とかしてほしい。
・大震災の時には，私たちは神社に逃げ込みましたが，非常に寒く，神社脇の一件の空き家にみんなで集まって避難をした。

令和４年 10 月 20 日　東松島市宮戸地区
※同日開催の地区役員会の関係で、計画案について概要説明のみ実施。後日意見交換することとした。

令和４年 11 月 15 日　七ヶ浜町該当地区
・菖蒲田の西側に小さい浜が２つあり、波が来ると砂浜が見えなくなるぐらい捨て石が打ちあがってくる。
・浜のゴミが処理しきれない。助成金とかお願いしたい。県の土木部署にいっても回答がない。
・花渕浜の灯台から海岸線で、遊歩道でこの辺を観光するようなルートをつくれるといい。資源をまず活用して地域活性化を図るという考え方に立っていただきたい。
・今の景観を大事にしながら、散策するとか、親しみやすい遊歩道をつくることは今まではできなかった。それが今度できるようになるという理解でいいですか。
・馬放島と地蔵島をテトラでつなげている。ところがあの震災でそのテトラが崩れちゃった。県で崩れたテトラを一応はもとの状態まで復旧したが、崩れたものを元の位置に戻さないで、新しいテトラ持ってきて復旧したから、満潮時は見えないですけど。干潮時になると目立つ。
・多聞山の毘沙門堂ですが、そこから松島を見るのが一番素晴らしいと思う。ですが木がいっぱいになってきて、その景観が見られない状態。
・景観保護ということですが、県も町も行政の所有している土地でしかやらない。マツクイムシは個人所有の土地でも被害が広がっているので、景観保護というのであれば、個人の土地も被害と景観は変わらないので、個人の所有している土地でも対策すべき。
・見晴らしのいいところでペンションとか建てたいという人もいて、そういういう人ためには、綱引きするようなことがないようにしてほしい。

令和４年 11 月 21 日　利府町須賀地区
・太陽光発電。いろいろ蔵王とかなんかでも景観の問題になっていますが、やっぱり、私たちとしても松島の景観を損なうというのでは、太陽光とかは来て欲しくないという気持ちはあります。

・今の塩竈市の中倉の埋立地は後５年くらいで終わる。あそこは目の前に海がきれいに見えるので、もったいないです。実際、利府町の土地使っているけれども、あれが４年後にはもう終わってしまので、展望台とか用意してもらって、須賀地区のために役立ててもらえばと思います。
・空き家が目立って人口減少が著しいので、カバーすることが必要。
・市街化調整区域が死活問題になっている。やっぱり県の方でも協力してもらいたい。
・家が自由に建てられないから足が遠のく。うまく入れる制度にしてもらいたい。
・最終的には現行計画の見直し、区域も含めた方向性をしっかり出していただきたいと思います。それが町内全体の意見だと思います。
・今すぐでは無理でしょうけど、浜田地区とつなげるとか、道路なども考えてほしい。
・馬の背は利府町が頑張っているけど、看板だとか県も協力してほしい。馬の背に行こうとする人がよく間違ってこちらにくる。
・塩竈だけここ数年で 70 世帯ぐらい入ってきている。利府町は文化財だからダメってことにきこえる。塩竈がなんで文化財から外れているのか。七ヶ浜は入っているのに。

令和４年 11 月 29 日　利府町赤沼地区

・景観って言った場合、どっちかっていうと松島の島と、それに付随する海岸が大きな要素だと思うのです。その場合、ちょうどこっちの山全然見えませんよね。確認できますか。していますか。
・１年前に言ったように、誰のための規制なのかということです。この地区の衰退の原因がこうした第１種地区の設定じゃないのか。
・何十年も前の政治的な配慮の中でこのような状態だから、そこを取り払うようにしてくれ。
・今の都市に住んでいる人のために我々がいるわけではないということで、年に数回しかこない人のために我々が生きている訳じゃない。
・この辺の第１種保護地区は第３種にしてもいいじゃないか。番が森は海からも完全に見えますので重要でしょうけど、それ以外の三つの部分はまるっきり影響がないと思う。
・内容を固めた状態で来ているのだろうから、今更地域から外せ、簡単に言えば旧１Ａ地区のところで松島から見えないところは外してくれと言われたから、それを外すというようなことには及ばない、いかないというであればそれはその通りに言ってもらった方が無駄なことをしなくて済む。
・都市計画上は第一種住居区域かな。だから基本はある程度の事務所だったり、一般の住宅だったり、大概のものは建てられる。そういう将来、市街化を促進するための市街化区域。そういう位置付けになっている。ただ、この通り赤沼はいろんなところで不便だから、民間の開発業者がなかなか入らない。
・この計画読むと、ここで生活している人は生業・生活上必要不可欠で、かつ、当該地でしか用のなさないものを除き、原則認められてないですよね。これ死活問題ですよ。
・山切ったり、畑をならしたりしなければ宅地はできない。地形の形状変更が宅地造成の前提。道路の水道、下水道も全部。
・ちなみにこの２種にできなかった理由っていうのはどういうことですか。もともと１Ｂ、Ｃ、2Bだったのが、第１種だと素直に考えれば、第２種でしかるべきだと考えています。
・第１種ではきつくなるイメージになる。やっぱり最低限第２種してもらわないと。
・山林は１種じゃなくて、せめて２種に直してもらえないだろうか。初めてこの場所はどんなところだろうって調べてくれた人には、ネットとかに第１種の緑が出てくる。
・沢田須賀と一緒の扱いになっている。浜田と須賀は海から見えるが赤沼の山は海から見えないのに、なぜ

一緒なのか。

令和４年 11 月 30 日　利府町浜田地区

・山の陰とか、なるべくなら除外したほうがいいと思う。結局そういうとこまで指定されて、手付かずでかえって荒れている。
・山の方は逆に全部山砂取って工業団地できるような土地が出来ている。そこまでしなくても、きちっと県が入って管理すれば綺麗になる。
・景観って満潮時のことを言っていませんか。海の水が満潮でこう見たときに綺麗だよと。干潮になったときに海岸見てください。貝殻とかで汚いよ。
・牡蠣殻とかなくなって綺麗な干潟になっていれば、ここで潮干狩りとかやっていくような方法もあるかもしれません。
・塩竈市新浜２丁目辺りの景観は、今のところまだ松林残っている。それをどうして指定しておかないのか。これ指定しておかなかったら、ここの場所でいつでも開発してＯＫです、ということになる。
・今日は景観を守るための話し合いだから、それを強力に進めなかったら、他のとはバランスが取れない。
・何も使ってない山の状態を一度崩したらもう元には戻せないでしょう。保護を頑張っていただきたいと思います。
・我々ちっちゃい時からみてきているけれども、当時の印象と今の印象では、もう木が結構伸びている。

令和５年１月 19 日　東松島市野蒜地区

・野蒜地区にはあまり関係のないことですけれども、宮戸島に月浜があります。あそこで、昔からの伝統でえんずのわりをやっています。ところが子供が少なくて中止になりました。宮戸地区の景観のために、島民しか残れないということを聞いています。ああいう伝統的なものがやれないのは寂しい。人口を少しでも増やすことが必要だと思います。
・ここ野蒜地区は持続可能な観光地域百選で脱炭素地区。今回、太陽光は新しい基準として変更になると認識しました。今回変更にあたって、だいぶ歩み寄ってきちんと調整が取れたかと思います。
・高台移転地でも、今までの現状変更でご指導いただいて、まちなみを見ていただくとわかりますが、景観を本当に重視した家になっています。
・野蒜地区としてはボランティア団体のご指導もいただいて、マツの植栽や２年がかりで 100 本植えてきました。そういうことで地域でも取組んでいるところでありますので、野蒜地区の特別名勝に御理解いただきながら、取組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

令和５年１月 20 日　松島町高城地区

・この地区も若い人が少なくなってきている。若い人が住みやすい街にしていく必要がある。移住定住など県は松島の環境の良さなどをもっと PR していくべき。
・国道 45 号線の歩道など、ずっとお願いしているものがなかなか実現しない。活用のためにも重要だと考える。
・四大観をもっと整備して活用していくべき。
・竹林が拡大するなど里山の環境が悪化している。対策をたてるべき。

令和５年１月 24 日　東松島市宮戸地区

・あと 10 年ぐらい早くあったらよかったですね。こういうのが 10 年前に行われていれば、こんなにこの島の人が減らなかった。
・嵯峨渓遊歩道というのが、今すでにもう財産としてありますよね。この道路が風化して壊れている。
・ミノワ島ってあるのですが、ここに海鳥、カモメがいてみんなマツが枯れてしまっている。これが３番目です。最初は黒島で、島に一本も木が無くなっている。
・ウミウとかウミネコとか保護鳥になっている。だから公に鉄砲で打つとかできない。あれだったら食糧にでもしたらいいとか思うけど。
・高齢化ではなく限界集落に近い。未就学児１人、小学生が 10 人ぐらい。65 歳以上がもうたくさんいる。
・一生懸命力を入れてくれれば、いつかまた変わってくる。頑張って。
・暮らしやすくしていきますという説明は、確かに 10 年前よりはその通りだと思います。でも、農水とか商工観光課とかに木が切れるとかちゃんと伝わっていないと思います。

令和５年１月 25 日　松島町磯崎地区

・以前２ヶ月ぐらい許可にならなかった。
・工事が長くなって景観が悪いところは、ある程度強く言ってもいいじゃないか。
・松くい虫やられた本数がわかるのですか。
・移住の弊害になっているのは、特別名勝地域の規制。
・夏に海水がすごく汚れる。遊覧線が走ると堆積物が攪拌されて水が本当に悪い。もう島は最高ですけども、水の色がやっぱりちょっとあんまりで、その辺はどうなのかな。
・高城川のヘドロ堆積物が来る。その流れてきたものを取らないと。
・観光客は日帰りでさっと見て笹かま食べて帰っちゃう。ですから、隣接する地区とも共同して、大きく松島というところを考えていかなきゃいけない。
・松島の中でも山手の方でも里山とか本当にのんびりしていいところもある。そこを回遊させるルートをトータルで考えていただければと思います。
・本当綺麗だなというところを訴求して、観光客が長時間滞在してもらえるようになると、移住する方も増えてくる。

資料３　松島が描かれた主要な芸術作品

松島町史 (資料編Ⅰ・Ⅱ)（1991 年刊行・松島町）や、図録「特別展　はるか　みちのく」（2001 年・東北歴史博物館）で集録されている明治期ごろまでの松島を題材とした芸術作品を掲載する。

１　和歌　（出典：松島町編さん委員会 1991「松島町史　資料編Ⅱ」）

No.	出典	作者	題	歌
1	蜻蛉日記	右大将藤原道綱の母	「西の対に退出した登子と交情を深める」の条	松島の風にしたがふ波なれば寄るかたにこそたちまさりけれ
2	枕草子 (能因本)	清少納言	島は	島は、浮島、八十島、たはれ島、みづ島、松が浦島、まがきの島、豊浦の島、なと島
3	源氏物語	紫式部	堅木	ながめかるあまのすみかと見るからにまづしほたるる松が浦島
			須磨	松島のあまの苫屋もいかなむる須磨の浦人しほたるるころ
			須磨	塩垂るることをやくにて松島に年ふる海士もなげきをぞつる
			夕霧	なるる身をうらむよりは松島のあまの衣にたちやかへまし
			夕霧	松島のあまの濡れぎぬなれぬとてぬぎかへつてふ名をためやは
4	後撰和歌集	素性法師	西院の后、御ぐしおろさせ給ひておこなわせ給ひける時、かの院のなかじまのまつををけづりてかきつけ侍りける	おとにきく松がうらしまけふぞ見るむべも心あるあまはすみけり
5	後拾遺和歌集	源重之	題不知	まつしまやをじまのいそにあさりせしあまのそでこそかくはぬれしか
6	詞花和歌集	清原元輔	ある人の子三人にかぶりせさたりけるに又日いつかはしける	まつしまのをじまのいそにむれゐるあしたづのおのがさまざまみえしちよかな
7	千載和歌集	殷富門院大輔	歌合し侍りける時、恋の歌とてよめる	みせばやなをじまのあまのそでだにもぬれにぞぬれし色はかはらず
		顕昭法師	―	浪間より見へし景色ぞ変わりぬる雪ひりにけり松がうら島
8	重之集 (西本願寺蔵・三十六人集)	源重之	むねたかゝみちのくにゝて、ことも三人かかうふしはへりける、またのあした	まつしまのいそにむれゐるあしたつのおのがさまざまみえしちよかな
9	大納言公任集	藤原公任	月のあかゝりける夜、一品の宮に殿上人あまたまいり給ふるに、くちすさみに松が浦島とのたまひたりけるをきゝて、うちの人	さかしかる人もなければ行末の契にきつる松かうらしま
10	古今和歌六帖	戒仙法師	しま	みちのくにありともいふなる松嶋のまつにひさしくとはぬ君哉
11	出観集	覚性法親王	月照遠島	まつしまやをしまかおきのはなれしま島つたひ行秋のよの月
12	堀河百首	源俊頼	千鳥	あらしふく雄島か磯の浜千鳥岩うつ波にたちさわぐなり

No.	出典	作者	題	歌
13	新古今和歌集	宮内卿	八月十五夜和歌所歌合に、海辺秋月といふことを	こころあるをじまの海人のたもとかな月やどれとはぬれぬものから
		鴨長明	同	松島やしほくむあまの秋のそで月は物おもふならひのみかは
		藤原家隆朝臣	和歌所歌合に、海辺ノ月を	秋の夜の月やをじまのあまのはらあけがたちかきおきのつりぶね
		正三位季経	文治六年女御入内屏風に	風さゆるをじまがいそのむらちどりたちゐるは浪のこころなりけり
		有家朝臣	土御門内大臣家にて、海辺ノ歳暮といへる心をよめる	ゆくとしををじまのあまのぬれ衣かさねて袖に浪やかくらん
		皇太后宮大夫俊成	守覚法親王家に、五十首歌よませ侍りけるに旅歌	立ちかへり又もきて見ん松しまやをじまのとまや浪にあらすな
		式子内親王	百首歌たてまつりし時	松がねのをじまの磯のさよまくらいたくなぬれそあまの袖かは
14	新勅撰和歌集	前参議親隆	久安六年、崇徳院に百首歌たてまつりけるはるのうた	松しまやをじまがさきのゆふかすみたなびきわたせあまのたくはは
		前内大臣	建保六年内裏歌合、恋歌	松しまやわが身の方にやくしほのけぶりのすゑをとふ人もかな
		祝部成重	題しらず	こころあるあまのもしほ木たきすてて月にぞあかすまつがうらしま
15	続勅撰和歌集	権律師公猷	海辺擣衣といふことを	まつしまやあまのとまやのゆふぐれにしほかぜさむみ衣うつなり
		藤原光俊朝臣	海辺雪	ふりつもるゆきふきかへす塩風にあらはれわたる松が浦島
		鎌倉右大臣(源実朝)	題しらず	うき名のみをじまのあまのぬれ衣ぬるとないひそくちははつとも
		権大納言(藤原)実雄	百首歌たてまつりし時、おなじ心を	まつしまやあまのもしほ木それならでこりぬおもひにたつ煙かな
		西園寺入道前太政大臣(公経)	恨恋の心を	うき名のみをじまのあまに実をかへていかにうらみむ人のこころを
16	続古今和歌集	土御門内大臣(源通親)	千五百番歌合歌	うらかぜやよさむなるらん松しまやあまのとまやにころも擣つなり
		皇太后宮大夫俊成(藤原)	海路時雨を	そでぬらすをじまがいそののとまりかな松かぜさむみ時雨ふるなり
		詠人不知	だいしらず	みちのくにありというなる松しまのまつにひさしくとはぬきみかな
		大蔵卿有家(藤原)	千五百番歌合に	かぜふけばあまのとまやのあれまくもをじまがいそによするなみかな
17	新後撰和歌集	今上御製(後二条天皇)	海月といふ事をよませ給うける	もしほやく煙もたへて松島やをじまの浪にはるる月かげ
		皇太后宮大夫俊成女(藤原)	千五百番歌合に	松島やをじまのいそによる波の月のこほりに千鳥なくなり
		見仏上人	蓮生法師松島へまうでて、法門など談じてかへり侍りけるにつかはしける	ながき夜のやみぢにまよふ身なりともねぶりさめなば君を尋ねん
		蓮生法師(藤原知家)	返し	やみぢにはまよひもはてじ有明の月まつしまの人のしるべに
		後久我太政大臣	建保六年、内裏歌合に	松島やわが身のかたにやくしほのけぶりの末をとふ人もがな
		遊義門院	題しらず	つれなくも猶逢ふことを松しまや雄島のあまと袖はぬれつつ

No.	出典	作者	題	歌
18	夫木和歌抄	後九条内大臣(九条基家)	―	千里まで枝さしかはす松島は何れの木よりなり始めけん
		慈鎮和尚	―	松島やかつきするあまをたづねてもくらぶる袖は色ぞかはれる
		上西門院兵衛	―	松島にかかれる浪のしがらみと見ゆるは藤の盛りなりけり
		従三位保季卿	―	こぞの秋越路もおそく松しまや春は雄島の帰るかりがね
		俊成卿女	―	松島や雄島が磯に啼かりのなみだもぬらす海士の袖かな
		法印猷円	―	たれここに秋風ふかば松島や雄島の浪にかへるかりがね
		源季広	―	おきつ風やや寒からし松島や雄島のうらに千鳥なくなり
		参議雅経卿	―	名残をや雄島の波にたつ雁のおのが翼もしほれてぞゆく
		藤原家長	―	海士の袖いかにほしあへで松島や雄島が磯に衣打つらん
		藤原忠謙	―	散りぬべき雄島が磯の紅葉ばに荒くもよする沖の波かな
		源仲正	―	汐風に雄島のさくら花かけて浪のみたてもなくて散りぬる
		如覚法師	―	さし昇る月の出汐にさそはれて雄島の千鳥浦つたふなり
		源有仲	―	藤浪のかかれる松が浦にきて見るめにあかぬあまと成ぬる
		権少僧都行教	―	ゆく雁の名残をしまのうらみても袖しほたるる春の海士
		常磐井入道太政大臣(西園寺実氏)	―	すむ鶴も千世に千とせや重ぬらん岩根に生うる松が浦島
		権僧正公朝	―	汐たるるあまにその名をまがへてや住みはじめけん松が浦島
		藤原俊成	―	頼めおく人やありけん浪かぜに衣うつなり松が浦島
		民部卿為家	―	夏かりの沖のふるえの寂しさにいとど恋しき松が浦島
		神祇伯顕仲卿	―	暁やをじまが磯の松風にころもかさねよゆらのうら人
19	玉葉和歌集	勝命法師	藤原親盛家歌合におなじ心を	よ舟こぐせとのしほあひにつきさへてをじまが磯に千鳥しばなく
		前大納言為家	女につかはしける	浪のよるしほのひるまもわすられず心にかかるまつがうらしま
		清少納言	人の許につかはしける	使ある風もふくと松しまによせて久しきあまのはしぶね
		源俊平	宝治二年百首の歌に島鶴といふ事を	芦たづね啼音もとほく聞ゆなり浪しづかなる松が浦島
20	続千載和歌集	津守国助	山階入道左大臣家十首歌に、島月	波かくるをじまのとまや秋をへてあるじもしらず月やすむらん
		後京極摂政前太政大臣(藤原良経)	正治二年百首の歌奉りける時	のとかなる春の光に松島やをじまの海士の袖やほすらむ

No.	出典	作者	題	歌
20	続千載和歌集	前中納言定家	秋	まつ島のあまのころもで秋くれていつかはほさん露もしぐれも
		正三位知家(藤原)	名所百首歌奉りける時	松島やをじまのあまに尋ねみんぬれては色やかはると
		前参議忠定	題しらず	まつしまやをじまの海士のすて衣おもひすつれどぬるる袖かな
21	風雅和歌集	従二位家隆(藤原)	雑歌に	あけわたるをじまの松の木のまより雲にはなるる海士のつり船
22	新千載和歌集	前中納言有光	百首歌たてまつりしとき	うき名のみをじまのあまの夕煙たてじとすれば浦風ぞ吹く
23	新拾遺和歌集	醍醐入道前太政大臣(藤原良平)	千五百番歌合に	あひみても名残をじまのあま人はけさのおきにぞ袖濡らしける
24	新続古今和歌集	御嵯峨院御製	文永二年白川殿にて、人人題をさぐりて七百首歌つかまつりける次に、浦藤をよませ給ふける	心あるあまやうゑけん春ごとに藤さきかかる松がうらしま
		前大僧正定助	老後述懐といふ事を	つれなくもいまはなにをか松島やをしまむ老の波をかさねて
		大蔵卿有家	守覚法親王の家の五十首の歌	浪かへるをじまが磯の梶まくら心して吹け八重の潮かぜ
25	新葉和歌集	土御門入道前右大臣(源師房)	住吉社三百六十番歌合に、雑地儀を	松島やをじまの波にこととはんたちかへるべき時もあり
26	西行上人集	西行	遠く修行し侍けるに、きさかたと申所にて	まつしまやをしまの磯も何ならすたゝきさかたの秋の夜月
27	丹後守為忠朝臣家百首	藤原為忠	島巌	海人の住む雄島が崎のそなれ石にたえずもかかる沖津浪
		藤原忠成	―	松島の松の木蔭にそばたてる岩根のこけも年ふりにけり
		藤原盛忠	―	松島の巌に生るかたのりを浪はひけれどもはなれざりけり
28	源師光集	源師光	霞のこゝろを	まつしまや秋かせさむきいそねかなあまのかるもをひしきものにて
29	秋篠月清集	良経	家撰歌合に　秋旅	まつしまや秋かせさむきいそねかなあまのかるもをひしきものにて
30	光経集	光経	海辺恋	なをさりの契り斗を松しまやおしまれぬ身はとしはへに島
31	長明集	長明	海辺恋	たまもゆふあまの袖かきぬしやたれけにこゝろある松かうらしま
32	範宗集	範宗	松島	しらなみのしらすきみをまつしまになみたちかへりかくるこゝろを
33	壬二集	藤原家隆	―	思ひ侘び松が浦島尋ねみん心あるあまやなぐさむるとて帰る雁雄島のあまを恨みてや己が翅も藻汐たるらん
34	玉吟集	藤原家隆	松島	あまのそてあらそひかねて松しまもしたもみちする秋そかなしき
35	拾玉集	慈円	望春ニ未刻　可在海門東	みちのくや春まつしまのうは霞しはなしなこその関路にそ見る
			松	わが袖を見せばや人にまつ島や小島のあまのぬれ衣とて

No.	出典	作者	題	歌
35	拾玉集	慈円	水郷秋夕	まつしまやあをしまの海士になれてたに情はふかし秋のゆふ暮
			―	あまの子も千代経ぬべしと思ふらん蔭に隠るる松が浦島
			―	心ありて物語せむ海人もがな舟こぎとめむ松が浦島
			―	浦づたふ旅の哀は松島や小島のあまの袖ばかりかは
			―	四方の海や霞どけき松が浦の春の湊に春風ぞふく
36	後鳥羽院御集	後鳥羽院	遠島朝霞　建仁元年正月十八日影供御歌合	春霞立てるやいずこ朝日影さしゆく舟を松が浦島
			五月雨	あま人は袖ともわかすしほるらんをしまか磯のさみたれのころ
			雑百首	松しまのあまのとまやはしらねとも我袖のみそしほれわひぬる
			―	夏もまだ雄島が磯の梶枕うきねの浪に秋風ぞたつ
37	院百首	守覚法親王	―	いそまくらぬるにいとひし塩風に月かけよする松がうら島
		前大僧正慈円	―	いとどしく我は恨みぞ重ねつる誰まつ島のあまのもしほ火
38	千五百番歌合	保季朝臣	―	浪のうへにいざよふ月を松島や小島が磯の秋の初風
		源通具	―	あま人の干敢ぬ袖も凍るらむ小島の浪に月さゆる夜は
39	撰歌合	内大臣(源通親)	海辺秋月	あま人も月に心のあればこそ名高き秋をまつが浦島
		讃岐	海辺秋月	松島や雄島しまのあまも心あらば月にやこよひ袖ぬらすらむ
40	水無瀬殿歌合	俊成卿女	海辺恋	契りしを我みひとつに松島やをじまの浪の音ばかりして
		藤原有家朝臣	―	松島や恋せぬあまのぬれ衣ぬれてもしばしほさぬ物かな
		定家朝臣	―	別れのみを島の海士の袖ぬれて又はみるめをいつか刈べき
41	卿相侍臣歌合	丹後	海辺月	ほしやらぬを島のあまの袖までもやどりやすらんあたら夜の月
		藤原良平	―	あさりするをじまのあまのぬれ衣みなれてなれて宿る月かな
		正二位藤原季能	朝草花	ひとりみる袖こそあまに通ひけれをじまが磯に月や更けぬる
42	拾遺愚草	藤原定家	冬十五首	たれをまた夜ふかきかせに松島やをしまの千鳥声恨らん
			松島	ふくるよを心ひとつにうらみつゝ人まつしまのあまのもしほ火
			詠百首和歌　寄海　人恋	袖ぞ今は雄島のあまもいさりせむはさぬ類ひに思ひけるかな
43	内裏名所百首	僧正行意	松島	松島や雄じまのあまのならひまてみゆめゆへにや袖ぬらすらん
		従三位家衡卿	―	松島やをじまの磯のあまの袖いくとし波にしほれきぬらん

No.	出典	作者	題	歌
43	内裏名所百首	俊成卿女	―	逢までと空ゆく月を松島のなみより外にとはぬ袖かな
		兵部内侍	―	松島やおしまぬ秋の名残にも有明の月やみるらん
		散位行能	―	おもひたつよりもつらし松島やをじまのあまの袖の塩かぜ
		藤原康光	―	くれは又いかに忍ばん松島やをじまの海士のよるの思ひを
44	紫禁和謌集	順徳院	松島	逢にかふる契をのみそまつ島やおしまれぬ身のならひ成せは
45	俊成卿女家集	俊成女	冬	まつしまや小島かいそによるなみの月のこほりに千鳥なくなり
46	柳葉和歌集	宗尊親王	海辺恋	松島やをしまのあまもうき人のつらさにしほるたもとならねば
47	竹風和歌抄	宗尊親王	秋島	心あるあまの苫やも夜寒にて衣うつなり松かうらしま
48	大納言為家集	藤原為家	建久三年九月十三日夜仙洞影供十首歌合	いくつにも思ひやいてん松島やをしまかいその秋の夜の月
49	新和歌集	藤原頼業	海辺帰雁	松島や雄島が崎の夕なぎに数あらはれてかへる雁がね
		清原公高	磯千鳥	有明の月かたぶきて松島や雄島が磯に千鳥なくなり
50	越前々司平時広集	平時広	松島	まつしまのをしまのあまもわかことやそてをくたして物おもふらん
51	資平集	資平	恋	心あるあまのみるめをたつねてもそてになみこす松がうら島
52	飛鳥井雅有集	飛鳥井雅有	松浦島	きのふけふなみふくかせもあきかけてまたきすゝしき松かうら島
			松島	まつしまやいまはおしまぬうき名かなつゝみもあへぬ袖のしほたれ
53	伏見院集	伏見院	名所卅首　松島	ところからあらぬひかりもなさけかな月まつしまのあまのいさり火
54	拾藻集	藤原公順	帥親王家五十首歌	まつしまやをしまかいそのありあけに月をのこしてちとりなくなり
55	草菴集	頓阿法師	月前煙	月見てもたつるけふりは心あるあまともいはじ松が浦島
56	飛鳥井贈大納言雅世集	―	月前遠島	雲はらふ風のやとりの松しまやをしまの月の影そさやけき
57	飛鳥井雅世集	―	松島	涙せく身はあま衣松島やおしまぬ袖の何のこるらむ
		―	松島	松島やをしまのあまもよそならぬ浪かけ衣色そつれなき
58	為富卿詠	歌人佚名	歳暮	行としをしまのあまのおとめこは若葉つむへき春やまつらん
59	沙玉和歌集	後崇光院	松島	松しまやおしまれぬへきみとりせは猶立帰うらみてやみん
60	草根集	正徹	島月	あけやらてむへ心あるあまのとの月によふかき松が浦島
			遠島雪	心ある家ゐをみはや雪つもる浪まの松かうら島のあま
			月	なかめけんこの坂本の松しまやをしまの月の秋をしそ思ふ

No.	出典	作者	題	歌
60	草根集	正徹	浦松	行みはや松か浦島末のよに心ある海士の心なくとも
61	後花園御集	御花園院	月前遠島	松しまやをしまのああまもおしむらん浪ちはるかに月そかたふく
62	東常縁集	東常縁	たいしらす	まつしまやをしまのよまやくれはてゝ猶おもかけにうらかせそふく
63	亜槐集	雅親	聞恋	おほつかなまたみぬ松が浦島にむへ袖ぬらす浪やよすらむ
			島千鳥	こゝろある海士の覚のいかならむ千鳥なくなり松が浦島
64	住吉社奉納百首	持康	島鶴	松島や松も久しき友なれば千代をかたらふたづのもの声
65	言国詠草	言国	松島	あふことはいつを限とまつしまや身をうら浪にそてはやつれて
66	柏玉和歌集	後柏原院	名所松	ゆきてみん心あるあまのすさみ迄思ふもゆかし松かうらしま
67	将軍家百首	実隆	月前遠島	こころある誰あこがれて行く船の月にもかよふ松が浦島
		宗伊(杉原賢盛)	―	心ある月もすみけり藻汐くむをしまのあまの沖の苫屋に
68	為広詠草	冷泉為広	浦月	むへ心なくてを見はや有明の浪間にけふる松かうら島
			島霞	曙を島に浮めてむへこゝろあれなとかすむ松が浦島
69	春夢草	肖柏	松島	したもえによそへてをみよ松島や月澄秋のあまのもしほ火
			海辺時雨	松島や千しまをめぐるむら雲のひまもしくるし波の音哉
70	邦高親王御詠	邦高親王	月前遠島	秋の夜は松かうら島あまならてたれ心ある月をみてまし
		邦高親王	月前遠島	風の音もふけゆく松かうら島にたれ心ある月もすむらん
71	雪玉集	三条西実隆	松島	恨さへ波にいつまて松しまやおしまぬいのちあふにかへすは
			鹿のはしめて鳴聞て	逢ことにかへんをのみにまつしまやおしまは命露はかりたり
72	遠忠	十市遠忠	月前遠島	今夜又名もみちのくのまつ島やをしまの苫も月に見え行
73	十市遠忠詠草	十市遠忠	海上侍月	心なき海士も十いろの底かけてみるめに月や松かうらしま
74	後奈良院御製	後奈良院	島鶴	心あるあまやきくらんよる浪にたつも鳴なる松かうらしま
75	心珠詠藻	相玉長伝	遠島月	今そ思ふみぬをこたりしも松島やをしまの月を老と成まて
76	中院也足軒詠七十六首	中院通勝	松島	松しまや海人の衣にくらへみんほさてくたせるたくひありやと
77	衆妙集	細川幽斎	浦松	心あるあまのしわさに釣舟をよせてはつなく松がうら島
78	今川氏真詠草	今川氏真	月前船	おもほえす松島お島こくふねは明行月や泊りなるらん

２　文学作品　（出典：松島町編さん委員会 1991「松島町史　資料編Ⅱ」）

セバスチャン・ビスカイノ	「金銀島探検報告」
林春齋	「日本国事跡考」
西山宗因	「松島一見記」
長屋輿四郎	「海陸世話日記」
大淀三千風	「松島眺望集」
井原西鶴	「好色一代男」「一目玉鉾」
松尾芭蕉	「おくのほそ道」「松島ノ賦」「松嶋前書」
河合曽良	「曽良旅日記」
(河合曽良)	「松島記」
天野桃隣	「陸奥衞」
中将吉村	「塩松紀行」
左中将吉村	「松賀浦島記」
連阿	「壺の石碑」
朱桃	「金華山紀行」
釈釣月	「みちのく紀行 (松嶋紀行)」
山崎北華	「蝶の遊」
佐々木泉明	「松しま紀行」
吉見幸和	「遊塩松記」
(著者不明)	「東夷名所記」「松島紀行」「奥州里諺集」「奥州仙台領遠見記」
木田几掌	「几掌禅癖 (東奥紀行)」
長久保赤水	「東奥紀行」
三浦迂齋	「東海濟勝記」
加藤暁臺	「しをり萩」
大伴大江丸	「俳諧懺悔文」
紀徳民	「游松島記」「をしまのとまや」
富田伊之	「奥州紀行」
伊能忠敬	「奥州紀行」
朴斎道也	「松島紀行」
菅江真澄	「菅江真澄遊覧記」
橘南谿	「東遊記」
古川古松軒	「東遊雑記」
半井行蔵	「松島紀行」
林叟	「松しま紀行」
藤原芳磨	「奥の美知久佐松島の記」
只野真葛	「松島のみちの記・香蓮といふくだものゝ由来」
南山古梁	「塩松紀行」
掘田正敦	「松前紀行」
寺田能円	「松島案内記」
遠猪走道知	「嚢塵埃捨録」
伊勢屋半右衛門版	「新板頭書　松島往来」
泉崎真畔	「松島日記」
小宮山楓軒	「浴陸奥温泉記」
吉田松陰	「東北遊日記」
楠本端山	「松島行記」
安井息軒	「読書余適」
牟田高惇	「諸国廻歴日録」
春永逸史	「陸奥廼名所栞」
伊達慶邦	「やくたい草」

たみ水戸家司妻	「松島旅行日記」
七蕋庵主人	「松島実記附録」
正岡子規	「はて知らずの記」
ブルーノ・タウト	「タウトの日記」

３　絵画　（出典：東北歴史博物館 2001『特別展　はるか　みちのく』所収　有賀祥隆「陸奥の歌枕と美術」）

厳島・松島図屏風　土佐光起筆	六曲一双	江戸時代（17 世紀）	屏風絵
塩竈松島図屏風	八曲一双	江戸時代（18 世紀）	屏風絵
松島図屏風	六曲一隻	江戸時代（17 世紀）	屏風絵
塩竈松島図屏風	六曲一双	江戸時代（17 世紀）	屏風絵
奥州千賀浦松島図屏風　桜井雪館筆	六曲一双	江戸時代（18 世紀）	屏風絵
松島図屏風　原在照筆	二曲一双	江戸時代（19 世紀）	屏風絵
塩竈観月図　中山高陽筆	一幅	安永 4 年（1775）頃	南画・文人画
陸奥奇勝図巻　池大雅筆	一巻		南画・文人画
松島図　池大雅筆	一幅	明和 2 年（1765）	南画・文人画
松島真景図　細井平洲筆	一幅	江戸時代（18 世紀）	南画・文人画
松島塩竈図　谷文晁筆	一巻		関東画派
松島暁景図　谷文晁筆	一幅	文政 9 年（1826）	関東画派
松島御島秋晩図　立原杏所筆	一幅	文化 7 年（1810）	関東画派
陸陽松島真景図　高久靄厓筆	一幅	文政 4 年（1821）	関東画派
塩竈松島図　長谷川雪旦筆	一幅	江戸時代（19 世紀）	長谷川派・諸派
松島真景図　長谷川雪旦筆	一幅	江戸時代（19 世紀）	長谷川派・諸派
奥遊詩画巻　作者不詳　武元登々庵詩文	一巻	江戸時代（19 世紀）	長谷川派・諸派
塩竈富山図　佐久間洞厳筆	一巻	江戸時代（18 世紀）	仙台藩画員
陸奥国塩竈松島図　佐久間洞厳筆	二帖	享保 13 年（1728）	仙台藩画員
松島図　東東洋図	双幅	江戸時代（19 世紀）	仙台藩画員
金華山松島図　東東洋筆	双幅	天保 8 年（1837）	仙台藩画員
塩竈松島図　小池曲江筆	一巻	江戸時代（19 世紀）	仙台藩画員
塩竈松島図　小池曲江筆	一巻	江戸時代（19 世紀）	仙台藩画員
塩竈松島図　小池曲江筆	六曲一双	江戸時代（19 世紀）	仙台藩画員
勝画楼望月・五大堂観月図　菅井梅関筆	双幅	天保年間（1830 ～ 44）前半	仙台藩画員
松島五大堂図　菊田伊洲筆	一幅	江戸時代（19 世紀）	仙台藩画員
陸奥松島風景（本朝三景之内）　安藤広重筆	三枚		浮世絵
陸奥松島風景　富山眺望之略図　安藤広重筆	一枚		浮世絵
奥州塩竈松島之略図　葛飾北斎筆	一枚		浮世絵
松島五大堂図　高橋由一筆	一面	明治 14 年（1881）	油絵
松島図	一面	明治 14 年（1881）	油絵

引用・参考文献

松島町編さん委員会 1991「松島町史　資料編Ⅱ」
有賀祥隆 2001「東北の歌枕と美術」『特別展　はるか　みちのく』東北歴史博物館

報告書抄録

【書名】 特別名勝松島保存活用計画策定事業報告書
【ふりがな】 とくべつめいしょうまつしまほぞんかつようけいかくさくていじぎょうほうこくしょ
【発行機関】 宮城県教育委員会（教育庁文化財課）
【編著者】 齋藤和機
【所在地】 〒980-8423　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号
【発行年月日】令和６年（2024）３月13日
【要約】特別名勝松島保存活用計画策定事業にかかる報告書で、計画策定の経緯や考え方などをまとめたもの。

【印刷】 株式会社東北プリント（〒980-0822　宮城県仙台市青葉区立町24番24号）
【印刷仕様】 表紙：コート180kg／片面PP貼加工、本文：書籍紙90kg）、オフセット印刷

表紙写真：宮城県観光プロモーション推進室　提供